

JETRO

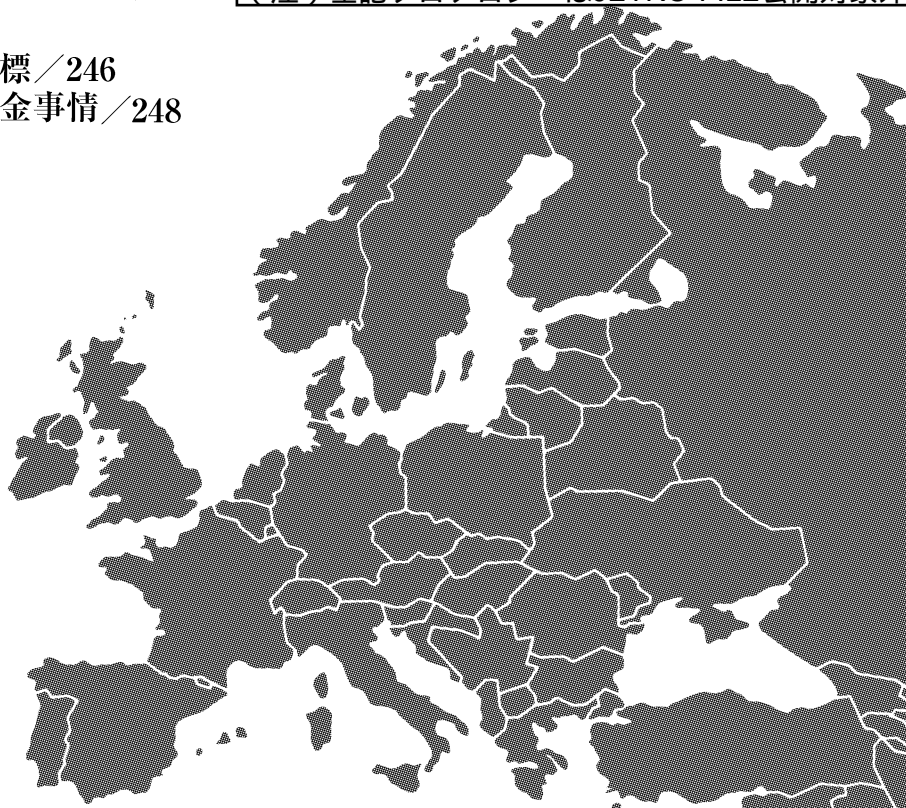
ユーロトレンド

EURO TREND

NO.57 2003・3

- Report 1 ●EU拡大と各国の取組み（その1）
（EU、エストニア、ラトビア、リトアニア）／2
- Report 2 ●欧州雇用制度調査（その2）
～西欧16カ国の雇用制度一覧～／49
- Report 3 ●ハンバーガー、フィルムの価格が取れん（ユーロ圏、英国）／82
- Report 4 ●EU拡大とユーロ／93
- Report 5 ●欧州安全保障防衛政策（ESDP）の展開とNATO／103
- Report 6 ●欧州諮問会議とEU拡大／110
- Report 7 ●中欧進出日系企業の事業環境（チェコ、ハンガリー、ポーランド）／114
- Report 8 ●西欧における雇用制度改革の現状（ドイツ、フランス、イタリア）／143
- Report 9 ●IT産業の集積進む北ユトランド、スコーネ両地域
（デンマーク、スウェーデン）／163
- Report10 ●デンマークの水産物と漁業／175
- Report11 ●英国のユーロ参加問題／191
- 欧州産業・企業クロノロジー●／195
- クロノロジー●／220
- 統計資料●主要経済指標／246
- 中・東欧ミニ情報●換金事情／248

〔注〕左記クロノロジーはJETRO-FILE公開対象外です。



EU拡大と各国の取り組み(その1) (ハーモナイゼーション調査) (EU、エストニア、ラトビア、リトアニア)

EU首脳会議(欧州理事会)が12月12~13日、コペンハーゲンで開催された。同首脳会議では、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10カ国を2004年5月1日から、新規加盟国として受け入れることで合意した。これら10カ国は2003年4月、アテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを経て、2004年5月のEU加盟を目指すことになる。

本レポートでは、コペンハーゲン首脳会議までの交渉の結果を中心に、欧州委員会の評価とそれに対する各国政府、産業界の反応や今後の対応などについて報告する。

新規加盟10カ国で25カ国体制へ(EU)

ブリュッセル・センター

1. 欧州委員会は10月、10カ国の新規加盟を勧告

欧州委員会は10月9日、EU新規加盟国決定の基礎となる「EU拡大に向けて」と題する報告書、および加盟候補国の加盟準備状況を評価する2002年の定期報告書を発表、加盟候補国のうち10カ国とのEU加盟交渉を年内終了、2004年初めのEU加盟を勧告した。

また、ブルガリアとルーマニアについては2007年加盟を目標に全面的に支援すること、トルコについては加盟準備を支援するため追加財政措置を取るべきことも併せて勧告した。同報告、および欧州委勧告は、EU特別首脳会議(10月24~25日にブリュッセルで開

催)で討議されるものである。

同報告は次の3つの重要なメッセージを伝えている。

加盟候補国の体制転換は、EU拡大に向けて加速しており、EU拡大の成功を確信する。

加盟交渉は2002年末までにほとんどの候補国との間で終了する。

EUは、第一陣の加盟に間に合わない候補国についても、全面的な支援を継続する。

(1) コペンハーゲン・クライテリア

欧州委は93年のコペンハーゲンEU首脳会議で決定したEU加盟のための基準「コペンハーゲン・クライテリア」に沿って、過去数

.....

年間にわたり、候補国の加盟準備進捗状況を評価してきた。同基準は加盟候補国に対し、次の要件を満たすよう求めている。

政治基準：民主主義、法規、人権、少数民族の尊重と保護を保障する安定した制度の確立。

経済基準：正常な市場経済の存在およびEU域内の競争に対応可能な能力の確保。加盟のための義務遂行能力（アキ・コミュニテール（以下「アキ」^{（注1）}）の採択と確実な実施能力）基準：政治、経済、通貨統合の支持を含む加盟国義務を履行する能力の保持。

加盟候補国は加盟にあたって、これらの条件を完全に満たすことが求められている。そのため欧州委は加盟候補国の達成進捗状況を評価する2002年の定期報告書では、過去12ヵ月だけではなく、今後数年間の将来を見据えた要素を加味した。

それに基づき欧州委は、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニアの10ヵ国が政治基準を満たしており、経済基準およびアキについても12月のEU首脳会議までには満たされ、2004年からの加盟準備が整うとした。（加盟交渉終了後には加盟条約の調印批准という手続きが、加盟実現までに必要となる。）

なお、拡大に向けたEUの機構改革については10月19日に実施されるアイルランドでの二ス条約批准のための国民投票での賛成承認が前提条件となっていた。（賛成62.9%、反対37.1%と圧倒多数で批准が承認された。）

（2）加盟を見据えて改善、努力が必要な分野を指摘

定期報告書は、いくつかの分野においては、加盟のためにアキとの調整を終了させる必要

があるものや、行政能力を確立させなければならぬものもあるとしている。域内市場、競争、消費者政策、環境、運輸、エネルギー、社会・雇用政策、司法・内務、税制分野がこれにあたる。

さらに特定の事項において、個別に特別な努力が必要である事項や、緊急措置を取る必要がある事項も提示されている。複数国において特別な努力が要求されている項目は、次のとおり。

関税：EU関税情報技術制度と国内制度との十分な相互連絡。

農業：直接支払いの経営・管理に不可欠な統合行政管理スキーム（IACS）の確立。

地域政策：加盟候補国の最終的な実施機構の明確化と行政能力の強化。

財政管理：加盟候補国の適切な財政管理制度の確立。

欧州委は今後、EUへの新規加盟を成功させるため、定期的に改善や努力が必要な項目をモニターし、EU閣僚理事会に報告する。加盟予定の6ヵ月前に、欧州委は包括的なモニタリング報告書をEU理事会と欧州議会に提出する。

拡大後は、欧州委がEU条約の管理者として、現行加盟国と同様に新規加盟国に対しても、EU法の適切な遂行を促していく。

さらに欧州委は、新規加盟国のEU政策への円滑な移行を保障するため、加盟条約に域内市場や司法・内務分野において特別セーフガード条項の導入を検討すべきとしている。これは、EU法との整合性を保証するためのEUの通常手法を補完するもので、期間は最長で2年とすべきとしている。

また、欧州委は定期報告書の中で、新規加盟国の制度確立のために、2004～2006年の期間で38億ユーロの予算を確保することを提案している。

（注1）欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体。

(3) ブルガリア、ルーマニアは2007年加盟を目標

一方、ブルガリアとルーマニアについては、2007年のEU加盟を目標に、欧州委が全面的に支援するとしている。

他方、トルコについては政治基準において、顕著な進展があったとされた。戦争時以外の死刑廃止や、トルコ語以外での放送、教育許可などが重要なステップとして評価された。しかし、今回の定期報告書では、トルコが政治基準を完全には満たしていないとして、法規制や行政措置において多くの改革を要求している。欧州委はトルコの加盟準備に対する追加財政措置も含めた支援を強化すべきと勧告している。

2. 加盟交渉の終結に向けて

欧州委が10月9日に発表したEU新規加盟国決定の基礎となる戦略文書「EU拡大に向けて」に記述された加盟交渉進捗状況の詳細は次のとおり。

(1) 加盟が予定される10カ国との交渉

「農業」、「財政・予算」分野の交渉はまだ終了していないが、EUが提案することになる財政的枠組みと関係のない分野のほとんどはすでに交渉が終了している。また、「地域政策」、「制度」は暫定的に終了したが、歳出予算や2004年時の移行方法などに関する制度的問題と関連する特定の問題については、交渉の最終段階に持ち越された。「その他」に関しても、検討されなければならない問題が残っている。また、5カ国が「競争」分野の交渉を残しているほか、チェコが「運輸」、マルタが「税制」、「関税同盟」章の交渉を終えていない。

(2) 財政的枠組み

欧州委は2002年1月30日、ベルリン・首脳会議で定められた包括的な財政的枠組み、並びに新規加盟国数を10カ国とする仮定のもと、加盟交渉のための共通の財政的枠組みを定めた。

欧州委はこの中で

農業分野では、2004年から新規加盟国の農業従事者への直接所得補償を段階的に導入するとする目標を維持する。

構造基金^(注2)分野の行動は、2002年1月に提案された包括的な額をベースにし、結束基金^(注3)にその3分の1を充当する。包括的な額が承認されてから、個々の国や個々の政策に充当する額を、2000～2006年の期間に現加盟国に適用される規定に対するパーセンテージをベースにして決める。

域内政策に関しては、制度確立のための移行措置やリトアニアの原子力発電施設の閉鎖作業継続のため追加資金を充当する。また、加盟前援助の枠内で提供された資金を完全に投下するため、スロバキアの原子力発電施設の閉鎖作業継続に追加資金を充当する。

加盟に向けて援助の恩恵を受けていた加盟候補国のうち加盟後に前年に比べ予算状況が悪化する可能性のある新規加盟国のため、一括払いによる暫定的な予算補償制度を検討する。

欧州委は、キプロス問題の政治的な解決を支援するため、北キプロスのための追加基金が必要であるとの見解を繰り返し強調する。

(3) 新アキ・コミュニテール、並びに交渉対象となる章の再検討に関するアプローチ
加盟候補国は、移行措置の取られた分野を

(注2) 地域格差の解消に向け、域内の後進地域を支援するための基金。

(注3) 経済通貨同盟の創設ならびにその維持に向け、加盟国経済の収れんを図るための基金。

.....

除き、加盟日に効力を発するアキ・コミュニテールを適用しなければならない。

欧州委は、2002年上半期に採択され、発表されたアキ・コミュニテールを加盟候補国に送付した。候補国は、これらのアキに関し移行措置が必要である、あるいは技術的な調整が必要である場合、欧州委にこれを指摘する。加盟候補国の新アキに対するポジションは、加盟交渉に取り入れられ、場合によっては、交渉中の項目についても再検討が行われる。「環境」分野がこのケースに該当し、再検討が行われる。

欧州委は2002年11月1日までに採択され、発表されたアキを交渉範囲とすることを提案。7月1日から11月1日までに採択されたアキに関しては、加盟候補国はそのポジションを明らかにし、技術的調整が必要な場合はその旨を11月中旬までに通知する。

これまでの加盟条約のように、今回のEU拡大の加盟条約には、新規加盟国の要請に基づき、11月1日から加盟条約調印の日までに採択されたアキに関する技術的調整や移行措置を後から採択することを可能にする規定が盛り込まれる。重要なアキの採択が進行中の「運輸」、「エネルギー」、あるいは「司法・内政」といった分野で、この規定を活用して行われる可能性がある。

(4) 「その他」の分野

「その他」の分野は、交渉対象となる他分野のような取り扱いを行わない。「その他」の分野に含まれる要素は、ほとんどが問題となるようなものではないが、他分野に盛り込むことができないものがこれに当たり、11月中に処理される。

「その他」の分野には、以下のような要素が含まれる：

加盟前援助の管理方法、および段階的な停止。

一部の制度強化行動のための移行措置の

定義。

リトアニアのイグナリナおよびスロバキアのボフニチェの原子力発電施設の閉鎖のための資金管理の法的根拠。

上記の原子力発電施設の閉鎖に関する約束条約に付加する幾つかの宣言、議定書など。

キプロス北部に関する規定のための法的根拠。

(5) 加盟条約の仕上げ

アキ導入ための移行措置や技術的調整に関する加盟前交渉の結果は、加盟条約に盛り込まれる。2002年3月に開始された加盟条約作成の作業はかなり進んでいる。ほとんどの移行措置や技術的調整は、条約案に取り入れられた。

ラーケン首脳会議の結論を根拠とし、加盟条約案は、10カ国が新規加盟するとの仮定に基づき作成されており、構成は前回拡大の際の加盟条約にとてもよく似ている。技術的調整の必要から、官報に掲載される加盟条約は1000ページ余りのものとなる。

加盟交渉が終わると同時に、交渉の結果を取り込む形で条約の仕上げを行う必要がある。条約案の作成はかなり進んだ段階にあることから、交渉終了から条約の完成までには6週間あまりの期間が必要になると思われる。

加盟交渉関係者により加盟条約が承認されると、まず欧州委が加盟候補国の加盟申請に関する意見を採択。一方、欧州議会は、欧州共同体設立（EC）条約49条に従い意見を求められる。続いて理事会が、新規加盟国の加盟に関する決定を採択する。

欧州委が2003年2月に意見を採択すると仮定すると、欧州議会並びに理事会の決定プロセスに必要な時間からみて、加盟条約への調印は2003年春になると予想される。

加盟条約への調印が行われると、現加盟国並びに新加盟国は、自国の憲法の規定に従い

同条約の批准を行う。これまでのように、新規加盟国の加盟が発効する期日を条約に規定するのが望ましい。また、新規加盟予定国が条約を批准しなかった場合に備え、関連する規定を手直しする可能性を残しておく必要がある。

(6) 加盟前のEUへの参加

加盟候補国は、すでに欧州共同体のいくつかの委員会や機関に参加している。加盟候補国の欧州共同体機構への段階的な統合を強化するため、これらの国々は加盟条約への調印後、法的に問題がないかぎり、あらゆる委員会にオブザーバーとして参加し続ける可能性を獲得すべきである。また、加盟候補国は、欧州共同体の機関に少なくともオブザーバーとして参加するのが望ましい。参加のための一般原則や方法は後の段階で定める。

一方、欧州議会も議会での作業に加盟候補国が参加することを想定している。

加盟条約への調印から加盟までの期間、加盟候補国が新たなアキの採択手続に参加する方法を定義する必要がある。これは通常、理事会が決定を下すまで、加盟候補国のための情報・諮問手続に関する書簡交換によって行われる。理事会は、これまでのEU拡大時のように、加盟候補国が意思決定プロセスに参加することを可能にするため、適切な決定を行う。

(7) フォローアップおよびセーフガード

欧州委は、加盟候補国が加盟前の交渉枠組み内で約束した事項を順守しているかをフォローしてきた。加盟候補国が交渉において約束した事項を、規定に従い実行に移すことは非常に重要で、欧州委は実施状況の評価を行うために、加盟条約調印まで監視を継続し、理事会に報告を行う。

欧州委はまた、加盟条約の調印から加盟までの期間においてもフォローを行う。経済改

革の遅れ、あるいは約束事項の実施の遅れなど問題がある場合、欧州委は警告のため書簡を送付する。

経済に関して加盟候補国は、経済通貨同盟(EMU)における多角的な相互監視や経済政策のコーディネーションへの準備を続ける。候補国は加盟前の期間に、予算の通知、加盟前の経済計画、多国間対話の3つの要素からなる予算監視手続に参加する。2001年春に開始された予算監視手続は、候補国の加盟まで続く。

予算監視手続に関連する情報は報告書にまとめられ、定期的に理事会に報告される。欧州委は加盟日の6カ月前に、加盟を控えた国それぞれに関し、アキに関する約束や必要な改革実施の進展状況の評価を行うため、完全なフォローアップの報告書を作成する。同報告書は、加盟国全体のアキの適用状況を点検する定期報告書に引き継がれる。また、欧州委は、遅くとも2003年7月には、構造基金のプログラム立案に必要な実施状況の評価を行う。

候補国の加盟後、欧州委はEC条約の守護者として、現加盟国に適用されているのと同じメカニズムを使用して新規加盟国のアキの実施状況を監視し続ける。特に、原子力発電施設の安全に関しては、ラーケン首脳会議で安全性の監視の必要性が強調された。

加盟条約には、これまでのEU拡大時のように、経済計画に関するセーフガード条項が含まれる。同条項は、オーストリア、フィンランド、スウェーデンの加盟条約152条の規定をもとに、理事会の作業部会で検討されている。今回EUに加盟する国々は、これら3カ国のように欧州経済領域の加盟国ではないので、セーフガード条項の適用期間は、前回の拡大時のように1年ではなく2年となる可能性が高い。

同条項は、「経済的な困難があらゆるセクターで深刻かつ長期間継続する危険がある、

.....

あるいは、ある地域において経済情勢悪化のリスクをもたらす可能性があるような状況において適用される。セーフガード条項は、欧州委に必要な保護策の策定を可能にする。なお、条項案は、過去の拡大時のように、「保護策は、国境での監視にはつながらない」としている。

セーフガード条項は、加盟によって生じる義務を怠った場合や、人、動物、植物の健康あるいは生命、知的財産権の保護などに関係する、経済的なものではない深刻な影響をもたらす場合に適用される。

欧州委は予防策として、域内市場のみに関連するセーフガード・メカニズムの加盟条約への導入が必要であると判断している。

このメカニズムは次のような方法で構築される：

セーフガード・メカニズムは、欧州委自身の発議、あるいは加盟国の発議に基づき欧州委が発動する。

欧州委は、自ら必要な措置に関する適切な決定をとることができる。実施される措置は、バランスのとれたもので、実施期間も限定される。

措置の適用は、域内市場の機能に深刻な影響がある場合、あるいは直近に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合に限定される。また、食品安全に関する特別状況の場合にも適用される。

メカニズムは、新規加盟国が加盟交渉において取り決められた義務を果たさなかったことが、欧州委によって明らかにされた時に発動される。

セーフガード措置の適用期間中、関係する新規加盟国は、状況改善のステップに関する情報を提供する。欧州委が、状況の改善が行われたと判断した時、同措置の適用は停止される。

セーフガード条項は、限定された期間でのみ存続する。域内市場に関するセーフ

ガード条項の発動が可能な期間は2年に限定される。追跡報告書では、セーフガード措置を援用できるすべての分野が特定される。一方、欧州協定に規定されるセーフガード条項は、加盟まで維持されることになる。

(8) 司法・内政分野のアキ

これまでのEU拡大とは異なり、「司法・内務」分野のアキが増大している。アムステルダム条約やタンペレでの欧州理事会の結論が実施されるにつれ、この分野のアキは大きく変化している。

「司法・内政」分野は、人の移動の自由や域内国境廃止に関連する事項など政治的に微妙な問題をカバーしている。シェンゲン協定に関連する目標は2段階で実施されるので、別途セーフガード・メカニズムを設ける必要はない。しかし、人の自由移動、安全、司法といった分野にはシェンゲン協定とは関連しない要素もある。例えば、相互承認規定を一時的に停止するといったEUの良好な機能を阻害しようとする行為、あるいは試みに対処するための固有のセーフガード・メカニズムの必要性は、フォローアップ・プロセスで指摘されることになる。

制度の強化

行政並びに司法面でのキャパシティ強化は、拡大後も継続して行われなければならない。加盟交渉の際、いくつかの移行措置が取り決められたが、これは候補国が一部の分野では、完全にアキを実施するための努力を継続しなければならないことを示している。このため欧州委は、拡大後3年間、制度強化のための暫定的な便宜の供与を提案した。

また、欧州委は、特定分野で欧州共同体の財政手段を使用することや、加盟候補国が現加盟国の行政機関に短期間、公務員を研修派遣することを資金面で援助することを提案し

ている。制度強化のために提供される暫定的便宜は、国境検問、税関行政、統計、食品安全、農業の統合管理・検査システムといった分野での投資の共同出資にも利用される。

経済通貨同盟（EMU）とユーロ

EC条約に従い、新規加盟国は、加盟後すぐにユーロを導入することはできない。しかし、経済政策は共通の問題となるので、多角的な監視やコーディネーション手続きの対象となる。経済政策大綱や安定成長協定などが主要なコーディネーション手段となる。為替レートに関する政策も共通の利益の問題となり、新規加盟国は加盟後、為替メカニズムに参加することになる。

新規加盟国にとっては、ユーロ導入が最終的な目標となるが、それまではEC条約が規定するように、ユーロ導入に必要となる持続可能なハイレベルの経済収れんの達成に努める。

シェンゲン

シェンゲン協定関連のアキの完全実施には、2段階のプロセスが必要となる。第1段階では、新加盟国となる候補国は、EU加盟時には、ハイレベルの国境監視を実現していなくてはならない。域内国境の検問廃止は加盟後に行われ、シェンゲン協定関連のアキが完全に実施されているか否かの審査を経て、新規加盟国それぞれについて個別に決定が下される。

欧州経済領域（EEA）

新規加盟国は、EEA条約128条に従い、EEA加盟国となる申請を行わなければならない。拡大EEAの良好な機能を保証するため、候補国のEEAへの加盟は、EUへの加盟と同時にを行うのが好ましい。可能な限りEU加盟とEEA加盟を同時に発効させるため、EUへの加盟交渉の結論が出た後すぐに、

EEAへの加盟条件を定める必要がある。

（9）ブルガリアおよびルーマニア

加盟交渉を継続する両国に関しては、コペンハーゲン首脳会議で、改訂された加盟までの道程、並びに修正、強化された加盟前戦略が採択されることになる。加盟前の資金援助の増額の検討、2002年末までに両国に関する加盟プロセスのより詳細な日程が定められる。

コペンハーゲン基準やマドリード基準、その他の原則が依然、有効であることには変わらない。2001年のラーケン首脳会議で確認されたように、加盟プロセスはもはや不可逆的なものとなった。

これまでに達成された進歩

2002年の定期報告書によると、ブルガリア、ルーマニアの両国はコペンハーゲン基準達成に向け、新たな進歩を示した。両国は、加盟準備を整えるため、経済基準を満たす努力や、アキの導入、実施、適用のための努力を強化しなければならない。また、両国は、行政機関や司法制度の改革を継続する必要がある。

加盟予定日程

ブルガリアおよびルーマニアに関しては、2007年の加盟が目標となる。加盟交渉の枠内での約束の実施期日は、2007年の加盟を考慮したものとなる。これまでのように、必要な措置の採択、実施、適用においてブルガリア、ルーマニアが示す進歩に応じて、加盟交渉も終了に向けて進捗する。欧州委は、両国が目標を達成できるよう支援する。

加盟への道程

欧州委は、2002年の定期報告書の分析をもとに、ブルガリアとルーマニアの加盟までの詳細な道程を示す文書をコペンハーゲン首脳会議までに提案する。この文書は加盟までの時期をカバーし、それぞれの国との緊密な対

.....

話を通じて準備される。

この文書はまた、加盟交渉時の約束やコペンハーゲン基準の順守に関する要求を基礎としたものになり、両国が加盟準備を整えるために取らなければならない方策を示す。特に行政、司法分野のキャパシティ、経済改革に重点が置かれる。同文書の実施に関する進歩については、欧州協定や定期報告書を通じてフォローアップなされる。

加盟前援助

欧州委は2003年に、定期報告書の結論並びに加盟への道程を示す文書に基づき、ブルガリアとルーマニアの加盟のためのパートナーシップの見直しを提案する。加盟のためのパートナーシップは、加盟前援助計画作成の基盤であり続けるが、援助の優先順位は、定期報告書の結論並びに加盟への道程を示す文書をもとに決められることになる。PHARE計画による援助は、引き続き公共機関や司法制度の強化、制度の強化、アキ導入に関する投資、経済的・社会的結束、国境地域での協力を重点を置く。

欧州委は、ブルガリア並びにルーマニアに供与される財政援助を、第1陣の加盟と同時に増額する必要があると判断している。

(10) トルコ

2002年6月のセビリヤ首脳会議では、トルコの加盟に関し、「トルコのEU加盟申請の次のステップは、コペンハーゲン・首脳会議前までの状況の変化を考慮するとともに、欧州委の定期報告書をベースにして、コペンハーゲン首脳会議で新たな決定が下される可能性がある」との結論が出された。

2002年の定期報告書は、過去12カ月間におけるトルコの進捗を詳細に分析している。報告書は、加盟のためのパートナーシップがカバーする3大分野（政治基準、経済基準、アキ・コミュニテールに関する基準）において

進歩が見られることを示している。

政治基準に関しては、トルコは憲法の改正、一連の立法措置により、加盟のためのパートナーシップのいくつかの優先課題に取り組んだ。戦争の場合を除き死刑は廃止され、トルコ語以外の言語教育を可能にする重要な方策が取られた。トルコの4つの地方で非常事態宣言が導入されていたが、2つの地方でこれが解除され、残りの2つの地方に関しても2002年度中に解除するとの約束が行われたことは、さらなる人権保護に道を開くことになろう。

改革は、非常に難しい状況の中で行われた。こうした改革は、トルコの政治制度の改革を行おうとする意志や能力を示しており、今後に希望を持たせるものだ。

しかしトルコは、政治基準を完全に満たしたわけではない。まず、改革には、基本的な権利や自由の行使に関するいくつかの重要な制限が含まれている。また、多くの改革の実施に際しては、規則やその他の行政措置の採択が必要となるし、改革の有効な実施には、国内の様々な段階の行政機関、あるいは司法機関による実施が必要となる。さらには、加盟のための政治基準に関連するいくつかの重要な問題に適切な解決策がとられていない。特に、拷問、虐待、政治犯の取り扱いといった問題がこれに該当する。

近年の著しい進歩、まだ注視する必要のある分野があることなどからトルコは、法律上においても、実践においても民主主義や人権の保護を強化するため、改革プロセスをさらに推し進める必要がある。これによりトルコは、政治基準を完全に満たすことを妨げている障害を取り除くことができるであろう。

キプロス問題解決のため努力することで同意したことは、EUとトルコ間の政治対話を強化した成果である。国連安全保障理事会の宣言に従い、欧州委は、年内にキプロス問題への包括的な解決策を見いだすための国連の

努力を、すべての関係者、特にトルコが全面的に支援することを希望する。

経済基準に関してトルコは、市場経済の良好な機能に向けて前進している。しかし、トルコは、景気後退や金融危機の影響から抜け出していない。

アキに関する基準に関して、トルコは、関税同盟によってカバーされる分野や、銀行、電気通信、エネルギー、農業といった部門でのアキの導入で前進している。その他の多くの分野では、アキとトルコの法律の間には大きな相違が残っている。

NATOの兵力を使用し、EUの主導で実施される作戦に関する意思決定プロセスへのトルコの参加方法についての主要な問題は、優先的に解決されなければならない。

加盟前戦略の強化

99年のヘルシンキ首脳会議では、トルコのための加盟前戦略が定義され、2001年のラーケン首脳会議では、同戦略の新段階が承認された。この時以来、戦略実施において実質的な進歩が見られた。

こうした状況から欧州委は、EUがトルコの加盟前準備の支援強化を勧告している。具体的な勧告は、次のようなものである：

- ・加盟のためのパートナーシップは、加盟前戦略の枠内において非常に貴重な手段であることが明らかになった。優先的な行動が必要となる分野に重点を置いたものとするため、加盟のためのパートナーシップを見直す必要がある。

- ・EU・トルコ間の強化された政治対話は、政治改革、人権、キプロス問題、国境紛争の平和的解決といった分野をカバーする。これをさらに強化して、継続する。コペンハーゲンの政治基準を満たすためのトルコの様々なイニシアティブに関し、討議を行う。改革をより良く理解するための新たな道を切り開く。

- ・EU・トルコ間の強化された経済対話は、マ

クロ経済のパフォーマンス、経済の安定、経済改革といった分野をカバーする。これをさらに強化し継続する。トルコが、経済を安定させ、コペンハーゲンの経済基準を満たすためにとった方策に関する詳細な討議を行う。

- ・特定部門の問題に重点を置いた法律の見直し作業は、順調に進んでいる。この作業は、行政能力なども含め、トルコにアキの国内法への導入を助ける。

- ・サービスや公共市場をカバーし、モノの自由移動の障害を除去するため、関税同盟を強化し、適用範囲を拡大するための努力が行われた。

- ・トルコとの通商関係の深化は継続されねばならない。欧州共同体とトルコ間の農産品の貿易における市場への特惠アクセスは、相互的なベースで拡大される可能性がある。また、動植物検疫問題での協力も必要となる。EUは域外国との貿易協定交渉の際、これらの域外国がトルコと同様の協定を締結するための努力を強化する。通商問題に関するEU・トルコ間の対話は強化されるべきであり、通商上の防衛手段の使用については、フォローする必要がある。

- ・投資フローを刺激するため、EU・トルコ間の直接投資の自由化を継続する必要がある。

- ・不法移民やシェンゲン協定のアキの実施、人の自由移動、海洋安全なども含め司法内政分野におけるトルコとの協力を強化すべき。

- ・トルコは、欧州共同体のプログラムや機関に参加する。

- ・新財政管理システムは、良い結果をもたらし始めている。EUからの融資について多額の未払い分は、解消されようとしている。財政援助プログラムに関する加盟前アプローチは、完全に実施されている。2003年からは、これらのプログラムの実施に際し、トルコの関係当局の責任が増すことになる。

欧州委は、この強化された加盟前戦略の実

.....

施に必要なイニシアティブをとる。欧州委は、これまでに実現された進歩やさらなる努力が必要な分野を考慮に入れた加盟のためのパートナーシップ修正版を提出する。進歩状況は、欧州共同体・トルコ連合委員会や関税同盟合同委員会などで検討される。

追加資金援助

トルコの加盟前戦略の実施を加速するため、2004年から資金援助が増額される。資金援助の増額により、トルコは公共機関を強化、アキの導入を加速し、欧州経済へのトルコの統合を容易にすることができる。

加盟前の援助は、トルコがコペンハーゲン基準を満たすことを主要な目的としている。トルコ経済の機能や域内市場の競争圧力に対処する能力の向上にも援助が行われる。EU加盟国や他の加盟候補国との国境を越えた協力も奨励される。

トルコ公的機関の能力強化には、規制インフラへの投資、アキの導入や経済社会的結束に関連する投資のための財源が使用される。欧州委はトルコに、経済社会的結束の問題に対処するための財源投下の方向づけを行うため、国内開発プランの策定を要請する。

欧州委は2003年初頭、2002年の定期報告書から抽出された優先課題をベースにしたトルコの加盟のためのパートナーシップの修正版を提出する。欧州委はこの修正版で、トルコへの援助は2000 - 2006年の財政展望のタイトル7に基づき供与し、2004年から2006年にかけて定期的に増額することを予算担当当局に提案する。支給される援助の年額は、コペンハーゲン基準の順守や加盟前援助の有効な活用の面での成果に応じて決定される。トルコの必要とする援助や援助を吸収する能力を考慮すると、2006年には、援助総額は少なくとも倍増すると予想される。

3．全加盟国のニース条約批准問題をクリア - 次の課題は予算・財政問題 -

EU拡大後の機構改革を規定するニース条約批准を問うアイルランドの国民投票で批准が承認されたのを受け、EUは拡大日程に影響する第一の課題を突破した。これにより、次の課題は、農業補助金などを含めたEU拡大後の共通予算・財政規定の合意に移った。加盟各国は10月24～25日のブリュッセルでのEU特別首脳会議において共通認識の醸成を目指すことになった。

10月19日に行われたアイルランド国民投票の結果を受け、欧州委のプロディ委員長およびEU共通外交・安全保障政策のソラナ上級代表は、アイルランド国民のニース条約批准という決定を歓迎し、それぞれ声明を発表した。

特に、プロディ委員長は同声明の中で、アハーン首相の貢献を高く評価し称えとともに、EU拡大というゴールに一歩近づいたが、まだ途上であるとした。

他方、EU議長国であるデンマークのラスムセン首相は10月20日、アイルランド国民投票の結果に満足の意を表明するとともに、アイルランドのみならずEU全体にとって重要な決定であると述べた。さらに、現在交渉途上にあるEU拡大に関し、12月のEU首脳会議で10ヵ国が新規に加盟できるよう結論を出したいとの意欲を示した。

EU拡大では、欧州委が10月9日に発表した定期報告書と戦略ペーパーについて討議が行われるほか、農業補助金や構造基金などを含めた2004～2006年の予算・財政問題が議題となる。

また、キプロス島北部も含めたキプロス島全体のEU加盟に向けた協議や、2004～2009年のEU機構、特に2004年の移行期間の取り扱い、理事会での特定多数決持ち票数、欧州

議会、議長国輪番順などが討議されるとみられていた。

アイルランド国民投票の賛成結果を受けて、一層現実味を帯びたEU拡大ではあるが、新規加盟国決定までには解決すべき事項がまだ多く、ブリュッセル特別首脳会議における予算・機構問題の共通認識醸成が次の関門となった。

4. ブリュッセル特別首脳会議 - 農業予算の合意で拡大交渉に弾み -

EU首脳会議（欧州理事会）が10月24～25日、ブリュッセルで開催された。同首脳会議は先のアイルランドでのニース条約批准承認の国民投票結果を受け、EU拡大に弾みをつける重要な場となった。最大の焦点は、EU拡大後の農業補助金を含む予算・財政の枠組みに関する合意形成だった。

実際には会議開始前に、EUへの予算支出持ち出し国ドイツと農業補助金の最大の享受国フランスとの間で、歩み寄りが見られ、会議は円滑に進行した。

(1) 10カ国の新規加盟を支持

EU首脳はポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト三国、地中海のマルタ、キプロスの10カ国が、EU加盟のための政治基準を既に満たしており、経済基準と加盟国としての義務遂行能力基準を2004年から満たすとする欧州委の結論と勧告を支持した。

この条件の進展を前提として、12月12～13日のコペンハーゲンでのEU首脳会議で、10カ国との加盟交渉を終了させ、2003年4月にアテネで加盟条約に調印することを支持した。

EUは、北部と南部で政治的対立が続くキプロス島全体のEU加盟を繰り返し主張してきたが、南北キプロス（ギリシア側およびトルコ側）のリーダーが2002年末までに合意で

きるよう対応を急いでいる。同解決に向けた国連事務総長の努力を、全面的に支持するとした。

(2) ブルガリア、ルーマニア、トルコについては別途日程作成を指示

EUは、ブルガリアとルーマニアの各基準における進展に対する欧州委の評価を支持した。両国と協調しながら、加盟交渉を前進させるための交渉日程などに関する決定が12月の首脳会議で行えるよう理事会と欧州委に準備を促した。理事会はまた、ブルガリアとルーマニアが2007年のEU加盟を達成するための努力を全面的に支援するとした。

欧州委の定例報告書では、トルコは政治基準で重要な進展があり、経済基準と加盟国としての義務遂行能力基準についても前進があったとしている。EUはトルコに対し、改革プロセスを継続し、確実に次の段階に進めるよう促した。

理事会は、欧州委の戦略ペーパーを基礎に、ヘルシンキ、ラーケン、セビリヤでの首脳会議の結論に見合うよう12月のコペンハーゲン首脳会議までに、トルコの加盟候補国としての次の段階を決定するための準備をするよう要請した。

(3) 域内市場と司法分野で加盟後の移行措置を策定

EUは、加盟条約調印後のモニタリングの継続に関する欧州委の提案を支持した。欧州委は、加盟予定日の6ヵ月前までに、アキの適用、実施、強化に関する将来の進展について、モニタリング報告書を作成し、理事会、欧州議会に提出する。

さらに、EUは一般的な経済セーフガード条項とは別に、EU法との整合性を保証するための移行措置として、域内市場での活動および司法分野に関する2つの特別セーフガード条項を加盟条約に盛り込むとする欧州委の

.....

提案を支持した。

一般的な経済セーフガード条項の下で取られた措置は全新規加盟国に関係するが、二つの特別セーフガード条項は、加盟交渉時の約束を果たせなかった新規加盟国にのみ適用される。

同条項はモニタリングの結果を基に、加盟初日から発効する。セーフガード条項の期間は加盟後3年間とするが、特別セーフガード条項の措置期間は3年を超えて適用されることもある。欧州委は、セーフガード条項を廃止する時は、事前に理事会に通告する。

またEUは、新規加盟国の行政・司法能力の確立を促すため、制度確立のための特別移行措置という欧州委の提案を支持した。

(4) 2006年予算の上限につき合意

2004～2006年の予算・財政問題については、99年のベルリン首脳会議で決められた支出上限を尊重することとした。EU歳出は、緊縮財政と効果的な歳出を実現しなければならず、拡大EUがすべての市民の利益のために秩序正しい政策を保証できるよう十分な財源確保が必要となる。

新規加盟国の農業直接補助金については、2004年に現行EUレベルの25%から開始し、2007年までは5%ずつ、その後は10%ずつ引き上げ、2013年に100%となるようにする。小規模農家には同補助金を適用しないとした。

財政安定化のため、2007～2013年におけるEU25カ国の年間の直接補助金を含む農業予算総額は、99年にベルリンで合意した2006年の上限、ならびに2006年に新規加盟国に提案される歳出上限を超えないものとした。

2007～2013年の年間農業予算の歳出名目額は、2006年の金額から毎年1%ずつ引き上げる金額より低い額とするとした。現行EUで不利益を被る地域の農家に対しては、必要なセーフガード措置を取るべきとした。

構造基金および結束基金への予算は、10カ

国の新規加盟を前提にすると、2004～2006年を通して230億ユーロ追加すべきとし、加盟候補国が合意した適切なEU共通ポジションに従って割り当てられるとした。

ベルリン首脳会議で決定された全般的な緊縮財政努力は、2007～2013年にも継続されるべきとした。

(5) ニース条約に規定のない2004年の移行期間措置について合意

理事会はまた、同首脳会議に先立ち、EU一般問題理事会・外相理事会で準備された必要な合意事項を支持した。同事項は、構造基金予算、域内政策予算、北部キプロス支援、欧州開発基金、欧州石炭鉄鋼共同体、2004年の移行措置の特定多数決持ち票数、加盟日から次回欧州議会選挙までの扱い、議長国の輪番制に関するものである。

特にEU議長国の輪番制については、現行制度を2006年末まで継続するものとし、2007年以降については、できるだけ早く、遅くとも新規加盟国の加盟から1年後に、理事会が決定するとしている。

そのほか、カリーニングラード問題、EU・NATO関係（特にNATO加盟国のうちEU未加盟国の扱い）、ロシアでのテロ事件について議論が行われた。

5. 外相理事会、新規加盟を2004年5月1日に延期

EU外相理事会は11月18日、2004年からのEU新規加盟が見込まれる10カ国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニアのバルト3国、マルタ、キプロス）について、加盟日を5月1日とすることで基本合意した。12月のコペンハーゲン首脳会議で正式に決定される。

欧州委の当初案では、2004年1月1日からの新規加盟を予定し、一部加盟候補国からも

同日を希望する意見があったが、加盟条約批准のための時間を十分取ることが重要と判断し、日程を延期した。

新規加盟国にとっては、加盟が1月から5月にずれ込むことにより、EUへの財政負担が4ヵ月分軽減されるメリットがある。一方、EUから得る補助金は減らない見込み。

今回の加盟日延期は、新規加盟国が2004年6月に予定される欧州議会選挙に参加できるよう配慮した日程となった。

また、2007年の加盟が見込まれるブルガリアとルーマニアについて、EU外相理事会は、12月のコペンハーゲン首脳会議に向けて欧州委による交渉日程の提案および財政支援内容の引き上げを確認した。

6. コペンハーゲン首脳会議 - 新規加盟10カ国で25カ国体制へ

EU首脳会議（欧州理事会）が12月12～13日、コペンハーゲンで開催された。同首脳会議では、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10カ国を2004年5月1日から、新規加盟国として受け入れることで合意した。これら10カ国は2003年4月、アテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを経て、2004年5月のEU加盟を目指す。

93年のコペンハーゲン首脳会議で着手した東方へのEU拡大プロセスは、9年後のコペンハーゲン首脳会議で、歴史的な前進を遂げることになった。

同合意により、新規加盟が認められた10カ国が実際にEUに加盟するためには、2003年4月16日にアテネで加盟条約に調印し、国内での国民投票を含む批准手続きを、2004年5月1日までに終わらせる必要がある。次のステップは、新規加盟予定各国のEU加盟に向けた国内対応へと移る。

(1) 新欧州委のスタートは2004年11月から
今回の首脳会議では、新規加盟国が2004年5月1日までに予定どおり国内手続きを終了した場合には、2004年の欧州議会選挙に、加盟国として参加できるほか、現行の欧州委に5月1日から委員を出せるよう、加盟条約に明記することで合意した。

また、欧州理事会が新しい欧州委委員長を任命した後は、新しく選出された議員で構成される欧州議会が新委員を承認し、2004年11月1日から職務につく。さらに同日から、ニース条約に含まれる条項ならびに理事会の特定持ち票数が発効する。これらの事項については、2003年1月末までに結論を出すとした。一方、今回の決定後も、新規加盟予定国の加盟準備の進捗状況、経済政策の動向をモニタリングするとともに、これらの国がEU加盟国としての責務を果たせるよう、欧州委はモニタリング報告を基に、必要な提案を行う。さらに、加盟後3年間は不測の事態に備え、新規加盟国の権利・義務に関するセーフガード条項を設けることで合意した。

加えて、新規加盟国はEUの機構改革を協議する次回の政府間協議（IGC）にも、参加することとした。EU改革を進め、拡大のメリットを十分引き出すことを目指す。

(2) かるうじて決着した農業予算

他方、首脳会議の焦点のひとつだった農業予算を中心とする2004～2006年の新規加盟国向け予算については、ポーランドの度重なる増額交渉があったとされるものの、総額で99億5,200万ユーロ（2004年）、126億5,700万ユーロ（2005年）、149億5,800万ユーロ（2006年）を上限とすることで合意した。

内訳をみると、共通農業政策と地域開発から成る農業予算は、2004年から2006年まで順に18億9,700万ユーロ、37億4,700万ユーロ、41億4,700万ユーロ、構造基金^(注2)は34億

7,800万ユーロ、47億8,800万ユーロ、59億9,000万ユーロ、 結束基金^(注3)は26億1,700万ユーロ、21億5,200万ユーロ、28億2,200万ユーロ、 域内政策および移行に伴う追加支出として、総額14億2,100万ユーロ、13億7,600万ユーロ、13億5,100万ユーロ、 行政予算として、5億300万ユーロ、5億5,800万ユーロ、6億1,200万ユーロで合意した。

(3) 統一キプロス加盟への交渉継続、ブルガリア、ルーマニアは2007年加盟を目標

キプロスについては、加盟交渉は終了したものの、欧州理事会はキプロス島全体としてのEU加盟を強く希望しており、その意味で、国連事務局の提案による現キプロスと北部キプロスとの統一問題の交渉を2003年2月28日まで継続するという、両政府の約束を支持した。

欧州理事会は、キプロス島の統一が果たせなかった場合に、キプロス島北部へのアキの適用は、欧州委の提案に従って、理事会が全会一致で決定するまで延期することで合意した。ただし、理事会は欧州委に対し、キプロス政府と協力し、統一に向け、北部経済開発の促進を模索するよう要請した。

ブルガリアとルーマニアについては、先のブリュッセル首脳会議での2007年の加盟を確認し、欧州委が用意する新しい交渉日程を、加盟に向けて前進させるとした。また、司法・行政改革の重要性を強調し、これが両国の加盟準備を後押しするとした。さらに、両国への加盟準備援助額の引き上げを確認したほか、次回IGCにオブザーバーとして参加することとした。

(4) トルコとの加盟交渉開始は2005年以降に先送り

トルコについては、加盟基準達成に向けた法制度上の最近の重要な前進を評価する一方、一層の改革促進を要請した。焦点となっ

ていた加盟交渉時期については、トルコが2004年12月の欧州理事会までに、民主化が充分進んでいると確認されれば、遅滞なく加盟交渉を開始することで合意した。

また、トルコのEU加盟を支援するため、加盟戦略を強化するとともに、欧州委に加盟支援策を見直すよう要請したほか、トルコとの関税同盟を延長、深化させるべきとした。トルコの加盟準備支援額を引き上げ、2004年から加盟準備金の予算項目から支出するとした。

さらに、現加盟国と今後加盟する国は、包括的かつ不可逆的な拡大プロセスに関する「ひとつの欧州」と題する共同宣言に合意し、加盟条約の付属文書に添付するとした。

拡大後に近隣国となる国々との関係について、西バルカン諸国に対しては、EU加盟を視野に入れた同諸国の努力を全面的に支援することを強調したほか、ロシア、ウクライナ、モルドバ、ベラルーシ、南地中海諸国との関係強化の意向を示した。

そのほか、EUとNATOとの関係調整、イラク問題での国連への支持、スペイン沖でのタンカー沈没事故に伴う海上安全・汚染問題への対応などを討議、確認した。

7. 加盟条約批准のための国民投票成功を予測 - WIIW上級調査員の見方 -

EUは現在、2004年5月からの新規加盟国受け入れに向けて準備を進めている。ジェットロ・ブリュッセルはEUの新規加盟国受け入れ決定に先立つ2002年11月13日、EU拡大の見通しなどについて、ウィーン比較経済研究所(WIIW)のシャンドール・リヒター上級調査員にインタビューを行った。同調査員は、加盟候補10カ国が2003年に実施する加盟条約批准のための国民投票をクリアし、2004年からの新規加盟を実現させるとの見通しを述べた。同調査員の見方は次のとおり。

(1) EUを拡大に導く地理的、歴史的背景

問：EU拡大の原動力および背景は何か。

答：EU拡大の背景には、政治的理由が半分、経済的理由が半分ある。中・東欧諸国は、旧ソ連崩壊後、旧ソ連の支配から独立したいという力が働いた。その延長上に、地域安定という政治的理由がある。

問：EU拡大の最終的フロンティアはどこまで広がるのか。また、欧州の将来に関する諮問会議議長のジスカール・デスタン元フランス大統領が最近、欧州ではないと発言したトルコの扱いはどうなるのか。

答：地理的にはウラル山脈までが欧州とされていることや、過去のローマ帝国など歴史上の領域を参照する考え方もある。加盟候補国以外では、クロアチアはそれほど遅くない時期にEUに加盟するだろうが、セルビアは政治的にまだそうした段階にない。ベラルーシ、ウクライナ、モルドバをEUに入れるかどうか、EU拡大の範囲についての最終段階となろう。さらに先には、ロシアをどうするかという問題があるが、ロシアがEUに入ることとは想像できない。またトルコは、民主主義の概念、宗教（イスラム教）、政治文化などで欧州とは全く異なる。

問：EUとロシアとの将来的な関係はどうか。

答：ロシアとの関係は、エネルギー、インフラなどで特別な協力関係を築いていくものとみている。

(2) EU法の導入をめぐり2004～2007年がヤマ場

問：2004年にEU拡大が実現すると、新規加盟国は加盟後、各種指令の国内法制化などEUとの一体化に向けた行政能力を要求されるが、実際に機能するか。

答：2002年10月のブリュッセル首脳会議で、

新規加盟国に対し、EU法の総体であるアキ・コムノテールの国内法制化のために、加盟前6ヵ月間のモニタリング期間が設定された。EU法の国内法への適用は富める国には易しいが、貧しい国には困難だ。さらにEU法を順守できず、罰金が科せられれば、経済的にもますます困難になる。EU法の国内法への導入について、特に加盟後2004～2007年の3年間は混乱すると思う。

問：10月のブリュッセル首脳会議で、農業予算について2006年の規模を上限とする合意が形成されたが、新規加盟国への農業直接補助金は2004年の25%（現加盟国基準を100%とした場合）から毎年5%ずつ拡大していく。この調整はどのように行われるとみるか。

答：2007年に何らかの対応に迫られるだろう。最終的には、新規加盟国に対する直接農業補助金は、毎年5%ずつ引き上げられるので、全体の枠が2006年を上限に固定されれば、現加盟国への農業補助金を引き下げるしかない。現加盟15ヵ国がこのように妥協するしかない。

(3) 新規加盟国のユーロ参加は2008～2009年と予測

問：EU拡大による最大のインパクトは何か。

答：現加盟国と新規加盟国ではインパクトは異なる。拡大により新規加盟国との国境がなくなり、現加盟国と新規加盟国との経済協力が促進される。直接投資も増えるだろう。何より、欧州市場に対する心理的な変化が大きいだろう。また、新規加盟国のユーロへの参加はとても重要である。EU加盟とユーロへの参加は同時ではなく、別々に考える必要がある。早い国でもユーロへの参加は、2008～2009年ぐらいになるのではないかと。

問：12月のコペンハーゲン首脳会議で新規加盟国が決定した後は、新規加盟候補国で実施される加盟条約批准のための国民投票が課題

.....

になると思うが、新規加盟が見込まれる10カ国（キプロス、マルタ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ラトビア、エストニア、リトアニア、チェコ、スロベニア）での国民投票の見通しは。

答：2003年4月にアテネで加盟条約への調印が予定されているが、その後、各国で国民投票が行われる。農業人口が多いポーランドや、受益額より拠出額が多くなるスロベニアなどで困難が予想される。しかし個人的には、10カ国とも無事、国民投票をクリアし、2004年に加盟できるとみている。

問：EUが25カ国になった後の拡大予想はどうか。

(1) ブルガリア

項目	内 容
1 モノの自由移動	・条件付きで交渉終了(2002年6月)
2 人の自由移動	・条件付きで交渉終了(2002年6月) 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3 サービスの自由移動	・条件付きで交渉終了(2001年11月) 〔移行措置〕 ・2009年末までに、投資家補償水準を低減
4 資本の自由移動	・条件付きで交渉終了(2001年7月) 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5 会社法	・条件付きで交渉終了(2001年6月) 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6 競争政策	・交渉中(交渉開始2001年3月)
7 農 業	・交渉中(交渉開始2002年3月)
8 漁 業	・条件付きで交渉終了(2001年5月)
9 運 輸	・交渉中(2001年6月)
10 税 制	・交渉中(交渉開始2001年7月) 〔移行措置〕 ・国際線旅客に対するVAT免除 ・たばこに対する物品税の低減など
11 経済通貨同盟(EMU)	・条件付きで交渉終了(2002年4月)
12 統 計	・条件付きで交渉終了(2000年12月)
13 社会政策・雇用	・条件付きで交渉終了(2002年4月) 〔移行措置〕 ・2010年末までに、EU指令(90/239/EEC)を修正するEU指令(2001/37/EEC)(たばこのタール含有許容値)の適用

答：私の予想では、2007年の加盟が見込まれるブルガリア、ルーマニアと同時期か、やや遅れてクロアチアが加盟するのではないかとみている。クロアチア以外の旧ユーゴスラビア諸国については、EU加盟までにはまだ15～25年ぐらいはかかるだろう。また、トルコについても当面加盟は想像し難い。

8. 加盟交渉項目別進捗状況

加盟候補13カ国のうち、トルコを除く12カ国について、以下に加盟交渉項目別の進捗状況(2002年12月20日時点)を記した。なお、交渉項目31は省略した。

Report 1

	項 目	内 容
14	エネルギー	・条件付きで交渉終了（2002年後期） 〔移行措置〕 ・2012年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・条件付きで交渉終了（2001年後期）
16	中小企業（SMEs）	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
17	科学・研究	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
18	教育・訓練	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
19	通信・情報技術	・条件付きで交渉終了（2001年10月）
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・条件付きで交渉終了（2000年11月）
21	地域政策	・交渉中（交渉開始2001年11月）
22	環 境	・交渉中（交渉開始2001年7月）
23	消費者保護	・条件付きで交渉終了（2000年10月）
24	司法・内務	・交渉中（交渉開始2001年6月）
25	関税同盟	・条件付きで交渉終了（2002年7月）
26	対外関係	・条件付きで交渉終了（2000年後期）
27	共通外交安全政策（CFSP）	・条件付きで交渉終了（2000年前期）
28	財務管理	・交渉中（交渉開始2001年後期）
29	財政・予算規定	・交渉中（交渉開始2001年後期）
30	機 構	・条件付きで交渉終了（2002年前期）

（2）キプロス

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、医薬品販売承認方法の更新
2	人の自由移動	・交渉終了
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年末までに、協力的な貸付・貯蓄社会を排除
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、矛盾した財政援助の段階的廃止
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付け

	項 目	内 容
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・レストランに対するVAT低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年までに、梱包材回収目標の設定 ・2012年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

(注) 交渉終了年月は、すべて2002年12月

(3) チェコ

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾

	項 目	内 容
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、鉄鋼業を完全に再構築
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、所要の石油備蓄を確保 ・2004年末までに、ガス指令の施行
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2010年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

(4) エストニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年末までに、銀行預金保証と投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会社法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁業	・交渉終了
9	運輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃
10	税制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年末までに、所要の石油備蓄を確保 ・2008年末までに、電力指令の施行
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2013年までに、飲料水の品質向上 ・2010年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了

Report 1

	項 目	内 容
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（5）ハンガリー

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2つの特殊銀行の排除 ・2007年末までに、投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2011年までに、矛盾した財政援助の段階的廃止
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃 ・2006年末までに、鉄道市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了

	項 目	内 容
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了 〔移行措置〕 ・アルミニウムの輸入に対し3年間の移行期間を設置
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（6）ラトビア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・信用組合の解散 ・2007年末までに、銀行預金保証と投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・リガ湾の保全管理

Report 1

	項 目	内 容
9	運 輸	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付け ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
12	統 計	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
13	社会政策・雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2004年7月1日までに、EU指令（89/655/EEC）（就労技術）の施行など
14	エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
17	科学・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
18	教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
19	通信・情報技術	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
21	地域政策	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
22	環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
24	司法・内務	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
25	関税同盟	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
26	対外関係	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
28	財務管理	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
29	財政・予算規定	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了
30	機 構	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

.....

(7) リトアニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年1月1日までに、医薬品販売承認方法の更新
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・信用組合の解散 ・2007年末までに、銀行預金保証および投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会社法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁業	・交渉終了
9	運輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付け ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟（EMU）	・交渉終了
12	統計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業（SMEs）	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了

Report 1

	項 目	内 容
22	環 境	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2009年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（8）マルタ

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、医薬品販売承認方法の更新
2	人の自由移動	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・労働者の自由移動に関するセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了
4	資本の自由移動	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対する特別措置を設置
5	会 社 法	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2011年末までに、矛盾した財政援助の段階的廃止 ・2008年末まで、造船業への再構築援助など
7	農 業	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・海岸から25マイルの海洋管理
9	運 輸	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、特定車両に対する車両税の段階的増加 ・2005年末までに、国内輸送に使用される特定車両への回転速度計（タコメーター）の取り付けなど
10	税 制	<ul style="list-style-type: none"> ・交渉終了 〔移行措置〕 ・2010年までに、食料品および医薬品に対するVAT率0%の適用 ・水、新築ビルおよび国内旅行者に対するVAT免除など

	項 目	内 容
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、EU指令(89/655/EEC)(就労技術)の施行など
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2009年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定(飲料用は2007年まで) ・2007年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了 〔移行措置〕 ・毛織物などの輸入に対し5年間の移行期間を設置
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

(注) 交渉終了年月は、すべて2002年12月

(9) ポーランド

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2008年末までに、医薬品販売承認方法の更新 ・現行国内法に基づいて発行された医療器具ライセンスの有効期間は2005年末まで
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・信用組合および特殊銀行の解散 ・2007年末までに、投資家補償水準を低減

Report 1

	項 目	内 容
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・セカンドハウス獲得に対し5年間、農業・林業用地獲得に対し12年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2011年末までに、矛盾した財政援助の段階的廃止 ・2006年末までに、鉄鋼業を完全に再構築など
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・バルト海のスプラット包括承諾
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃 ・国内鉄道市場へのアクセス制限を段階的に撤廃など
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2008年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、EU指令 (2002/39/EC) の実施
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了

	項 目	内 容
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（10）ルーマニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉中（交渉開始2002年3月）
2	人の自由移動	・交渉中（交渉開始2002年3月）
3	サービスの自由移動	・交渉中（交渉開始2002年12月）
4	資本の自由移動	・交渉中（交渉開始2001年春）
5	会 社 法	・条件付きで交渉終了（2001年12月） 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉中（交渉開始2000年11月）
7	農 業	・交渉中（交渉開始2002年11月）
8	漁 業	・条件付きで交渉終了（2001年6月）
9	運 輸	・交渉中（交渉開始2001年6月）
10	税 制	・交渉中（交渉開始2001年10月）
11	経済通貨同盟（EMU）	・条件付きで交渉終了（2002年6月）
12	統 計	・条件付きで交渉終了（2000年12月）
13	社会政策・雇用	・条件付きで交渉終了（2002年4月）
14	エネルギー	・交渉中（交渉開始2002年前期）
15	産業政策	・条件付きで交渉終了（2002年7月）
16	中小企業（SMEs）	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
17	科学・研究	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
18	教育・訓練	・条件付きで交渉終了（2000年5月）
19	通信・情報技術	・条件付きで交渉終了（2002年11月）
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・条件付きで交渉終了（2002年12月）
21	地域政策	・交渉中（交渉開始2002年3月）
22	環 境	・交渉中（交渉開始2002年3月）
23	消費者保護	・条件付きで交渉終了（2001年7月）
24	司法・内務	・交渉中（交渉開始2002年4月）
25	関税同盟	・条件付きで交渉終了（2002年11月）
26	対外関係	・条件付きで交渉終了（2000年前期）
27	共通外交安全政策（CFSP）	・条件付きで交渉終了（2000年前期）
28	財務管理	・交渉中（交渉開始2002年前期）
29	財政・予算規定	・交渉中（交渉開始2002年12月）
30	機 構	・条件付きで交渉終了（2002年前期）

Report 1

(11) スロバキア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2006年末までに、投資家補償水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・不動産に関し、セーフガード条項を7年間設置
5	会社法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了 〔移行措置〕 ・特定の自動車製造企業に対する矛盾した財政援助の転換など
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了 〔移行措置〕 ・非居住者の運送会社に対し、国内運輸市場へのアクセス制限を段階的に撤廃
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・たばこに対する物品税の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2008年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了

	項 目	内 容
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策 (CFSP)	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

(注) 交渉終了年月は、すべて2002年12月

(12) スロベニア

	項 目	内 容
1	モノの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年末までに、医薬品販売承認方法を更新
2	人の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・最大7年間の移行期間およびセーフガード条項を設置
3	サービスの自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2004年末までに、貸付・貯蓄のための資本要求水準を低減
4	資本の自由移動	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業・林業用地獲得に対し7年間の移行期間を設置
5	会 社 法	・交渉終了 〔移行措置〕 ・医薬品およびコミュニティー商標に関するEU提案の承諾
6	競争政策	・交渉終了
7	農 業	・交渉終了 〔移行措置〕 ・農業補助金直接支払率の段階的引き上げ。2013年に100%
8	漁 業	・交渉終了
9	運 輸	・交渉終了
10	税 制	・交渉終了 〔移行措置〕 ・建設工事および飲食店に対するVAT率の低減 ・国際線旅客に対するVAT免除など
11	経済通貨同盟 (EMU)	・交渉終了
12	統 計	・交渉終了
13	社会政策・雇用	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、EU指令(86/188/EEC)(職場での騒音)の施行など
14	エネルギー	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2005年末までに、所要の石油備蓄を確保
15	産業政策	・交渉終了
16	中小企業 (SMEs)	・交渉終了
17	科学・研究	・交渉終了
18	教育・訓練	・交渉終了

	項 目	内 容
19	通信・情報技術	・交渉終了
20	文化、オーディオ・ビジュアル	・交渉終了
21	地域政策	・交渉終了
22	環 境	・交渉終了 〔移行措置〕 ・2007年までに、梱包材回収・再生利用目標の設定 ・2015年までに、都市排水処理の実施など
23	消費者保護	・交渉終了
24	司法・内務	・交渉終了
25	関税同盟	・交渉終了
26	対外関係	・交渉終了
27	共通外交安全政策（CFSP）	・交渉終了
28	財務管理	・交渉終了
29	財政・予算規定	・交渉終了
30	機 構	・交渉終了

（注）交渉終了年月は、すべて2002年12月

（出所）欧州委員会拡大総局

（田中 晋、北折 宏規）

EU基準への適合が市場での生き残りの条件（エストニア）

ヘルシンキ事務所

エストニアでは、2002年12月にコペンハーゲンで開催されたEU首脳会議において2004年5月からのEU新規加盟が確定し、95年11月のEU加盟申請および98年3月に始まった加盟交渉に一応の区切りがついたことで、政府関係者は一様に達成感と喜びの表情をみせている。

EU首脳会議終了後の12月16日、リューテル大統領、サヴィ国会議長、カッラス首相の連名により、国民に向けてEU加盟への賛成を呼びかける共同声明が出され、オランダ外相は国内における加盟条約の批准手続きとEUの活性化に向けて全力を傾けるとコメントした。EU加盟と憲法改正の審判を問う国民投票は2003年9月14日に行われる。

首脳会議前夜まで、ぎりぎりの交渉が続けられていた牛乳生産割当量の問題について、リューテル大統領は、エストニア側が主張した90万トンを確認できず64万6,000トンで妥結せざるを得なかったことに遺憾の意を表明した。一方、エストニアEU統合局長のホロレイ前商工相は、EU農業補助金の追加上積みを含め予想以上の成果であり、既にEU側としても同割当制度の撤廃も視野に入れていることから、あまり悲観しすぎる必要もないとして、今回の加盟決定および交渉成果を高く評価している。しかし、マスコミは比較的冷静に本決定を受け止め、EU加盟後の国内経済に与える影響などについて、ネガティブな面もあることを伝えている。以下、経済面

.....

の影響を中心に概観する。

1. EU加盟交渉への取り組みと加盟決定の影響

(1) 有力政党は加盟支持

エストニアでは2002年1月に政権交代があり、改革党のカッラス党首を首班とする新内閣が発足した。連立与党の組替えにより、それまで加盟交渉を推進していた祖国党のラル前首相や穏健党のイルヴィス前外相らは退き、さらに同年10月の全国地方選敗退により党首を引責辞任するなど政治情勢はめまぐるしく変化したが、新政権のEU加盟に対する基本姿勢に変化はなく、むしろ最終スパートに向けて加速した。

2003年3月には議会総選挙を控え、政局が再び流動的となる局面も予想されるが、EUとNATO加盟という2大外交政策に関してはいずれの有力政党も国策として加盟支持派であるとの認識で一致している。

2002年10月に欧州委員会が発表した定期報告書では全体的に肯定的な評価がなされている。経済は完全に市場原理に基づいて機能していると認められ、2004年に加盟する準備は整っているとの判断がなされているが、いくつかの問題点も指摘されている。政治的基準においては、行政機構の強化、ロシア系住民に対する扱いなどが挙げられ、経済的基準では失業対策、経常収支の大幅な赤字、オイルシェール発電の改善および代替エネルギー対策の必要性などが指摘された。

アキ・コミュノテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）については、「機構」と「その他」を除いた29項目のうち19項目に関しては、すでに満足できるレベルに達していると評価されたが、今後さらなる努力を必要とする分野として「関税」と「漁業」が挙げられた。「関税」に関しては、これまで関税のほとんどない自由貿易主義を貫いてきたため、EU通関規則の適用にあたり、

税関能力をさらに高める必要があるというもので、データシステム接続に関しても改善が求められている。また「漁業」に関して、EU側はEUの共通政策を速やかに実行できるか疑問視している。その理由として、漁業に関するデータシステムの遅れ、農業省と環境省の連携が不十分なこと、漁業に関する法律採択の遅れが挙げられている。

(2) 予想される労働者の国外出稼ぎの増加

エストニア国民はその歴史的経緯から隣国ロシアに対して、未だに複雑な感情と脅威を抱いており、最近まで国民の関心はEUよりもむしろNATOへの早期加盟の方が圧倒的に高かった。しかしEU加盟も秒読み段階に入り、その影響が論じられるようになってきてから、国民の関心も徐々に高まりをみせ始めた。2001年6月時点の世論調査ではわずか27%に過ぎなかったEU加盟支持率が、12月から2002年1月にかけて54%とついに過半数を超え、9月には政治家のスキャンダルによる不信感から45%まで落ち込んだものの、2002年11月時点で57%（反対36%）と再び過半数を超えるレベルに戻している。

しかし、加盟交渉終了直後に別の民間調査機関が行った世論調査では、肯定的な意見が59%、否定的な意見が17%だったが、わからないという答えが24%もあり、国民の理解が未だ十分ではないこともうかがえる。政府は加盟終了2週間後、EU加盟交渉の結果を国民に知らせる20ページの「Eesti otsus（エストニアの決定）」というタイトルの冊子を全家庭に配布している。エストニアの一般国民のEU加盟に関する関心事としては、どの程度物価が上がるのかといったものが多い。この点については、エストニアは自由貿易主義を掲げ、抜群の経済開放度を誇り、これまでEU域外からの輸入も多かったため、関税率が高い砂糖、燃料、タバコなどの一部品目および自動車、自動車保険（EU域内適用強制

自賠償)などEU税制への適合を求められる品目を除けば、さほど急激な生活必需品の物価上昇はないだろうとみられている。しかし、エストニア人の購買力は現時点でEU平均の42%しかないにもかかわらず、物価水準は既にEU平均の70%近くに達している。家計のエンゲル係数もEU平均19%に対し32%である。つまり、数々の経済指標から見るとエストニア経済は急速に発展しているように見えるが、内実の一般市民の生活は既に十分苦しいものとなっている。

このような状況下で失業率が11.5%と極めて高いエストニア労働者の関心事として、EU加盟により「人の移動」制限が解除されると海外への出稼ぎ労働者が増える可能性が高い。2002年5月に隣国フィンランドの中央労働組合(SAK)がエストニア人労働者1,000人余りを対象に行った意識調査によると、EU加盟が実現した場合、2人に1人が海外に働きに出たいと答えており、希望する行き先はドイツ、フィンランドの順であった。2002年11月にエストニアで行われた調査でもほぼ同様の結果となった。既に高い失業率にあえいでいるフィンランド労働市場は危機感を募らせ、不法就労を防止する目的からフィンランド労働市場情報センターを開設して、「人の移動の自由」に移行期間を設ける動きをみせている。一方で、英国、アイルランド、スウェーデン、デンマーク、オランダなどは早々と賃金の安いエストニア労働者を歓迎し、EU加盟直後の労働市場開放の意向をエストニアに伝えている。

(3) 低い牛乳生産割当で酪農業は大きなダメージ

オランダ外相はこれまでの経緯を振り返り、「エストニアにとって最大の勝利となったのはエストニアの現行税制維持を勝ち取ったことだ」としている。これは主として2001年1月から導入されている利益再投資非課税

制度のことを指し、企業利益のうち課税対象となる利益が再投資に回される分についての法人税(26%)の免除がEU加盟後も維持される。

この制度は対内投資の促進を目的として、カッラス首相率いる改革党のイニシアティブで導入されたものであるが、プロディEU委員長が2002年3月のカッラス首相との会談時に、この制度は加盟国間の投資誘致競争上不当に有利になるとして撤廃を要求された経緯がある。しかし、カッラス首相自ら、中長期的視点から同国経済発展に不可欠と強く主張し、最終的にEU側も干渉せずということで、同インセンティブはEU加盟後も維持されることとなった。

その他に加盟交渉で大きな案件となったのは、現在ヘルシンキ・タリン間をはじめとする旅客船内で行われている公海上の観光客向け免税販売の廃止問題であった。これも同国にとって定期旅客船業界と観光収入への打撃と密接に結びついているため、エストニア側は当初、2014年までの移行期間を要求していた。しかしこれは受け入れられず、EU加盟と同時に公海上の免税販売も廃止されることになった。

農業分野の加盟交渉は、各国共通して最も困難な交渉となったが、特にエストニアがEU側の農業生産割当について、最も強く問題視していたのは牛乳であった。当初の割当量が年産56万トンと低すぎるレベルにあることを巡って農水相と生産者代表が激しくEU側に抗議を続けた。EU側の割当見積りは97~99年の出荷量に基づいて算出されたものである。この時期はロシア危機の影響で需要が大きく落ち込んだ時期でもあり、これに基づき算出すると2001年の生産量は70万トンにも満たないため、生産者に深刻な打撃を与えることになる。政府は将来的な需要拡大も見込んで当初は90万トン、最低70万トンを確保する方針で交渉終了直前まで粘り強い折衝を続

.....

けたが、12月10日の外相会合にて最終的に64万6,368トンで妥結することになった。こうした経緯もあり、首脳会議終了後の欧州委員会のプレスリリースには「この合意はロシア危機の影響および将来需要も考慮に入れた割当量としての合意である」との一文が最終行に挿入されている。

これによりエストニアは現在飼育している乳牛の4分の1に当たる約3万頭を処分することを余儀なくされることになり、生産酪農家および同国の酪農業はとても大きなダメージを受け、ロシア市場向け輸出分相当量がほぼなくなるとみられている。ちなみに、羊に関しても14万7,000頭の飼育割当要求に対し、2万7,000頭と非常に低く抑えられた。

しかし、「農業」分野では予想外の成果として、ポーランドをはじめとする中欧諸国の主張にEU側が譲歩する形で、すべての加盟候補国にEU農業補助金の追加上積みがあり、エストニアも首脳会議前夜、9,070万エストニア・クローン（EEK、1EEK = 約8.3円）の追加上積みが提示され、これにより2004～06の3年間にEUから受け取る補助金は1,230億EEK、融資なども合わせたキャッシュフローはおよそ1,800億EEKにのぼると見積もられている。

上述のとおり、オランダ外相は現行税制の当面の維持を最大の勝利とし、カッラス首相も税制、エネルギー政策（オイルシェール発電所並びに化学プラントに対する援助、液体燃料備蓄義務90日分の2009年までの移行期間、エネルギー市場開放の移行期間）、漁業（バルト海でのニシン漁獲量とダイオキシン濃度のEU基準との整合への移行期間）などの交渉成果を特に評価している。その他主要政党党首らが評価した分野として、農業直接補助金額、狩猟（ビーバー、オオヤマネコ、熊、狼などの狩猟許可）、国境警備強化に対する補助金などがある。

逆に交渉が最も残念な結果に終わった点に

については、牛乳割当量、免税販売の撤廃などである。また、外国人への土地売買に制限を加える交渉について、その他の優先課題への対応によりクリアにされなかったことが、政党間による考え方の違いで意見が分かれており、今後の内政問題として注視が必要である。

一方、ビジネス界の評価としては、エストニア商工会議所のアンケート（2003年1月現在）によれば、「企業家としてエストニアのEU加盟に賛成か」との問いに対し、賛成56%、反対43%となっており、必ずしも圧倒的に賛成多数というわけではない。ルマン会頭自身は、「エストニアがEUに加盟しなければ現在の経済状況は維持できない」、つまり「経済発展のためには必然のステップである」と受け止めている。

エストニア唯一の経済紙であるビジネスデイ（Äripäev）は、リベラルな経済政策を志向するという理由から、長年、EU加盟には懐疑的な見方を示してきた。同紙も編集長コラムという形で、「EU加盟は今日不可避のものとなり、決まったからには利用できるすべてを利用し、官僚主義をできるだけ避けるようにするしかない」とコメントしている。

2. 予想される今後のビジネス環境の変化

(1) EU基準への適合が生き残りの条件

農業分野、特に酪農業界への多大な影響は上述のとおりであるが、産業界全般にいずれの業界でもEU基準への新たな適合可否が生き残りの条件とされる。

特に、すべての食品を扱う企業が、2004年1月1日までにEU基準に合致することを求められており（当初2003年1月1日までであったが、1年延長となった）、食品業界などで深刻な影響が予想されている。例えば、食肉加工企業は2002年初の段階で219社あるが、大手8社で国内生産量の8割を占め、中小は生き残りが厳しいとみられている。乳製品業

界でも既に数社が営業停止に追い込まれたとされる。魚加工業は主な輸出先であったウクライナ（現在は二国間自由貿易協定締結国）への輸出に關税が課されることになるほか、魚に含まれるダイオキシン濃度がEU基準をクリアできていないためEU向けにも輸出できない。製菓業界でも砂糖にかかる輸入關税でコストアップは避けられない。

自動車関連業界では、EU加盟に伴う法改正関連で2003年から自動車物品税が廃止になり、販売業にとってはプラスになる。一方、社用車の私的利用税が月1,000EEKから2,000EEKに値上げされることがほぼ決まっている（現在、エストニア自動車市場の購買力は社用車で支えられているといっても過言ではなく、これを社員に貸与する形がとられている）。さらに、古い大型車にかけられる新環境税が輸送業界にマイナスの影響を及ぼすことが予想される。中古車解体業もEU基準を満たしているのは2～4社程度といわれ、業界壊滅の結果として中古車部品の価格上昇につながるのではないかとの見方もある。建設業界では2003年1月から施行される建築基準法の改正により、EU基準に準拠した建築部材の認証試験の義務付けがコスト増につながるものとみられる。

貿易面ではロシアとの二重關税（95年以降、特定のエストニア物品に一般税率の2倍の關税が課されている）がEU加盟前には政治決着が図られる見通しであるが、逆にロシアからの輸入に新たに關税が課せられることになる。ロシアはエストニアにとって輸出の8.9%（15億8,560万EEK、2001年）、輸入の12.5%（60億9,720万EEK）を占め、フィンランド、スウェーデン、ドイツに次ぐ貿易相手国である。特に自動車用燃料の輸入は国内市場の4割を占めており、新たに4.7%の關税率を賦課されることは国内経済にネガティブな影響をもたらすこととなる。さらにロシアからの鉄鋼輸入制限問題（EU關税賦課お

よび輸入割当政策）について、金属加工業界ではロシア製と比べて30～50%も高いEU鉄鋼の調達を余儀なくされ、高コストで競争力を失うことになるため、年間30万トンの国内消費量を賄うロシアやCISからの鉄鋼輸入割当確保を主張している。

本来、エストニアの貿易投資制度は極めて自由化されたものであったため、EU加盟に伴う一層の自由化を必要とする分野はエネルギーなどを除いてほとんど皆無といってよく、むしろ加盟により關税賦課を始めとした規制が増えるというのが実情である。今後、実務にあたる関係各所が新たな法律や制度を適用していくにあたり、現場での混乱を招く恐れも十分考えられ、国内産業界は当面の直接的影響について、利下げ予測以外にさほど明るい展望をもっているとは言い難い状況である。

（2）進出外資系企業への影響は軽微

自由貿易・投資促進の原則に立つエストニアでは現在、食品・飲料類などを除き關税も非關税障壁（数量制限や課徴金などが課せられている物品）はないが、今後はEU關税制度が適用されるため、日本からの直接の輸入もこれまでより不利な状況となる。

乗用車販売のバルティック・トヨタ社では、日本からの輸入を減らしEU域内生産車の取扱い比重を高める方向で対応している。しかし、EU加盟後に導入されるであろう新たな自動車税が現在の価格レベルを押し上げることは間違いないとみている。

欧州最大規模を誇るフィンランド系EMS（電子機器受託製造サービス）企業のエルコテック・タリン社は、加盟後のビジネス変化は概ね軽微とみているが、労働者賃金の上昇や關税など税制面で若干煩雑になるなどの影響を挙げている。

その他の企業も共通してEUが定める品質基準への適合を余儀なくされることから、操

.....

業コストの増大を招き、結果として大手企業が優位となり、中小企業は淘汰されていくのではないかとの見方を示している。

エストニアは、91年の独立回復直後から主要投資国とは二国間投資保護協定や二重課税防止協定など各種経済連携協定を既に締結しており、ほとんどの外資系企業にとっては現実的にはEU経済圏として織り込み済みで、特にこれまでと投資制度面が大きく変わる訳でもないため、国内企業ほど深刻な影響があるとは受け止められていないのが実情である。

(3) ユーロ導入は早くて2006年以降か

EU加盟後にエストニアが対欧政策として次に目指すのが、欧州経済通貨同盟(EMU)参加によるユーロ通貨の導入である。

政府は2002年8月13日、「加盟準備経済プログラム」(PEP、Pre-Accession Economic Programme)という政策方針を閣議決定している。これは向こう4年間で経済構造改革を推進し、コペンハーゲン基準を完全に達成するとともに、EMU加盟の準備期間と位置付ける方向性を打ち出したものである。

同国では独立回復直後の92年にバルト三国で最も早くロシア・ルーブル圏から脱し、現在流通している独自通貨エストニア・クローン(EEK)を導入している。クローンは導入当初から旧ドイツ・マルクと固定レートで連動していたが、現在はユーロとの固定相場制(1ユーロ=15.65EEK)となっている。このため、エストニア側にとってはユーロ導入にさほど障害はなく、メリットの方が大きいと考えられる。しかし同国では、欧州中央銀

行が同国のEMU加盟に段階を踏ませる基本姿勢で臨むとみられること、ユーロ弱体化懸念が払拭されない限り現EMU諸国側にとっても早期受け入れは困難とみられること、

99年当時エストニア中央銀行総裁で2001年まで財務相を務めていたカッラス現首相自身がユーロ導入消極派だったことなどからユーロ導入は早くて2006年以降であろうと予想されている。

一方、中長期的にみて同国の財政構造には暗雲も漂う。これまで順調に推移してきた中央財政が2003年予算で独立回復後、初めての赤字予算(387億5,800万EEK、マイナス幅3億2,400万EEK)となった。これは少子高齢化が深刻な同国において社会福祉年金給付額が急激に増大し続けているという人口動態に起因しており、現与党(中央党、改革党)が同給付額の維持を公約として掲げているため、2003年3月の総選挙(4年に1度)で再び勝利して政権に就き、支払額の維持を続けるようであれば、今後とも財政赤字が続くことになる。年金改革は失業対策とともに内政面の必須課題であり、EMUを志向するうえで今後このような財政要因も考慮にいれるべきであろう。

また、2001年に過去最高を記録した海外からの直接投資も2002~03年は減少する見通しで、外資系企業誘致で成長を続けてきた同国が、現在ドイツや英国の投資家の注目を集めている中欧諸国とともにEU加盟を果たし、今後も躍進し続けられるかどうかは予断を許さない状況にある。

(タルト大学講師 宮野恵理、ヘルシンキ事務所 岩井政之)

進むEUとの制度調和、EU関連情報不足の解消が急務(ラトビア)

ストックホルム事務所

1. コペンハーゲン基準に沿って加盟準備

ラトビア政府が95年以来、EU加盟実現のために取り組んできた社会改革は、政治的、経済的、およびEUメンバーとしての義務を果たすべき参加基準として示された「コペンハーゲン基準」に沿ったものである。つまりそれらは、民主主義、法の支配、人権および少数民族擁護の保証（政治的基準）、市場経済化とEU内での競争と市場への対応能力の保証（経済的基準）、政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む加盟国としての義務を負う能力の保証（EU法の総体の受容）である。

(1) 政治的基準～行政・司法制度改革が進展

欧州委員会は97年、ラトビアが政治的基準を満たし得るとの判断を下した。それ以来、政府は民主主義改革を加速し、法制度の整備を行い、人権擁護と少数民族保護政策などを進めた。その結果、欧州委員会が2002年10月に発表した定期報告書において、ラトビアが政治的基準を満たしていると述べるに至った。

政府がこの分野で取り組んだ改革は、具体的には、行政改革（新たな公務員制度の整備とそのための法的基礎および公務員法および行政法の改定）、司法制度の改革（司法制度の近代化および法整備）である。現在、裁判システムの改善が進行中であり、判決までの時間の短縮、未決件数の減少が図られている。

法的整備、汚職防止局創設などによる取り締まりの強化、啓蒙活動などによって、政府は汚職の減少に成功している。

政府は、外国人（国内在住のロシア人が主な対象）を社会に統合するための改革を進め

ており、従来の選挙法に存在したラトビア語の必須条件を撤廃するとともに、社会統合基金の活動を通して帰化の促進支援を強化している。政府の当面の課題は、社会のすべてのレベルにおいて言語法を徹底することである。政府は、帰化を促進する過程で公用語教育促進のための新たな予算を割り当てた。

(2) 経済的基準～ハーモナイゼーションの仕上げが課題

政府は、経済再建のための方策も成功裏に遂行しており、マクロ経済は順調に推移している。欧州委員会の定期報告書では、ラトビアの市場経済が良く機能しており、EU内の競争と市場の圧力に耐えるだけの力があり、経済基準を満たしていると述べている。

政府は特に最近2年間、集中的に法制度をアキ・コミュテノール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）に近づけるべく努力を重ねた。基本的な法制度の主要部分は既にEU基準とのハーモナイゼーション（調和）が一般的にハイ・レベルで遂行済みであり、2002年には行政制度における統合化もかなり進んでいる。同年にはそのための公務員の研修が行われた。欧州委員会は、その法制度を実行するための管理行政システムのさらなる構築が必要であるとしている。

総じて、同国においてはEU規定に準拠するための国内法の整備はほぼ完了し、今後それを実行するための行政システムを構築することが急務だといえる。主な交渉分野の状況は、次のとおり。

・「モノの自由移動」

法制度面での整備をほとんど完了したが、認証システムの完備についてはまだ発

.....

展途上の段階である。市場管理体制は改善され、食品安全、政府調達などについてのインフラの統合については、現在取り組みが開始されているところである。

・「人の自由移動」

法整備は、EU基準とのすり合わせが終わり、職業資格の相互認証については進行中である。

・「サービスの自由移動」

保険・証券部分では、まだハーモナイゼーションは完了していない。

・「資本の自由移動」

かなりハーモナイゼーションが進んでいるが、今後は投資についての法整備が必要である。この分野においては管理システムがようやく整ってきたところである。

・「会社法」

商法が制定され施行された。コピーライトと工業知的所有権の分野で国内法が整備された。

・「競争政策」

法整備も進み、現在、競争法の最終仕上げの段階にある。

・「農業」

EUの共通農業政策を国内に適用するべく努力を重ねている。食品分野の安全管理を行う食品・家畜サービス局を設置するとともに、「農業・農村開発特別加盟準備プログラム」(SAPARD、Special Accession Programme for Agriculture and Rural Development) 庁を設置した。現在、資金所管当局、農家管理統合行政システム(IASP、Integrated Administration of Supervision System) および共通市場の3分野での国内制度整備が進められている。

・「漁業」

同国の法規はEU基準にかなりハーモナイズされている。しかし、市場全体としてのまとまりに欠け、政府の方策が徹底しにくい弱点は依然として存在している。現在、

公的管理制度の整備がなされているところである。

・「運輸」

同国の法規は概ねEU基準に準拠している。海上輸送以外の交通基本法はEUのものと同様にハーモナイズ済みである。

・「社会政策・雇用」

同国の法規は、ハーモナイゼーションはほとんど完了しており、新雇用法も制定された。

・「エネルギー」

かなりの部分がEU規定に準拠してきてはいるが、ガス・電気の国内エネルギー供給や石油貯蔵、エネルギーの効率的な使用、エネルギーに関する全体的管理において、まだ改善すべき余地がある。

・「環境」

努力が続けられており、環境に関する監査システムなどで進展がみられる。

・「通信・情報技術」

2003年からのテレコム市場の自由化を規定するテレコム法の制定と国家公共サービス委員会の設置により、EU基準との一体化が進行している。

・「地域政策」

地域政策・構造基金の導入に関しては、該当する地域の選択が行われ、そのための管理を行う国内機関が設置された。

・「司法・内務」

移民、マネーロンダリング、EU諸国の金融権益の保護に関してハーモナイゼーションは完了している。シェンゲン条約の実行、国際司法制度上の協力についても同様である。

・「関税」

関税法の整備もハーモナイズされた。関税徴収に関する法律およびコンピュータ処理システムの整備が進行中である。政府は、欧州委員会および加盟各国との間の電子データ交換のために、この分野における情報

技術の積極的導入を図っている。

2. 加盟決定に対する政府・産業界等の反応、評価

ラトビアにおいてEU加盟についての政府からの情報が不足している。EU指令がラトビア語に翻訳されていない（英語かフランス語で読むしかない）という状況も反映している。そのため同国産業界は、EU加盟が具体的に彼らにどう影響してくるのかについてあまりよく理解していない。ラトビアにおいては、EU関連の情報やアドバイスは、当該分野の国内法が制定される時、あるいは改定される時にはじめて国民に提供されるのが実情である。

(1) 産業界の反応

EU加盟関連の情報の必要性を強調、加盟に対する期待と歓迎の一方で多くの懸念政府によるEU加盟交渉の間、産業界の関心事は、EUにおける自国産業界の権利の保護にあった。産業界は、加盟交渉に当たって政府は国内産業にとって不利になるような条件は飲まないだろうと期待していたが、加盟交渉中マスメディアによって、農民への生産割り当てなどの情報が流れてくるにつれて、徐々に政府への失望感を高めていった。

2002年2月に“Dienas Bizness”紙が実施した世論調査（マスメディアがEUによる新メンバーへの補助金が現在より低くすると報じた時）によると、産業界の43%がラトビアのEU加盟に反対という意見を示している（2001年11月の時点で反対は31.2%に減少）。「積極的に反対」および「どちらかといえば反対」という意見の両方を合わせると46.9%となった（2001年11月は33.8%）。

しかし、ラトビアのEU加盟が決定した2002年12月13日のコペンハーゲン・サミット後に同紙世論調査では、240人の回答者のうち61.3%がラトビアのEU加盟を支持し歓迎し

ている。

加盟交渉が終結した時点で産業界は、各分野でのEU加盟準備が未着手であり、費用がいくらかかるかもはっきりしていないとして政府を批判した。産業界は現在、EU法規・基準が自分達のビジネス活動にどのような具体的な経済的影響を及ぼすかについての情報の必要性を強調している。また、多国籍大企業が同国市場に押し寄せ国内の中小企業が生き残れるか、価格競争の激化、新規格を受容しなければならないこと、不平等な競争などの懸念の声があがっている。

最も大きな懸念はEU基準に近づこうとしない地方の工場であり、EUの環境基準や労働基準を遵守しないそれらの工場の認定をどうするかについて、政府や産業界は今後対応が迫られることになる。

またラトビアのEU加盟は国内賃金の上昇を引き起こすことが予想され、産業界はそれによる生産コストの上昇に対応していかなければならない。

一方、EU加盟によるメリットとしては、国境を超えたビジネスが展開しやすくなること、市場が拡大すること、EU構造基金を得ることができることなどがあげられている。

農業関連でも交渉結果は積極的に評価されている。“Riga Piena komninars”紙主幹であるヤニス・スカルノビク氏は「牛乳の生産割当量が72万9,000トンで決着したことは、国内の乳業の現在の年間生産量48万7,000トンに照らし合わせてみれば、成長の余地をもたらすもの」とコメントしている。また、ラトビア食肉生産者連盟会長のヤニス・パリンズ氏は、「農地面積が拡大し、その結果養豚産業が拡大し、その他の畜産にとっても有利な状況となるだろう」と述べている。ラトビア漁業組合の代表であるイナリス・ヴォイツ氏は、「EU加盟によりEUの構造基金からかなりの額が支給され、新たなビ

.....

ジネスの機会をもたらすだろう」とコメントしている。

(2) 国民投票のためのキャンペーンが必要

ラトビアのフレベルガ大統領とレプセ首相は、「EUとラトビア政府の加盟交渉終結後の最重要課題は、2003年9月20日に予定されている国民投票の前に、国民に交渉結果について十分知らしめることである」と言明している。国民投票に関する憲法条項の改正など国民投票に必要な法手続きも早急に進める必要がある。

マスメディアでは、EU加盟交渉を詳細に分析した結果、加盟がラトビアに利益をもたらすという論調を大々的に報道している。ラトビアがEUから受け取る補助金は合計で2004～06年の間に8億2,900万ユーロであり、それはEU加盟の最初の3年間で国民1人当たり345ユーロの利益をもたらすと試算している。

同国のEU加盟交渉責任者アンドリス・ケステリウス氏などは、「交渉結果はラトビアにとって有利なものである」と述べ、他の新加盟国に比べたラトビアの優位性を強調している。それは「国民1人当たりのEUからの補助金の多さや生産割当て枠の引き上げなどに現れている」と主張している。

EU加盟批准のための国民投票の準備が必要であることは、政府およびマスメディアともに強調している。“Dienas Bizness”紙は、学者、広告業界専門家などへのインタビュー記事の中で、「EU官僚に対する不満を述べるのではなく、交渉結果が具体的に国民にとって持つ意味を説明すべき」と結論付けている。また、ある社会学者は、ラトビア国民にとってEUは国家の問題であり、国民とは無関係なものと受け止められている点を指摘している。世論調査では、「国民にとってEUは12～14番目の優先順位しか持たないもの」となっている。その背景には、前述のように、EU

についての情報が国民に行き渡っていないとことがある。

2002年11月に行われたLatvijas fakti社による世論調査では、国民の47.1%がEU加盟批准のための国民投票に参加する準備があるとしている。その理由として、EU加盟が同国の経済成長のためになる、海外での教育と仕事の機会が増える、国の安全が保障される、EUからの投資が増える、犯罪が減少するといった点があげられている。

一方、EU加盟に反対している者のうち59.9%は、その理由として、EU加盟は同国の農業と市場にダメージを与え、国の主権を侵害し、同国がEUの廃棄物処理の場に利用され、国内に移民が押し寄せるだろうという点をあげている。

3. 今後のビジネス環境の変化

ラトビアのEU加盟に伴うビジネス条件の主要な変化は、EU域内市場へのアクセスが自由・無制限となることであろう。しかし、農産物に関しては引き続き制限や割り当てがあるので、その点に関してはラトビアにとっては有利ではない。

また、市場での競争激化が予想され、生産コスト、在庫コストも引き下げられよう。

進むEUとの制度調和

EU基準が適用されるようになり、2003年1月1日から認証と標準化の改正作業が進められている分野は次の分野である。

海上以外の輸送、食品、化学元素、医薬品、化粧品、ガラス、エレベーター、電気製品、爆発物、玩具、圧縮ポート、エアゾール・ディスペンサーズ、ガス設備、圧縮設備、簡易圧縮容器、医療機器、建築製品。

ラトビアはEUで認証された食肉のみを生産、輸出、輸入、販売することになる。また同国で生産されるものには「CEマーク」が

つけられるようになる。一方、製造者責任法の準備が進められている。

銀行業務、保険、嗜好品販売、武器や爆発物・放射性物質販売など同国でライセンスを必要とする多くのビジネスに関しては、ライセンスが徐々に緩和されることになる。その結果、ラトビア以外のEU加盟国企業の同国進出は容易になるものと想定される。官僚がビジネスに介入することは徐々に少なくなるので、ペーパーワークや汚職も減少するであろう。

EU加盟によって、サービスの自由化が実現するわけだが、次の分野では移行期間が設けられている。

- ・デポジット・ギャランティー（現在の規定では3,000ラツツ、2008年には1万3,000ラツツに引き上げられる見込み）に関しては2008年1月1日まで、
- ・各投資家への投資ギャランティー保証システムの実施は2008年1月1日まで。金融機関が預金者保護義務を怠ったときのためのギャランティーは2万ユーロを下らないことと規定されている。保険取引も自由化される。
- ・土地の売買も自由化されるが、農地に関しては2012年1月1日まで外国人への売却が禁止される。

税制調和と直接税の引き下げ

ラトビアの税制は2003年1月1日より、EU規定に準拠するものになるが、次の項目については移行期間が設けられている。

- ・暖房にかかわる個人的支払いについての付加価値税の課税免除の適用（2005年1月1日まで）
- ・タバコ税の最低税率（2010年1月1日まで）
- ・材木の販売に関する付加価値税の据え置き（1年間、その後はEU基準に準拠）
- ・国際航空輸送と海上乗客輸送に付加価値税をかけない権利の保持

- ・売上げ1万ラツツ未満の中小企業を対象とした付加価値税支払い義務登記の免除の継続

EU加盟後もラトビアが自国で決定する直接税の税率は、法人税は2003年より19%、2004年より15%に引き下げられる。EUが調和を求めているのは付加価値税など間接税のみである。

関税引き上げでマイナスの影響も

ラトビアの加盟によって、他のEU諸国との間の関税がなくなるが、加盟後のEU関税の適用は、ラトビアと一部の国々との間の貿易にマイナスの効果を及ぼす。EU関税率がラトビアの関税率より一般的に高いため、ラトビアの関税水準がEUレベルに引き上げられることになり、例えば、ロシア、ウクライナ、ベラルーシとの間の貿易ではラトビアにとって不利な状況をもたらすことになる。

ラトビアのEU加盟後は、ラトビア税関はTaricシステム、NCTSシステムで他のEU諸国と電子的につながることになり、一方で貿易に関する手続きもEU基準に合わせて非常に簡素化されよう。

また金融監督制度もEUに合わせて整備される見込みである。

EU加盟加盟や将来予定されている欧州経済通貨同盟（EMU）への参加は、ラトビアのビジネスの機能を高めることになるであろう。現在のような為替の変動に左右されるリスクがなくなるからである。

EU加盟によって、ラトビアはEU内外の投資家にとってより魅力を増すことになるであろう。EU加盟国であると同時に、東側に接する戦略的立地条件を背景としたビジネスの可能性をもつことはその魅力の一つである。

（三瓶 恵子）

EU加盟で投資先として増す魅力（リトアニア）

コペンハーゲン事務所

リトアニアは2002年12月13日、2000年の交渉開始時点では実現困難だと考えられていた2002年末までにEU加盟交渉終了という目標を達成した。同時に、EU加盟に向けた改革により海外投資家からの投資先としてより魅力を増すものとなった。EU加盟交渉終了と、2002年11月に実現したNATO加盟交渉終了で、これまでリトアニアへの投資を躊躇していた欧州中小企業の投資意欲も高まってきている。このように欧州で投資先として注目を増すリトアニアのEU加盟の影響などを概観する。

1．プロGRESSレポートで全般的進捗を評価

2002年10月に発表されたEUの定期報告書は、リトアニアのEU加盟準備は全般的に進捗がみられると評価している。

政治基準については、98年の第1回プロGRESSレポートから連続して基準を満たしていることが評価された。2001年レポートで問題が残る分野として指摘されていた行政改革、汚職問題に対する改革も大きな進歩が見られたが、改革がすべての分野で実行されるよう継続した努力が必要とされている。

経済基準については、前回と同様に正常な市場経済と評価された。2001年に指摘された失業率の上昇に対しては、労働市場対策の実施が評価された。同時に、地方自治体レベルでの公共支出増および現在国会で討議中の強制加入の民間老齢年金による財政収支の悪化、会社設立・倒産などの企業関連の分野で、より透明度の高い行政を実施することの必要性が指摘された。

アキ・コミュニテール（欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体）の採択・実

施に関しては、採択は大部分で見られ、実施は一部で非常に高いレベルにあるとして、前回よりも行政能力の上昇が評価された。

2．加盟交渉の結果に満足

リトアニアにとって、2002年11月のNATO加盟交渉終了とEU加盟交渉終了は2つの大きな外交上の成功となった。これは独立以来、同国は軍事関連の安全保障の観点からNATO加盟を、また経済および社会関連の安全保障の観点からEU加盟を熱望し、加盟にむけて努力を行ってきたからである。

政府レベルでは、加盟交渉の結果について満足度は高い。これは、リトアニアが2004～06年の3年間にEUから供与される経済援助額が、2001年の対GDP比で20%、国民1人あたり387ユーロと、今回加盟交渉が終了した10カ国のうち最高レベルとなったことにある。加えて交渉終了日に、イグナリナ原発閉鎖に対して、安全な閉鎖のために2億8,500万ユーロの援助が追加で確約されたことも非常に大きい。

産業界の評価も高い。リトアニア産業連盟（主に製造業が加盟）では、「産業連盟は既に2000年の総会でEU加盟を希望することを決定しており、その希望が実現した。今後、EUへのより一層の統合に向けてキャンペーンを行っていききたい」としている。

こうしたEUに対する好意的な姿勢は、企業を対象とした意識調査の結果にも表れている。ヨーロッパの商工会議所を組織化する欧州商工会議所連盟（Eurochambre）が中・東欧諸国10カ国の企業を対象とした意識調査では、リトアニアのEU加盟に対し、3%の同国企業が「非常に楽観視」、71%が「楽観視」しており、11%は「悲観視」しているものの

「非常に悲観視」している企業はみられなかった。楽観視している企業の割合は、ルーマニアの78%に続いて10カ国中2番目に高く、EU加盟をビジネスチャンスと見ていることがわかる。また単一市場においては、対内投資が増加することが大きなメリットとしている。デメリットとしては、高学歴の労働力流出（ブレイン・ドレイン=頭脳流出）が、通常EU加盟で心配される雇用機会の喪失を上回る結果となることである。

国民も今回の加盟決定を非常に歓迎している。国民は2000年当時、イグナリナ原発の第1原子炉閉鎖が決定された影響でEU加盟申請国の中では1、2を争うくらいEUに対する不信感が強かったが、その後国民のEUへの姿勢は好意的になっており、最新の2002年12月の結果では、64%がEU加盟賛成、17%が反対となっている。

3. 重要課題への取り組み

(1) 国営企業の民営化は最終段階

国営企業の民営化は既に最終段階にあり、民営化で残るのはエネルギー分野の企業と航空・鉄道会社である。

2002年4月には、リトアニア国営ガス会社(Lietuvos Dujos)の株式34%と経営権は、ドイツのRuhrgas AGとE.ON Energie AGの合弁会社へ1億1,600万リタス(1リタス=約37.6円)で売却された。合弁会社の出資配分は、Ruhrgas AGが60%、E.ON Energie AGが40%であり、既にRuhrgas AGはエストニアやラトヴィアのガス会社に資本参加している。この売却に加え、政府はリトアニア国営ガス会社株の34%をガス供給会社へ売却することも決定した。この売却条件は、今後少なくとも10年間リトアニアの天然ガス年間消費量の最低70%を供給することであったが、2002年10月にロシアのガスプロム(Gasprom)に売却を決定した。しかし、価格交渉は長引いており、政府はガスプロムからの最終的な

価格提示期限を2003年3月としている。

また民営化に際し、企業規模が非常に大きいため発電会社と送電2社に再編成を行ったリトアニア国営エネルギー会社(Lietuvos Energija)は、2003年前半に民営化作業を開始する見込みである。

リトアニア航空(Lithuanian Airlines)については、ドイツのインデコン・コンサルティング(Indecon Consulting)を迎え、2003年中に株式34%を売却する予定である。またリトアニア鉄道の売却は、2004年以降の見込みである。

(2) 影響大きいイグナリナ原発の閉鎖

イグナリナ原発はウクライナのチェルノブイリ原発と同タイプで、70年代に建設された。EUはこの原発の安全性を非常に懸念しており、早期閉鎖を要求していた。

第1原子炉に関しては、99年10月に国会で2005年までに閉鎖することを決定した。この決定はリトアニアが2000年にEU加盟交渉を開始するうえで大きなステップとなった。

第2原子炉に関しては、EU加盟交渉において、EU側は2009年の閉鎖を要求していた。一方リトアニアは、閉鎖にかかる費用、代替発電施設等の問題から、EUに対して経済的援助を要求、十分な援助が得られない場合は2017年まで原子炉を利用することを要求していた。しかし、2002年6月11日に行われた加盟交渉の場で、リトアニアは正式に第2原子炉を2009年に閉鎖することをEU側に提示、EU側はそれに対し第2原子炉の早期閉鎖への経済的援助を行うことを確約した。この決定によりエネルギー分野の加盟交渉は終了し、加盟交渉進展の大きなステップとなった。

しかし、それに対する代償は非常に大きい。同原発はリトアニアの電力の70%以上を供給、またベラルーシなどへの電力販売も行っており、同国経済にとって非常に重要なものである。中央銀行の試算によれば、その影響

.....

は将来20年間にわたり合計320億リタスに上る。この試算には、原子炉閉鎖費用に加え、余剰電力の輸出減、原発閉鎖によるエネルギー料金の上昇も含まれている。また原発の閉鎖により、GDP成長率は年間1%程度低下すると見込まれている。

このようななかリトアニアでは現在、EU基準に則った新原子炉の建設が討議されている。これは、9月23～25日に首都ヴィルニュスで行われたNATOワークショップの場での歓迎スピーチで、アダムクス元大統領が「イグナリナに新原子炉を建設することが現実的な選択である」と発言したことに端を発するものである。リトアニア産業連盟も「リトアニアの電力のインフラは、原子力発電を基準に建設されているため、新原子炉の建設は一番効率的な解決法であり、産業界は建設を歓迎する」としている。

(3) 土地市場自由化に7年間の移行期間

外国人の農地購入の容認は、憲法改正が必要であること、また農民の反対が強いことから非常に難しい問題であった。

政府は憲法改正案を2001年に提出したものの、農業従事者からの反対運動が強まり、農民同盟など一部政党の間で農業従事者を保護する動きが高まったため憲法改正を断念した。農業従事者の反対運動が強まった背景には、資金の豊富なEUの農業従事者が同国の農地を買い占めてしまうという懸念が農業従事者の間に強いことがある。同国の農業効率は非常に悪く、雇用では農業が全体の19.6%程度を占めているのに対し、総付加価値額に占める農業の割合は、7.5%に過ぎない。^(注1)

結局、2002年7月1日に「加盟交渉で外国人の農地の購入に関し、7～10年の移行期間

を申請する。リトアニアに永住を目的として最低3年以上滞在するEU国籍所有者で、農業に従事し、農場を経営するものに限り、農地の購入を認める」という国会決議案を採択した。この決議をもってEUとの交渉を行った結果、7年間の移行期間^(注2)を設けることで合意に達した。

この移行期間に対する国内の評価は、移行期間は農業分野の改革を遅らせるものの必要な措置であったとするのが大方の評価である。独立シンクタンクの自由市場研究所(フリーマーケット・インスティテュート)は、「移行期間の導入によって農業分野の改革は7年間停止するが、この移行期間は農業従事者のEUへの不信感を緩和するものであり、国民投票の結果に好影響を与えるだろう」とコメントしている。

(4) 民間年金市場創設の試み

リトアニアは現在、旧ソ連時代の年金制度の改革を行っている。これは現在の社会保障負担金として税金と同様に取り立てを行う方法から、年金の一部に民間の年金市場を創設しようとする試みである。

年金制度の改革は、雇用者と被雇用者と合計で現在34%支払われている社会保障関連負担金の支払いのうちの2.5%を被雇用者本人の意思によって運用が行えるようにするというものである。この制度は2004年より開始され、2007年まで自主運用支払い金額は毎年1%ポイントずつ上昇し、2007年には7.5%となる。この制度は民間の企業への支払いを強制するものではないため、自由市場研究所は「民間と国営企業が自由競争を行い、国民が選択を行うことが可能になる」とコメントしている。

(注1) リトアニア統計局(2000年)

(注2) 3年間延長の権利を含む

4. EU加盟によるビジネス環境の変化は軽微

EU加盟に向けEUとの制度の調和が行われているが、これに伴う大きなビジネス環境の変化は想定されていない。これは開発庁・外務省・リトアニア産業連盟などにジェットロが行ったインタビューでも総じて言えることである。当然のことながら多少の変化は起こるが、海外投資家には逆に有利になると受け止められている。

(1) わかりやすい投資環境の提供へ

99年7月の投資法の改正で既に、リトアニアにおいては海外投資家と国内投資家は同等に扱われることになっている。その結果、海外投資家のみを対象とした投資インセンティブは存在しない。全体的には、投資インセンティブによる投資誘致から、よりわかりやすい投資環境を提供することによる投資誘致に変化している。海外投資家と国内投資家の唯一の差別待遇は、7年間の移行期間を設定した外国人への農地購入の禁止である。

大手投資家にはニーズにあったインセンティブ

投資額が2億リタスを超える投資家は、政府と交渉を行い、投資インセンティブを享受できる。政府は、各投資家の要望および状況を査定し、各投資家のニーズにあったインセンティブを提供する。現行税法によれば、大型投資家への税制面のインセンティブは認められておらず、ビジネスにおける別の部分でのインセンティブとなる。この投資インセンティブは、98年に3年間の期間を設定して導入されたことがあるが、2002年の投資法の改正で適用が再開されることとなった。今回の導入に際しては期間の設定はないとのことである。

個人所得税などは地方税務署に免除・減免を申請

個人所得税および地方不動産税については、各地方税務署との交渉により、免除・減免を申請することができる。審査は、当該投資家の要望・状況の査定に重点が置かれている。

加盟後もFEZを運営

実質的な稼働までに5年以上を要した自由経済地域（FEZ）が、2002年9月よりバルト三国で唯一の不凍港であるクライペダで稼働を開始した。もともと日本の矢崎総業とドイツのシーメンス社の合弁会社で、自動車用ワイヤハーネスを製造するSYワイアリング・テクノロジー（SY Wiring Technologies）が存在する地域に設立されたため、同社がFEZの適用第1号企業となった。またデンマークの水産企業も、工場の建設が終了し、2003年1月27日に稼働を開始する。

クライペダに加え、リトアニア第2の都市であるカウナスでもFEZの建設が進んでいる。2003年の春には稼働の見込みである。

FEZでは、法人所得税の減免・免除、関税の免除、付加価値税・物品税の免除、などの優遇措置が認められている。開発庁によれば、このFEZはEU加盟後も現行どおり運営され、廃止の予定はない。

EUとの税制調和を目指す

EUとの税制との調和、また国家財源の安定確保という観点から、2001年より税制改革を実施している。また、よりわかりやすい投資環境を提供という観点から、数多くあった優遇制度は廃止され、税制の簡素化、税率の引き下げが行われる傾向にある。

2002年1月1日より法人所得税は、24%から15%に引き下げられている。従業員数が10人未満で、年間総売上高が50万リタス（14万4,000ユーロ）の企業に対しては税率13%が

適用される。農業および農産物加工企業には特例として、同部門の売上高が総売上高の50%を超える場合、0%が適用される。

2003年1月1日の改正により、リトアニアの税制は多くの部分でEUに近いものになっている。法人所得税関連では、配当金への源泉徴収税がこれまでの29%から15%へ引き下げられた。同時に、法人の損失の繰越制度は廃止となった。個人所得税も大幅な改正が行われ、これまで所得の種類によって8つの税率を適用していたものを、2つの税率のみとした。一般の労働所得に関しては、これまで職を2つ以上持つものに対しては、主の職からの労働所得に対し、33%、従の所得に対し10~35%の課税を行っていたが、一律33%の課税となった。労働収入でも文学・芸術的な活動による収入、労働以外の年金・配当金等に関しては15%が適用される。現物支給の形での収入へも課税が開始され、これも労働による収入に対しては33%、ロイヤリティーなどは15%となる。現物支給でも、車の支給・授業料等の支給は今後も無税となる。また確定申告も開始される。

長期間の投資を促進するために、1年未満保有された株式からのキャピタルゲインには15%の課税を行う代わりに、1年以上保有された株式からのキャピタルゲインは無税となる。

2001~02年には、付加価値税、物品税の改革も行われた。この改革は主に、付加価値税免税対象者および対象品についてEU税制との調和を目指したものである。EUと調和しない項目の多くは既に廃止となっているが、EUは定期報告書において免税対象の調和と物品税率の調和（主に石油関連品）をEU加盟までに実施することを要求しており、この調和が見込まれる。

年間総売上高10万リタス（2万8,962ユーロ）未満の中小企業に対する付加価値税納税者登録および納税義務免除については、期限なしの移行期間、タバコに対する物品税のEU最

低レベルへの引き上げについては、2009年まで移行期間が設けられている。

(2) EU加盟で日本などからの輸入関税は上昇
貿易環境もEUとの調和が進んでいる。一番大きな変化は、EU加盟に伴い現行の自由貿易協定および関税率の設定がEUと同一となることによる貿易全体へのインパクトである。

リトアニアは現在、13の自由貿易協定を30カ国と結んでいる。EFTA諸国、EU諸国に加え、ルーマニア、チェコ、エストニア、ラトビア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、トルコ、ウクライナ、ブルガリアである。このうちEUはウクライナを除くすべての国と自由貿易協定を結んでいることから、リトアニアの貿易の70%は影響を受けない。ウクライナとの自由貿易協定は加盟までに廃止され、この影響により、ウクライナへの輸出では平均で2~10%、輸入では2%程度の関税率の上昇が見込まれている。

この他自由貿易協定を締結していない国々についても、関税率の変化が見込まれ、日本からの輸出入にも影響を及ぼすことになる。日本への輸出に対しては1%の価格上昇、輸入では6%程度の上昇が見込まれる。輸入価格の上昇は、リトアニアが現在、日本からの自動車に対して0%の関税を適用しているのに対し、EUは現在、EU内の自動車産業保護のために10%の関税を適用しており、この関税率がリトアニアのEU加盟後に適用されるためである。その他、インド・中国・韓国からの輸入でも4.5~8%程度の価格上昇が見込まれる。これは、これらの国からの繊維製品に対するEUのアンチダンピング政策による高い関税率によるものである。日本に加え米国、カナダ向け輸出について関税の1%程度の上昇がみられるが、これは現在これらの国がリトアニアに対して実施している一般特惠関税制度が廃止されるためである。なお、こ

の関税率の変化の試算には、非関税障壁が多数存在する農産品は含まれていない。

5. 大統領交替の影響は不透明

リトアニア大統領選挙の第一次投票が2002年の12月22日に実施されたが、どの立候補者も投票総数の過半数を獲得することができず、アダムクス現大統領（無所属）と以前に2度首相を務めたことがあるパクスス自由民主党党首の決選投票となった。決選投票の結果は、大方の予想に反して、パクスス元首相が現大統領に10%の大差をつけて当選した。

パクスス首相は選挙キャンペーンにおいて、特に農業分野およびイグナリナ原発閉鎖問題で、リトアニアの利益を無視した交渉を行ったとしてアダムクス現大統領を批判したことなどから、西側のマスメディアは、パクスス元首相の大統領当選を非常に厳しく報道した。しかし、国内では、パクスス元首相の当選による動揺は少ない。開発庁のカベチュウス長官は「選挙戦での挑発的な発言は実際の政治にはあまり影響を与えないであろう。

政治思想的には、元首相は非常に自由主義的であり、投資家にとっては好影響を与える政治を行うことになろう」と発言している。

6. 国民投票で賛成派有利が大方の予想

EU加盟の国民投票は、バルト三国では一番早く2003年5月に予定されているが、正式な実施日程は発表されていない。EU加盟条約調印が4月にアテネで予定されており、この調印終了後にキャンペーンが活発化すると見込まれている。

現在までのところ反対勢力の強い他のバルト諸国に比べ、賛成派が反対派を大きく引き離し有利であること、国会のすべての政党がEU加盟に賛成しており、反対勢力が効率的な組織化を行うことは難しいと見られていることなどから、大方が加盟批准成功を見込んでいる。しかし、前述のように予想を覆す大統領選の結果もあり、国民投票にむけてのリトアニア国内の動向が非常に注目される。

（猪木 祥司）

欧州雇用制度調査（その2） ～ 西欧16カ国の雇用制度一覧～

在西欧センター・事務所

ジェトロでは2002年度、EUおよび主要国の雇用制度調査を実施した。その第1回目の報告を前号（2003年1月号）で「EUおよび主要国の雇用政策と最新の動き」として掲載した。今回は同調査の第2回報告として、「西欧16カ国の雇用制度一覧」を報告する。これは、西欧16カ国における雇用制度27項目を国別に一覧表形式で列挙し、各国の雇用制度が横並びで比較できるようにしたものである。

EUでは、市場統合と通貨統合が進展し域内取引が活発に行われている一方、雇用制度、税制度の統一化は進んでおらず、これが企業の汎欧州レベルでの事業活動や国境を越えた労働力の移動に影響を与えている。本調査では、雇用制度に焦点を当て、各国における相違点、類似点を比較することにより問題の所在を明らかにし、欧州での事業展開、企業活動等の一助となることを目的としている。

国名	掲載開始頁	国名	掲載開始頁
英国	50	ギリシャ	66
ドイツ	52	ポルトガル	68
フランス	54	オーストリア	70
イタリア	56	デンマーク	72
スペイン	58	フィンランド	74
オランダ	60	スウェーデン	76
ベルギー	62	ノルウェー	78
アイルランド	64	スイス	80

英国の雇用制度一覧

(ロンドン・センター)

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	個別のおよび集団的な雇用関連の権利を規定している。	Employment Rights Act 1996 ・ Trade Union and Labour Relations (Consolidation Act) 1992
	労働監督機関 (届出機関)	・ Health and Safety Executive (衛生安全委員会) : 衛生面、および、安全面に関する事項を扱う。 ・ Central Arbitration Committee (中央仲裁委員会) : 集団的な労働関連の事項を扱う。	-
	労使紛争解決のための法的手続き	雇用審判所やACAS (助言斡旋仲裁局) がある。	・ Employment Rights Act 1996 ・ Employment Tribunals Act 1996
雇用条件	雇用契約形態及びその手続き	雇用主は、採用通告書、雇用契約、就業規則などにより2ヵ月以内に雇用の詳細を被用者に明示する義務がある。管理職や取締役には正式な契約書が作成されることが多い。	Section 1, Employment Rights Act 1996
	試用期間	一般的な試用期間は3~6ヵ月間。	試用期間に関する特別な法規制はない
	退職	雇用契約で別途、通告期間が規定されていない場合、法定の最低通告期間が適用される。退職届を書面で要求する雇用契約が取り交わされることもある。	Employment Rights Act 1996
	解雇	解雇される被用者には通常、契約上及び法定の権利がある。解雇には正当事由及び正当な手続きが必要。解雇に際しては法律アドバイスを受けることが望ましい。	Employment Rights Act 1996
	定年	定年は通常、雇用契約上の問題であり、法律上、規定はない。一般的な定年は60~70歳。性差別を避ける意味で、男女の定年を一律にすべきである。なお政府は、EU指令に沿うかたちで、2006年までに、定年制を禁止する方針。被用者の退職すべき年齢が「客観的に正当」と認められない限り、雇用主が退職年齢を規定することは違法となる見通し。	-
労働時間	労働組合 (職種別)への加入	21名以上の労働者を雇用する雇用主は、全体の40%以上の労働者からの要求がある場合、労働組合を承認する義務がある。	Employment Relations Act 1999 Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992
	労働時間	最高労働時間は1週48時間だが、例外も認められ、当事者の合意によって48時間を超過する労働も可能。休憩、交替制、深夜勤務、有給休暇に関する規制がある。一般的な労働時間は1週35~40時間で、通常1時間の昼食時間、および、その他に必要な休憩時間が付与される。	Working Time Regulations 1998
	残業の取り扱い	超勤は通常、雇用主と被用者間の問題である。管理職スタッフには超勤手当が支給されないことが多い。非管理職スタッフまたは現業職の超勤手当は通常、50%の割増。労働時間規制は、時間内労働時間に残業時間を加えた最高労働時間を規定するもの。	Working Time Regulations 1998
休暇制度	休暇制度全般	正規従業員は年間20日 (公休日を含む) 以上の有給休暇を取る権利がある。公休日 (8日) を除く年間20~25日の休暇が一般的。	Working Time Regulations 1998
	病欠	一定の基準を満たした場合、法定の疾病手当が支給される。企業の疾病手当は任意だが、基準を満たせば支給されることが多い。連続8日間未満の病欠には、被用者自身による病欠証明書、もしくは医者の診断書が必要。連続8日間以上の病欠には、医者の診断書が必要。	Social Security Administration Act 1992. Statutory Sick Pay (General) Regulations 1982 Social Security Contributions and Benefits Act 1992

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
休暇制度	産 休	通常の産休を18週間まで取得可能で、給与にかかわる項以外の雇用契約は有効。この間、最初の6週間の給与は最低90%、その後は週給75ポンドを支給。1年以上勤務した被用者は、出産後さらに29週間までの産休の取得が可能。ただし、この間は無給。	Employment Relations Act 1999 ・ Maternity and Parental Leave etc Regulations 1999
	兵 役	-	-
賃 金	最 低 賃 金	2001年10月1日以降の最低賃金（時給）は、年齢21歳以上の被用者は4.20ポンド、18～21歳未満の被用者は3.60ポンド。	National Minimum Wage Act 1998
	時間外手当	時間外手当の割増率は、一般的に平日労働が50%、休日労働が100%。管理職スタッフには通常支給されない。	特別な法規制なし
	ボ ー ナ ス	ボーナスの支給は、近年一般化しつつある。支給額は会社の業績や従業員の勤務成績によって決まる。セールスマンなどへは、販売成績に応じたコミッション制が採用されている。	-
	退 職 金	被用者には通常、定年退職後、年金が支給される（年齢による）。退職金の支給に関しては、法律上の義務はなく、支給額は職種、従業員の勤務成績、勤続年数などに左右される。例えば算出方法は、勤続年数×1週間分の給与、勤続年数×1ヵ月分の給与などというように、大きく異なる。	-
	諸 税	所得税は、国民保険と共に源泉徴収される。退職金には特別な規定が適用される。	Income Corporation Taxes Act 1988
付 加 給 付	食 事 手 当	食券や1週3～5ポンド以上の昼食手当の支給が一般的である。社員食堂を設置するところもある。	N/A
	通 勤 手 当	-	-
	その他厚生諸制度	生命保険、健康保険、医療保険などの保険への加入がある。「カンパニーカー」を提供する会社は減少しつつある。	-
各 種 保 険	労 働 保 険	雇用主は勤務中の傷病を対象とする労災保険に加入する義務がある。	Employers' Liability (Compulsory Insurance) Act 1969 (Section1(1))
	社 会 保 険	2002年4月から2003年3月の間、国民保険の負担率は、被用者の収入に対し、雇用主が11.8%、被用者が10%。被用者が週89ポンド以下の収入の場合は、雇用主および被用者負担ともに免除される。 雇用主負担については、週89.01ポンド以上（月収および年収ベースでの基準もある）の収入を得ているものが対象となる。収入から89ポンドを差し引いた額に対し11.8%を負担する。 被用者負担については、週89.01ポンド以上の収入を得ているものが対象となる。収入から89ポンドを差し引いた額に対し10%を負担する。収入が週585ポンドを超える部分に対しては支払いは不要。従って、585ポンドから89ポンドを差し引いた額の10%にあたる49.60ポンドが上限となる。	Income Corporation Taxes Act 1988 (as amended)
そ の 他	職 業 訓 練	見習労働者、または雇用契約に明記されている場合を除き、職業訓練への法律上の義務はない。	-
	職 員 募 集 方 法	新聞広告、民間の斡旋機関、政府系職業安定所、社内募集、インターネットなど。	-

ドイツの雇用関連制度

(デュッセルドルフ・センター)

制度	主 な 内 容	根 拠 法
労働関係法 (最上位法)	労働法という一つの体系だった法律はなく、労働契約については民法が根拠法となる。その他、案件に応じ労働時間法、解雇保護法、母性保護法、共同決定法等多くの関連法規が存在する。	
法令・機関等 労働監督機関 (届出機関)	ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、右記の関連法の定める監督機関は州労働省、4つの行政地区の労働安全課、そして12の労働安全局であるが、事業所には特に届出義務はない。	各関連法(労働時間法、労働保護法、青年労働保護法、母性保護法)に基づき州法が定める。
労使紛争解決のための 法的手続き	労働裁判所での判決または決定手続きがある。約30~50%は和解で解決する。	-
雇用契約形態及びその 手続き	通常、雇用主と被用者の間で書面による契約が締結される。	民法
試用期間	3~6カ月の試用期間を設定するのが一般的。雇用主側が適性なしと判断した場合、2週間の予告期間で解雇することができる。また、被用者からも2週間の予告期間で試用期間の終了とともに雇用契約の終了(退職)を申し出ることができる。6ヵ月以上勤務している被用者は解雇保護法の適用対象となるため、試用期間は最長6ヵ月となる。試用期間を設定する場合は雇用契約に明記する必要がある。	民法
退職	被用者より契約終了を申し出るに際しては、予告期間を遵守する必要がある。契約終了日は15日または月末で、予告期間は4週間である(勤務期間に応じて変動することはない)。	民法
雇 用 条 件 解 雇	<p>(1) 5名を超える従業員を雇用している事業所においては、解雇される従業員が6ヵ月以上勤務している場合、解雇保護法の対象となる。解雇通知に際しては、予告期間を遵守し、解雇理由を明示する必要がある。また、労使協議会が存在する事業所においては、雇用主は解雇を労使協議会に通知しなければならない。労使協議会は、それに対し懸念を表明したり、特定の条件において異議を申し立てることができる。労使協議会が異議を申し立て、さらに被用者が告訴した場合、労働裁判所における手続きが終了するまで、雇用主は雇用を継続しなければならない。</p> <p>(2) 解雇事由は、次のうち最低一つに基づくものである必要がある。当人の性格(適性・能力の不足、病気など)、当人の行動(違反行為、成績不振など)、経営状況。特に、経営状況を理由とした解雇の場合、解雇による影響が比較的少ない者を選抜する必要がある(年齢、勤務年数、配偶者・子供に対する責任の有無を考慮する)。</p> <p>(3) 以下の場合、解雇は禁じられている(即時解雇の事由に基づく場合を除く)。母性保護法による保護を受けている者(妊娠中および産後4ヵ月間ないし育児休業中の職員)、兵役ないしその代替の社会奉仕に従事している者、労使協議会メンバー、重度の障害者、見習従業員(試用期間中の解雇は可能)</p> <p>(4) 解雇に際しては、予告期間を遵守する必要がある。予告期間は勤務年数に応じて変動する。解雇は月末付となる(勤続年数2年未満の場合は15日付でも可)。</p> <p>(5) 予告期間は以下のとおり。勤続年数2年未満: 4週間、2年以上5年未満: 1ヵ月、5年以上8年未満: 2ヵ月、8年以上10年未満: 3ヵ月、10年以上12年未満: 4ヵ月、12年以上15年未満: 5ヵ月、15年以上20年未満: 6ヵ月、20年以上: 7ヵ月</p>	民法、解雇保護法等
定 年	「年金受給開始時点で雇用関係が自動的に予告なしに終了する」と規定するのが一般的。契約や労働協約に規定がない場合は通常の解雇・退職の手続きが必要。	-
労働組合 (職種別)への 加入	労働組合は産業分野別に組織されており、加入は任意である。労働組合と当該産業の雇用者団体間で締結される労働協約は、連邦労働省が一般的拘束を命じた場合、組合員だけでなく、その産業及び適用地域すべての被用者に適用される。	-

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
労働時間	労働時間	労働時間法は一日の労働時間を8時間と規定しているが、実際には大半の労働協約がそれよりも短い労働時間を規定している。	労働時間法
	残業の取り扱い	労働時間法により、1日の労働時間は10時間を越えないこと、かつ6か月ないし24週平均して1日あたり8時間を越えないことと規定されているため、残業を命じる場合はこの枠内で実施する必要あり(役員など管理職を除く)。	労働時間法
休暇制度	休暇制度全般	休暇法では、被用者は週6日労働の場合、最低年間24日(週5日労働の場合、年間20日)の休暇を受けることができると規定されている。実際には年間25~30日の休暇が与えられることが一般的。	休暇法
	病欠	被用者は6週間まで有給の病気休暇を取得できる。それ以上の病気を理由とした欠勤は無給となるが、給与相当額が健康保険組合から支払われる。病気を理由とした欠勤が3日以上になる場合は、医師の診断書の提出が必要になる。	報酬継続支払法
	産休	産前6週間、産後8週間(早産ないし双子以上の出産の場合12週間)の就労は禁じられている。	母性保護法
	兵役	兵役の期間中、雇用関係は一時中断するが、解雇することはできない。	職場保護法
賃金等	最低賃金	法定の最低賃金というのではなく(いくつかの特定産業を除く)、各産業分野毎の労働協約で定められるが、労働協約が適用されない雇用(協約に一般的拘束力がなく、かつ組合員でない場合)も多い。	-
	時間外手当	法的な規定はないが、最初の2時間まで基本給の1.25倍、それ以降1.5倍、日曜・祝日には2倍というケースが一般的。	-
	ボーナス	法的規定はないが、クリスマス手当(年末)あるいは休暇手当(夏)として給与1ヵ月分(または(夏+年末)で合計1ヵ月分)が支給されるのが一般的。	-
	退職金	被用者の自己都合による退職の場合は通常支給されない。雇用主側の理由による(解雇)場合、通常勤続年数×月給×(0.5~1)という計算により退職金が支給されるのが一般的(この計算により被用者との合意で契約を終了する場合と、解雇通知後被用者が労働裁判所へ不服申し立てを行い、雇用主がこの計算により退職金を支給することで和解するというケースとがある)。	-
	諸税	-	-
付加給付	食事手当	大企業で1日1~2.5ユーロ程度の食事手当を食券として支給しているケースがある。昼食・夕食は一食あたり2.51ユーロ、朝食は1.4ユーロ相当までの現物支給(食券も可能)は所得税課税対象にならない。	-
	通勤手当	実費ないし実物(事業所所在地の公共交通機関1ヵ月定期)支給をすることが多い。通常公共交通機関の利用のみが対象(公共交通機関利用の場合の通勤手当は非課税)。	-
	その他厚生諸制度	企業年金制度、財形貯蓄制度を従業員に提供しているケースがある。	-
各種保険	労働保険	労災保険に加入する義務がある。料率は従業員数、職種等から算出されるが、給与総額の0.5~1%程度。	-
	社会保険	健康保険、失業保険、年金保険、介護保険に加入する義務がある。料率は以下のとおりで、いずれも労使折半となる。健康保険(保険会社によって異なるが平均)14.0%、失業保険6.5%、年金保険19.1%(2003年より19.5%)、介護保険1.7%。また、従業員16名以上の事業所は、従業員の5%を身体障害者から雇用することが義務付けられているが、雇用していない場合には毎月補償金を支払わなければならない。金額は雇用している身体障害者の人数に応じて変動するが、従業員数の2%未満の場合1名当たり月額260ユーロ(但し従業員39名以下の企業は補償金105ユーロ、59名以下の企業は180ユーロ)。	-
その他	職業訓練	州によって職業訓練のための休暇制度を定めている。	-
	職員募集方法	新聞広告による募集が一般的。費用は1,000ユーロ程度。人材紹介会社も利用できるが、料金は採用者の2~3ヵ月分給与と相当額になる。	-

フランスの雇用制度一覧

(パリ・センター)

制度	主 な 内 容	根 拠 法	
法令・機関等	労働関係法(最上位法)	労働関係の法律は、労働法典(Code du Travail)に編纂されている。同法典には、法律、政令(デクレ)、規則も含まれており、全9編(労働契約・労働協約、労働条件、雇用、労使関係、労使紛争、労働監督、産業・職業別規定、海外県規定、継続訓練)から構成されている。	
	労働監督機関(届出機関)	国家レベルの労働行政は社会問題・労働・連帯省が担当しており、同省は地方組織として県労働雇用訓練局を擁する。同局には、労働監督の役割を担う労働監督官が配置されている。	
	労使紛争解決のための法的手続き	労働契約に関する個別労使紛争の解決を専門に担う労働審判所があり、その裁判官は選挙で選出される。	労働審判所
雇用条件	雇用契約形態及びその手続き	期限付契約(CDD)及び無期限契約(CDI)があり、前者の場合は条件がある。その他、不定形雇用契約形態がある。また、定形雇用契約以外は書面での契約が必要である。	労働法120条、121条、122条
	試用期間	労働協約により禁止されていない限り、特定の職種を除き、労働契約の中に自由に設定できる。期間は労働協約に定められている期間以内となる。期限付雇用の場合のみ期間の制限規定がある。	労働法122条及び124条
	退職	労働協約と労働慣行による。	退職(辞職)予告期間を定めた法規定はなし
	解雇	解雇補償金は2年以上勤務の場合に支払い義務がある。過去3ヵ月の平均給与を基準とする。金額は(毎月の給与)×(勤務年数)×0.1となる。 解雇規制は「労使関係近代化法」(2002年1月)で強化されたが、2002年12月に「雇用に影響する企業再構成にかかわる団体交渉に関する法」が成立し、解雇規制に関する条項の18ヵ月間停止が決まり、解雇規制の緩和が図られた(ジェット口通商弘報2003年1月15日付参照)。	労働法122条321条422条432条 雇用に影響する企業再構成にかかわる団体交渉に関する法
	定年	通常65歳。60歳でも定年退職ができる(労働協約による)が、年金の満額需給に必要な最低勤務期間(保険料納付期間)40年を完了するまで待つことが多い。	労働法122条 社会保障法
	労働組合(職種別)への加入	職業組合の結成、加入について労働法411条、企業内組合支部については労働法412条に規定されている。	労働法411条及び412条
労働時間	労働時間	年間労働時間を1,600時間以下に制限。 フランス企業の国際競争力を弱めるものだとして経営者側からの反発が大きかった週35時間労働制は、2002年12月に成立した「フィヨン法」により、「労働協約で設定する法定労働時間は週35時間以内」との規定が労働法から外され、「年間労働時間の上限を1,600時間に設定する」との規定のみが残された。	労働法212条及び35時間労働法 フィヨン法(ジェット口通商弘報2003年1月15日付参照)
	残業の取り扱い	規定の労働時間を超過した場合の残業手当支給規定を35時間労働制より緩和。 2002年10月に施行された政令(デクレ)により、年間残業時間枠は1人当たり180時間以内となった。ただし、2002年12月に成立したフィヨン法では、年間超過勤務上限が180時間になっても、「重大な超過勤務(年間超過勤務上限を超える超過勤務:労働監督官の検査が必要)に関する代休の付与」の行われる超過勤務時間下限は、年間超過勤務時間上限が130時間である従来からの協定による下限をそのまま適用されることとなった。	労働法212条及び35時間労働法 フィヨン法
	休暇制度全般	日常の休暇については労働法221条及び222条、年次有給休暇については労働法223条で規定されている。有給休暇は年間5週間。週に6日以上労働を禁止している。	労働法221条、222条、223条

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
休 暇 制 度	病 欠	4日以上継続して病欠し、医師の証明書がある場合は、医療保険より日当の半額（上限あり）が支給される。	労働法122条 社会保障法323条
	産 休	出産前6週間、出産後10週間の有給休暇が与えられる。父親に11日間連続の出産休暇が与えられる。	労働法122条224条 社会保障法331条
	兵 役	なし	なし
賃 金 等	最 低 賃 金	SMIC（全産業一律スライド制最低保障賃金）は2005年7月1日までに11.4%値上げで一本化される。 SMICは、消費者物価上昇率と平均賃金上昇率を元にしたスライド制の法定一律最低賃金で、毎年7月1日に引き上げられる。現在、SMIC賃金で働く労働者の数は270万人に上る。この制度は企業にとってコスト高である上、雇用を抑制する要因だとして批判されている。本来、SMICは時給での計算が原則だが、「月額保証賃金（GMR）」が導入された。GMRは企業の時短実施時期によって異なるため、現在、本来のSMICのほかに、GMRという事実上のSMICが5つ並存している。フィヨン法では、2005年7月までにこれらSMICが一本化されることになった。	労働法141条 フィヨン法
	時 間 外 手 当	週35時間を超え39時間までは超過時間の25%増の代休。39時間から43時間までは25%増の賃金支払い、それ以上は50%増の賃金支払い。フィヨン法案によれば、超勤手当の率は各職種毎の労働協約で決定するもの10%以下は不可。協約のない場合は、週35時間を超え43時間までは25%増。43時間以上は50%増。	労働法212条 フィヨン法
	ボ ー ナ ス	-	法律上の規定はなし。
	退 職 金	支給義務なし。期限付雇用契約の場合は、退職金が必要となる。	労働法122条
	諸 税	-	労働法 社会保障法 租税法
付 加 給 付	食 事 手 当	食券の雇用主負担(50%以上60%未満)などがある。	労働法141条 社会破産院 社会部決定1983.90.93.95 1967年11月22日付第67- 1165号デクレ
	通 勤 手 当	交通費の雇用主による半額負担義務がある。	82-684法（1982年8月4日制定）パリ及びビル・ド・フランスに関する規定
	その他厚生 諸制度	-	-
各 種 保 険	労 働 保 険	労働災害補償及び失業保険。	社会保障法
	社 会 保 険	年金及び医療保険。	社会保障法
そ の 他	職 業 訓 練	若年者見習制度、企業内インターン訓練制度、職業再訓練制度などがある。	労働法111条90条981条
	職 員 募 集 方 法	国立雇用局への届出義務がある。新聞広告（例：フィガロ紙5行広告で230ユーロ程度）	労働法311条

イタリアの雇用制度一覧

(ミラノ・センター)

制度	主 な 内 容	根 拠 法	
法令・ 機 関 等	労働関係法 (最上位法)	Contratto Collettivo Nazionale di Lavoro(C.C.N.L.) Settore Commercio全国労働協約商業部門および民法。 労働関係法の主なものとして、労働者憲章法(1970年法律300号)、期限付き労働の規制(1962年法律230号)、パートタイム労働および職業訓練・労働契約に関する規制(1984年法律863号)、労使関係における仲介および中間介入の禁止(1960年法律1369号)、男女均等処遇と関連措置(1977年法律903号および1991年法律125号)、不当解雇に対する保護(1966年法律604号および1990年法律108号)、不可欠な公益業務でのストの規制(1990年決議146号)、雇用促進に関する規定(1997年法律196号)があげられる。	
	労働監督機 関等 (届出機関)	採用関係は労働・社会保障省の雇用管轄課、その他は各地域の労働基準監督署管轄支部。	同上(採用は法律96年40号)
	労使紛争解 決のための 法的手続き	協約に規定された内容についての紛争は、当該地域管轄の調停委員会にて、使用者は地域の商業者組合、従業員は加盟している労働組合が委任状を与えた組合組織を通じて行う。	同上
雇 用 条 件	雇用契約形 態及びその 手続き	雇用契約書の締結が義務付けられている。契約書には雇用開始日、試用期間、等級、給与を明示する必要がある。	同上
	試用期間	管理職・1等級:6ヵ月間まで、 2等級・3等級:60日間まで、 4等級・5等級:45日間まで、 6等級・7等級:30日間まで。	同上
	退職	雇用期間と等級によって事前通告期間が異なる。通告は書留郵便か受領日が証明できる文書で行う。 <雇用期間が5年以上10年未満の場合の事前通告期間> 管理職・1等級:90日 2等級・3等級:45日 4等級・5等級:30日 6等級・7等級:20日	同上
	解雇	(倒産等の場合を除き)正当な事由のない解雇は不可。解雇のための事前通告期間は上記退職の場合と同じである。	同上
	定年	通常、男性65歳、女性60歳(退職年金の支給開始年齢)。	明文化された法律はない
	労働組合 (職種別)への 加入	労働者の労働組合活動の自由を保障している。労働憲章で企業内に労組を組織する権利が付与されている。従業員が15名を超えると労組連合の代表を設置する権利がある。	憲法(39条)、労働憲章
	労働時間	労働時間	労働時間、基準労働時間は週40時間(工場労働等を除く)
残業の取り 扱い		年間200時間以内。	同上
休暇制度	休暇制度 全般	有給休暇:年間26日 祝祭日:8日(別途、地域により異なる祝祭日あり) 他に結婚休暇(有給)等	同上
	病欠	医師の証明書の提出が必要である。病欠中の給与は、雇用主と社会保険庁(INPS)が日数に応じて定められた比率で負担する。	同上

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
休暇制度	産 休	出産前2ヵ月、出産後3ヵ月+必要に応じ180日。 あるいは 出産前1ヵ月、出産後4ヵ月+必要に応じ180日。	同上
	兵 役	兵役従事期間は在勤年数(月日)に加算される。	同上
賃 金 等	最低賃金	等級によって規定されている。 <最低賃金(2000年7月1日から適用)>(単位:ユーロ) 管理職 1,829.72 1等級 1,537.26 2等級 1,398.85 3等級 1,270.01 4等級 1,167.58 5等級 1,104.29 6等級 1,043.75 7等級 972.92	同上
	時間外手当	平日の時間当たりの超勤単価は、週労働時間41~48時間まで15%増、48時間以上は20%増、休日出勤は30%増。	同上
	ボ ー ナ ス	冬季一時金としてクリスマス前日に1ヵ月(13ヵ月目給与)、夏季一時金として7月1日に1ヵ月(14ヵ月目給与)を支給。	同上
	退 職 金	勤務した各年につき、給与総額÷13.5の金額を加算していく。	82年29号
付 加 給 付	諸 税	個人所得税(IRPEF):本俸から社会保険料を引いた額に対して課税。現行税率は下記のとおり。 0~10,329.14ユーロ以下(18%) 10,329.14超~15,493.71以下(24%) 15,493.71超~30,987.41以下(32%) 30,987.41超~69,721.68以下(39%) 69,721.68超(45%) 州地方税:本俸の一律0.9%	-
	食 事 手 当	義務ではない。企業によっては本俸を上げる代わりに食事補助を支給するケースもある。	なし
	通 勤 手 当	通常なし。遠隔地に移転したなどの場合に支給するケースもある。	なし
各 種 保 険	その他厚生諸制度	扶養手当:低所得者対象に社会保険庁(INPS)が支給する。	-
	労働保険	労災保険(INAIL):雇用主のみ負担する。年俸の1000分の5	-
そ の 他	社会保険	社会保険(INPS):商業部門の場合、従業員50人までの企業は本人負担が本俸の8.89%、雇用主負担が同30.78%。	-
	職業訓練	-	-
	職員募集方法	-	-

スペインの雇用制度一覧

(マドリード事務所)

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・ 機 関 等	労働関係法 (最上位法)	適用順位は右記、の順となり、の条件内容は同等もしくはそれ以上でなければならない。は業界産業別に定められる労働協約、は雇用条件の基本を定めたもの。	雇用契約書(Real Decreto de Contrato Empleo) 労働協約(Convenios Colectivos de Trabajo) 労働法(Estatuto de los Trabajadores)
	労働監督機関 (届出機関)	INEM (Instituto Nacional de Empleo)	上記の定め
	労使紛争解決のための 法的手続き	合意・不服を問わず労使調停(SMAC/ Servicio de Mediacion Arbitrage Conciliacion)で調停。不服の場合は、更に労使裁判所(Tribunal Majestral de Empleo)で争われる。	上記、の定め
雇 用 条 件	雇用契約形態及びその 手続き	違法性のない環境の下、雇用主と従業員の双方の合意による。	上記、の定めを厳守の上、その他の条件は合意
	試用期間	労働法では、上級職は最長6カ月、一般職は最長3カ月、その他、雑務役は最長2週間となっている。試用期間中の解雇もしくは自己退職は相互にその責任を問わない。	上記、の定め
	雇 退 職	・理由なき自己退職の場合： 個人の都合による自己退職。個人は雇用主に対し定められた事前通知をする義務を負う。 ・理由あり自己退職の場合： 雇用主側の契約不履行(給与未払・遅延、条件違反、契約違反、セクハラ等)により従業員が希望する退職。雇用主は、補償金・損害賠償金の支払義務を負う。	上記、の定める条項
	解 雇	・理由なき解雇の場合： 雇用主側の理由による解雇で、解雇補償金(契約条件と事由により、(45日または33日または20日)×勤続年数)の支払義務が生じる。ほとんどのケースにおいて、弱者保護の立場から労使調停は、この理由なき解雇と判断するケースが多い。 ・理由あり解雇の場合： 解雇補償金の支払は不要。ただし雇用者側は、第三者に対しても完全に立証できる事由(証拠：遅刻常習、義務不履行、不正行為など)がなければならない。	上記、の定める条項
	定 年	社会保障法(Ley de General de la Seguridad Social)は以前明示していた定年年齢を削除し、基本的に従業員本人の意思による自己定年退職制(65歳以上)となり、当該年齢を迎えたことを理由に雇用主側が強制的に退職させることは基本的に不可。ただし、業界によっては労働協約書(Convenios)に明示されている場合がある。	上記及び社会保障法(Ley de General de la Seguridad Social)の定めに基づく自己定年退職制
	労働組合 (職種別)への 加入	従業員総数50名以上で従業員側から希望がある場合は、社内組合代表の選出権、社内組合会合権、全国大会への出席権が従業員側に発生する。	上記、及び、従業員自身の自由意思
労働時間	労働時間	労働法は最大限1週40時間と定めるが、労働協約でそれ以下の労働時間を設定する業界あり。ただし、日本と異なり昼食時間は労働時間として換算しない。	上記、の定め
	残業の取り 扱い	労働法では最大年間80時間まで。80時間を超過した場合には、超過した月の翌月より3カ月以内にその者に代休を与える義務が雇用主にある。	上記、の定める条件
休暇制度 全般	休暇制度	労働法では、土日祝日を含み年間30日間。労働協約(Convenios)により、30日間に更に休暇日を規定する業界あり。また法律上、解雇による清算の場合を除き労使間の合意があったとしても休暇の買い上げは違法となる。	上記、の定める条件、又はそれらに反しない企業内規定

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
休暇制度	病 欠	労働法では、3日以上について医師の診断書を提出することにより、病欠9カ月までは給与補償として、社会保障が75%、雇用主が25%の負担をする。10カ月以上の場合は、労働協約（Convenios）と病状により、その負担比率が変更される。労働協約（Convenios）で労働法より好条件を定める業界あり。	上記 、 、 の定める条件、又はそれらに反しない企業内規定
	産 休	-	上記 、 、 の定める条件、又はそれらに反しない企業内規定
	兵 役	-	兵役は雇用制度化され、義務が廃止された。
賃 金 等	最 低 賃 金	最低賃金14.74ユーロ/日、442.30ユーロ/月（14回払い）を労働法は定める。労働協約（Convenios）で前述より高い最低賃金を定める業界あり。ただし、現実においては雇用契約が労使間の合意によるもの（労働市場の需要と供給）であることから、当該最低賃金が適用されるケースは少ない。	上記 、 の定め
	時 間 外 手 当	労働法では時間外手当についての割増率の規定はない。雇用契約書、労働協約（Convenios）に規定されている場合はその割増率が適用される。規定がない場合には労使間の合意により決定される。	上記 、 、 の定める条件、もしくは労使間合意
	ボ ー ナ ス	日本でいうボーナスは通常存在しない。雇用契約は年棒制が基本で、年間14～16回（産業業種別）の分配支給。ただし、年棒額以上のいわゆるボーナス支給は禁じない。年間14回の分配支給制の場合では、7・12月にそれぞれ1カ月分の追加支給。その他は、上記根拠法 、 が規定する条件による。	上記 、 、 の定め
	退 職 金	退職金制度は通常存在しない。ただし上級職など上記根拠法 の定める条件や業界の定める同 により、支給義務が発生する場合がある。	上記 、 の定める条件
	諸 税	累進課税方式	個人所得税（Impuesto sobre la Renta de Persona Fisica）
付 加 給 付	食 事 手 当	フリンジ・ベネフィットとして個人所得税の申告必要。部分的所得控除の措置あり。	上記 、 の定める条件
	通 勤 手 当	フリンジ・ベネフィットとして個人所得税の申告必要。部分的所得控除の措置あり。	上記 、 の定める条件
	その他厚生諸制度	フリンジ・ベネフィットとして個人所得税の申告必要。部分的所得控除の措置あり。	上記 、 の定める条件
各 種 保 険	労 働 保 険	-	-
	社 会 保 険	当国社会保障では、医療、失業、労災、職業訓練、倒産を1組としている。社会保障料算出表をベースに給与額及び職能カテゴリーにより法人31.79%（1,968.48～9,822.72ユーロ/年）、個人6.4%（396.24～1,977.48ユーロ/年）をそれぞれ負担する。	社会保障法（Ley de General de la Seguridad Social）
そ の 他	職 業 訓 練	市町村庁の公共機関が実施。企業内訓練は自由。	上記 の定める条件、もしくは自由
	職 員 募 集 方 法	縁故採用、職安、公募、ヘッドハンティングなどがある。必要とする従業員の職種にもよるが、人材紹介会社への依頼は一般的に料金が高いが、それなりの保証制度がある。	-

オランダの雇用制度一覧

(アムステルダム事務所)

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
法 令 ・ 機 関 等	労働関係法 (最上位法)	大部分の産業部門において部門内の労働組合と経営団体の間で団体労働協約 (CAO、毎年見直し) が締結され、賃金等の労働条件はこの団体労働協約によることとなる。	Civil Code, Book 7, article 610-691 (2001), Medical examination Act (July 5, 1997), Minimum wage and minimum holiday allowance Act (November 27, 1968), Labour hours Act (November 23, 1995), Labour hours adjustment Act (February 19, 2000), Labour and care Act (November 16, 2001), Labour conditions Act 1998 (March 18, 1999),
	労働監督機関 (届出機関)	CWI (Center for Work and Income)。本部はズーテルメア、国内に100以上の事務所がある。CWIの主な役割は、職業斡旋、無料で企業の求人情報を公表、労働市場 (国内外問わず) の情報提供、労働に係る法的措置の実施 (解雇手続き、EU域外の労働者に対する労働許可証の発行など)。	-
	労使紛争解決のための法的手続き	CWIを通じて雇用を行った場合、些細な労働紛争についてはCWIから助言を得ることができる。	-
雇 用 条 件	雇用契約形態及びその手続き	労働契約における契約内容は以下のとおり。 企業名・住所、部署、被雇用者の役割、契約期間、休暇日数、給料、週労働時間数、年金ファンド加入の有無、1ヵ月以上の海外勤務がある場合はその勤務条件、団体労働協約がある場合はその旨を記すことなど。	Civil Code, Book 7, chapter 6 (several obligations of the employer), articles 655 (content of labour agreement)
	試用期間	2年以下の有期労働契約の試用期間は1ヵ月、その他の契約の場合は 最長2ヵ月の試用期間が認められている。	Civil Code, Book 7, chapter 5 (several conditions of labour agreement), articles 652 (probationary period)
	退職	-	-
	解雇	法律は相互の同意、被用者の死亡、有期契約期間の終了、緊急の事由 (窃盗・詐欺等)、法廷判決の際に雇用契約の解除を認めている。重大な違法行為、欠陥があった場合の解雇手続きは各地域のCWIへの申請・承認を必要とする。病気 (2年以下) による解雇は認められない。また、妊娠期間中、出産後12週間および兵役期間中の解雇も認められない。	Civil Code, Book 7, chapter 9 (end of labour agreement) articles 667-686, Collective dismissal notification Act (March 24, 1976), Dismissal Decree (2001), National judicial dismissal compensation calculation method (calculation method to determine dismissal compensation)
	定 年	法律上は65歳 (老齢年金支給開始)。 これまでは若年労働者の雇用促進 (失業改善) の観点から早期退職勧奨制度が普及していたが、社会保障コストの上昇等から最近では65歳退職を奨励している。	-
	労働組合 (職種別)への加入	労組への加入義務はない。	-
労働時間	労働時間	法律上の最高限度は週45時間。ただし、商工業部門における現在の産業別労働協約または個別労働契約上は平均38時間。賃上げ抑制及び雇用促進の観点からさらに労働時間短縮 (週35時間以下) が進行しつつある。	Labour hours Act Article5:7 (November 23, 1995),
	残業の取り扱い	多くの場合、団体労働協約 (CAO) で定められている。	Labour hours Act (November 23, 1995),

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
休 暇 制 度	休 暇 制 度 全 般	有給休暇の法律での最低基準は（週労働日数×4）日。勤務年数により2～3年毎に2～3日単位で加算する。	Civil Code, Book 7, chapter 3 (Holiday and leave) articles 634
	病 欠	雇用主は病欠期間中は被用者の年齢に応じて、一定期間については賃金の100%を支払う義務がある。上記期間を超えると社会保障制度（長期疾病保険：WAO）に移行し、最大で基本給の70%がカバーされる。WAOの給付率は疾病の状態により異なる。なお、病欠期間中の解雇は病欠が2年を超える場合を除き認められない。	Sickness Act, chapter 2, article 29 (June 5, 1913, amended 2001)
	産 休	産休は産前6週間、産後10週間が認められている。産休中の給与、休暇手当（ホリデーアローワンス）、ボーナスは全額支給の義務がある。	Labour and care Act, article 3.1 (November 16, 2001)
	兵 役	兵役義務はなし。	-
賃 金 等	最 低 賃 金	23～64歳のフルタイム労働者の最低賃金は月当たり1,249.20ユーロであり、22歳以下は年齢に応じ低く定められている。最低賃金は6ヵ月毎に見直しされている。	Minimum wage and minimum holiday allowance Act (November 27, 1968)
	時 間 外 手 当	一般的なケースでは、最初の2時間が基本時間給の125%、2時間以降および土曜日は150%、日曜、祭日は200%、超過勤務に対しては時間外労働手当支給とするか代休で相殺するかは従業員の選択によるが、時間外手当に対する税率が基本給に対する税率よりかなり高率であることから代休を選択するケースが多い。	-
	ボ ー ナ ス	休暇手当（ホリデーアローワンス）として年間給与の8%を5月に支払うことが法律上義務付けられている。また、クリスマスシーズンには13ヵ月目の給与を支払う企業が一般的となっている。	Minimum wage and minimum holiday allowance Act (November 27, 1968)
	退 職 金	法規もなく、また慣習上も解雇紛争の解決の手段として以外には支給されていない。ただし、労働協約によっては定年（65歳）以前の早期退職奨励金制度（退職金の支払い）を設けている。	-
	諸 税	-	-
付 加 給 付	食 事 手 当	職員食堂に対する補助を除き食事手当支給の慣習もない。	-
	通 勤 手 当	交通費は実費以上の支給分につき課税対象となる。	-
	そ 他 厚 生 諸 制 度	多くの企業が健康保険料の一部を負担している。負担分は所得とみなされるため、所得税が課せられるが、その所得分の社会保険料は免除される（通常の所得の場合は、所得税及び社会保険料が課される）。	-
各 種 保 険	労 働 保 険	労働災害に関する保障は健康保険（加入可能年収に上限あり）もしくは民間の健康保険でカバーされる。	-
	社 会 保 険	基本給に失業保険、疾病保険、健康保険（加入可能年収に上限あり）、就業不能保険が雇用主及び被用者ともにそれぞれ一定の料金で課される。	-
そ の 他	職 業 訓 練	訓練費用、教材は免税。	-
	職 員 募 集 方 法	学校への案内、新聞広告およびCWIを通じて募集するのが一般的。	-

ベルギーの雇用制度一覧

(ブリュッセル・センター)

制度	主 な 内 容	根 拠 法	
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	体系的な労働法は存在せず、個別の各法令により規定されている。	
	労働監督機関 (届出機関)	雇用主は、雇用と同時に被用者のデータを国立社会保険局に届け出る事が義務付けられている。特に、2003年1月1日以降は、雇用主は被用者の個人データ(氏名・住所・国家登録番号・健康保険番号等)を、雇用契約に先立ち国立社会保険局に届け出る事が義務付けられる。また、雇用契約の解消に際してもその旨、事前の届出が義務付けられる。	Loi du 8 avril 2002 (2002年4月8日法)。
	労使紛争解決のための法的手続き	労働裁判所、国家労働評議会、業種別労使同数委員会、企業内の労使協議機関への提訴または陳情。	Loi du 20 septembre 1948 (1948年9月20日法)、Loi du 29 mai 1952 (1952年5月29日法)、Loi du 5 décembre 1968 (1968年12月5日法)
雇用条件	雇用契約形態及びその手続き	雇用契約には、期限付雇用契約と無期限雇用契約がある。無期限雇用契約の場合、雇用契約書の作成は義務付けられない。雇用契約書はベルギーの公用語で2部作成し、雇用主と被用者が署名の上、1部ずつ保管する。契約書の当局への届出は必要ない。	雇用契約一般：Loi du 3 juillet 1978 (1978年7月3日法)、ホワイトカラーの雇用契約：Loi du 3 juillet 1977 (1977年7月3日法)、ブルーカラーの雇用契約：Loi du 3 juillet 1978 (1978年7月3日法)
	試用期間	ホワイトカラー：年間給与額3万301ユーロ未満の場合は最低1ヵ月最長6ヵ月、年間給与額3万301ユーロ以上の場合は最長12ヵ月。 ブルーカラー：7～14日。	ホワイトカラーの試用期間：Loi du 3 juillet 1977 (1977年7月3日法)、ブルーカラーの試用期間：Loi du 3 juillet 1978 (1978年7月3日法)
	退職	被用者都合による退職の場合、雇用主の合意があれば雇用契約をいつでも解消できる。合意が得られない場合、法定予告通知期間をおく必要がある。通常、法定予告通知期間は、ブルーカラーの場合、2～4週間、ホワイトカラーの場合、1.5～3ヵ月(勤労年数による)。	ホワイトカラーの退職：Loi du 3 juillet 1977 (1977年7月3日法)、ブルーカラーの退職：Loi du 3 juillet 1978 (1978年7月3日法)
	解雇	被用者の側に重大な過失が認められた場合、その過失が発見された3日以内であれば即時解雇することができる。それ以外の場合には、法定予告通知期間をおくことが義務付けられる。法定予告通知期間はブルーカラーの場合、4～6週間、ホワイトカラーの場合、雇用年数を5で除し、それを切り上げた係数に3ヵ月を乗じた期間。ただし、総給与額が2万5,277ユーロを超えるホワイトカラーの場合、会社内での役割、年齢などを考慮し、さらに上乗せした予告通知期間が適用される。また、予告通知期間分の給与額に相当する解雇通知手当を支払う事により、即時解雇も可能である。 長期傷病休暇中、妊娠期間中および産前産後休暇中の被用者について、休暇を理由とする解雇は禁じられている。	ホワイトカラーの退職：Loi du 3 juillet 1977 (1977年7月3日法)、ブルーカラーの退職：Loi du 3 juillet 1978 (1978年7月3日法)
	定年	公的高齢年金の受給資格が得られる定年退職年齢は、男子は65歳、女子は2002年度現在62歳(女子の退職年齢は従来60歳であったが、1997年から2009年まで段階的に引き上げられ、2009年以降は男子と同じ65歳になる)。	Arrêté Royal Nr. 50 du 24 octobre 1967 (1967年10月24日付勅令50号)
	労働組合 (職種別)への加入	国家レベル、業種レベル、企業レベルで各種の労使協議機関がある。多数の労働者組合のうち3団体が、これら協議機関での交渉に参加し団体労働協約を締結することができる。被用者の労働組合への加入・脱退は自由であり、ベルギー全体の労働人口の約60%が加入者であると言われる。企業レベルでは、従業員が一定数(30～50名、業種により異なる)を超える企業は、上記労働組合の要請がある場合、企業内組合代表団の結成を義務づけられる。これ以外に従業員数50名以上の企業は企業内労働健康安全委員会、100名以上の企業は企業内労働評議会の結成を義務づけられる。	Loi du 20 septembre 1948 (1948年9月20日法)、Loi du 29 mai 1952 (1952年5月29日法)、Loi du 5 décembre 1968 (1968年12月5日法)
労働時間	労働時間	法定最高労働時間は、1日8時間、1週間39時間まで。ただし、これより上限を低く定めた団体労働協約の適用を受ける業種、企業もある。この限度内であれば、雇用契約中自由に労働時間を定める事ができる。	Loi du 16 mars 1971(1971年3月16日法) 19～20条
	残業の取り扱い	雇用契約書上に定められた週間労働時間を実際の労働時間が超過する場合、超過時間分の給与の150%の時間外手当を支給、または超過時間の150%の代休を付与しなければならない。日曜・祝祭日に被用者を就労させる場合、給与の200%の時間外手当を支給、または休日就労時間の200%の代休の付与が義務付けられる。ただし、管理職につく被用者に対しては、支給が義務付けられない。	Loi du 16 mars 1971(1971年3月16日法) 29条

	制度	主な内容	根拠法
休暇制度	休暇制度全般	年次有給休暇は、前年度の勤務日数に従い付与される。たとえば、1年間勤務した週5日制のフルタイム労働者の場合の年次有給休暇は年間20日間、週6日制の場合24日間である。国民の祝日は年間10日間である。	年次有給休暇：Arrêté Royal du 8 juin 1971 (1971年6月8日付勅令)、国民の祝日：Loi du 4 janvier 1974 (1974年1月4日法)
	病欠	被用者が傷病により就労不能となった場合、医師の診断書の提出を条件とし、雇用主は病欠開始後30日分の給与を保証する事を義務づけられる。その期間経過後は、国家疾病基金により給与の一部が支給される。最初の1年間は、給与額の55～60% (扶養家族の有無により異なる) が1日54.58～59.54ユーロを限度とし、次年度以降は40～65%が1日26.65～37.23ユーロを限度とし支給される。	Loi du 14 juillet 1994 (1994年7月14日法)、Convention Collective de Travail Nr.13 (団体労働協約第13号)
	産休	産前産後休暇は、原則として出産予定日の7週間前から取得する事ができる。また、出産予定日の7日前から産後8週間は母親の労働が禁じられている。休暇中の給与は健康保険機関から、最初の30日間は給与月額額の82%、31日目以降は同75%が支給される。	Loi du 16 mars 1971 (1971年3月16日法) 39～40条
	兵役	なし。	規定なし
賃金等	最低賃金	各業種別労使同数委員会が、年齢・勤労年数・職種に応じた最低賃金を定めている。この最低賃金は、毎年、物価指数の上昇に合わせて改訂される。	Loi du 12 avril 1965 (1965年4月12日法)
	時間外手当	「労働時間 - 残業の取扱」に同じ。	Loi du 16 mars 1971 (1971年3月16日法) 29条
	ボーナス	一部の業種を除き、6月に法定パカンス手当 (給与の0.92ヵ月分)、12月の年末手当 (給与1ヵ月分) の支給が法律により義務付けられる。法定外ボーナスの支給は雇用主の自由だが、実際に支給される例は少ない。	Loi du 12 avril 1965 (1965年4月12日法)
	退職金	解雇の場合 (上記「雇用条件 - 解雇」を参照) を除き、被用者の退職に際しての退職金の支給は法律により義務付けられない。ただし58歳以上の被用者を解雇する場合、老齢年金受給年齢まで、解雇時の給与と失業保険の差額の50%を元雇用主が負担する早期退職スキームがある。このスキーム内で元雇用主から支給される額に対しては、有利な税制が適用される。また、一定の条件を満たす老齢退職一時金に対しても有利な税制が適用される。	規定なし
	諸税	被用者の給与・手当・現物給与は、一部の非課税項目を除き所得税の対象となる。被用者の所得税は雇用主が給与から源泉徴収し、毎月または四半期に一度当局に納付することが義務付けられる。さらに、所得年度の翌年6月30日までに確定申告を行い、翌々年の3～6月に税務当局から送付される賦課決定通知書に従い不足分・過払分を調整する。	Code des Impôts sur les Revenus 1992 (1992年所得税法)
付加給付	食事手当	法律上の義務ではないが、非課税ミールチケットの支給、社員食堂の設置などが多く見られる。	規定なし
	通勤手当	法律上の義務ではないが支給するケースが多い。雇用主の支給する公共交通費の実費払戻は非課税。自動車通勤者に対する通勤手当は、年間150ユーロまで非課税。	規定なし
	その他厚生諸制度	法律上の義務ではないが、企業団体保険への加入、カンパニーカーの支給、社宅の提供、集団通勤用手段の提供など。これらの現物給与の支給に対しては、有利な税制の適用がある。	規定なし
各種保険	労働保険	雇用主は、被用者の通勤・勤務中の事故・災害を補償する労働災害保険に加入する義務がある。	Loi du 10 avril 1971 (1971年4月10日法)
	社会保険	本給与・年末手当・解雇通知手当の総額に対し、ブルーカラーの場合38.98～40.70% (従業員数による)、ホワイトカラーの場合32.98～34.70%の雇用主負担拠出金、一律13.07%の被用者負担拠出金を四半期に一度、雇用主が給与から源泉徴収し、社会保険局に納付する。上記以外の手当・ベネフィットに対してはそれぞれ異なる料率の社会保険拠出金が適用される。	Loi du 27 juin 1969 (1969年6月27日法)、Loi du 2 août 1971 (1971年8月2日法)
その他	職業訓練	認定教育訓練機関における一定要件を満たす職業訓練を40歳未満で開始し、当該教育課程を修了した者に対しては、雇用労働省から一定額の給付金が支給される。被用者は、雇用主に事前に申請する事により、年間80～120時間の有給教育休暇を取得する権利がある。教育休暇中の給与および社会保険拠出金雇用主負担分は、一定上限内で雇用労働省が負担する。	Loi du 1er juillet 1953 (1953年7月1日法)、Loi du 22 janvier 1985 (1985年1月22日法)
	職員募集方法	職員募集の広告および職員の採用において、年齢・性別による制限を設ける事は禁じられている (ただし年齢制限が法律により定められている特定の職種についてはこの限りではない)。これ以外に、特に募集・採用に関する法的規制はない。募集方法は、主に新聞雑誌広告、民間の斡旋機関、地区の職業安定所、社内募集などの方法が利用されている。	Loi du 4 août 1978 (1978年8月4日法)、Loi du 28 décembre 1994 (1994年12月28日法)、Loi du 13 février 1998 (1998年2月13日法)、Convention Collective de Travail No.38 (団体労働協約第38号)

アイルランドの雇用制度一覧

(ダブリン事務所)

制度	主 な 内 容	根 拠 法
労働関係法 (最上位法)	アイルランド憲法で、市民が組合や結社を組織する権利を保障している。ただし、この規定は同権利の行使を規制・管理するために定められた。80年代以降、労使およびEC(当時)の要請により各種労働関係法が制定された。	憲法
法令 ・ 機 関 等	労働監督機関 (届出機関) 日本厚生労働省に相当するのは、Department of Trade, Enterprise and Employment (労働雇用庁)。 労使紛争解決のための法的手続き 労使紛争の内容による。労働問題を裁決する制定法上の機関は以下の通り。 Labour Relations Commission (労働関連委員会) : より良好な産業関係を促進し、産業関係のアドバイス及び協議サービスを供給。 Labour Court (労働裁判所) : 産業紛争の解決を補助し、不当解雇事件を取り扱う。 Employment Appeal Tribunal (雇用事項不平申立裁判所) : 不当解雇、最短通知、余剰解雇、給料支払いの訴えを扱う。 Equality Authority (平等機関) : 平等立法の監督。	-
雇 用 条 件	雇用契約形態及びその手続き 雇用契約書の必須契約形態というものはない。職種・場合によるが、口頭、黙示契約もありうる。 右記法律に従い、雇用者は以下の情報を書面で被用者に提示することが必須である。 雇用者及び被用者の名前 雇用者のアイルランド国内の住所 就業場所 役職及び性質 労働開始日 非常勤契約期間 被用者の報酬 被用者の報酬支払時 残業を含む勤務時間 有給休暇及び年金に関する条件 被用者及び雇用者の必須通知期間 雇用の条件に影響する団体契約書の参照 取得可能な休暇・休憩期間。	The Terms of Employment (Information) Act 1994 (労働条件(情報)第1994年法)
	試用期間 雇用契約によって3ヶ月、6ヶ月などと決められる。法令による規定はない。ただし、通知期間を加えて1年を超えてはならない。	-
退 職	同法により、雇用主から被用者へ与えられるべき法定上の解雇通知期間が定められている。通知期間の長短は被用者の勤務期間による。 勤務期間 通知期間 13週～2年 1週間 2年～5年 2週間 5年～10年 4週間 10年～15年 6週間 15年～ 8週間 被用者は、勤務期間にかかわらず、最低退職する1週間前に雇用者にその旨通知すればよい。ただし、雇用主は通知期間を1週間以上にしよう規定を雇用契約書に加えることも可能。	The Minimum Notice and Terms of Employment Act 1973 (最低通知及び期間に関する労働法第1973年法)
解 雇	雇用主は、同法に基づき解雇することが求められている。年齢と勤務年限によって退職一時金の額が定められている。被用者が不当に解雇された場合、被用者は賠償金、復職、復権を受ける権利がある。	The Unfair Dismissals Act 1977 (不当解雇法1977年法)
定 年	任意。	-
労働組合 (職種別)への加入	被用者は労働組合に参加する権利を有するが、雇用主が「団体交渉」目的のために、その労働組合を認知し交渉する義務はない。ただし、The Industrial Relations (Amendment) Act, 2001 (産業関連(改定)法第2001年法)で、その場合の紛争解決手続きを規定。	憲法、The Industrial Relations (Amendment) Act, 2001 (産業関連(改定)法第2001年法)

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
労働時間	労働時間	被用者の勤務可能な平均労働時間は、休憩・昼休みを除き、最長で週48時間。被用者は、24時間のうち継続して11時間以上の休暇を取得する権利を持つ。また、4時間以上労働する場合は15分間、6時間以上労働する場合は、30分以上の休暇を取らなければならない。また、1週間のうち24時間以上あるいは2週間のうち48時間以上の継続した休暇を許可されなければならない。	-
	残業の取り扱い	企業によるが、通常は残業手当支給、あるいは残業分を休暇に上積みして支給するなど。	-
休暇制度	休暇制度全般	同法により、法定最低休暇期間は、9日の国民休日に加え、20日と定められている。	The Organisation of Working Time Act 1997 (労働時間統制法第1997年法)
	病 欠	雇用主は被用者に病欠期間の給与を支払う義務はない。被用者はPRSI (社会保険料)を支払うことで社会保険の適用対象となる。通常、2日以上病欠する場合、被用者は病院からの診断書を提出する。	-
	産 休	女性は産休として18週間の休暇を取る権利を有する。雇用主はその産休期間、その被用者に給料を支給する義務はない。その代わりに被用者は、国から一定の社会保障ベネフィットを受けることができる。	The Maternity Protection Act 1994 (出産保護法第1994年法)
	兵 役	-	-
賃金等	最低賃金	1時間あたり4.70ポンド (5.97ユーロ) を最低賃金として取り決め。2002年10月から6.35ユーロに増額。パートタイマー労働者も本法の適用対象。	The National Minimum Wages Act 2000 (国家最低賃金法第2000年法)
	時間外手当	月～金は時給の1.5倍。土日は2倍。企業によっては、残業分を休暇に振り替え支給するところもある。	-
	ボ ー ナ ス	企業による。金銭の代わりに商品券、あるいはストックオプションを行っている所もある。	-
	退 職 金	企業による。	-
	諸 税	雇用主は被用者の同意を得て、PAYE (Pay As You Earn) システムにのっとりPRSIを源泉し、歳入庁に納付する。	財政法
付加給付	食事手当	企業による。(例:社員食堂、自動販売機の設置)	-
	通勤手当	企業による。(例:駐車場スペース貸与、社用車の提供など)	-
	その他厚生諸制度	雇用主は、被用者の安全・健康及び社会福祉を確保する通常の義務がある。義務の内容は以下の通り。 職場が応分に実用的で安全であること。 職場までの通勤手段が安全であること。 安全な工場設備・機械 仕事の遂行にあたって、安全な方法で計画・管理・実行されること。 仕事中の安全及び健康確保のために、必要な情報を与え、指示し、研修及びコンサルティングを行う。 危険な作業を行わせる場合は、適切な保護服、道具の支給。 緊急事態の対応計画。 被用者の社会福祉設備。 安全・健康管理の責任者の配置。 雇用主は、安全文書(被用者の健康・安全及び福祉をどのように保証するかを記載したもの)と呼ばれる一般的な報告書を用意する必要がある。 被用者自身も、自ら安全を十分配慮する通常のコモンロー上の義務を有する。	The Safety, Health & Welfare Work Act, 1989 (安全・健康・社会福祉勤務法第1989年法)
各種保険	労働保険	企業による。	財政法
	社会保険	公的保険のほかに、企業が民間の健康保険に加入する場合もある。また、最近では米国型確定拠出型年金への加入を労働者引き止め策の一環として採用している企業も多い。 公的年金の需給開始年齢は66歳。	財政法
その他	職業訓練	企業による。	-
	職員募集方法	企業によるが、新聞の求人広告利用、あるいは職業斡旋所を通すことが多い。	-

ギリシャの雇用制度一覧

(アテネ事務所)

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	-	94新労働基準法 (以下、項目により同法に 基づく)
	労働監督機関 (届出機関)	雇用主はGreek State Employment Office (OAED: 労働力雇用機関) に雇用開始日、雇用期限、職種、給与労働時間、労働日数、職場の住所等を申告書に記入し、8日以内に届け出なければならない。	-
	労使紛争解決のための 法的手続き	-	-
雇用条件	雇用契約形態及びその 手続き	雇用主は被用者に職種、給与(基準となる給与協定を明記)、就業時間、週労働時間、職場等を記載した契約書を、本人に2ヵ月以内に手渡さなければならない。契約書が手交されていない場合には労働監督機関から罰金1,500ユーロが課せられることがある。	-
	試用期間	法律上の規定では2ヵ月以内。	-
	退職	-	-
	解雇	雇用主の都合で解雇できるが、事前通告したほうがよい。雇用関係の終結は文書でしなければならない。雇用主はIKA(社会保険基金)に支払いを済ませていない場合、解雇は無効となる。	-
	定年	通常、男性は65歳、女性は60歳(IKAの場合)。ただし、所属する年金基金により若干異なる。現行法では、50歳に達した女性で、未成年の子弟がいる場合、早期退職が認められるが年金は半減する。また、重労働者の場合、早期定年が認められ、年金は全額受給することもある。	-
	労働組合 (職種別)への 加入	労働組合加入の自由は保障されている。社内労働組合は21名で構成できる。組合役員はその間解雇できず、役員を辞めても1年間は解雇できない。また、集会場は設置しなければならないほか、組合活動のため月2~5日の休業が認められている。	-
労働時間	労働時間	1日8時間、1週40時間と規定している。	-
	残業の取り扱い	週40~48時間までは追加業務。それ以上は残業となるが、その場合、労働監督機関の認可が必要となる。追加業務の場合、時給の25%増し、残業の場合、時給の100%増しの手当てを支給しなければならない。雇用主は無許可で残業させた場合、たとえ手当てを支給していても、罰せられることがある	-
休暇制度	休暇制度 全般	同一業務に1年以上勤務した場合、有給休暇が取得できる。勤続1年の場合は20日、2年の場合は21日、3年以上の場合は22日。ただし、1年以内に解雇でも、雇用主は労働日数に応じて休暇手当てを支払う義務がある。	-
	病欠	病欠の場合、雇用主が25日まで日給を支払い、それ以降は総合社会保険(IKA)が負担する(雇用期間が1年以上の場合に適用。同1年以下の場合は15日まで)。	-
	産休	産休は産前産後通算して17週間認められる。出産後1年間は1日2時間の勤務時間短縮、および2年目から6ヵ月間は1時間短縮勤務とすることができる。または、2年間1日1時間短縮勤務とすることができる。また、妊娠が判明後、出産後1年経過するまで解雇できない。	-
	兵役	兵役義務は最長18ヵ月間。兵役終了後、再雇用の義務がある。兵役中の給料、社会保険料は支給する義務がない。ただし兵役の期間は勤続年数に加算される。	-

	制度	主な内容	根拠法
賃金等	最低賃金	月給498.26ユーロ、日給22.35ユーロ（GSEEの基準で、2002年7月1日現在）。ただし、一般に業種別賃金協定、企業内賃金協定、職種別賃金協定があり、各々賃金基準が定められており、それが優先される。	-
	時間外手当	週日の場合、年間60時間まで25%増、60～120時間まで50%増。120時間以上は75%増。日曜・祭日のオーバータイムが5時間を越えると次の週に1日の代用休日を与えねばならない。	-
	ボーナス	イースターの時期に0.5ヵ月分、クリスマスに1ヵ月分の手当てを支給。また、休暇手当として0.5ヵ月分を支給しなければならない。これ以外にボーナスを支給する企業もある。	-
	退職金	自主退職の場合は不要。解雇の場合、勤務期間に応じ、最低1ヵ月から最高24ヵ月間で支給する必要がある。（勤続2ヵ月～1年の場合は1ヵ月分、1～4年は2ヵ月分、4～6年は3ヵ月分、6～8年は4ヵ月分、8～10年は5ヵ月分、10年からは1年ごとに1ヵ月分ずつ加算され、上限24ヵ月分まで支給）。退職時期がイースター、クリスマス時期にはイースターボーナス、クリスマスボーナスも支払う必要がある。定年退職の場合、24ヵ月の40%支給（2種の保険に加入している場合）、または24ヵ月の50%が支給（1種の保険に加入している場合）される。	-
	諸税	所得税(最低課税限度額8,500ユーロ)、税率5% - 40%	-
付加給付	食事手当	90%の企業は支給なし。官庁はすべてなし。	-
	通勤手当	90%の企業は支給なし。官庁はすべてなし。	-
	その他厚生諸制度	-	-
各種保険	労働保険	-	-
	社会保険	社会保障関係としては総合社会保険（IKA）があり、これは本俸の43.90%の拠出となる。これを雇用主28.0%、本人15.9%の割合で支払う。	-
その他	職業訓練	-	-
	職員募集方法	新聞広告、知人による紹介。全ての企業は労働環境の検査をしなければならない。従業員数1～20人までは年間25時間、20人以上は年間50時間、50人以上は年間75時間の検査が義務付けられている。検査結果はSEPE(労働管理局)に提出しなければならない。	-

ポルトガルの雇用制度一覧

(リスボン事務所)

制 度	主 な 内 容	根 拠 法	
労働関係法 (最上位法)	現存するすべての法令は新労働法に集約される予定。新法はまだ議会の承認を受けていないため、詳細は公表されていない(2003年1月14日現在)。		
法令・ 機関等	労働監督機関 (届出機関)	-	
労働監督機関等	労働・社会連帯省 労働基準局 (IDICT-Instituto de Desenvolvimento e Inspeções das Condições do Trabalho)	-	
労働監督機関等	労使紛争解決のための法的手続き	-	
雇 用 条 件	雇用契約形態及びその手続き	-	
	試用期間	通常の雇用契約では90日間。専門職の場合は180日まで延長することができる。また管理職については240日間まで延長できる。期間契約の場合は30日間であるが、契約期間が6カ月以内の場合、15日間に短縮することができる。(新規法律においては、対象期間は実際の労働日とすることが検討されている。例えば90日間の場合、90日÷5日=18週間となる。)	-
	退職	-	-
	解雇	解雇は公正な理由がある場合においてのみ認められる。公正な理由とは、従業員の行動が、企業に深刻な結果をもたらすことから労働契約の継続が不可能である場合に限られる。この場合、企業は「懲戒手続き」に沿って書面を作成しなければならない。最終的に企業が解雇した場合、従業員は訴訟を起こすことができる。裁判所が解雇の公正な理由がないと判断した場合、精神的・金銭的賠償金を受け取る権利(最低でも解雇から判決までの期間の給与)がある。その上、企業は契約が継続した年数×1カ月分の給料を支払うか、あるいは本人が望む場合は再雇用する義務がある。	-
	定年	65才。	-
	労働組合 (職種別)への加入	-	-
労働時間	労働時間	1日8時間、週40時間。	-
	残業の取り扱い	-	-
休 暇 制 度	休暇制度全般	6カ月以上勤務した者は、契約の翌年から年間22日の休暇の取得が可能。	-
	病欠	病気・事故等による欠勤は医師の診断書が必要。	-
	産休	産休は連続120日間。そのうちの90日間は産後に取らなければならない。父親は産後1カ月以内に5日間(連続・不連続)。母乳を与えている場合は、その必要がなくなるまで1日2回各1時間以内の授乳休憩を取ることができる。母乳を与えていない場合も産休後1年間は同じ待遇を受けることができる。	-
	兵役	兵役は義務制ではなく奉仕制。期間は4カ月だが、12カ月まで延長可能。対象年齢は18~30歳。兵役終了後は、再雇用する義務がある。	-

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
賃 金 等	最低賃金	2002年に改訂された1ヵ月の最低賃金は348ユーロ、家事労働者は341.25ユーロ。14～18歳未満の労働者は最低賃金の75%が保証される。	-
	時間外手当	労働法で1日2時間、年間100時間までとされている。時間外手当は75%増、土日祭日の労働には平日の100%増の給料が支払われ、さらに代休の権利が与えられる。休日労働に支払われる給料は課税対象となる。深夜労働とは、7時間以上の勤務時間帯に含まれる夜12時から翌朝5時までの労働を意味し、健康診断を実施することが要求されている。	-
	ボーナス	年に2回、休暇手当とクリスマス手当としてそれぞれ1ヵ月分の給料を支払う。雇用期間が1年に満たない時は雇用月数に応じた割合の額をクリスマスのボーナスとして与えているのが一般的である。	-
	退職金	通常従業員が社会保険料を35年以上支払った場合は、政府から給料の一定割合（所得により異なる）が支払われる。しかし、勤続年数×月額本俸の退職金を支払っているケースもある。	-
	諸 税	所得税は全額本人負担で支払う。	-
付 加 給 付	食事手当	5.24ユーロまでの食事手当は課税対象にならないこともあり、多くの会社がフリンジベネフィットの一環として食券を発行したり自社食堂で会社側費用の大部分を負担しているケースが多い。また、管理職以上に会社が車を貸与したりガソリン代などを会社負担としている。	-
	通勤手当	管理職以上に会社が車を貸与したりガソリン代などを会社負担としている。交通費の支給はケース・バイ・ケースとなっているが、税別の優遇を受けるためバスや地下鉄のバスを支給する会社も増えている。	-
	その他厚生 諸制度	-	-
各 種 保 険	労働保険	労働災害保険加入義務あり（保険料雇用主負担）。	-
	社会保険	保険料負担割合は雇用主23.75%、従業員11%。	-
そ の 他	職業訓練	-	-
	職員募集 方法	新聞広告が一般的。また人材バンクに頼んで初めの面接をしてもらい一定人数に絞り込んでもらう方法をとる会社も増えている。その場合、最終面接をして採用者を決定する部分のみ企業が行う。	-

オーストリアの雇用制度一覧

(ウィーン・センター)

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	労働基準法、職員(被用者)法(Angestelltengesetz)、団体協約等	
	労働監督機関 (届出機関)	労働者の権利保護のための公的機関として、連邦労働院がある。	連邦労働院法
	労使紛争解決のための 法的手続き	労働争議仲介庁が仲介する。労働裁判所で判決。	-
雇用条件	雇用契約形態及びその 手続き	文書での雇用契約による。	雇用契約法
	試用期間	試用期間は最高1ヵ月。	職員(被用者)法
	退職	被用者は、毎月末、1ヵ月以上の事前通告をもって退職できる。	職員(被用者)法
	解雇	雇用主は、以下の事前通告期間をもって毎四半期末に解雇することができる。 就業2年未満:6週間、就業2年以上5年未満:2ヵ月間、就業5年以上15年未満: 3ヵ月間、就業15年以上25年未満:4ヵ月間、就業25年以上:5ヵ月間。	職員(被用者)法
	定年	法定では男性65歳、女性60歳。ただし、保険期間が420ヵ月に達した場合、 男性61.5歳、女性56.5歳。社会慣習上は法定の年齢より早める傾向にあり。	年金法
	労働組合 (職種別)への 加入	任意。	労働基準法
労働時間	労働時間	労働基準法では1日8時間、週40時間。しかし、団体協約(商業)では1日7時 間、週35時間。	労働時間法、職員(被用者) 法、団体協約
	残業の取り 扱い	上記時間を超える分については、時間外手当が必要。	職員(被用者)法
休暇制度	休暇制度 全般	勤続年数20年までは5週間、勤続年数21年以上6週間。採用後半は休暇の請 求はできない。休暇は分割して取得することができるが、少なくとも1回は6 労働日以上連続したものでなければならない。	休暇法
	病欠	病欠は3日まで医師の証明なしに可能だが有給休暇の対象とならない。4日を 越える場合は要求されれば診断書を提出しなければならない。病気期間中の 解雇、病気を理由とする解雇は法律により禁止されている。	休暇法
	産休	母親保護法により産前産後とも8週間、就労が禁じられている。これに引き 続き分娩後最高2年の休暇を取る権利が与えられる。産休中の給与は社会保 険でカバーされる。なお、産休中の解雇は禁止されている。	母親保護法
	兵役	通常、18歳以上の男性は8ヵ月の兵役、または12ヵ月の民間奉仕が義務付け られている。雇用主は兵役終了後の再雇用の義務があり、復帰後、1ヵ月間 は解雇できない。	国防法

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
賃 金 等	最 低 賃 金	職員（被用者）法に基づいて締結された団体協約は法律と同一の効力を有し、 その中で定めるのが通例である。	職員（被用者）法、団体協約
	時 間 外 手 当	基本時給（1ヵ月の給料の1/158）に50%を加えねばならない。日曜祭日及び 夜7時から朝7時の間は基本時給に100%を加えねばならない。代休は同意に より可能であるが、その場合は時間外割増分を考慮しなければならない。	職員（被用者）法、団体協約
	ボ ー ナ ス	職員（被用者）法で2ヵ月分を支給するよう義務付けられている。6月末には 休暇手当という名称で1ヵ月分、11月末にはクリスマス手当という名称で1ヵ 月分支給している。実際の計算方法は1ヵ月勤務するとそれぞれの手当てと して1/12ヵ月の支給を受ける権利が生ずる。	職員（被用者）法、団体協約
	退 職 金	2003年1月1日より、新退職金制度がスタート。同日以降に雇用契約を締結す る場合、雇用主は雇用2ヵ月目から毎月グロス給与額の1.53%を、退職金基金 に積み立てる義務を負う。将来の退職金は退職金基金より被用者に支払われ る。それ以前に締結した雇用契約の場合、被用者は旧制度に止まるか、新シ ステムに切り替えるかの選択が可能。旧制度では、雇用主は次のとおり 勤続年数により退職金を支払う。（勤続年数3年：本給（退職時の月給）× （2+2/12）ヵ月、同5年：本給×（3+3/12）ヵ月、同10年：本給×（4+4/12） ヵ月、同15年：本給×（6+6/12）ヵ月、同20年：本給×（9+9/12）ヵ月、同 25年：本給×（12+12/12）ヵ月、なお、新・旧制度とも、本人に非があった 場合の解雇や、自己の意志で辞職する場合は退職金は受給できない。ただし、 新制度ではこれらの場合でも積み立てられた退職金は、次の職場に持ち越す ことができる。	職員（被用者）法、退職金 法、団体協約
	諸 税	全て雇用主負担。 地方税：グロス給与の3%、 家族手当基金税：グロス 給与の4.5%	関連税法
付 加 給 付	食 事 手 当	一般的には食事手当を支給するか特定の食堂と割引契約しているケースが多 い。	支給義務の法律上の規定は ない。
	通 勤 手 当	交通費については公共機関の定期券を現物支給している。	支給義務の法律上の規定は ない。
	その他厚生 諸制度	-	-
各 種 保 険	労 働 保 険	下記のとおり。	社会保険法
	社 会 保 険	社会保険：健康、年金、労災、失業の4つの保険から構成される。料率は給 与により異なる。雇用主負担割合は50%前後。これら社会保険の雇用主負担 と諸税を併せると、給与以外の雇用主負担額はグロス給与の約3割となる。	社会保険法
そ の 他	職 業 訓 練	法的義務はないが、各種奨励措置あり。	各種関連法
	職 員 募 集 方 法	職業紹介への登録（無料）。新聞広告、求人広告などが一般的。	-

デンマークの雇用制度一覧

(コペンハーゲン事務所)

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	デンマークの民間部門の労働制度は、労働環境や男女処遇平等法、失業保険など法によって規制される一部を除き、法律ではなく、雇用主団体と労働組合の労使交渉により決定される労使協約(4年間有効)を基本とし、政府は労使間が独自に問題を解決できない場合のみ介入。	最上位法はない。
	労働監督機関 (届出機関)	Arbejdstilsynet (労働基準監督局)。職場における労働環境・休暇法の監督。	-
	労使紛争解決のための法的手続き	所属する組合代表に交渉させる(2回まで)、2回とも失敗(決裂)したときは調停委員会にかける(労使代表及び調停員で構成)、これも不成功の時は労働裁判所に提訴する。個々の被用者は、個人的な事案を労働裁判所に持ち込むことができる。	-
雇用条件	雇用契約形態及びその手続き	労働契約期間が1ヵ月を超え、1週間の労働時間が8時間以上の場合、雇用開始後1ヵ月以内に書面で労働条件を確認する義務がある。	Ansaettelsesbrvisloven (雇用証明書に関する法)
	試用期間	最高3ヵ月。試用期間中の解雇については退職する側は即時、解雇する側は14日の事前通告を必要とする。	Funktionærloven (事務系労働者法)
	退職	月末を退職日とし、最低1ヵ月前に書面で通知。	Funktionærloven (事務系労働者法)
	解雇	雇用期間により事前に書面による解雇通告が必要。6ヵ月未満:最低1ヵ月、6ヵ月~3年半:3ヵ月、3年半~6年半:4ヵ月、6年半~9年半:5ヵ月、9年半以上:6ヵ月前までに通告。	Funktionærloven (事務系労働者法)
	定年	65歳(1999年7月1日以降60歳になる者)、67歳(1999年7月1日以前に60歳になった者)。	-
労働時間	労働組合(職種別)への加入	任意。加入する権利を有する。	Funktionærloven (事務系労働者法)
	労働時間	法定ではなく、労使協約により週37時間と定められているが、シフト制で夜間勤務等の場合はさらに短い。	-
休暇制度	残業の取り扱い	企業・職種により残業手当、休日への振り替え等にばらつきがある。	-
	休暇制度全般	通常、労使協約に従うが、法により前年度の労働実績に基づき月当たり2.08日、年最高25日(5週間)の有給休暇が与えられ、5月1日から9月30日までの間に最低15日を連続して取る権利がある。ただし双方の話し合いにより分割が可能で、20日を超える休暇を休暇年に使い切れなかった場合は翌年への持ち越しも可能。また、休暇追加手当てとして有給休暇の権利取得年度における賃金の1%を雇用主が支給する。	Funktionærloven (事務系労働者法) Ferielloven (休暇法)
病欠	病欠	雇用主は病欠期間中100%の給料、または法で定められた病欠手当てを被用者に支払う義務がある。病欠は雇用契約書に言及されている場合に限り、120日まで100%の給与が支給されるが、過去12ヵ月間における病欠が120日に達した場合、1ヵ月の期限をもって解雇できる。雇用契約書に特別な明記がない場合、病欠期間の最初の2週間は雇用主が病欠手当てを支払い、3週目から最高52週間までは居住区の市が病欠手当てを支払う。慢性の病気等で1年間に10日以上病欠する可能性がある場合は、雇用主と被用者の両者間で、雇用契約時に特別な契約を結び、居住区の市当局の承認を得ている場合に限り、雇用主は最初の2週間分の病欠手当てを市から払い戻される。労働者の病欠が14日を越える場合、雇用主は医者診断書提出を要求できる。	Funktionærloven (事務系労働者法) Lov om Sygedagpenge (病欠手当に関する法)

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
休暇制度	産 休	公務員、民間企業労働者の別、また所属する労働組合によって異なるが、ホワイトカラーの一例を挙げると以下の通り。2002年1月1日以前に出産した場合は旧制度に従う：産休は計30週間。母親が産前4週間と産後16週間、その後の10週を父親又は母親の間で振り分けて取ることができる。当該休暇の開始時から起算して14週間は給与の半額を受け取る権利があるが、その後は居住区の市当局より産休手当（Barselsdagpenge）を支給される。2002年3月27日以降に出産した場合は新制度に従う：母親は産前4週間と産後2週間（義務）、その後12週間の産休を取ることができる。父親は産後14週間内に2週間の産休を取ることができる。産後の14週間までに取った産休については、父親・母親共にそれぞれ給与の半額を受け取る権利がある。産後14週間を過ぎると、父親・母親分を合わせて46週間まで産休を取る権利があるが、産休手当では父親・母親分を合わせて計32週分のみが居住区の市当局から支給される。また、同32週間の手当で付き産休の内の8週～13週の産休は、子供が9歳になるまでに延期して取ることもできる。2002年1月1日～3月26日の間に出産した場合は新旧いずれかの制度を選ぶことができる。旧制度では産休に加え、育児休暇を取ることが出来たが、新制度では育児休暇は産休に融合されている。産休とは別に、労使協約により「子供と過ごす日」（Omsorgsdage）を導入。公務員の場合、1997年4月1日以降の出生児1人に付き、母親・父親の区別なく、それぞれが10日の「子供と過ごす日」をとる権利がある。民間企業に勤務の場合、14歳以下の子供を持ち、最低6カ月以上勤務した父親・母親はそれぞれ年間3日の「子供と過ごす日」をとる権利がある。	Funktionærloven（事務系労働者法） Lov om Barselorlov（産休に関する法） Lov om boernepasningsorlov（育児休暇に関する法） Lov om ligebehandling af mænd og kvinder（男女平等法）
	兵 役	18～32歳までの男子に兵役義務（ただし、くじ引きで決定）があり、兵役期間は4～12ヵ月間。兵役中、解雇してはならない。兵役中の給料、ボーナス支給の必要はない。	Vaernepligtsorlovsloven（兵役に伴う休職に関する法）
賃金等	最低賃金	法定最低賃金はないが、2年毎の労使協約で定められ、2002年7月1日以降は86.40デンマーククローネとなっている。	-
	時間外手当	法律規制がなく、代休や残業手当支給等、企業や職種ごとによりばらつきがある。	-
	ボ ー ナ ス	支給義務はないが、業績に応じ報奨金を支給する企業が増えている。	-
	退 職 金	解雇に際し、勤続12年以上は1ヵ月分、15年以上は2ヵ月分、18年以上は3ヵ月分の給与を一時金として払わなければいけない。妥当な理由がなく解雇する場合、被用者が解雇時に30歳以上で、勤続年数が1年以上の場合は最高3ヵ月分、10年以上の場合は最高4ヵ月分、15年を超える場合は最高6ヵ月分の給与を一時金として払わなくてはならない。また、休暇法に基づき有給休暇の買い上げをしなければならない。	Funktionærloven（事務系労働者法）
	諸 税	源泉徴収、確定申告。	Skattelove（税法）
付加給付	食 事 手 当	社員食堂など（ただし、一部の企業）。	-
	通 勤 手 当	企業によっては自動車、燃料費を提供する場合もあるが、雇用主から通勤手当として支払われた場合、個人の所得税の対象となる。通常、通勤にかかる交通費は、片道12km以上の通勤距離を越える場合に限り、その距離に応じ所得税控除(Befordringsfradrag)の対象となる。	-
	その他厚生諸制度	ごく一部の企業でサマーハウス利用制度、職員割引、スポーツセンター利用制度等がある。	-
各種保険	労働保険	勤務中の傷害及び加害責任保険等を雇用主負担で掛ける。	Arbejdsskadeforsikringsloven（労働傷害保険法）
	社会保険	国民年金や児童手当、医療手当等の社会保障は、基本的に税金でまかなわれている。失業手当は、被用者が任意失業保険を掛ける。ただし、労働市場付加年金(A.T.P)の積立金として1被用者223.65クローネ/四半期のうち、3分の2は雇用主負担、残る3分の1を被用者が負担する。	Lov om Social Pension(年金に関する法) ATP-Loven（労働市場付加年金法）
その他	職業訓練	コンピューター短期集中コース等。	-
	職員募集方法	新聞広告、当地関係機関への照会など。新聞広告(例、日刊経済紙Boersen)の場合、3cm×4cmで1,125クローネ(税込み)程度。	-

フィンランドの雇用制度一覧

(ヘルシンキ事務所)

制度	主 な 内 容	根 拠 法	
法令・ 機関等	労働関係法 (最上位法)	フィンランドの場合、法律はあくまで概括的に定めただけのものであって、実際の運用に際しては多くの政令や通達、及び、全国産業別の労使協定に基づき、補足されている点に注意を要する。例えば雇用契約法が上位でも労働者の権利を損なういかなる内容も無効であり、労使協定は1946年以降の伝統があり、2～4年毎に政府と雇用者連盟と労組がベースアップ率や最低賃金、休暇権利(休暇手当等含む)、労働時間などについてのガイドラインを設定し、実質的な拘束力を持っている。	最も重要な法律は雇用契約法(Act on Employment Contracts, 2001年1月26日改正)である。その他の関連法に労働時間法(Act on Working Hours, 1996年8月9日)、休暇法(Act on Vacations, 1973年3月30日)、被用者安全法(Act on Employee Safety, 1958年6月28日)などがある。
	労働監督機関 (届出機関)	労働省管轄の地区別労働保護局、社会厚生省労働保護部が監督。雇用主は労働安全にも責任を負い、特に10人以上の従業員を抱える雇用主は社内に労働保護委員を任命する義務がある。	-
	労使紛争解決のための 法的手続き	雇用契約、労働条件、不当解雇、差別などに関する紛争は地方第一審裁判所で取り扱われる。公になるのを避けるため調停で解決されることがあるが、どの労使協約が適用されるべきかという紛争の場合は労働裁判所で取り扱う。	-
雇用 条件	雇用契約形態及びその 手続き	雇用契約は口頭でも一応成立するが一般的には勤められない。雇用契約法によると、雇用主は最初の給与支払い前に書面による契約書を交わす義務がある。あるいは従業員が特にそれを望まない場合でも、主要な雇用条件の概要を示す義務がある。契約に記載する項目は以下の通り。両当事者の名前、住所、労働開始日、雇用期間(未定ならその旨記載)、試用期間、主要な職場の場所、主要業務、適用される労使協定(もしあれば)、給与算定根拠、給与支払日、勤務時間、休暇算定根拠、契約終了の通告期間、海外勤務の長さ(プラス外貨での給与支払いなど)。	雇用契約法2条4項
	試用期間	最長4ヵ月。ただし、もし従業員が就職後訓練を受けるような場合は期間を6ヵ月に延長できる。	雇用契約法1条4項
	雇 退 職	通知は書面で行う。特に両者の合意がなければ通告時期は勤務期間の長さによるが、「6ヵ月以上」前ということはない。また被用者の予告が雇用主の予告より前になることはない。	なし
	解 雇	試用期間中はただちに通告で解雇できる。その他のケースでは法的に正当な根拠がなければならぬ。つまり当該従業員の不適格(アルコールの乱用、突然の勤務拒否)、経済的・生産的事情(不況、販売不振、会社の組織変更などにより恒久的に仕事がなくなるなど)あるいは別の会社に事業部門が移転したなどの理由がないと解雇できない。解雇通知は個人的に書面で行う。通知は、特に両者の合意がなければ勤務期間の長さによるが、「6ヵ月以上」前ということはない。また被用者の予告が雇用主の予告より前になることはない。	雇用契約法5 - 8条
	定 年	定年は通常65歳。雇用契約にあらかじめ60歳と規定することは可能だが、その場合、年金保険料が増額される。老齢年金は65歳から雇用年金と国民年金として支給される。しかし、ある職業については労使協定で述べられる通り、65歳より低い年齢に定年が決められる。よって56～64歳で職に就くものはパートタイム年金を、完全に無職となるものはフルタイム年金を60歳から受け取れる。年金は65歳以降に延ばすこともできる。	被用者年金法4条
労働時間	労働組合 (職種別)への 加入	雇用契約法(2条3項)に、全国的に有効な、かつ労使協定団体交渉で包括合意されたものが、雇用主が組合メンバーを抱えているかどうかを問わず、非組合員の従業員にも適用されなければならないとつたっているように、労働組合はかなり強い。年に2回、政府と労使を代表する連合組合間で交渉が行われ、その結果が所得政策に関する国民合意という形で発表される。この合意は経済成長やインフレ率を考慮に入れ、ベースアップのガイドラインを設定し長期計画や経済の安定を容易にしようというものである。	雇用契約法2条7項
	労働時間	労働時間法は広範で、労使協定や若年労働者の法律、パン屋のような特殊な産業によって部分的に例外がある。しかし、3条が規定するように基本的には1日8時間、週40時間と決められている。例外も認められており、定期的な労働時間は3週間当たり120時間、あるいは2週間あたり最高80時間となっている。例外は同法7条に規定されており、2,3の例を挙げると病院、船、酪農業などでの雇用がある。	労働時間法3条、同7項
休暇 制 度	残業の取り 扱い	残業は従業員の同意を得た上で暦年で最高250時間まで。しかし、4ヵ月に138時間を超えてはならない。	労働時間法4条、同17項
	休 暇 制 度 全 般	休暇取得に先立つ年の4月1日から3月30日の間に従業員は休暇を獲得する。従業員はこの期間に月当たり2日(同じ事業所に12ヵ月以上連続で勤務した場合は2～5日、すなわち年30日)の休暇を獲得し、この休暇は5月2日から9月30日の間に使うことができる(但し、24日間を超える休暇日数は9月30日から5月2日までの冬休みに割り当てられる)。雇用主は従業員が他の時期に休暇を取ることを許可できるが、これは特に公務員で勤められていることである。休暇中、従業員はその期間の給与を得る権利があり、その間の給与は休暇を取る前に支給しなければならない。労使協定ではその他に通常、従業員が復帰したときに休暇中の給与の50%を休暇手当として支払う義務があると規定している。	労働休暇法3項
	病 欠	従業員が病気になるし働くことが不可能になれば雇用主に連絡した後、職場を休める。雇用主は、9日を超えないなら、その範囲でこの間の給与を全額支払う義務がある。雇用して1ヵ月以内の場合はその支払いは50%である。9日以上になると国民健康保険の取り扱うところとなり、対象者は所得の損失補てんの疾病手当が60日受け取れる。この時、申請者はフィンランドの居住者でなければならない。フィンランド国民の場合は特段の要件はない。	雇用契約法第2条10項、第4条、労使協定

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
休 暇 制 度	産 休	妊娠した従業員は産休が取れる。産休をとり始める少なくとも2か月前に雇用主に申し出る必要がある（出産予定日の3～4か月前）。産休は父親にも適用され、18日間の出産休暇が取れる。産休は180日間で予定日の早い場合は50日前、遅い場合は予定日の30日後（予定日を越えて出産の場合も多いため「後」となっている）からとる。母親はこの産休期間中、国民健康保険から産休手当が支給される。この手当は給与額の約55%にあたる。この間に雇用主が給与を支給する事はあまりないが、昇給は普通である。	雇用契約法第4条1項2項8項及び9項
	兵 役	全てのフィンランド人男性（女性はボランティア）は兵役につく義務があり、18歳になった年に徴兵される。もし何らか（勉学等）の理由で延期する場合は、徴兵は60歳の年齢まで行われる。兵役は、陸軍、海軍、空軍のどちらかで行く。最短期間（武器を取ることを拒否するものは倍の期間）は180日で最長270日、成績のいい者は将校の訓練を含み362日を希望できる。武器を取ることを拒否する者は免除申請できるが理由には（宗教など）強い理由が必要で、兵役の代わりに病院のような公務を行う。理由なく兵役を拒否するものは罰せられる。兵役期間中、国民健康保険から月当たり約470ユーロの手当が支給される。通常、男性は大学入学後、そして実際に勉強が始まる前に兵役に服する傾向があり、これは勉強を延期する正当な根拠ある理由とされている。	兵役法（1950年9月15日）
賃 金 等	最低賃金	雇用契約法2条10項によると給与は労働の対価として支払われるものであり、給与はその労働に通常見合うものでなければならないと受けとられている。雇用主は労使協定に最低賃金の根拠を求めるべきでありとされ、もしそのような規定が無い場合は同法は「通常の正当な賃金」と規定している。	雇用契約法2条10項
	時間外手当	残業は最初の2時間は時給の50%増、それを超えると100%増。残業を支払わない場合はそれに見合う労働時間を休むことができる。	労働時間法4条17項
	ボ ー ナ ス	ボーナスは通常普通の給与に加え支給されるもので給与と同様に課税され、企業各社の良好な成績に基づき支給されるものであるが、近年急速にボーナス支給が常態化しつつある。全国雇用者連盟の調べによれば2001年に支給した事業所は42%で、今後2～3年以内に75%に達すると予測されている。大使館や日系企業など多くのところでボーナスは普通であり、1～2か月分が支給される。	なし
	退 職 金	公務員等国家全般に制度としてはないが、一部の民間企業では定年退職時に慰労金を出すところもある。また自己都合による退職金はないが、年金受給資格前に会社都合により解雇された場合は6か月分の給与を保障しなければならないとする労使協定もある。定年退職すると国民健康保険から年金が支給されるが、多くの場合、個人でも別途年金保険を運用して収入に応じた私的年金が支給される。この場合国民年金額は下方調整される。年金は月約420ユーロであるが、収入に応じた私的年金の方は過去の月収から算出された平均月収の60%が支給される。	なし
	諸 税	社会保障費はフィンランドで働く全ての者のために支払わなければならない。雇用主のレベルに応じて3つのカテゴリーがあるが、最も一般的なのは給与の21.1%（2002年）が社会保障費に支払われる。内訳は雇用主が16.7%の負担、従業員は4.4%負担である。給与のグロスにより計算し、従業員負担分が徴収される。その他、失業保険が同様にあり、雇用主0.7～2.7%（支払給与額により変動）、従業員負担は0.4%である。また労災保険（0.357～7.269%）及びグループ保険（平均0.086%）は雇用主が全額負担（いずれも事業所により異なる）する。	雇用主社会保険掛金負担法（1963年7月4日） 労働保険法（1948年8月20日）
付 加 給 付	食事手当	多くの雇用主が通常1食当たり7.20～7.50ユーロ程度のランチチケットを従業員に支給している。従業員はこのチケット1枚に対し4.5ユーロの税金を支払う。チケットの枚数は労働日数以内が限度。	法規制なし、労使協定
	通勤手当	通常は支給されない。従業員は所得申告時に公共輸送による通勤費を超える金額を差し引くことができる。私有車を仕事で使う場合、雇用主はキロ当たり0.38ユーロを補填しなければならない。	所得税法（1992年12月30日） 国税庁通達など
	その他厚生諸制度	携帯電話が無料で従業員に与えられことがあるが、この恩典は月当たり20.20ユーロが課税される。また車が時々貸与されるが、使用制限なし（この恩典の場合は月504～673ユーロ課税される）で雇用主の負担（ガソリン代等）が、仕事上だけという制限（この場合は課税は無条件のときの半額）で貸与される。また住宅手当が幹部社員に支給されることが知られている。	国税庁通達など
各 種 保 険	労働保険	-	-
	社会保険	雇用主は次のような保険を全ての従業員のために付保する義務がある。老齢年金保険、グループライフ保険、労災保険、疾病保険、失業保険。ほかに従業員は、公共の健康センター（診療所）や開業医にほとんど無料でかけられる国民保険サービスの資格を有する。	被用者年金法（1961年7月8日） 保険契約法（1994年6月28日） 労災保険法（1948年8月20日） 疾病保険法（1963年7月4日）
そ の 他	職業訓練	強制ではなく任意。あまり一般的ではないが、産業によっては見習期間中に技術が習得でき、手当も支給される。	職業教育法（1998年8月21日）
	職員募集方法	求人広告の費用はまちまち。一般的な方法はメディアに広告を出すことで、インターネットや新聞があるが、広告料はインターネットが一番安く、1,000～2,000ユーロ程度。また人材斡旋会社に頼むと、年俸の20%を手数料として請求される。	-

スウェーデンの雇用関連制度

(ストックホルム事務所)

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・ 機 関 等	労働関係法 (最上位法)	雇用保護法は基本的雇用関係、正式採用、臨時雇用、雇用条件、解雇条件などを規定。 経営参画法は雇用主と被用者の関係を規定。	雇用保護法(1982:80)、 経営参画法(1976:580)
	労働監督機関 (届出機関)	労働環境庁が職場環境の安全配慮を怠った企業に対して査察する権利を有する。	労働環境法(1977:1160) 7章
	労使紛争解決のための 法的手続き	労使双方の交渉決裂後に、労働裁判所または地裁へ提訴することができる。	労働争議での裁判に関する 法(1974:371)
雇 用 条 件	雇用契約形態及びその 手続き	雇用関係は書面で作成し雇用契約を結ぶ義務がある。	雇用保護法4条、5条、6条a
	試用期間	試用期間は最長6ヵ月。	雇用保護法6条、31条
	退 職	本人からの1ヵ月前の申し出による。口頭での申し出で可能。	雇用保護法11条
	解 雇	・解雇事前通告期間 雇用保護法11条では、労使双方は最低1ヵ月の解雇通告期間を必要とする。勤続年数によって解雇通告期間が増える(勤続10年以上の者に対する6ヵ月が最高)。解雇に際しては勤続年数の短いものから順番に、という規定がある。ただし従業員10人以下の企業では2人までその適用をはずすことができる。解雇後にまた同じ職に対して募集する場合には、解雇者を優先して採用する義務がある。	雇用保護法11条、7条、経 営参画法11条
	定 年	67歳(2003年より)。ただし、60歳から希望により年金生活に入ることができ、また雇用主との合意のもとで67歳以上でも雇用関係を継続することができる。	雇用保護法33条
	労働組合 (職種別)への 加入	労働組合の組織化、その加盟は侵害されない。	経営参画法7条
	労働時間	労働時間	週最高40時間、休憩時間に関しては夜間勤務の場合などに休憩義務の規定がある。
残業の取り 扱い		4週間48時間まで。または月最高50時間まで。ただし年間200時間まで。	労働時間法7~11条、26~ 27条
休 暇 制 度	休暇制度 全般	前年度に通年して企業に在籍した場合、年間5週間(25日)の有給休暇を取得可能。途中入社の場合は比例計算。5年間持ち越し可能。正社員だけでなくパートタイム労働者にも同じ規定が適用される。	休暇法4条
	病 欠	雇用主は被用者の給与に対し、病欠第1日目は1日分の給与相当額を100%カット。2~14日目までは期間中の給与相当額を20%カット。15日目以降は社会保険局が本人の疾病保険額(日割り計算した給与の金額の約80%に相当)を日数に応じて支払う。	社会保険法1条、5条、7条

	制度	主な内容	根拠法
休暇制度	産休	480日まで保証。多産の場合は別途特別規定あり。パートタイム労働と育児休暇との組み合わせが許されている。	両親休暇法(1995:584)5条
	兵役	徴兵期間中、再教育召集(2度目の兵役)期間中は解雇されない。1度目の兵役期間は約9カ月間、2度目は約2週間(居住地や兵役のパターンによって異なる)。兵役はスウェーデン国籍を持つ18歳以上の男性の義務だが、学業や職業の関係で延期を希望することもできる。女性に関しては義務ではなく、志願兵制度があるが一般的ではない。兵役期間中は兵役手当が国から支給されるため、給与は支給されない。	防衛法9章1条
賃金	最低賃金	規定なし。	-
	時間外手当	法的に時間外手当の規定なし。中央労使協定による場合が多いが、それに参加していない雇用主は一般慣習に準じて適用することが多い。例:月~金曜日の18:15~20:00までは50%増、同20:00以降は70%増、土曜日12:00以降及び日祭日は100%増。	労働時間法7条
	ボーナス	労使双方で合意、随意契約。	-
	退職金	労使双方で合意。法的規制はなし。随意契約	-
等	諸税	社会保険料の本人負担はなし。雇用主負担は名目給料×32.82%(毎年数字が変更される)。過疎地にある企業等諸条件によりそれぞれ減税措置が適用されることがある。社会保険には、年金、失業、医療、労災などが含まれる。年金に関しては、個人の所得税のうちから2%近くが自分用の年金基金にプールされる。	社会保険法26条(2000:980)
付加給付	食事手当	食事手当は給与と見なされ課税対象である。従ってメリット・デメリットを勘案し実施している。企業の任意。	-
	通勤手当	通勤手当、会社から貸与される車での通勤は課税対象となる。実施している会社は多い。企業の任意。	-
	その他厚生諸制度	年数回の会社内パーティー、従業員のテニス、サッカー等のスポーツ活動の参加料を会社が負担することがある(ゴルフは含まれない)。その場合、減税措置がある。社員旅行、社員割引、保健検診等も会社が一部を負担する場合あり。PC、携帯電話を支給するところも多い。	税法上の慣例
各種保険	労働保険	社会保険の中に含まれるためなし。	-
	社会保険	社会保険料の本人負担はなし。雇用主負担は名目給料×32.82%(毎年数字が変更される)。過疎地にある企業等諸条件によりそれぞれ減税措置が適用されることがある。社会保険には、年金、失業、医療、労災などが含まれる。年金に関しては、個人の所得税のうちから2%近くが自分用の年金基金にプールされる。	社会保険法26条(2000:980)
その他	職業訓練	強制ではなく任意。必要な場合は雇用主負担でなされる。他に教育休暇法で規定される長期研修の保証あり。	教育休暇法
	職員募集方法	新聞広告、職業紹介所および労働者派遣企業でリクルート。求人への職安への申請義務あり。	雇用主の公的職安への求人申請義務に関する法(1976:267)1条

ノルウェーの雇用制度一覧

(オスロ事務所)

	制度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	労働者保護及び労働環境に関する法律。1人以上の従業員がいる全ての企業・事業所・組織機関に適用。	労働環境法 (1977年2月4日法律第4号)
	労働監督機関 (届出機関)	労働監視局 (Arbeidstilsynet): 労働環境、賃金システム、労働契約等を監督。オスロ本部、13地域事務所とさらに全国に40の支所がある。	労働環境法
	労使紛争解決のための法的手続き	通常はNHO (ノルウェー経営者連盟) 及びLO (労働組合総同盟) の労使取り決めの枠内で解決が図られるが、それでも解決しない場合は、NHO、LO、政府関係者から成る労働争議裁判所で解決が図られる。	労働争議仲裁法
雇用条件	雇用契約形態及びその手続き	採用が決定した場合、被用者は労働契約書を雇用主からもらう権利を有す。契約書には労働の内容、試用期間、休暇の権利、退職・解雇通告期間、賃金、労働時間等を明記する必要あり。	労働環境法
	試用期間	法律上の規定は6カ月。文書による合意が必要。試用期間中の解雇については職場及び仕事への適応性、能力等を理由に文書で行うことはできるが解雇理由の正当性については労働裁判所に提訴できる。	労働環境法第58条
	退職	法律上は離職時の最低1カ月前に雇用主に文書にて通告する義務がある。ただし、5年以上勤務の場合、事前通告は2カ月前。1988年に早期退職選択制度 (AFP) が創設され、労使間の労働協約に基づき、国民年金の受給開始年齢67歳に達する前に希望すれば老齢年金の受給が条件付きで可能になった。97年から老齢年金受給の最低退職年齢が62歳に規定された。	労働環境法第58条 早期退職年金制度に係る法律第110号(1988年12月23日)
	解雇	法律上、雇用主は正当な解雇理由を明記した文書にて解雇の最低1カ月前に本人に通告できる。仕事をしていない、あるいは雇用契約違反をしたことが明白な場合、雇用主は通告なしに即座に解雇できる。病気や傷害により欠勤しても、それが発生してから6カ月まではそれは解雇の正当な理由にならない。労働組合員であること、妊娠もまた解雇の正当な理由にならない。正当な理由なしに解雇される場合、2週間以内に書面で抗議し、復帰交渉が可能。仕事不足が理由で解雇通知を受け取った場合、過去1年以上勤務経験があれば、1年以内に本人に適した仕事に空席が出た場合、再就労できるよう最優先してもらい権利がある。仕事不足の場合、解雇の時には勤続年数の短い者から先に解雇しなければならない。	労働環境法第58条64条、66条
	定年	男女とも67~70歳を自由に選択できる。ただし国民年金の受給資格が67歳のため、それ以後働く人は少なく、67歳が実質上の定年。ただし、早期退職選択制度 (AFP) の創設により97年から老齢年金の受給開始年齢が62歳に定められたため、本人が希望すれば62歳を定年とすることも可能。雇用主側がこれを強制することはできない。ただし、AFP制度は労使間の労働協約を結ぶことが前提。	国民保険法 (国民保険に関する1966年6月17日付け法律第12号及び1997年2月28日付け改正の法律第19号。) 早期退職年金制度に係る法律第110号 (1988年12月23日)
	労働組合 (職種別)への加入	労働者は労働組合員になる権利を有す。組合員は通常給与の1%を組合費として支払い、組合費は所得税申告の控除対象になる。	労働環境法
労働時間	労働時間	法律上の規定では1日9時間以内、1週40時間以内。現地慣習では1日7~7.5時間、1週33.6~37.5時間である。夜勤 (通常21:00~06:00の労働をいう) などのシフトで働く場合 (24時間継続操業の工場、ホテル、レストラン、その他サービス業、保険医療施設など)、法定労働時間は36~38時間。健康上の理由、又は社会的、福祉関連等で、労働時間の短縮が必要な場合、被用者はその権利を有す。雇用主は働かなかつた勤務外時間として実働時間から控除できる。1日5時間半以上働く場合、最低1回は休憩を取る権利がある。いつ、何分とるかは労使協定を結ぶ。8時間以上働く場合の休憩時間は合計30分はなくてはならない。1日2時間以上残業しなければならない場合、残業開始前に30分の休憩を取る権利を有す。授乳の必要がある女性は、1日2回、1回につき30分の休憩をとることができる。あるいは1日1時間労働時間の短縮を要求する権利を有す。この時間の賃金は支払われない。	労働環境法第46条
	残業の取り扱い	通常、労働時間と残業労働時間の合計が14時間を超えてはならない。1週10時間まで、また継続4週間で25時間まで、年間200時間を限度とし、それを超えてはならない。労使協定で3カ月を限度とする期間内に1週15時間まで、連続する4週間で40時間までは延長することができるが、1日16時間を超えてはならない。また労働者1人につき年間残業時間が300時間を超えてはならない。労働監視局の承認を得れば、1週20時間、連続6カ月内で200時間までの残業が許可される。残業時間の賃金は通常の40%増しを支払う。	労働環境法第49、50条
休暇制度全般	法律上は1年間25日 (土曜日を含めた4週間プラス1日) 分の休暇権利が与えられる。60歳以上の者は1週間 (実働6日分) 追加の権利を有す。ただし2000年の労使協議で2001年に2日、2002年にさらに2日追加され、合計有給休暇が2002年に4週間 (土曜含む) プラス5日で計5週間となる。休暇を取る時期は6月1日から9月30日の期間に3週間続けて休暇を取る権利を被用者は有す。残りもまとめて取る権利を有す。休暇の時期決定は休暇の2カ月前に発表するよう雇用主に要求できる。雇用主は休暇手当てを支給することとし、休暇をとる年の前年給与 (賃金、残業代等を含むが前年度の休暇手当ては含まず。) の10.2%、60歳以上は12.5%相当額。休暇手当ては休暇開始前	休暇法 (1988年4月29日付法律第21号) 5~11条	

	制度	主な内容	根拠法
休暇制度全般	休暇制度全般	の通常給与日に全額支払われるのが一般的であるが、休暇が分割される場合は休暇手当でもそれに依りて分割払いも可能。これについては労使間で最も合理的な支払い方法につき合意できる。休暇手当では被用者にとっては無税であるが、雇用主は通常の給与と同様、雇用主負担税（社会保険税）が課せられる。ただし、休暇中の賃金は支払われない。	休暇法（1988年4月29日付法律第21号）5～11条
	病欠	4日以上有病欠には医師の証明が必要。疾病による欠勤の場合、260日（52週間）にわたり100%賃金保障。最初の16日間は雇用主負担、それ以後は本人の社会保険料負担分を払い戻す形で国民健康保険制度が支払う。	国民保険法（国民保険に関する1966年6月17日付け法律第12号、第3章3条12項、及び1997年2月28日付け改正の法律第19号。）自己申告に関する1978年1月11日社会省規則及び改正規則
	産休	出産直前の10カ月の内、最低6カ月就労していた者は、出産に伴い1210日（42週間）の有給（全額）、減額（給与の80%）した場合、260日（52週間）の育児休暇の権利がある。このうち最高12週を出産前にとることが可能。出産直後の6週間は母親が取らねばならない。母親と父親が2人で有給休暇を分ける場合、労働環境法は母親、父親がそれぞれまとめて取るよう義務付けている。有給休暇のうち4週間は父親が取る権利を有し（通称パパ・クォータ制）、この分を父親が使い切らなかった場合、有給休暇はその分短縮される。	労働環境法第31条
	兵役	兵役の内容により6、9、12カ月間の兵役義務があるが、通常は1年間。19歳に達した1月から44歳までの期間に義務を果たす。通常は高校卒業後の19歳時に義務を果たす。大学に行く者は在学中、又は大学卒業後に兵役義務の時期を延期してもよい。	兵役義務に関する法律第29号（1953年7月17日）
賃金	最低賃金	最低賃金制度はない。	-
	時間外手当	通常労働時間と残業労働時間の合計が14時間を超えてはならない。1週10時間まで、また継続4週間で25時間まで、年間200時間を限度とし、それを超えてはならない。残業時間の賃金は通常の40%増しを支払う。	労働環境法第49、50条
	ボーナス	法律では雇用主は夏季休暇手当を支給することとし、手当では休暇をとる年の前年給与の10.2%、60歳以上は12.5%とする（休暇制度の項参照）。冬季は現地の慣習上、ボーナスとして12月に業績に応じ1カ月程度の手当でか、自社製品など現物を贈るなどさまざま。	休暇法（1988年4月29日付法律第21号）第10、11条
	退職金	法律上支給義務はない。慣習上、現地企業の中には功労金とという形で支給している所もある。	-
	諸税	個人の所得税は現行では、年43,000クローネ以下免税、43,000クローネ超32万クローネ以下の部分28%、32万クローネ超83万クローネ以下の部分は28%に加えトップ税13.5%、83万クローネ超の部分は28%に加えトップ税19.5%であるが、2003年度から45,700クローネ以下免税、45,700クローネ超340,700クローネ以下の部分28%、340,700クローネ超872,000クローネ以下の部分は28%に加えトップ税13.5%、872,000クローネ超の部分は28%に加えトップ税19.5%へと減税される予定。また、家族世帯の場合はトップ税が現行では342,200クローネから13.5%が課せられるが、2003年度からこれが364,000クローネに引き上げられる。最高税率のトップ税19.5%が課せられる所得範囲は個人の場合と同額。個人の社会保険税は基本給の7.8%、雇用主の社会保険負担率は同14.1%。	-
付加給付	食事手当	なし。	-
	通勤手当	企業では支払っている所が多い。	-
	その他厚生諸制度	管理職以上に対してはフリンジベネフィットとして、法人車を貸与している企業が多い。	-
各種保険	労働保険	次項、社会保険に同じ。	次項、社会保険に同じ。
	社会保険	老齢年金、障害者年金、障害発生時の基本手当・介助手当、リハビリ手当、労働災害手当、片親手当、自己の疾病あるいは自分の子供や身内の疾病に対する現金支給、出産、養子、失業時の現金支給及び疾病、障害、身体的欠損、妊娠、出産、流産に係る医療費及び葬儀費用の給付等を保障。給付額は基本額（G）を基に決定。基本額は国会で一般歳入の増減に応じて毎年数回調整される。付加年金は毎年積み立てる点数により決定される。社会保険料の個人負担率は基本給の7.8%、雇用主負担率は同14.1%。	国民保険法（国民保険に関する1966年6月17日付け法律第12号及び1997年2月28日付け改正の法律第19号。）
その他	職業訓練	労働環境法では従業員が仕事を正しく遂行できるように雇用主は必要な訓練を提供しなければならないと明記。LO（労働組合総同盟）とNHO（ノルウェー経営者連盟）の協定により、LO系列の労働組合の組合員である従業員の母国語がノルウェー語でない場合、勤務時間中にノルウェー語講座を受講する権利を有す。受講時間は通常週2時間。	労働環境法
	職員募集方法	新聞広告が普通。地域にある雇用サービス事務所にも登録し、紹介を得ることも可能。	-

スイスの雇用制度一覧

(チューリヒ事務所)

制 度	主 な 内 容	根 拠 法
法令・機関等	労働関係法 (最上位法)	労働法 (Bundesgesetz über de Arbeit in Industrie, Gewerbe und Handel (Arbeitsgesetz))、各州法、労働協約など。
	労働監督機関 (届出機関)	経済省経済事務局 (SECO) 労働課 (Direktion fuer Arbeit)
	労使紛争解決のための法的手続き	連邦政府経済省の中に労使間仲裁機関がある。ただ、スイスでは労使間のいわゆる「平和協定」=労働協約が守られ、紛争はあくまで労使間で話し合いにより解決するという精神が尊重されている。ストライキ等は皆無に等しい。
雇用条件	雇用契約形態及びその手続き	雇用契約の期間は雇用主、被用者間の合意により定められる。両者間で期限付き雇用契約が合意される場合または職種から契約期間が決まる場合を除き、契約期間は自由に定められる。
	試用期間	1ヵ月から最高3ヵ月まで。
	退職	-
	解雇	兵役や市民防衛勤務に従事する期間、病気、事故、妊婦の一定期間は解雇してはならない。 解雇の事前通知期間は雇用契約、労働協約などにより規定されるが、1ヵ月よりも短い期間が規定されることは通常ない。
	定 年	定年は法律で規定されている。2003年からは男子65歳、女子64歳。年金の受給資格については、男子は65歳。女子の場合、1938年生まれ以前は62歳、1939年から1941年生まれは63歳、それ以降に生まれた者は64歳を越えた時点から年金の受給資格が得られる。
	労働組合 (職種別)への加入	労働組合結成の自由は連邦憲法により保証されている。また、組合に加入、非加入の権利も定めている。
労働時間	労働時間	最高労働時間は工場、事務などで週45時間。その他は週50時間。営業時間は5時から24時までで17時間以内とする。原則として日曜祭日の労働は申告が必要。労働協約上は週40~42時間。
	残業の取り扱い	残業時間に相当する休暇を与えること。 給料で支払う場合は、基本給の25%以上を上乗せのこと。 労働協約では、1日2時間以内、1年170時間以内。休暇を取る場合は1年以内に取り。給料として支払う場合は最低25%上乗せのこと。
休暇制度	休暇制度全般	20歳までは年間5週間。以降は年間4週間。最低2週間続けて取ること。 慣例として50歳以上は年間5週間。
	病 欠	病欠は有給で、勤続1年目は3週間、以降勤続年数に従って延長。3日以上休む場合は医師の診断書が必要。
	産 休	妊婦は普通の労働者と同等の扱いを受けなければならない。妊婦および出産後16週間までの解雇は禁止。
	兵 役	兵役の義務があり終了後の復職の権利が認められている。兵役中も給料は支払われ、兵役を理由には解雇できない。

	制 度	主 な 内 容	根 拠 法
賃 金 等	最低賃金	最低賃金制度はないが労働協約により労賃に基づく基準賃金が決められている。	特になし
	時間外手当	残業時間に相当する休暇を与えること。給料で支払う場合は、基本給の25%以上を上乗せのこと。 労働協約では、1日2時間以内、1年170時間以内が上限。休暇を取る場合は1年以内に取得。給料として支払う場合は最低25%上乗せのこと。深夜労働時間（23時から6時まで）の労働は、深夜労働が年25日未満であれば25%増、25日以上であれば10%増の給料を支払うこと。	OR321 c
	ボ ー ナ ス	労働協約では個々の雇用契約上、年末（通常クリスマス前）に1ヵ月分を支給することが慣行であるとし、支払期限前に雇用関係が解消された場合は、月割りで支払う。	OR322 d
	退 職 金	労働契約上では、勤続年数10年目以降月額給与の1/3、15年目以降2/3、20年目以降1ヵ月等	特になし
	諸 税	-	-
付 加 給 付	食 事 手 当	企業によっては給与以外に食事手当や通勤手当等を中心に各種の手当を支給している。	OR327a-c
	通 勤 手 当	企業によっては給与以外に食事手当や通勤手当等を中心に各種の手当を支給している。	OR327
	その他厚生諸制度	-	-
各 種 保 険	労 働 保 険	-	OR331a-e
	社 会 保 険	各社会保険制度において、名目給料に対する負担割合は以下のとおり。 ・老齢年金（AHV）、障害年金（IV）、兵役保障（E0）：雇用主5.05%、本人5.05% ・上記保険の手数料：雇用主0.303% ・失業保険：雇用主1%、本人1% ・家族養育年金：雇用主1.2% ・傷害保険（時間内および職務により異なる）：時間外男性1.412%、女性0.847%（通例では全額雇用主負担） ・企業年金：年金部分7～18%（年齢、性別により異なる）、リスク部分約2.5%（年齢、性別により異なる）インフレ調整あり。	OR331a-e
そ の 他	職 業 訓 練	職員の能力促進を目的としたセミナーなどへの参加は1年に1週間が望ましい。（Schweizerischer Kaufmännischer Verband（SKV））	OR344,345,346a
	職 員 募 集 方 法	-	-

ハンバーガー、フィルムの価格が 収れん(ユーロ圏・英国) ~ユーロ貨幣流通後1年、ユーロ圏各国の小売価格を調査~

在西欧12センター・事務所 / 欧州課

ジェットロは、2003年1月12~17日にかけてユーロ圏および英国の13カ国で下記13品目の価格調査を実施した。99年1月1日のユーロ導入により、各国の小売価格がどのように推移するかをみる同調査は、今回で9回目となった。

2002年1月1日のユーロ貨幣流通から1年を経た今回2003年1月の調査では、前回調査(2002年1月)までの価格の収れん傾向に特に大きな変化はみられなかった。継続的な調査対象の品目 ~ のうち、ハンバーガー、フィルムは長期的に価格が収れんした。また、価格差が長期的に拡大傾向をみせた品目はなかった。

第1~9回調査の結果をみると、当初から各国で価格差の大きかった品目は、価格差が大きくとどまり、価格差が小さい品目は小さいままだったといえる。一方、一貫して価格差が大きかった品目である 国際電話料金、 コカコーラも、今回調査ではゆるやかな収れん傾向が見られ始めた。

また短期的(前回から今回調査までの1年間)には、 国際電話料金、 コカコーラ、 フィルムの価格が特に収れんした。なお、参考値として調査した英国では、 カラーテレビおよび ウォークマン以外のすべての品目で平均価格を上回る結果となった。

< 第9回ユーロ価格調査概要 >

1. 時期 : 2003年1月12~17日

2. 対象都市 : 13カ国13都市 (ユーロ圏12カ国と参考値である英国)

アイルランド(ダブリン)、イタリア(ミラノ)、オーストリア(ウィーン)、オランダ(アムステルダム)、ギリシャ(アテネ)、スペイン(マドリード)、ドイツ(デュッセルドルフ)、フィンランド(ヘルシンキ)、フランス(パリ)、ベルギー(ブリュッセル)、ポルトガル(リスボン)、ルクセンブルク(ルクセンブルク)、英国(ロンドン)

3. 対象品目 : 13品目 (品目の対象モデル等は詳細を参照のこと)

.....

<継続> ハンバーガー、 コカコーラ、 フィルム、 カメラ、 コンパクトカメラ、 カラー
テレビ、 ウォークマン、 ガソリン、 国際電話料金

<新規> プレイステーション2、 ジーンズ、 トマトケチャップ、 アイスクリューム

* 第8回(2002年1月)と今回の2回のみ調査対象

4. 調査方法:

掲載価格は付加価値税(VAT)など諸税を含む店頭価格。本調査はスーパーマーケット、専門
店、量販店など複数店で実施し、平均価格を算出。なお、参考値である英国の価格は2003年1月
15日付の為替レート(1ユーロ=0.65920ポンド)で換算(出所:欧州中央銀行)。

5. 過去の調査実績:

第1回(1999年1月)、第2回(1999年6月)、第3回(1999年9月)、第4回(1999年12月)、
第5回(2000年6月)、第6回(2001年1月)、第7回(2001年7月)、第8回(2002年1月)

<表の見方>

本調査では、価格の収れん動向を分析するために全品目の価格を指数化(平均=100)し、標準
偏差を用いた。標準偏差は、実際に計測された数値が基準とする平均値からどの程度離れているか
を示し、そのバラつきを表す。標準偏差の値がゼロに近い場合は、中心(平均)にデータが集まっ
ていることを示す。すなわち、標準偏差の値が小さい品目は、各国での小売価格がユーロ圏での平
均価格に近く、各国の価格差が小さいことを表している。

1. ハンバーガー、フィルムの価格 が長期的に収れん

価格収れん動向を長期的にみると、ハン
バーガー、フィルムでゆるやかに価格差が
縮小した(表1、図1)。その他の品目につ
いても、価格差が長期的に拡大傾向をみせた
品目はなかった。また、コンパクトカメラ
は今回価格差が拡大したが、他国と大きく価
格の異なったアイルランド、イタリアを除け
ば、長期的な収れんを見せている(図6)。

2. 国際電話料金、コカコーラ、フ ィルムは短期的に収れん

今回の調査(2003年1月)で、前回(2002
年1月)に比べ短期的に価格収れんがみられ
た品目は、国際電話料金(標準偏差50.099
45.289)、コカコーラ(同44.400 40.546)、
フィルム(同20.121 17.247)であった。ま

た新規品目では プレイステーション2(同
9.252 7.903)で前回からの価格収れんが見ら
れた(表1)。

他方、短期的に価格差の拡大が目立ったの
は、ウォークマン(同8.498 19.471)であ
った。ただしウォークマンについては、前
回は調査対象の基本モデル(WM-EX501)よ
りも旧式のモデル(WM-EX404)で調査し、
今回は後継モデル(WM-EX521)でデータ
を取ったギリシャで、大きく価格が上昇した。
また他国でもモデル入れ替え(WM-EX501
WM-EX521)の時期に当たり(価格の目立っ
て低いアイルランドはWM-EX501)、標準偏
差の値は前回より大きくなったものの、上記
のギリシャ、アイルランド以外の各国では全
体として価格差は拡大傾向にないことがわか
る(図7)。

3. コカコーラ、国際電話料金は継続的に価格差が大きいまま

この調査を通じて明らかになったのは、国による価格差が大きい品目は、長期的にみても価格差は大きいままであり、一方、価格差が当初から小さかった品目の価格差は、小さく推移している点である。しかし、長期的に価格差が大きかった国際電話料金、コカコーラにおいて、今回調査（2003年1月）では前回調査（2002年1月）と比較しても価格の収れん傾向がみえ始めた（図1）。フィルムでは、価格が最も高い国から最も低い国まで含めたとすべての国の間で価格幅が縮小した（図4）。

価格差を表す標準偏差をみると、国際電話料金が最大で45.289、次いでコカコーラが40.546となっている。価格の開きは、国際電話料金では価格が最大のポルトガルが最小のルクセンブルクの5.1倍、コカコーラでは同じくフィンランドがドイツの3.6倍となっている。一方、標準偏差が最小で価格差の小さい品目はプレイステーション2の7.903、次いでアイスクリームの9.707であった。価格の開きは、プレイステーション2では価格が最大のアイルランドが最小のルクセンブルクの1.35倍、アイスクリームでは同じくギリシャがオーストリアの1.38倍であった（表2）。

（堀 元子、福島 美夏）

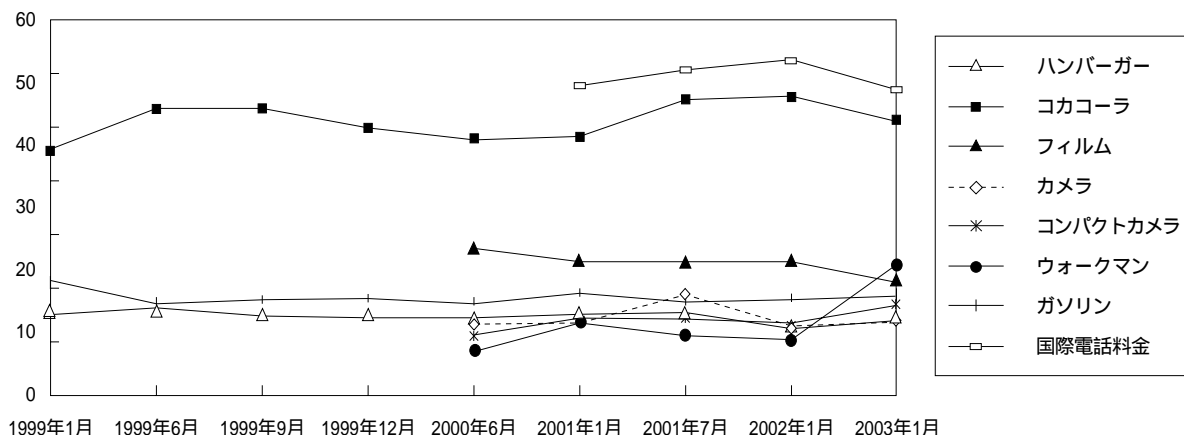
表1 全品目の収れん動向表<全対象国の標準偏差>

	1999年1月	1999年6月	1999年9月	1999年12月	2000年6月	2001年1月	2001年7月	2002年1月	2003年1月
ハンバーガー	12.335	12.902	11.986	11.820	11.598	12.246	12.762	9.991	11.348
コカコーラ	36.364	42.303	42.539	39.949	37.856	38.254	43.927	44.400	40.546
フィルム					21.667	19.998	19.493	20.121	17.247
カメラ					10.862	10.762	15.379	10.438	11.039
コンパクトカメラ					9.240	11.630	11.508	10.873	13.583
ウォークマン					6.706	11.063	9.147	8.498	19.471
ガソリン	16.999	13.651	13.988	14.517	13.651	15.079	14.145	14.098	14.956
国際電話料金						46.185	48.492	50.099	45.289
プレイステーション2								9.252	7.903
ジーンズ								9.923	10.572
トマトケチャップ								10.734	11.346
アイスクリーム								7.813	9.707

（注1） カラーテレビは頻繁なモデルチェンジによりデータの有意性が低いため図とも非掲載。

（注2） ギリシャは2001年1月から対象国

図1 継続品目の収れん動向<全対象国の標準偏差>



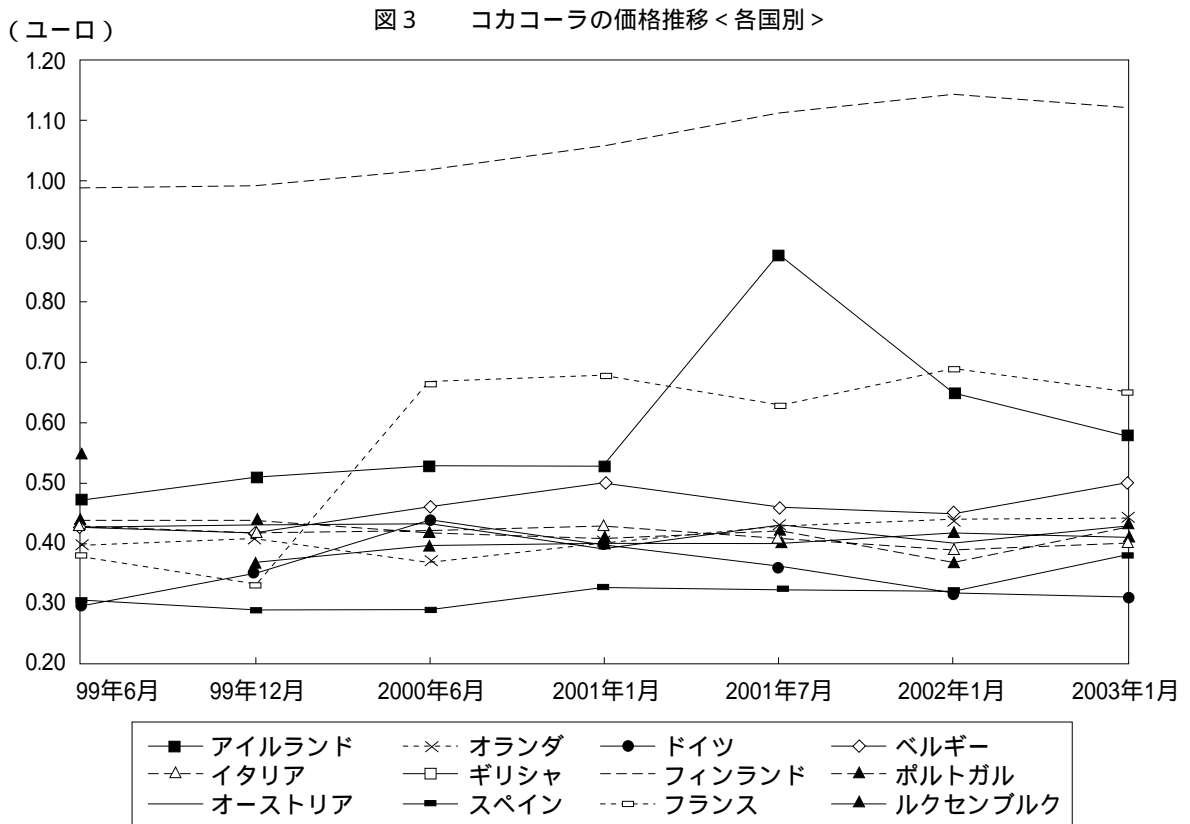
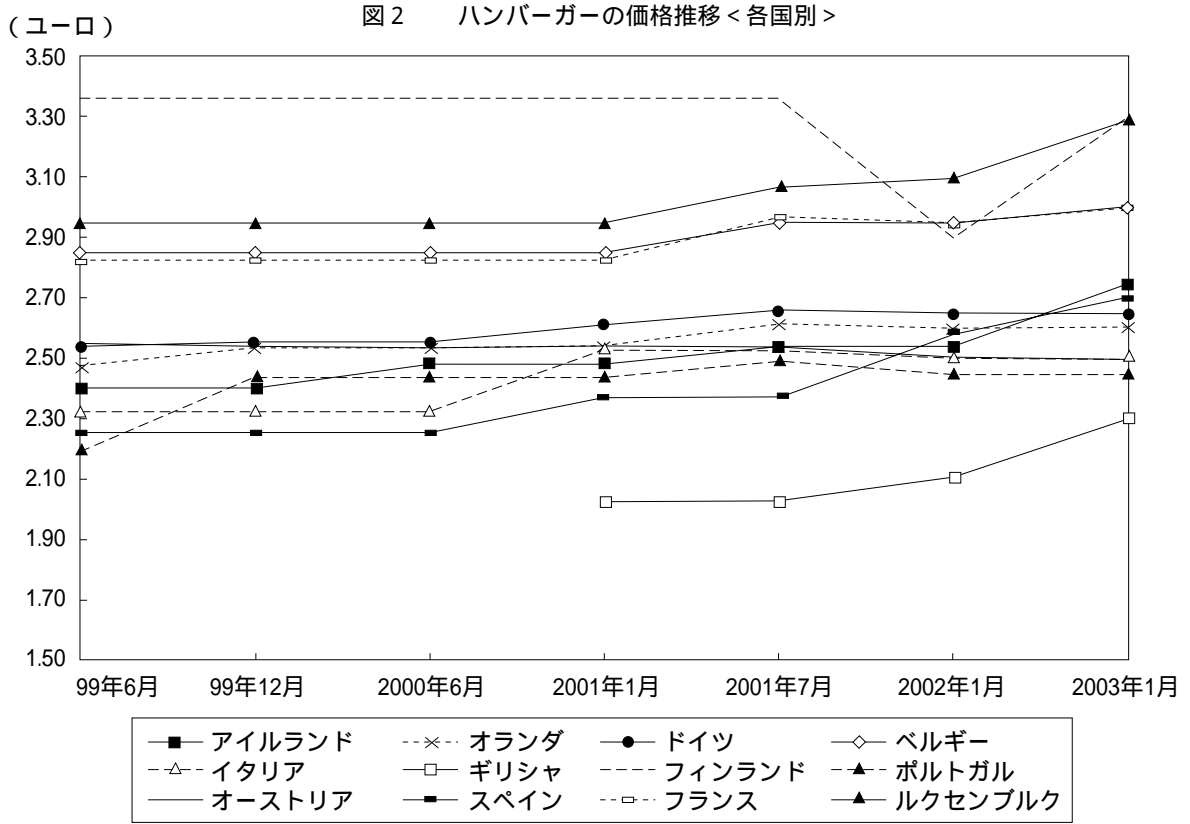


図4 フィルムの価格推移<各国別>

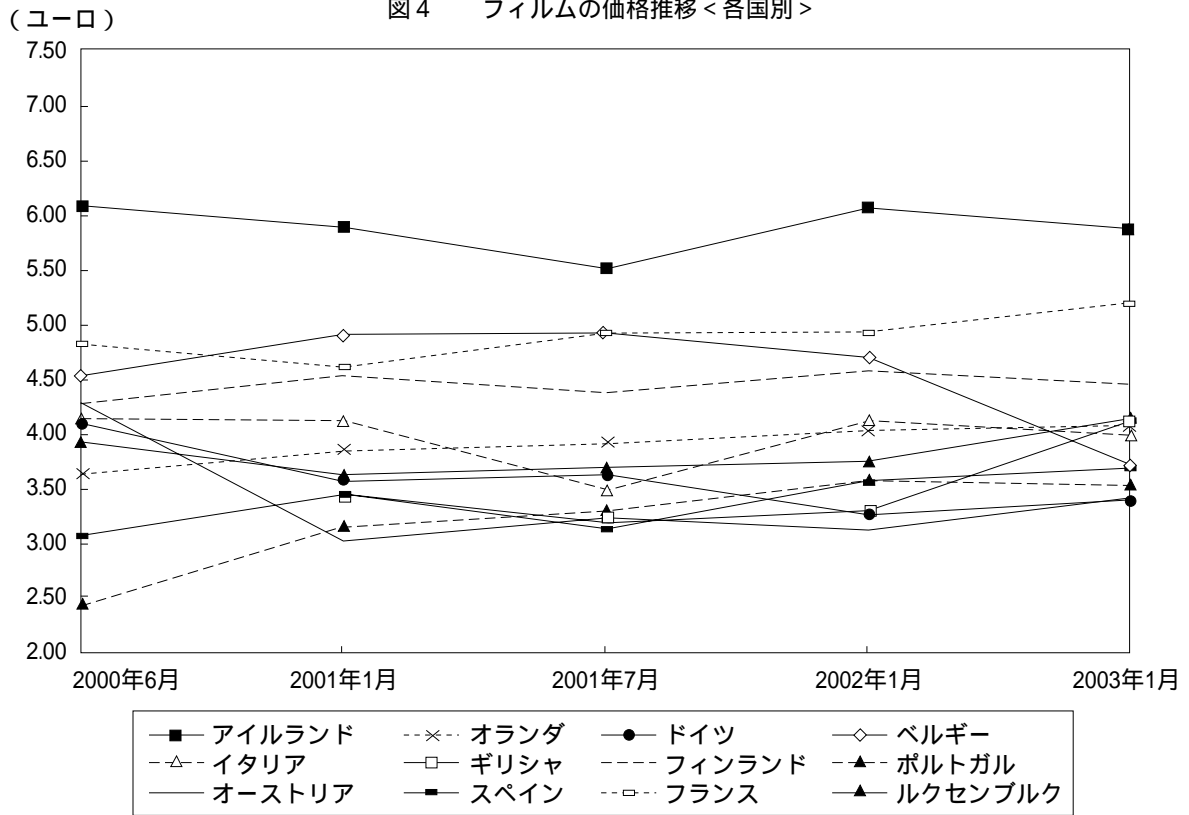
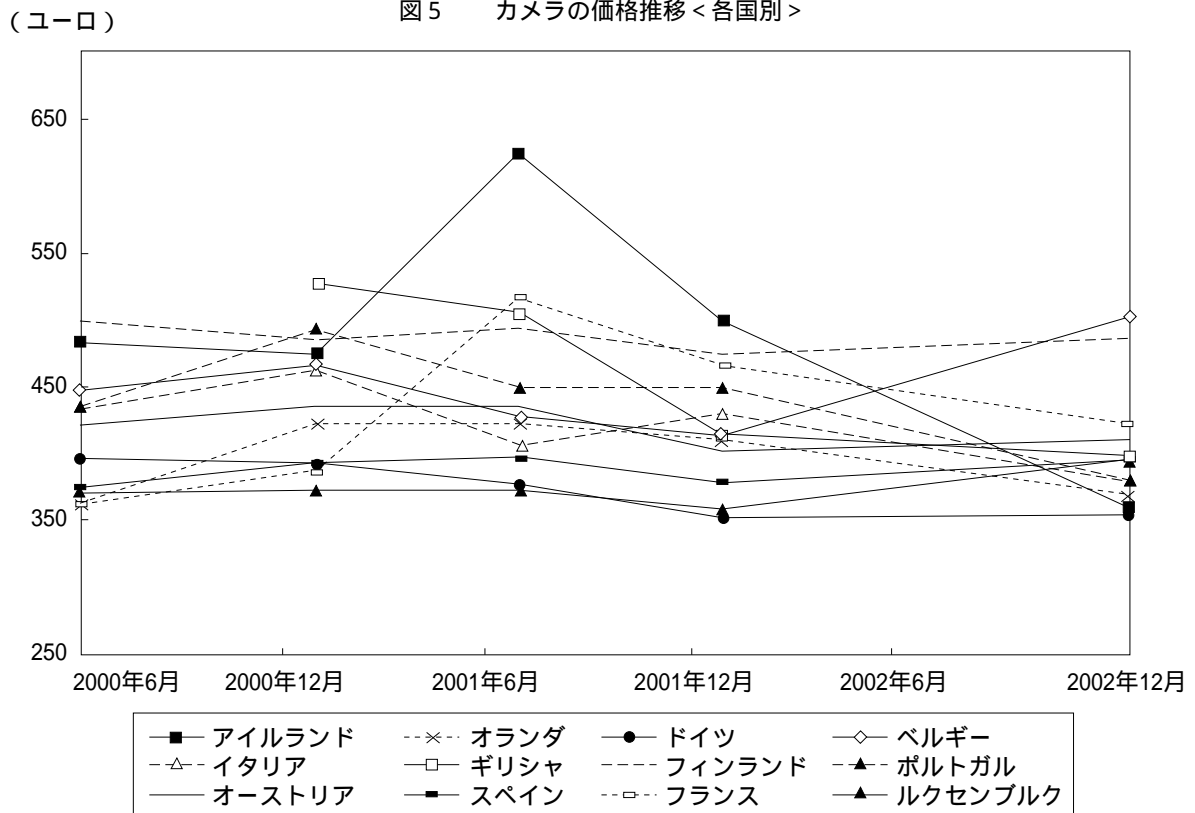


図5 カメラの価格推移<各国別>



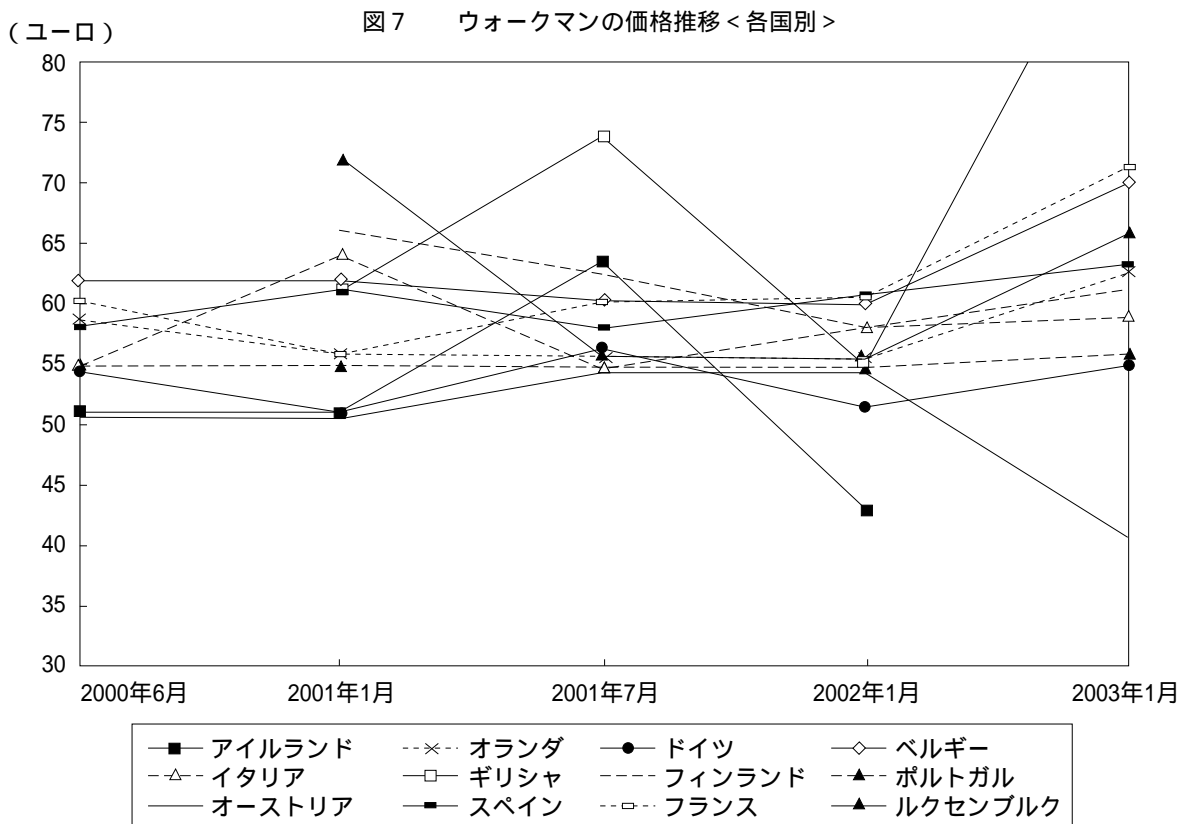
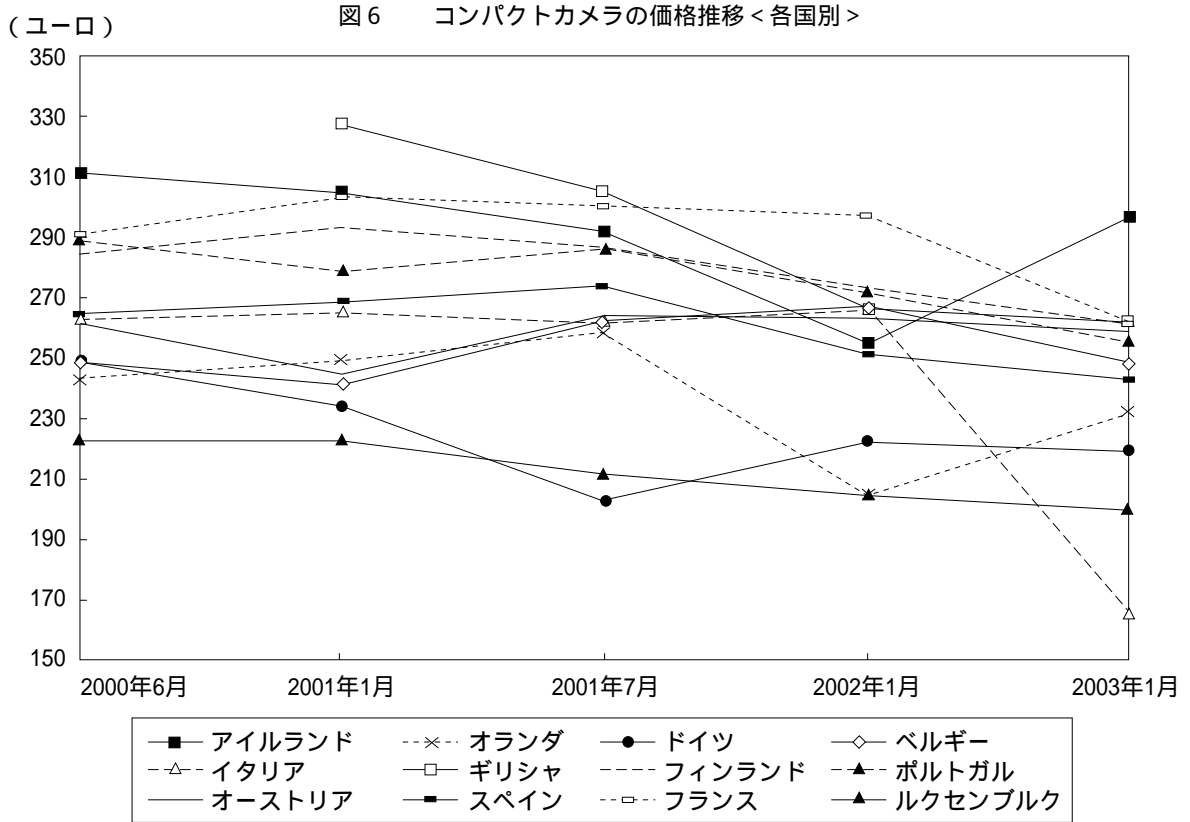


図8 ガソリンの価格推移<各国別>

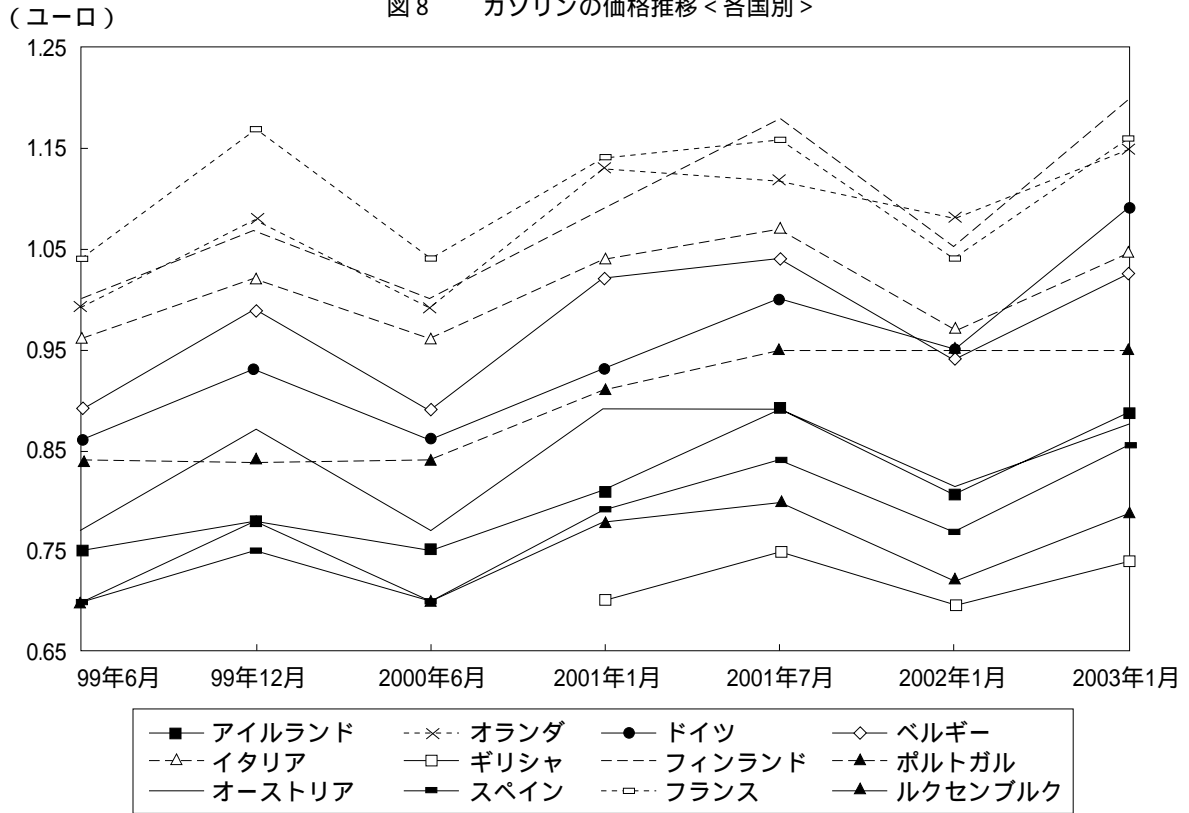
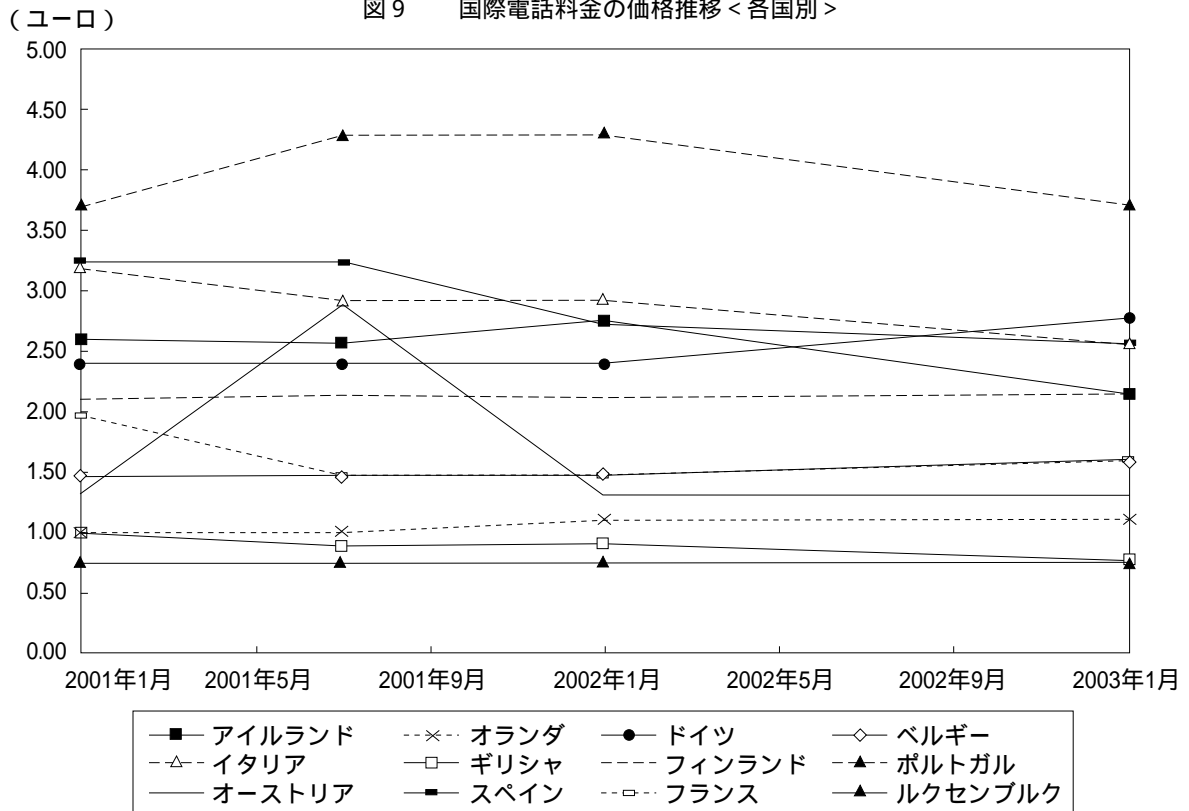


図9 国際電話料金の価格推移<各国別>



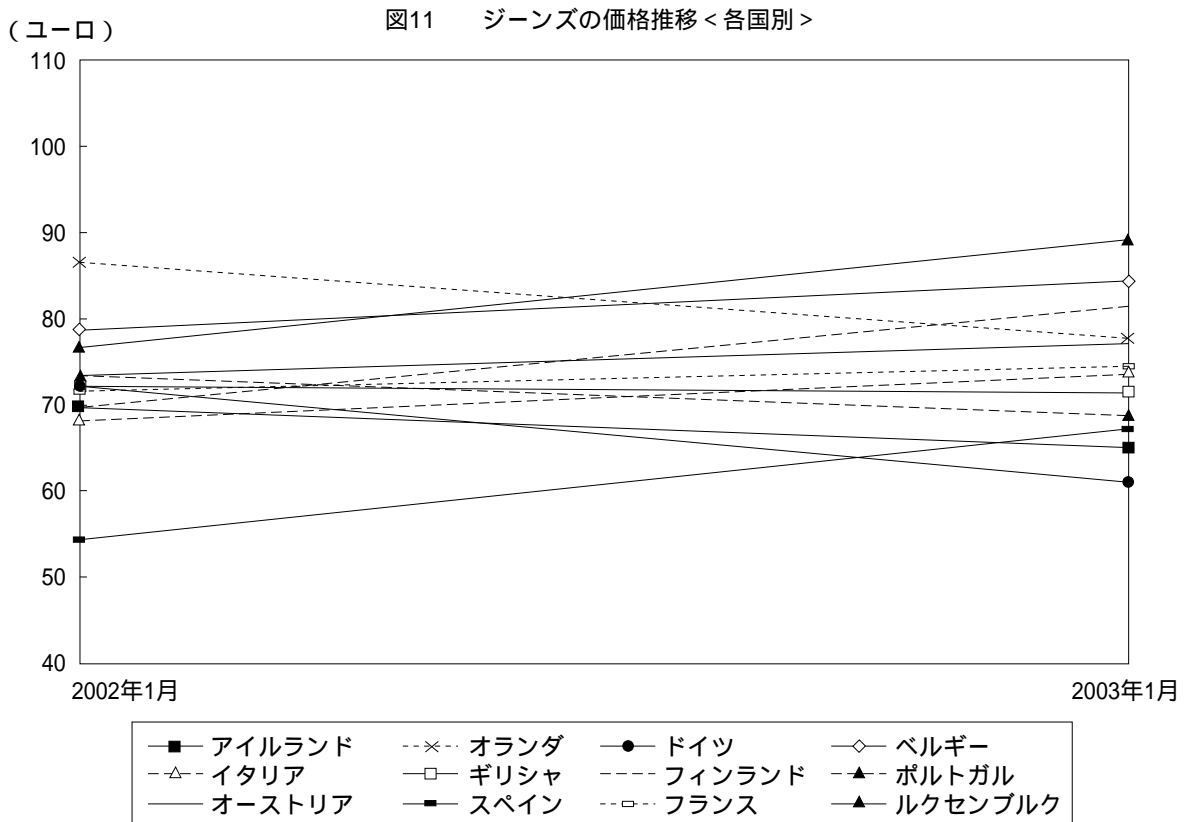
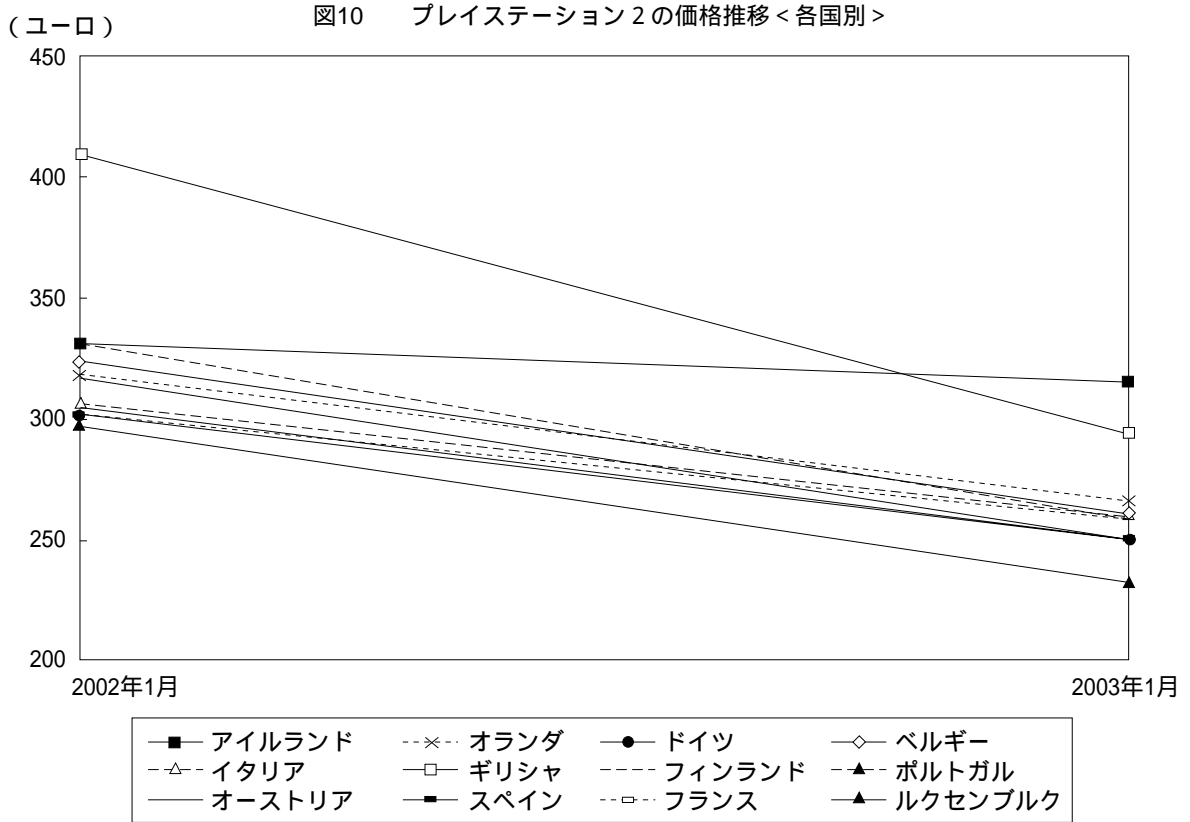


図12 トマトケチャップの価格推移<各国別>

(ユーロ)

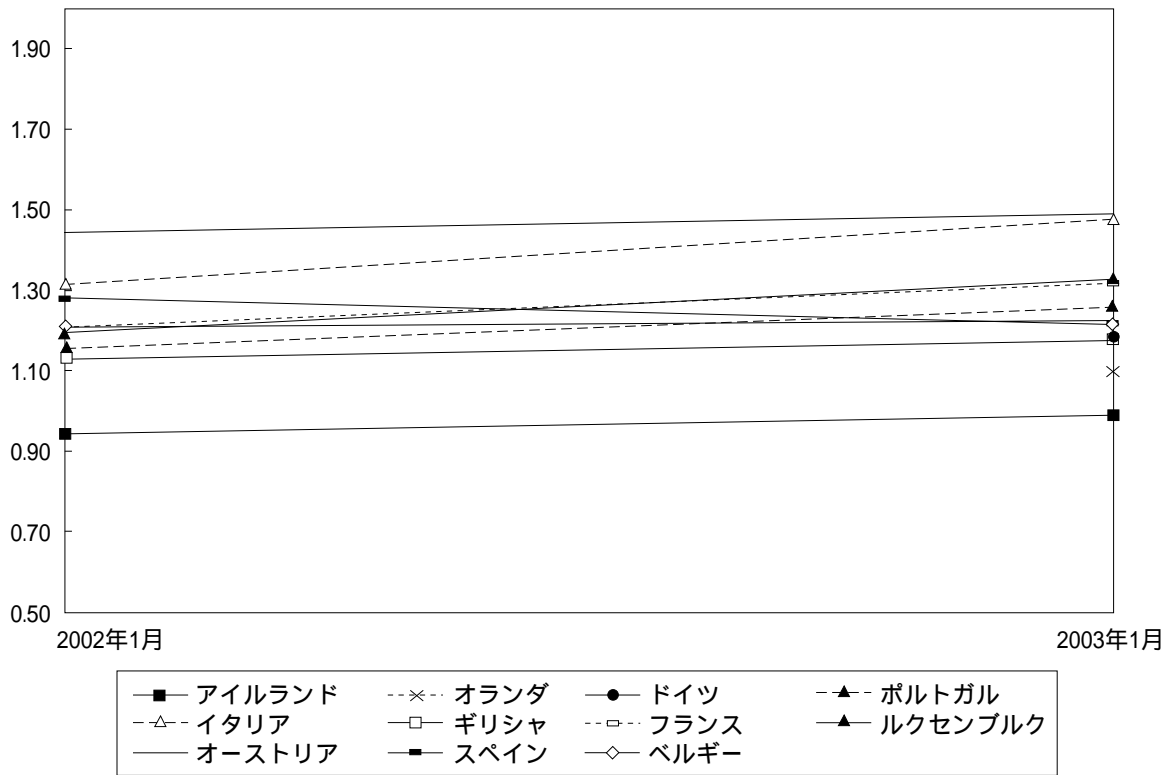


図13 アイスクリームの価格推移<各国別>

(ユーロ)

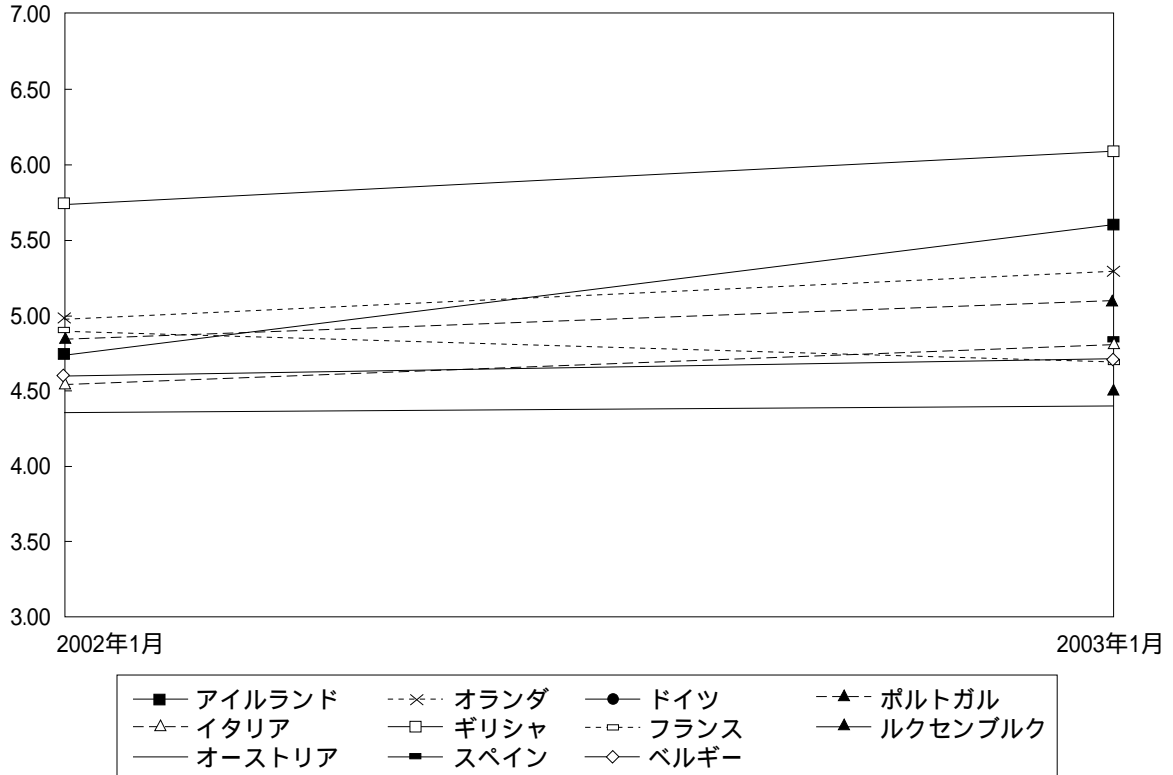


表2 第9回ユーロ価格調査結果(2003年1月12~17日実施) <全品目・全対象国>

	ハンパ - ガ -			コココーラ			フィルム			カメラ		
	価格	指数	偏差 ^{*1} の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	2.75	99.88	0.015	0.58	114.85	220.567	5.83	141.94	1758.585	358.65	89.09	119.029
イタリア	2.50	90.80	84.658	0.40	79.21	432.311	3.97	96.65	11.206	376.23	93.46	42.812
オーストリア	2.50	90.80	84.658	0.43	85.15	220.567	3.38	82.29	313.697	409.01	101.60	2.559
オランダ	2.60	94.43	31.014	0.44	87.13	165.670	4.05	98.60	1.960	368.09	91.43	73.361
ギリシャ	2.30	83.54	271.093	0.41	81.19	353.887	4.10	99.82	0.033	396.33	98.45	2.403
スペイン	2.70	98.06	3.752	0.38	75.25	612.685	3.67	89.35	113.449	392.87	97.59	5.806
ドイツ	2.65	96.25	14.085	0.31	61.39	1491.030	3.37	82.05	322.381	353.17	87.73	150.605
フィンランド	3.30	119.85	394.210	1.12	221.78	14830.899	4.43	107.85	61.646	484.33	120.31	412.470
フランス	3.00	108.96	80.261	0.65	128.71	824.429	5.17	125.87	669.118	420.61	104.48	20.080
ベルギー	3.00	108.96	80.261	0.50	99.01	0.980	3.70	90.08	98.424	500.50	124.33	591.756
ポルトガル	2.45	88.98	121.373	0.43	85.15	220.567	3.50	85.21	218.745	378.73	94.08	35.071
ルクセンブルク	3.29	119.49	379.920	0.41	81.19	353.887	4.12	100.30	0.093	392.33	97.46	6.471
平均(分散 ^{*2})	2.75	100.00	128.775	0.51	100.00	1643.956	4.11	100.00	297.445	402.57	100.00	121.868
標準偏差 ^{*3}			11.348			40.546			17.247			11.039
英国(参考値)	3.02			0.62			6.57			530.86		

	コンパクトカメラ			カラーテレビ			ウォークマン			ガソリン		
	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	296.00	122.61	511.060	271.32	80.36	385.910	-	-	-	0.89	90.47	90.835
イタリア	165.00	68.34	1002.044	388.50	115.06	226.803	59.00	92.58	55.026	1.05	106.85	46.981
オーストリア	258.41	107.04	49.511	299.00	88.55	131.028	40.67	63.82	1309.077	0.88	89.42	111.956
オランダ	231.26	95.79	17.719	356.30	105.52	30.509	62.63	98.28	2.965	1.15	117.25	297.708
ギリシャ	261.66	108.38	70.268	297.33	88.06	142.596	96.00	150.64	2564.606	0.74	75.45	602.676
スペイン	242.30	100.36	0.132	385.67	114.22	202.260	63.33	99.38	0.389	0.86	87.18	164.456
ドイツ	219.00	90.71	86.261	284.00	84.11	252.468	54.95	86.23	189.701	1.09	111.14	124.024
フィンランド	260.77	108.01	64.224	339.00	100.40	0.160	61.30	96.19	14.507	1.20	122.25	495.074
フランス	261.00	108.11	65.760	449.25	133.05	1092.433	71.35	111.96	143.077	1.16	118.27	333.932
ベルギー	247.67	102.59	6.697	359.93	106.60	43.541	70.17	110.11	102.209	1.03	104.51	20.333
ポルトガル	255.00	105.62	31.629	298.83	88.50	132.184	55.75	87.48	156.696	0.95	96.86	9.846
ルクセンブルク	199.00	82.43	308.771	322.67	95.56	19.683	65.85	103.33	11.095	0.79	80.34	386.334
平均(分散)	241.42	100.00	184.506	337.65	100.00	221.631	63.73	100.00	379.112	0.98	100.00	223.680
標準偏差			13.583			14.887			19.471			14.956
英国(参考値)	257.77			288.14			56.48			1.15		

	国際電話料金			プレイステーション2			ジーンズ			トマトケチャップ		
	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	2.13	111.91	141.823	313.64	119.89	395.517	64.98	87.58	154.231	0.99	79.03	439.843
イタリア	2.55	133.98	1154.333	258.27	98.72	1.632	73.50	99.06	0.875	1.48	118.14	329.141
オーストリア	1.29	67.78	1038.397	249.00	95.18	23.240	76.97	103.74	13.997	1.49	118.94	358.742
オランダ	1.09	57.27	1826.028	265.00	101.30	1.677	77.62	104.62	21.320	1.10	87.81	148.635
ギリシャ	0.75	39.40	3671.808	292.67	111.87	140.943	71.33	96.14	14.902	1.18	94.19	33.704
スペイン	2.55	133.98	1154.333	250.83	95.88	16.985	67.00	90.30	94.020	1.22	97.39	6.825
ドイツ	2.75	144.48	1978.770	249.00	95.18	23.240	61.16	82.43	308.622	1.19	94.99	25.073
フィンランド	2.13	111.91	141.823	259.00	99.00	0.997	81.30	109.58	91.726	-	-	-
フランス	1.58	83.01	288.583	259.00	99.00	0.997	74.50	100.41	0.170	1.32	105.37	28.838
ベルギー	1.57	82.49	306.710	259.63	99.24	0.574	84.17	113.45	180.784	1.22	97.39	6.825
ポルトガル	3.72	195.45	9110.051	251.30	96.06	15.536	68.67	92.55	55.436	1.26	100.58	0.337
ルクセンブルク	0.73	38.35	3800.258	232.00	88.68	128.118	89.13	120.13	405.247	1.33	106.17	38.049
平均(分散)	1.90	100.00	2051.076	261.61	100.00	62.455	74.19	100.00	111.778	1.25	100.00	128.728
標準偏差			45.289			7.903			10.572			11.346
英国(参考値)	3.06			256.14			80.90			0.88		

Report 3

	アイスクリーム		
	価格	指数	偏差の2乗
アイルランド	5.59	112.52	156.651
イタリア	4.79	96.41	12.863
オーストリア	4.39	88.36	135.436
オランダ	5.29	106.48	41.959
ギリシャ	6.08	122.38	500.810
スペイン	4.81	96.82	10.137
ドイツ	4.70	94.60	29.138
フィンランド	-	-	-
フランス	4.69	94.40	31.352
ベルギー	4.71	94.80	27.006
ポルトガル	5.09	102.45	6.012
ルクセンブルク	4.51	90.78	85.051
平均(分散)	4.97	100.00	94.219
標準偏差			9.707
英国(参考値)	5.52		

(注1) 英国の価格は標準偏差の算出には含まない

- *1 偏差：平均と各国価格の差
- *2 分散：各国の偏差の2乗の平均値
- *3 標準偏差：分散の平方根

(注2) 基本対象品目<詳細>

マクドナルド・ビッグマック(持ち帰りの場合)。

330cc、1本。

コダック・ゴールド(24枚撮り、ISO(ASA)100、1本)。アイルランド、フィンランドはASA200。ドイツはKodak Farbwelt 24/ASA100。

一眼レフ、キヤノン・EOS300、28-90mmズーム(レンズ)標準装備。ギリシャ、スペイン、フィンランド、ベルギー、ルクセンブルクはEOS300V。

キヤノン・IXUS、APSフィルム対応。アイルランド、オーストリア、スペイン、フィンランド、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、英国はIXUS。イタリアはIXUSZ50。

フィリップス21インチ、チューナー付き、ステレオ。イタリア、スペインはPT5507。オランダはPT4416。ドイツはPT4406。フィンランドはPT4426、PT1666、PT4437の平均。フランスは21PT5507。ベルギーはPT4426、PT4457、PT5407の平均価格。ルクセンブルクはPT4426、PT4457、PT5606の平均価格。英国ではフィリップ製のデジタルチューナー付21型は販売されていないため同類モデルで調査。

ソニーウォークマン・WM-EX501。オランダ、ギリシャ、スペイン、フィンランド、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、英国はWM-EX521。アイルランドは品切れのため除く。

シェル、レギュラー、無鉛、1リットル。

日本向け3分間、平日・日中の通常料金。

ソニープレイステーション2

Levis501、Mens

Heinz Tomato Ketchup 300ml。フィンランドは500mlが最少サイズのため除く。

Haagen Dazs、バニラ、500ml。オーストリアはバニラ以外の各種。フィンランドは同製品が販売されていないため除く。

EU拡大とユーロ

海外調査部欧州課

本レポートは、2002年10月25日にジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会において慶應義塾大学経済学部の嘉治佐保子教授にEU加盟候補国がユーロに参加する可能性と、安定・成長協定（Stability and Growth Pact）につき解説をお願いし、取りまとめたものである。

・EU加盟候補国がユーロに参加する可能性

新規加盟国は、EU加盟と同時に経済通貨同盟（EMU）に参加し、所定の基準を満たすと自動的にユーロに参加することとなる。逆に、ユーロに参加しない場合には加盟交渉時等に特段の申し出が必要となる。

1. 条約上の扱い

EU加盟国としては「オプトアウト」(opt-out: 申し出による適用免除)をしない限り、(1)ユーロを採用した加盟国、(2)適用除外を受けた加盟国の2つの可能性のみがある。そのうち、上記(2)は、共通通貨に参加するための基準を満たしていないため、欧州中央銀行制度（ESCB: European System of Central banks）内の権利と義務から除外さ

れている加盟国を指す（原文：Members States with a derogation under Article 122 of the EC Treaty）。

一方、加盟候補国には「opt-out」は与えられておらず、移行期間や特別措置は一切許されない。また、これまでのところ交渉が行われた候補国から移行期間や特別措置のリクエストもないことから、上記(1)か(2)の可能性しかない。

加盟候補国はEU加盟と同時にEMUに参加すると書かれている（原文：will participate in EMU from the date of their accession）。それは単一市場の「アキ(acquis、注)」の採用を前提として、ユーロは採用しなくとも、EUの一部となることを意味する。その中でも特に、「加盟交渉項目」第4章の資本の自由移動に関する「acquis」は、現加盟国と同様に採用されなければならない。

加盟と同時にユーロを採用できない理由として、「European Economy, Enlargement Paper」では、(1)加盟する前に財政状況の維持可能性について評価することが条約で義務付けられ、(2)ユーロを採用するためには、少なくとも2年間、為替相場メカニズム(ERM: Exchange Rate Mechanism)に参加する必要がある点が挙げられる。EU加盟前にERMに参加することは不可能であることから、EUに加盟しなければERMに入れず、ERMに入らなければユーロは採用できない。ERM参加の条件が満たされなければ、候補国がユーロ参加の必要条件を満たすかどうかを決定することはできないことを意味する。

EMUに関する「acquis」は(1)加盟以前に法律として適用されなければならないものと、(2)加盟後に満たせばよいものの2つに分類される。(1)の事項として、公的部門の直接金融を禁止、公的部門が金融機関に優先的アクセスを持つことの禁止、中央銀行の独立性の3点が挙げられ、それぞれ密接に関連している。

「公的部門の直接金融を禁止」

EUの機関や欧州中央銀行(ECB)、加盟国中銀が、直接に公的機関に信用を提供しない、政府から直接国債等を購入しないといった内容である。財政の規律を保ち、中銀の独立性確保がその規定理由。

「公的部門が金融機関に優先的アクセスを持つことを禁止」

その理由として、直接金融禁止(上記)の補完が挙げられる。公的機関へのファイナンスが民間より優先権が与えられるのは望ましくない。本事項を満たすことによって資本移動の自由が補強され、市場経済原理の歪みも防ぐことが可能となる。

「中央銀行の独立性」

加盟国中央銀行は、物価の安定を明示的目標として掲げなければならず、いかなる外部組織も中銀の決定に影響を与えてはいけない

といった内容を指す。

なお、上記(2)の「加盟後に満たすべきERMに関する「acquis」のうち、加盟後に満たせば良い点として、為替レート政策、経済政策、加盟国との経済政策・協調、安定・成長協定およびESCBの規定の遵守が挙げられている。

2. 加盟交渉における進捗状況

加盟交渉項目11章の「EMU」に関する加盟交渉は、すべての加盟候補国と交渉が終了し、いずれも暫定的に終了(provisionary closed)している。その終了時期はそれぞれ、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニアが99年後半、マルタ、ラトビア、スロバキア、リトアニアが2000年後半と2001年前半、ブルガリアは2002年3月、ルーマニアは2002年5月である。

3. 通貨体制：(別添 参照)

新規加盟国の通貨体制に関しては、別添に注釈とともにとりまとめている。

4. 経済状況

(1)「マクロ経済変数」(別添 参照)

2004年5月に加盟予定の新規加盟10ヶ国及びトルコ、ルーマニア、ブルガリアの主要経済指標で特筆すべきは、まずポーランドの人口の多さである。その他、新規加盟10ヶ国をみると、チェコ、ハンガリーを除いて人口の少ない国がほとんどである。また、一人あたりGDPにも特徴があり、キプロスやスロベニア、マルタが目を引く。チェコ、ハンガリー、スロバキアの一人あたりGDPが高いのは順当であるが、2004年5月からの新規加盟とならなかった3カ国であるブルガリア、トルコ、ルーマニアは最下位に位置している点が指摘できる。また、EU平均に対する一人あたりGDPの割合は、各新規加盟国の数値は軒並み低い。

さらに、農業が総付加価値に占める割合や農業従事者が全労働者に占める割合も特徴的である。かつてポーランドでは3割程度が農業従事者と言われていたが、本表では19.2%となっている。また新規加盟、10カ国の中では農業従事者の割合が20%を超えている所はない。

インフレ率が高いのは、新規加盟国の中、スロバキア、スロベニア、ハンガリーである。逆にインフレ率が低いのはリトアニア、キプロス、マルタ、ラトビア等である。

失業率は、統計が正確であることを前提に考察すると、現EU加盟国よりもパフォーマンスが良い新規加盟国が多々ある。例えばキプロスの4%、ハンガリー、スロベニアの5.7%といった失業率が低い。

対GDP比一般政府支出に関しては、現加盟国よりも優良な数値も散見される一方、マルタは日本並みに大きい。なお、非新規加盟国候補、トルコの一般財政支出は大きい。

貿易収支では、EUに対する輸出入が全輸出入に占める割合が大きい点が特徴である。輸出入ともEUの占める割合が40%を切る国はない。これだけ相互依存関係が強ければ、他の理由や経緯があるにせよ、新規加盟国が通貨価値を安定させ、EU加盟を希望する点も理解できる。また、外国直接投資のGDP比率を見ると、例えばチェコ、エストニアの数値が高い点が注意を引く。

(2) ユーロ参加に関する「acquis」の達成状況：(別添 参照)

別添 は、欧州委員会が2002年10月に発表した「Regular Reports for each Candidate Countries」から新規加盟10カ国のユーロ参加に関する「acquis」の達成状況を抽出したものの。特に、第4章の資本移動に関する自由化と、第11章のEUに関する部分を取り上げて要約した。

その中で、ハンガリーの項目で記載されて

いる兌換性がある(コンバーティブル)とは、誰が、いつ、いかなる理由であっても、ハンガリー通貨を制限なく交換できる、との意味である。なお、兌換性には「経常取引に関する兌換性」と「資本取引に関する兌換性」の2種類がある。日本を含め、通常は経常取引に関する兌換性を最初に取得し、その後、資本取引に関する兌換性を取得する国が多い。よって、財やサービス購入のためにその国の通貨と外貨を交換することは可能だが、財やサービス取引を伴わず、投資のみが理由の場合には交換ができない場合は「経常取引に関する兌換性」のみあり、「資本取引に関する兌換性」はないと言える。

本レポートで使用されている「almost」や「largely」といった用語は、レポート作成時に統一された上で記載されているかは未確認である。よって、単純に横並びで厳密に比較ができない可能性がある。なお、本稿では、「almost」と「largely」をそれぞれ、「ほぼ」と「おおむね」と訳している。新規加盟10カ国を比較すると、加盟候補国も現加盟国同様、比較的所得が高い大国の取り組みは遅々としており、一般的に小国はEU加盟に向け自由化や中央銀行に関する法律整備に不断の努力をしている点が特徴として指摘される。

・安定・成長協定(Stability and Growth Pact)

1. 協定の内容

97年6月のアムステルダム欧州理事会で合意した。マーストリヒト条約で定められた過剰財政赤字是正手続き(第104c条)の実質的な適用を図るために制定された理事会規則は3つの規則から成り立っている。

(1) 第1の規則(全加盟国に適用)：中期的に財政均衡ないし黒字を達成するという目標を設定し、いかなる逸脱であれ早期に発見し、是正するという早期警戒システムを規定。欧州委員会は年に2回(3月1日お

よび9月1日までに、加盟国が提出するデータに基づいて各国の財政状況を評価する。第三段階参加国には「安定プログラム」、非参加国には「収斂プログラム」の提出をそれぞれ毎年義務付けている。

- (2) 第2の規則：過剰な財政赤字を解消できない加盟国に対する制裁措置のスケジュールとその詳細を記載。制裁措置はユーロ参加国のみ適用され、赤字が収斂基準の3%を超えた度合いに応じてGDPの0.2%から0.5%までの制裁措置が科される。年率2%以上のマイナス成長は深刻な景気後退とし、基準値の超過を例外的とみなす。2%未満の減少でも弁明の権利はあるが、減少率が0.75%より小さい（ゼロに近い）時にはこの権利も行使できない。当初は無利子の預託金という形をとり、2年たっても状況が是正されない場合には罰金に切り替えられる。

毎年提出される安定プログラムに示された数字を元に、欧州委が過剰財政赤字の危険を報告すると、理事会は、過剰財政赤字が存在するか否かを3ヵ月以内に決定し、決定と同時に4ヵ月の期限を付して是正措置を取るよう勧告する。4ヵ月経過しても有効な是正措置が取られない場合には、ただちにこれを公表し、さらに1ヵ月以内に警告を与え、それでも対象国が行動をおこさなければ、おそくともその2ヵ月後までに欧州共同体条約第104c条第11項の制裁措置を発動する。つまり、過剰赤字の疑いありとする欧州委員会の報告から、遅くとも10ヵ月以内に制裁措置まで辿り着くことになる。また、この協定を定めた当初は、このような深刻な状況が現実が発生すると想定されていなかった。

2. 「協定は事実上死んだ」のか？

2002年6月のセブリアEU首脳会議では、すべての加盟国（15カ国）が遅くとも2004年までに国家予算を均衡させるというコミット

メントにサインした（但し条件つき）。9月には委員会がこの期限を2006年に延ばすと発表すると同時に、景気変動に依存しない構造的支出を毎年削減することにコミットするよう提言した。国家財政に関する各国状況等は以下のとおり。

(1) ポルトガル

2001年の財政赤字GDP比が4.1%だったが、社会党から中道右派の政党への政権交代で明らかにされた。2002年10月16日に欧州委が正式に過剰財政赤字は正手続き（excessive deficit procedure）を始動。

(2) フランス

10月8日のユーロ圏財務相会議で、仏のメール財務相は財政赤字を削減するというコミットメントを守らないと次のとおり宣言した。「フランスは、軍事支出を増やすといった優先事項が他にあると決定した。ほかの国はこのような決定を下してはいないが、我々はまだ予算に関する政策や政治的決定は、国家に主権がある欧州に住んでいる。」We have decided there were other priorities in France - for instance increasing military spending. Other countries have not taken this kind of decision, but we are still in a Europe where budgetary policy and political decisions are still under national control." 具体的には、フランスは2003年の財政支出を0.5%カットすることを他の財務相から要求されたが、これを拒否。その結果、他の11カ国から非難され、委員会から2003年予算を変更するように要求される可能性が決まった。

(3) ドイツ

10月14日：アイヒェル財務相が2003年度予算の赤字を埋めるために140億ユーロ分の増税と支出削減を発表。経済成長率の予想が2.5%から1.5%に下方修正されたことも影響。

10月16日：同相が2002年度財政赤字はGDP比3%以下にとどまることができないと思う、とテレビで発言。

(下記、1月8日、21日部分はジェットロ欧州課が別途追記)

2003年1月8日：欧州委は、2002年のドイツの財政赤字がユーロ圏の財政規律が定める上限を突破したと正式に認定し、赤字は正手続きの発動をEU財務相理事会に勧告。

同年1月21日：EU財務相理事会は、独仏両国に対し財政赤字の削減を求める文書を採用。

(4) イタリア

9月19日：トレモンティ財務相が議会で2002年度の赤字GDP比は2%未満になると発言。これは9月上旬に欧州委に届けた1.1%より高い数字。9月30日：2003年度予算が議会通過。55億ユーロの所得減税(低所得層むけ)、20億ユーロの企業減税。これを相殺するための赤字削減額は200億ユーロ、そのうち80億ユーロが支出削減、80億ユーロが脱税者の支払う罰金、40億ユーロが不動産証券化からくる。これにより2003年度財政赤字GDP比は1.5%に減る(2002年度は2.1%、2001年度は2.2%)が、2004年度に財政均衡は事実上無理ということが明らかである。2003年度成長率を2.3%と仮定の上、算出されているが、実際の成長率は低調が予想される。

(5) その他、欧州委員会関係者による発言

10月15日：パスカル・ラミー通商担当委員「機会があれば、協定はもっとインテリジェントで荒っぽくないものに変えなければいけない。既に10年経過しており、改革が必要である。」と発言。” We have to, when the opportune moment arises, replace it (the pact) with something more intelligent, less rough. The pact is 10 years old and has to be modernized.”

10月17日：プロディ欧州委委員長「安定協定は馬鹿げている、すべての硬直的な決定同様に馬鹿げている。」と発言。“ I know very well that the stability pact is stupid, like all decisions which are rigid.” 「馬鹿げている」との文言が一人歩きしたが、同委員長は出身国であるイタリア方式で議論をかきたてているとの報道が一部あった。また、「人々が陰で言っていることを公に言っているだけで、はっきりと問題がどこにあるかを前面に出し、変えるべきものは変えていかなければならないというスタンスである」と発言。

なお、予想財政赤字GDP比は、オーストリアが0.1%、ベルギーが0.2%、スペインが0.2%、イタリアが2%未満、フランスが2.6%、ポルトガルが2.8%、ドイツは3%を超える。その他の加盟国は黒字ないし均衡が予想されている。一方、ユーロ圏の経済成長率を見ると、欧州委の予測では2002年全体で1%未満、2002年後半では0.2~0.5%、2003年では2%未満とされている。過去、経済成長率は99年度2.6%、2000年度3.4%と好況にあったのが、2001年では1.5%に下がり、2002年はさらに低成長と考えられている。

・まとめ

中央銀行関係者を中心に、財政赤字をGDP比3%以内とする安定・成長協定は変更されるべきではないと主張されている。協定の明確な基準は一般のEU市民にとり、財政が健全か否かを理解しやすく、ユーロの信用を維持するため象徴的に重要だと考えられている。さらに協定は各国が署名したものであり拘束力が強い。また、「不況のときに財政支出を増やすべき」との発言に対し、99年や2000年といった好況時に、無駄な支出を行わず財政均衡を目指していれば、問題は発生しなかったはずだ、との欧州中央銀行を中心とした中央銀行側の反論もある。

その一方、経済学者を中心に構造的支出と

Report 4

景気変動に伴う支出の分離や、単に単年度の収支差ではなく、支出や収入の内容が問われない点に問題があるとの指摘もある。また、景気後退時に財政出動ができないのは問題であると意見が出されている。併せて、財政出動を選挙公約に掲げた政治家、欧州委の上層部を中心に安定・成長協定の規定の見直し論がおきている。

「安定・成長協定は事実上死んだ」と言われつつある理由は、好況時に財政引締めを行わなかったために現在、財政赤字が膨らんでいるとの中央銀行側の反論にもかかわらず、欧州委関係者から、上記のような発言が飛び

出しているためである。

パスカル・ラミー通商担当委員の「協定が作られた10年前と経済状況は変化し、ユーロも導入されたため、見直しが必要である」との議論やGDP比3%以内の財政赤字といった基準を順守するあまり、マクロ経済が破綻をきたしては無意味との意見もあるが、今日の金融市場に混乱をきたさず、協定やその規定内容の変更を行うことは困難と言える。

(まとめ：堀 元子)

(注) 欧州共同体の基本条約に基づく権利と義務の総体

< 参考文献 >

The Economist September 14th 2002, After the Chaos, A survey of finance in Central Europe

EBRD (1999) Transition Report

EBRD (2002) Transition Report update, May

European Commission (2002a), European Economy, Enlargement Papers, January

European Commission (2002b),

Enlargement Negotiation, Chapters,

Chapter 11 --- Economic and Monetary Union, <http://europa.eu.int>

European Commission (2002c), Regular reports for each candidate country, October

European Commission (2002d), Towards the Enlarged Union, Strategy Paper and

Report of the European Commission on the progress towards accession by each of the candidate countries

Financial Times, various issues

後藤健二 (2001) 「欧州通貨統合は何を克服したのか」大蔵財務協会

.....

別添

	国名	通貨体制	注 釈
1	ブルガリア	currency board with euro	ユーロに対するブルガリア通貨価値を固定。変動幅はなし。香港ドルの米ドル固定相場と同様のシステム。
2	チェコ	managed float	変動相場制を採用しつつ、介入を続け、大きな為替変動を避ける。
3	キプロス	peg to euro with wide band and soft inner band	ユーロに対してペグ。許容される上下変動幅がある。
4	エストニア	currency board with euro	ユーロに通貨をペグ。
5	ハンガリー	crawling peg	ユーロに対する公的レート（中心レート）を設定しつつ、必要に応じてそのレートをシフトさせる。
6	ラトビア	peg to Special Drawing Rights (SDR)	SDR（＝特別引出権）。IMFにおいて存在する英・独・仏・日・米通貨のバスケット通貨で、紙の上でしか存在していない計算単位。
7	リトアニア	currency board with euro	2002年2月以降、ユーロにペグ。（ジェット口調べ）
8	マルタ	currency board with trade-weighted basket	ある種のバスケット通貨に対するカレンシーボード。
9	ポーランド	float	完全変動相場制。
10	ルーマニア	Managed float with dollar as main reference	主にドルに対して通貨価値を安定を狙う管理フロート制。基本的にはフロートだが、大きな変動を避けて介入を続ける制度。
11	スロバキア	Managed float with euro as main reference	主にユーロに対して通貨価値を安定を狙う管理フロート制。
12	スロベニア	Managed float with euro as main reference	主にユーロに対して通貨価値を安定を狙う管理フロート制。
13	トルコ	float	完全変動相場制。

（注）英語名称のアルファベット順で表記。

出所：Regular Reports for Each Candidate Country, October 2002

CANDIDATE COUNTRIES MAIN STATISTICAL INDICATORS (2001)

	Area	Population	Density	GDP in PPS (Purchasing Power Standards) (1)(2)			GDP % Change	Agriculture	
	1000 km ²	Million inhabitants	Inhabitants /km ²	Billion €	GDP per capita €	GDP per capita % of EU average	%	% gross added value	% employment
Bulgaria	111	7.9	71	51.5	6,500	28	4.0	13.8	26.7
Cyprus	9	0.8	82	14.1	18,500	80	4.0	3.9	4.9
Czech Rep.	79	10.2	130	136.0	13,300	57	3.3	4.2	4.6
Estonia	45	1.4	30	13.4	9,800	42	5.0	5.8	7.1
Hungary	93	10.2	110	121.3	11,900	51	3.8	4.3(4)	6.1
Latvia	65	2.4	36	18.1	7,700	33	7.7	4.7	15.1
Lithuania	65	3.5	53	30.3	8,700	38	5.9	7.0	16.5
Malta	0.3	0.4	1,250	4.6(3)	11,700(3)	55(3)	0.8	2.4	2.2
Poland	313	38.6	124	355.5	9,200	40	1.1	3.4	19.2
Romania	238	22.4	94	132.2	5,900	25	5.3	14.6	44.4
Slovakia	49	5.4	110	59.7	11,100	48	3.3	4.6	6.3
Slovenia	20	2.0	98	31.9	16,000	69	3.0	3.1	9.9
Turkey	775	68.6	89	356.8	5,200	22	7.4	12.1	35.4

Sources : Eurostat from national sources.

(1) The method for calculating GDP in P.P.S. has been adjusted since last year's reports.

Data are therefore not comparable.

(2) For the elaboration of GDP per capita, data related to global population are coming from national accounts, they may differ from demographic statistics.

(3) 1999

(4) 2000

CANDIDATE COUNTRIES MAIN STATISTICAL INDICATORS (2001)

	Inflation rate	Unemployment rate	General Government Budget	External Trade				Current Account	Foreign Direct Investment	
	Annual Average	% labour force(5)	Balance in % of GDP	Trade balance exports/imports in %	Exports to EU in % of total exports	Imports from EU in % total imports	Blance of EU with the countries (Mio €)	Blance in % of GDP	Stock in € per capita (1) (2)	Net inflow in % of GDP (2)
Bulgaria	7.4	19.9	1.7	76.3	54.8	49.4	380	6.0	272	5.1
Cyprus	2.0	4.0	3.0(4)	13.0	49.0	55.5	1,670	4.5	/	1.8
Czech Rep.	4.5	8.0	5.5	91.6	68.9	61.8	2,376	4.7	2,284	8.7
Estonia	5.6	12.4	0.4	77.0	69.4	56.5	19	6.1	2,084	9.7
Hungary	9.1	5.7	4.1	90.5	74.3	57.8	481	2.2	1,790(3)	4.7
Latvia	2.5	13.1	1.6	57.1	61.2	52.6	466	9.7	970	2.3
Lithuania	1.3	16.5	1.9	72.1	47.8	44.0	773	4.8	720	3.7
Malta	2.5	6.5	7.0	71.8	41.3	63.6	1,304	4.8	/	8.8
Poland	5.3	18.4	3.9	71.8	69.2	61.4	8,976	4.1	952	3.2
Romania	34.5	6.6	3.4	73.0	67.8	57.3	967	5.9	245	2.8(3)
Slovakia	10.8(3)	19.4	5.6	85.5	59.9	49.8	264	8.8	521	6.3
Slovenia	8.6	5.7	2.5	91.2	62.2	67.7	1,819	0.4	1,527	1.9
Turkey	57.6	8.5	28.7	75.8	51.6	44.6	67	2.3	/	2.2

Sources : Eurostat from national sources.

(1) Figures have been calculated using the population figures from National Accounts, which may differ from those used in demographic statistics.

(2) Blance of payments data.

(3) 2000

(4) Estimate

(5) Labour Force Survey Definition

.....

別添

ユーロ参加に関する「acquis」達成状況

< キプロス >

2002年7月、キプロス中央銀行法成立、中銀が直接政府に資金を提供することを禁止、中銀の独立性を保証。資本移動の自由化は進展が見られるが、継続して加盟前に完了させなければならない。非居住者による直接投資に関して、電力・旅行会社の分野で規制が残る。

< チェコ >

2002年3月、チェコ中央銀行法改正（5月発効）、中銀が直接政府に資金を提供することを禁止、中銀の独立性を保証。資本移動の自由化は、「acquis」に沿った自由化がほぼ（almost）完了。残る規制は、非居住者による不動産取得、航空会社への直接投資、機関投資家の資産選択における自由。

< エストニア >

エストニア中銀が直接政府に資金を提供することは既に禁止、中銀の独立性を保証するような法改正が未了。資本移動の自由化は、「acquis」にそった自由化がほぼ（almost）完了。残る規制は、非居住者による不動産取得、航空会社・証券業務への直接投資、海上を移動する船の所有に関する自由。

< ハンガリー >

中央銀行が直接政府に資金を提供することは既に禁止、2002年7月の法改正で中銀の独立性を保証。資本移動の自由化に必要な法的整備は僅かしか残っていない。2002年1月外為規制解除、通貨は完全にconvertible、直接投資に関する規制が残り、民営化に関する法律を改正し、特権を除くべし。EU加盟後5年間はsecondary residentsによる取得を制限しても良い、また農地の取得に関しては7年間制限しても良いというtransitional agreementを結んでいる、ただし少なくとも3年間継続してハンガリーに居住して農業を営んできたEU国籍所持者で、ハンガリーで独立農家になりたい者は例外。

< ラトビア >

中央銀行が直接政府に資金を提供することは2001年に禁止、2002年7月の法改正で中銀の独立性を保証する方向に動いている。資本移動の自由化は、「acquis」に沿った自由化がほぼ（almost）完了。残る規制は、証券業務を行なうもの国籍と言語、非居住者による不動産取得、機関投資家の資産選択における自由。

< リトアニア >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも進展なし。資本移動の自由化は、法律はおおむね（largely）「acquis」に沿ったものになっているが、マネーロンダリングの面での法整備は不十分。残る規制は、非居住者が農地を取得すること（憲法で制限）、農地でない土地の取得認可、銀行・ロタリー部門への直接投資、機関投資家の資産選択における自由。

< マルタ >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも2002年7月の法改正で進展をみた。
資本移動の自由化は満足に進展しているが、不動産取得と認可プロセスに関して「acquis」に沿った法改正が必要。

< ポーランド >

中央銀行が直接政府に資金を提供することは既に禁止、1997月の法改正で中銀の独立性はほぼ保証されたが、改正が必要（改正のプロセスはポーランドで金融政策の適切性に関する議論が行なわれていることで複雑化している、既に中銀の独立性と逆行するような法案が提出されている）
資本移動の自由化に関して全体としては「acquis」に沿ったものが多くなっているが、航空会社、放送、電気通信、賭博、法的サービスの分野で直接投資規制が残る。
現在、議会で審議中の新外為法は、短期資本移動に関する規制をほとんどなくす目的。
機関投資家の資産選択における自由は規制が残る。

< スロバキア >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも既に完了。
資本移動の自由化は、「acquis」に沿った自由化がほぼ（almost）完了。
残る規制は、非居住者による不動産取得。

< スロベニア >

中央銀行が直接政府に資金を提供すること、中銀の独立性、いずれの面でも2002年6月の法改正で保証。
資本移動の自由化は、「acquis」にそった自由化が完了にむかって進展している。
残る規制は、非居住者による不動産取得、機関投資家の資産選択における自由、直接投資（資産運用会社、賭博、資源開発、investigation services）。

欧州安全保障防衛政策 (ESDP)の展開とNATO

海外調査部欧州課

本レポートは、2002年12月19日にジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会において、防衛大学校人文社会科学群国際関係学科の広瀬佳一助教授に欧州安全保障防衛政策の展開とNATOの関係について解説をお願いし、取りまとめたものである。

1．欧州安全保障防衛政策（ESDP） 展開の背景

EUにおいては近年、ESDPが推進されており、2003年中に「緊急展開軍（RRF）」と呼ばれる欧州独自部隊が発足の運びとなっている。ESDPが打ち出されるようになった背景には、EU統合の深化と拡大がある。とりわけEU条約（マーストリヒト1992年、アムステルダム1997年）において第二の柱とされた共通外交安全保障政策（CFSP）の具体化としての側面がある。また英国の動向も重要で、英国はユーロ不参加によるEU内での地位の低下を、比較優位のある軍事・安全保障面での貢献により補おうとしている。

米欧関係の文脈でみると、ボスニア紛争とコソボ紛争の教訓が非常に大きい。ボスニアでもコソボでも平和強制行動として空爆が行

われたが、その際、英仏と米国との間の軍事能力ギャップが明らかになった。軍事費ではEU全体で対米比約5割以上の投資を行っているにもかかわらず、ボスニアやコソボでの空爆に際してのEU側の軍事的貢献は1～2割程度であった。そのため欧州としては危機管理・紛争対処のための軍事費の効率的投資の必要に迫られた。

同時にこのことは軍事的には、もし米国がいなかったら何もできなかったという教訓をも引き出した。冷戦後に自分たちで欧州を守るといっても、米国の支援なしにはボスニアやコソボのレベルの民族紛争対処も十分にできないという実態が浮かび上がったのである。したがって、米国がまったく利害関係のないような紛争に際しても、米国から一定の関心を引き出せるように、欧州側の自助努力を示す必要があった。特に英国は、米国が欧

州から撤退するのを懸念した。

このように欧州は冷戦後の欧州安全保障について、EU統合を安全保障分野に拡大したいとの狙い、軍事能力を向上させたいという目的、米国の関心を欧州につなぎとめておきたいという思惑とから、ESDP推進を図ったものと思われる。

2. これまでの経緯

欧州独自の防衛安全保障構想（ESDI）は1994年頃から出されていたが、これはNATOにおいては「欧州の柱」強化としてとらえられていた。したがってESDIの具体化に際してEUは、NATOとの意思統一をはかる必要があった。ここには、独自の軍事安全保障構想とはいえ、実際にはNATOの持っている能力・アセット（資産）の使用が欠かせないという事情もあった。

ESDIの具体化としてのESDPの任務は、1992年6月の西欧同盟（WEU）外相・国防相会議で採択されたペータースベルク宣言の内容が想定されていた。これはローエンドでは人道援助、平和維持などから、ハイエンドでは危機管理における軍事行動を含む任務までが入っていた。しかしこのハイエンドについてはあいまいな部分があり、どの程度の軍事行動なのか（例えばボスニア紛争における空爆のような平和強制作戦まで入るのか）については定かではなかった。

米国はこうした欧州の動きに対して、一定の警戒心を持ちつつも好意的態度をとった。一定の警戒心とはいうまでもなく、NATOの結束の乱れにつながるのではないかというものであった。他方、冷戦期からの欧州に対するバードン・シェアリング（防衛責任を各国で分担）要求の観点からすると、ESDPは歓迎すべきものであった。特に1990年代になって、軍事的オペレーションのハイテク化が進むと、軍事行動にはますます経済コストがかかるようになったので、米国はESDP推進に

より欧州がそうしたコストを従来以上に負担することを期待したのである。そこで1996年のベルリンNATO首脳会議では、あくまで「分離可能だが（NATOと）一体のもの（separable but not separate）」との条件付きで、ESDIの動きを歓迎することが表明された。

こうした流れに波紋を巻き起こしたのが、フランス北西部のサンマロで開催された英仏首脳会議（1998年12月）であった。この会議の宣言において、仏シラク大統領と英ブレア首相は、欧州共通の防衛政策推進を強く訴えた上で、「EUは独自行動のための能力を有すべき（the Union must have capacity for autonomous action）」との文言を織り込んだ。ここにはベルリンのNATO首脳会議で合意された「分離可能だが一体のもの」あるいは「NATOの枠内で」という表現は見当たらなかった。

この唐突に出された宣言に米国は強く反発した。サンマロ直後の1998年12月にブリュッセルで開催された北大西洋理事会（外相級）で、オルブライト國務長官はESDIが避けるべき「三つのD」を掲げた。

一つ目は「分離（De-linking）」である。これは「NATOの枠内で」の強調であるが、具体的に軍事計画、作戦立案、指揮命令はNATOに一本化することを求めている。別系統になることで、米欧関係にくさびが打ち込まれることを懸念したのである。二つ目が「差別（Discriminating）」である。これは特に非EU欧州NATO加盟国（トルコ、アイスランド、ノルウェー、ポーランド、チェコ、ハンガリー）がEUの独自行動から排除されないよう求めたものだが、とりわけトルコが重要である。トルコは、キプロス問題へEUが介入してくることを警戒していた。三つ目が「重複（Duplicating）」である。要するに、NATOの能力やアセットを使用することで無駄な軍事的投資をやめ、予算を効率的に運用

.....

し、欧州側が本来不足している軍事能力の向上を高めるよう求めたものである。米軍は情報ハイテクを中心とした「軍事革命(RMA)」を推進中であり、他方で、西欧は「平和の配当」として冷戦後、軍事費が軒並み減っていた(1990~1995年を見ると、トルコ以外はほとんど減額)。米国はこういう状況が続くと、NATO内において米軍と他の加盟国軍との間の相互運用能力(インターオペラビリティ)が著しく低下するとして警鐘を鳴らしたのである。

欧州側に対する軍事能力面での米国の不満は、1999年4月のNATOワシントン首脳会議において「防衛能力構想(DCI)」という形で出された。これはNATO加盟国が、同盟の軍事的効率性維持のために重点的に整備すべき項目をあげたもので、a. 機動力と展開能力、b. 継戦能力・後方支援能力、c. 効果的戦闘能力、d. 相互運用情報能力、e. 残存性とインフラ、の五つであった。

他方で米国は、こうした軍事能力改善への期待を前提にEUの独自行動について、「NATOとして関与しない場合に」という条件を付して、あらためて承認した。そのうえで、EUが独自行動をとる際のNATOとしての協力態勢のあり方について、以下の四つの原則を決めた。

- 1) EU主導作戦の計画立案のために、NATOの計画立案能力の提供を約束
- 2) EU主導作戦のために、事前に取り決めたNATOの能力やアセット使用を約束
- 3) EU主導作戦の際の指揮命令系統の明確化と、NATOの欧州連合軍副司令官(DSACEUR)の役割の検討
- 4) EU主導部隊の編成のためにNATO防衛計画システムを適合させること

これが「ベルリン・プラス」と呼ばれる取り決めである。これは、作戦立案(運用)、防衛計画(編成・調達)の一本化を求める米国と、独自行動の可能性を残そうとするEU

との妥協の産物であった。米国はEUが独自の作戦立案・防衛計画能力を持つという重複をやめさせ、同時に欧州人であるDSACEURを活用することで、作戦実施の際のNATOとの連携を図ったのである。他方EUは、「NATOが関与しない場合」のNATOの能力・アセット使用の確約を得たことで、独自行動の可能性が高まり、活動範囲の幅も広がったとみなした。これ以降、ESDPはその制度化、具体化に向けての取り組みに弾みがついた。

1999年12月にヘルシンキで開催されたEUの欧州理事会では、ESDPのペータースベルク任務を行うための「緊急展開軍(RRF)」創設が合意され、各国がRRFに提供できる戦力リスト(フォース・カタログ)の作成がはじまった。この際、欧州軍創設を意味するものではないことが強調されている。同時にESDPの具体化のため、「政治安全保障委員会(PSC)」、「欧州軍事委員会(EUMC)」、「欧州軍事参謀部(EUMS)」の設置が決まった。

ESDP制度化の議論がすすむなかで、2000年12月のニースにおけるEU欧州理事会ではEU主導作戦の計画立案・指揮命令について、

NATOの軍事能力・アセットを使用する場合は、作戦運用はNATO(SHAP)で実施するとしつつも、NATOの軍事能力・アセットを使用しない場合については、EU加盟国(主に英仏)の戦略司令部で実施する、との明確な定式化もなされた。

しかしESDPをめぐるEUとNATOの協議は、非EU欧州NATO加盟国の関与・参加の問題をめぐって、大きな暗礁にのりあげた。特にトルコがEU主導の動きに警戒感を募らせていた。トルコは、EUが自由にNATOの能力・アセットを利用してキプロス問題に介入してくるのを懸念しており、EU主導であってもNATOに優先権あるいは拒否権があることを強く主張して、NATOとEUの合意にストップをかけていた。NATOはコンセンサス方式による意思決定を行うため、最終的に

トルコが留保したままだと、ESDPの進展は不可能だった。

そもそもトルコとしては、ESDPの意思決定に関与できないことに不満を抱いていた。さらにNATOの能力・アセットを使用するか否かは、それ自体戦略的判断なので、EUが一方的に決定するのではなくNATOとの協議を行うべきであり、NATOの能力・アセットを使用しない場合でも、非EUのNATO加盟国も意思決定に関与できるべきだと主張していた。

この問題は2002年に入っても決着がつかず、またトルコでは同年秋に総選挙があり政権交代が起きたこともあって、話し合いは難航した。トルコ側では、この問題をEU加盟問題にからめる思惑もあって、進展をみせなかった。

非EU欧州NATO加盟国の関与・参加問題が最終的に決着したのは、2002年10月のブリュッセルでのEU欧州理事会と12月のコペンハーゲンでのEU理事会であった。

10月のブリュッセル欧州理事会では、議長総括の付属文書にESDPについての宣言が盛り込まれた。そのなかでEUは、まず「NATOの軍事的な危機管理作戦がEUおよびその加盟国に対して実施されないのと同じ意味で、ESDPがNATO加盟国に対して行使されることはない」との原則を示した上で、具体的に非EU欧州NATO加盟国との間で、平時から「15（EU加盟国）プラス6（非EU欧州NATO加盟国）」フォーラムを設け、安全保障問題についてPSCやEUMCでの意思決定の前に協議を行うことを約束し、またPSCやEUMCの協議にも、非EU欧州NATO加盟国がオブザーバーとして参加できることを認めた。

さらにEU主導作戦実施の際には、NATOの能力・アセットを使用しない場合でも、EUは紛争の初期段階から「15プラス6」フォーラムを通してEUの方針について非EU欧

州NATO加盟国と協議すること、かつ危機の勃発直前には、あらゆるレベルで協議を行うこととなった。そうすることで「非EU欧州NATO加盟国による安全保障上の関心や、危機に対するEUの対応についての見解が、軍事的オプションの決定前に欧州理事会の考慮の対象になる」と明言された。

EU側のこうした配慮と、12月のコペンハーゲンEU欧州理事会での、キプロスとマルタはEUに加盟した場合でもESDPへの部隊参加はしないという決定をうけて、最終的にトルコも留保を撤回した。この結果、2002年12月13日、NATOとEUは、ESDPをめぐる取り決めが基本的合意に達したとの宣言を発した。今後2003年3月までに正式合意が成立し、最初のEU主導作戦として、マケドニアに平和維持部隊が派遣され、NATO部隊と交替する見込みとなっている。

3. 今後の課題

(1) EUの軍事能力の実態

EUの独自部隊を考える際に留意すべき点が三点ある。第一に、RRFは新しい軍隊を創設するわけではないということだ。あくまですでに存在する各国の部隊をどう割り当てるのかという問題になる。第二に、この割り当ての際、欧州の多くの小国では、かなりの部分がNATOの割り当て部隊と重複するということだ。そもそも小国には、自衛のための部隊とNATOに差し出す部隊、さらにEUに差し出す部隊という余裕はない。しかしすでにみたように、EU主導作戦はその前提として、「NATOが関与しない場合」となっているので、これは障害にならない。第三に、EU独自部隊は基本的に国家間協力なので、実際に作戦に参加するかの最終的判断は各国政府に任されており、フォース・カタログに載せてあっても、実際に出すかどうかはケース・バイ・ケースだということである。

ではRRFはどの程度の戦力になるのか。

2001年末の軍事能力検討会議までにEU各国が提供を約束したフォース・カタログを用いて、2002年9月北大西洋理事会（国防相級）でラムズフェルト米国防長官提案の「NATO即応部隊（NRF）」との比較により、検討を加えてみたい（表参照）。

EUのRRFのNRFとの大きな違いは、その戦力規模である。NRFは陸軍1個旅団6,000人（海・空で合計2万1,000人）だが、RRFは陸軍だけで15旅団6万人、1年以上派遣できるということになっており、ローテーションを想定した予備兵力を入れると20万人規模（歩兵のほか機甲化部隊、工兵部隊、特殊部

隊、NBC防護部隊などさまざまな職種あり）となる。空軍については、NRFは1日に200ストライク・ソーティ（攻撃出撃回数）規模としているのに対して、RRFは400作戦機（偵察機4機、電子戦機、空中早期警戒管制機AWACSがそれぞれ2機ずつ、空中給油機は25機とされているが、そのほかにどのような作戦機が提供されるかは不明）、海軍は、NRFが8～15隻に対してRRFは100隻（空母4隻を含む）とされている。ちなみにRRFの陸軍の規模は、ボスニア紛争停戦後に派遣されたIFOR（平和執行部隊）やコソボ紛争停戦後のKFOR（安定化部隊）とほぼ同規模である。

表 NATOの即時対応部隊とEUの緊急展開軍の比較

	NATO即時対応部隊（NRF）	EUの緊急展開軍（RRF）
規模（総兵力） （陸軍） （空軍） （海軍）	21,000人（陸・海・空を含む） 1個旅団 1日200ストライク・ソーティ規模 8～15隻のフリゲート艦	陸60,000人＋空・海軍兵力 15個旅団＝軍団レベル 400作戦機 100隻
展開	5～30日以内、単独で30日間まで	60日以内、少なくとも1年間
任務	人道援助、平和維持、5条任務（初動局面）	人道援助、平和維持、平和創造（ペータースベルク任務） （ただしNATOが関与しない場合）
運用	NATO - SHAPE（CJTF）	NATO（SHAPE・DSACEUR・CJPS）NATOアセット・能力使用時 EU加盟国の戦略コマンド（NATOアセット・能力不使用時）
展開時期	2004年 部分的に展開可能 2006年 全部隊展開可能	2003年春 マケドニアへ展開 全部隊展開可能は2007年以降
その他		民軍協力（CIMIC）要員を含む 約5千人規模の警察部隊の追加も 非加盟国から以下の提供予定 トルコ 5,000 ノルウェー 1,200 チェコ 1,000 ハンガリー 450 ポーランド 1,000 スロヴァキア 350

Report 5

作戦立案、指揮命令系統は、NRFは当然 NATOで恐らくSHAPEの統合コマンドを使う。RRFは、NATO能力・アセットを使う場合にはNATO内のコマンド（責任者はDSACEUR）、NATO能力・アセットを使用しない場合は英仏いずれかの戦略コマンド使用が予定されている。

その他の特徴としては、RRFに民軍協力（CIMIC）の要素が入っており、これはNRFに対して比較優位を持っている。RRFは、ペータスベルグ任務の一部として、人道支援および平和維持を挙げているが、これらの任務に関しては軍事的側面だけでは不足で、行政機関の復旧、警察能力の再建などが必要となり、民軍協力は不可欠である。

このように比較してみると、NRFが強制行動の初動局面に使われる色彩が強いのに対して、RRFは、平和維持活動を中心としてペータスベルグ任務の全範囲をカバーすることが想定されているものと思われる。

しかしRRFには戦力的にいくつかの重大な問題がある。そもそもRRFのフォース・カタログは、参加各国の提供可能戦力リストに過ぎず、なんら参加国間でも、軍種（陸・海・空）間でも、一貫した防衛計画のもとでの調整が行われているわけではない。したがってRRFは、特定の戦力が重複していたり、逆に必要不可欠な戦力が不足しているというような問題がある。そのうち最も深刻な問題は、前述のDCIでも指摘されている「機動・展開能力」にかかわる問題であり、より具体的には戦略輸送力（輸送機・輸送艦）の不足である。

航空輸送力を担う輸送機は、おおきく戦略輸送機と戦術（戦域）輸送機との二つに分けられる。戦略輸送機は積載能力の大きい航空機で、大量の物資（主力戦車などの大型陸上兵器、対戦車ヘリコプター等）を短時間で輸送できる。ただし大型であるがゆえに離発着に要する距離が比較的に長いので、大型の空港にしか降りられない。一方、戦術輸送機は積

載能力が戦略輸送機のほぼ三分の一程度だが、戦略輸送機と比べて離発着に要する距離は短く、前線の小規模基地に直接輸送することが可能となる。

RRFにおいて戦略輸送機に該当するのは、フランス、英国の提供する約10機程度であり、それ以外は戦術輸送機および輸送ヘリコプターである。したがって早期に地上任務で主力戦車や装甲車を必要とした場合、RRFの「機動・展開能力」は高いとはいえない。作戦規模が大きくなればなるほど、そして派遣地域が遠方になればなるほど、NATOの能力・アセット使用が不可欠である。

一方、海上輸送艦も大別して強襲揚陸型と車両貨物輸送型の二つに分けることができる。強襲揚陸艦は、小型で1個大隊を上陸させる能力（主力戦車20～30両、その他の車両であれば100両以上輸送可能）を有しており、その他に医療施設なども備え、前線の部隊を支援するものである。RRFにおいてこれに該当するものは、オランダが提供するロッテルダム型の輸送艦など4隻にすぎない。それに対して車両貨物輸送艦は大型で大量に車両や物資を輸送できるもので、積載能力は強襲揚陸艦をはるかにしのぐ。湾岸戦争での米軍の高速輸送艦を例にとると、1隻で主力戦車80両以上、戦闘装甲車40両あまり、ヘリ10機、その他の支援車両数百両を輸送した。RRFには、この車両貨物輸送艦に関しては1隻も挙げられていない。言うまでもなく海上輸送能力については、紛争発生時に民間からチャーターするという方法もあるが、それのみでは「機動・展開能力」という観点から問題がある。

以上のようにRRFにおいては「機動・展開能力」の要となる戦略輸送能力の不足は明白で、NATOの能力・アセット使用が不可欠である。これは、NATOが関与しない場合でEU主導作戦が行われる地域として、例えば西アフリカなどを想定すると、ますます重要な課題となる。

.....

また、DCIにおいて指摘された「効果的戦闘能力」という観点からみると、平和強制行動の場合の航空作戦に不可欠な支援機も非常に少ない。そもそも現代の航空作戦では、空中給油機、電子戦機などの支援機の役割は非常に重要で、実際の作戦でも戦闘・攻撃機より支援機を多く必要とする。RRFでは、空中給油機はフランスが8機、英国が15機、電子戦機としてはフランスの2機があげられているが、これらの数はきわめて不十分である。例えばコソボ空爆の際、空中給油機は150機以上使用されており、電子戦機（空中早期警戒管制機AWACSやレーダー地上偵察機JSTARSなど）も25機使用されている。したがって作戦機400機とはいえ、近代的な航空作戦は不可能と思われる。

このようにRRFのフォース・カタログは具体的な作戦を想定した調整が行われておらず、現段階では、ボスニアやコソボにおけるような平和強制行動はもとより、平和維持活動でさえ、NATOの能力・アセット使用なしでは困難であることが浮かび上がってくる。これはNATOの統合軍事機構のもとでNRFが、危機管理や集団防衛任務の初動局面でも使用可能と計画されていることと好対照をなしている。

(2)「労働分業」の危険 同盟の変質

最後にESDP推進が今後の米欧関係にどのような意味を持つのか、NATOにどのような影響を与えるのか、を考えてみたい。EUがESDPを推進し、他方でNATOは拡大を続けている現状からみると、結局のところ米欧関係は、一種の「労働分業」化していくのではないかとの見通しが成り立つ。

この「労働分業」には二つの側面がある。一つは地理的な分業である。いま欧州が関心を持っているのはバルカンと西アフリカであり、米国が関心を有しているのは中東から中

央アジアである。もし両者がそれぞれの関心を容認するのであれば、米欧関係は安定するだろう。例えば米国が中東で軍事行動を起こす際に、独仏などがこれを具体的に支援するか、少なくとも支持を表明する、その見返りとして、英国やフランスが西アフリカでEU主導作戦を行う際に米国が支援をすれば、安定した分業になるだろう。

もう一つは機能的分業である。例えば欧州がESDPとしてペーターズベルグ任務のローエンドの人道支援や平和維持をもっぱら行い、米国が平和強制行動を行うというような分業になった場合である。もっともこうなると、NATOは存続するとしても、米国中心の同盟という性格を強めるだろう。その場合、米国はNATOに対して米国主導作戦への軍事的貢献を求めるのではなく、政治的レジティマシー（正統性）の付与を求めることになる。米国以外のNATO同盟国の軍事的貢献は、せいぜい支援・補完的なものとなる。

実際、史上初めてワシントン条約第5条（集団防衛を規定）発動を確認した2001年の「9.11米国テロ事件」に際してNATOは、米軍がアフガニスタンでの軍事作戦を行うために手薄になった米国本土に、AWACSを派遣して上空監視を実施した。また米軍の移動のための空港や港湾施設に警戒態勢を敷いた。こうしたことが米国以外のNATO加盟国としての貢献であった。

しかし機能的な分業体制が、NATOにおける米欧関係を強固なものにするかどうかは定かではない。同盟とは本来、共通の目標に向かって、リスク（危険）とバードン（負担）を共有するものである。しかし機能的な分業は加盟国間のリスクとバードンの不均衡をもたらす。そうした関係を安定的に維持するメリットはあるのだろうか、という疑問は当然出てくるだろう。

（まとめ：照井富也）

欧州諮問会議とEU拡大

海外調査部欧州課

本レポートは、2003年1月23日にジェトロ海外調査部が主催した研究会において、横浜国立大学大学院国際社会科学研究所の庄司克宏教授に欧州諮問会議とEU拡大についての解説をお願いし、取りまとめたものである。

なお、欧州諮問会議設立の背景、目的、構成等についてはユーロトレンド2002年9月号および2002年11月号をご参照下さい。

1. 進行するEU拡大

2003年はEU域内市場完成から10周年、ユーロの現金流通から1周年にあたり、EUの歩みにとって節目の年である。2002年12月にはアイルランドがニース条約を批准し、2003年2月1日には同条約が発効する。また、2002年12月には新たに10カ国の2004年EU加盟が合意され、さらに、2003年にはクロアチアの加盟申請も視野に入ってきている。EU拡大が進展を見せる中で、EUの将来の方向性を大きく決定する欧州諮問会議の動向は、マスコミからも大きな注目を集めている。

2. 欧州諮問会議の経過

欧州諮問会議（以下、諮問会議）のこれまでの経過および今後のスケジュールは以下の

とおりである。

2002年9～10月までに5つの作業部会（それぞれ補完性、EU法人格化、経済統治、基本権、国内議会を担当）が提出した報告書を受け、10月28日に「ジスカール・デスタン草案」（「欧州憲法制定条約」準備草案）が発表された。その後5つの作業部会（補充的権限、簡素化、司法内務、対外的行動、防衛）の報告書に加え、11月・12月には仏独共同案（安保・防衛、経済統治）、12月には欧州委員会案と欧州委員長のプロディ私案、2003年に入り1月には仏独共同案（機構改革）が発表された。

今後、1～4月の総会・幹事会の審議を経て、6月の総会で最終草案が採択され、6月20～21日のテサロニケ欧州理事会に提出されるスケジュールとなっている。早ければ、

.....

2003年12月までに政府間会議（IGC）による憲法条約採択もあり得るとされる。

3．ジスカール・デスタン草案の方向性

ジスカール・デスタン草案（以下、ジスカール草案）の全体構成（前文、第一部、第二部、第三部、最終編）では、第一部（基本的組織構造）が憲法的内容で、それ以外は第二部以降へ回されている。第二部ではEUの政策およびその実施について、第三部では一般規定などについて定める。同案は以下のような基本的方向性を持つ。

- ・憲法条約の制定、「三本柱構造」（三本柱：EC、外交・安全保障、警察・司法）の廃止
- ・憲法条約への基本権憲章の編入
- ・EUの単一の法人格を規定
- ・国内議会の関与の明文化（＝補完性原則の強化）：国内議会はEU立法議会を監視する。事前監視として、委員会は立法提案を欧州議会・理事会のほか、国内議会にも直接送る。国内議会はその提案について、補完性原則に照らした判断を欧州委に送ることができ、欧州委はそれを受けて内容を検討する。事後監視として、立法後に国内議会が立法内容に補完性原則に照らし問題があると判断した場合、欧州司法裁判所に提訴できる。

4．ジスカール草案の個別的な特徴点

ジスカール草案の個別的な特徴としては、以下の点などが挙げられる。

- ・EUの名称変更の可能性（「欧州連合」：委員会が支持、「欧州共同体」「欧州合衆国」）
- ・EUの「連邦（federal）」的性格への言及
- ・EUとしての法人格の明文化（国連の加盟可能）
- ・EU市民権および各国市民権の二重市民権の自由な行使
- ・憲法条約へのEU基本権憲章の編入

- ・EUに憲法条約で付与されていない権能は加盟国に存する原則、EU権限の類型化
- ・補完性および比例性原則の実効的監視、国内議会の役割（判例法で確立していたものを明文化）
- ・補完性および比例性原則の実効的監視
- ・欧州理事会議長と閣僚理事会議長の区別（欧州理事会議長のパーマネントポストを想定）
- ・「参加民主主義」（市民団体との接触を維持）
- ・欧州議会および（立法機能を果たしている場合における）理事会の立法審議の公開

5．諮問会議における主な争点

(1) 権限の画定方法

現行では、EUと加盟国それぞれの権限について規定が不明確である。ジスカール草案ではEUの権限を類型化（排他的、共有、補充的）し、範囲を明示している。作業部会（補充的権限）案では政策ごとに適用される権限の種類を簡潔に示す。委員会案では権限の類型化に反対し、EUの任務および政策目的を詳細に規定する（「主要政策」「側面的政策」「補充的行動」に区別）。

(2) 議長国制度の改革

現行では議長国は6カ月の輪番制になっている。ジスカール草案では欧州理事会議長と閣僚理事会（以下、理事会）議長を区別しているにとどまる。委員会案では欧州理事会は理事会の一つのフォーメーションにすぎず、個別の機関としては扱わない。また同議長に対し対外的代表としての任務を与えない。仏独共同案では、欧州理事会は5年または再任可能な2年半の任期でフルタイムの議長を特定多数決（QMV）で選出し、理事会議長は理事会ごとに別途定める。

(3) 対外代表ポスト

EUの対外代表ポストは、現行では共通外

交安全保障政策（CFSP）上級代表（理事会側）および対外関係欧州委員（欧州委員会側）である。ジスカール草案では、国際関係におけるEU代表、CFSP上級代表の役割・地位を規定するとどまる。作業部会案では、CFSP上級代表と対外関係欧州委員を融合させ、欧州対外代表を設置する。委員会案では、CFSP上級代表と対外関係欧州委員を融合させ、EU外務長官を設置する。仏独共同案では、CFSP上級代表と対外関係欧州委員を融合させ、欧州外務大臣を置き、欧州理事会議長が国際的首脳会議の場でEUを代表する。

（４）欧州委員会の任命手続き

現行（ニース条約）では、欧州理事会が委員長候補者を指名、欧州議会が承認する。委員会案では、逆に欧州議会が選出を行い、欧州理事会が承認する。また委員長との合意の上、欧州理事会がEU外務長官を任命する。仏独共同案でも、欧州議会が委員長を選出、欧州理事会が承認する。

（５） kongress（「欧州諸民会議」）の設置

ジスカール・デスタンの個人的発案。作業部会、仏独共同案はこれを支持。委員会案では、今回は新たな機関を作らないという原則を理由に反対している。

（６）立法・政策決定手続き

現行では、共同決定手続き、協力手続き、同意手続き、諮問手続き、無諮問手続き、予算手続きに分かれる。理事会では特定多数決と全会一致。作成される法令の名称も、EC、CFSP、警察刑事司法（PJCC）の三本柱分野のそれぞれで異なる。

ジスカール草案では、「法律」「枠組法律」の立法手続き、「決定」の採択手続き、各実施手続き、補助的行動の実施手続き、CFSPの実施手続き、共通防衛政策の実施手続き、警察事項および犯罪対策政策の実施手続きを

定める規定を置く。

作業部会（簡素化）案では、共同決定手続きを原則化、協力手続きを廃止し、同意手続きを国際協定の批准に限定している。

委員会案では、委員会の排他的発議権を立法分野すべてに及ぼし、共同決定手続きをすべての立法採択に適用する。また理事会における全会一致を廃止し、単純二重多数決、例外的に成立要件の厳格な多数決を採用する。

仏独共同案では、理事会における特定多数決を一般規則化し、共同決定手続きとセットにする。また、予算手続きを簡素化する。

（７）補強化（緊密化）協力

現行（ニース条約）では、（一部の加盟国で先行統合を進めるための）補強化協力をEC分野では行いにくく、PJCC分野、CFSP分野では比較的行きやすくなっている。

ジスカール草案では、補強化協力の発動要件、補強化協力が排除される分野等について規定するという指示があるのみである。

作業部会（防衛）では、ペータースベルク任務（人道援助・救援、平和維持と危機管理の任務）に軍事的資源使用を含む他の任務を明示的に含める。また危機管理作戦の立ち上げには全会一致による決定が必要だが、建設的棄権（EUとしての発令を認めるが自国は参加しない）を認めるとともに、補強化協力を可能とする。

委員会案では、補強化協力の規定を置かない立場を取る。

仏独共同案（2002年11月21日）では、欧州安保・防衛政策（ESDP）の分野における補強化協力を条文化する。補強化協力に参加する加盟国は、西欧同盟（WEU）の加盟国の枠組みで受け入れている集団防衛のコミットメントをEUへ移転させる。補強化協力に基づき欧州装備庁の設立を条約に規定する。

.....

6. まとめ

諮問会議の方向性には、大きく分けて以下のような対立的立場がみられる。

- ・「大国」対「小国」
- ・「政府間主義」対「超国家主義」(共同体方式)
- ・「先行統合」対「共同歩調」

上のそれぞれにおいて、前者(「大国」・「政府間主義」・「先行統合」)は大国に有利で、政府間の合意により統合を進める立場である。それに対し後者(「小国」・「超国家主義」・「共同歩調」)は小国に有利で、大国のイニシアチブよりも委員会のイニシアチブを望む立場である。

欧州諮問会議の今後の方向性を考えるにあたり、争点の欧州理事会議長職に関する以下の点がポイントとなるだろう。

- (1) 現行では欧州理事会議長はインフラとして自国の省庁を使うが、ジスカール草案における(パーマネントポストとしての)欧州理事会議長は、自国の省庁を使わない。インフラなしで可能かどうか。
- (2) 欧州理事会議長には各国首脳経験者が選ばれる規定なので、欧州理事会議長よりも現職の加盟国首脳の影響の方が大きくなるのではないか。
- (3) 対外的な顔として、欧州理事会議長が、委員長およびEU外務大臣と競合するのではないか。(この問題を解決する手段としては、欧州理事会議長と委員長を融合したポストすなわち単一の「大統領」を置き、

CONGRESSで選出することなどが考えられる。)

なお、2003年1月15日の仏独共同案(機構改革)で規定され話題となった二重大統領制に対し、ドイツ・フィッシャー外相(諮問会議立ち上げの立役者)はフランスとの共同歩調のための妥協としており、プロディ欧州委員長およびオランダ・ギリシャは同案に反対、英国は慎重な賛成(cautious welcome)、スペイン・イタリアは賛成、スウェーデン・ポルトガル・フィンランドは容認、デンマークは条件付き賛成、との姿勢をみせている。

参考文献紹介:

- ・庄司克宏「アムステルダム条約の概要と評価」『IGCの成果と課題』日本EU学会年報、第18号、1998年
- ・庄司克宏「EU基本権憲章(草案)に関する序論的考察」『横浜国際経済法学』第9巻第2号、2000年12月
- ・庄司克宏「ニース条約(EU)の概要と評価」『横浜国際経済法学』第10巻第1号、2001年7月
- ・庄司克宏「"The Future of Europe" from a Japanese Perspective」『横浜国際経済法学』第11巻第1号、2002年7月
- ・庄司克宏「European Convention and Future EU Scenarios」2002年11月(世界平和研究所シンポジウム提出ペーパー)『横浜国際経済法学』第11巻2号、2003年2月

(まとめ: 福島 美夏)

中欧進出日系企業の事業環境 (チェコ、ハンガリー、ポーランド)

海外調査部欧州課

日系企業の中・東欧諸国への進出が盛んである。EU加盟を控えた中・東欧諸国は、貿易・投資制度をEU基準に調和させるために制度改革を進めているが、残された課題も多い。

既に中・東欧諸国に進出している日系企業は、現在の事業環境をどのように捉えているのか。また、EU加盟による事業環境の変化をどのように予測し、対応しようとしているのか。ジェットロは2002年10月、チェコ、ハンガリー、ポーランドに進出している日系企業に対して現地インタビュー調査を行った。結果をみると、日系企業が現在直面している問題点は、労務、事業環境、現地調達の3項目に分類することができる。

1. 国別概況

(1) 人件費上昇への対応が急務(チェコ)

チェコに進出した日系企業(エレクトロニクス3社、金属1社)へのインタビューの概要は以下のとおり。

<上昇が続く賃金水準>

中・東欧諸国では、近年外資系企業の進出が盛んであることから、マネジャークラス、エンジニアなどの人材不足が懸念されている。チェコでもIT関連分野など、専門知識を必要とする分野で人材不足を感じている企業が多い。エンジニアの人材不足に関しては、社内研修や知識の共有化、近隣の大学との提携などで対応しているようだ。ワーカーの雇用は、周辺地域の失業率が高いため、問題ないとする企業が多かったが、外資系サービス業の進出により離職率が増加している企業もあった。

離職率については、「知識と技術の蓄積」

の観点からも、重要視されている。外資系企業による引き抜きも一部あるが、各社は適材適所の人材登用を心がけ、やりがいのある仕事を提供することで離職率の低下に努めている。

チェコの賃金水準はすでに上昇しており、この傾向はEU加盟後も続くと予想されている。今後の賃金上昇に関しては、物価の上昇に伴い、賃金も短期的に急上昇するという見方と、現EU加盟国間でも賃金水準は異なることから、上昇率は緩やかであろうという見方に分かれた。

人件費上昇への対応策としては、生産性の向上、製造品目の特化、の2点があげら

.....

れた。生産性の向上の具体策は、機械設備の導入や原料調達コストの削減である。製造品目については、輸送コストがかかる大型製品、フレキシビリティが求められる製品、汎欧州原産地規則（EUR1）により優遇される製品など、欧州で生産するメリットが大きい製品（またはその部品）への特化が志向されている。

また、チェコには病気による欠勤に対して国が手当てを補償する制度があるため、病気欠勤率の高さが指摘され、皆勤賞の設定といった対策を講じている企業が多い。

<投資優遇措置の取り扱いは問題なし>

EU加盟交渉が進む中、チェコは各種制度をEU基準に調和させるため、制度改革を実施し、事業環境の改善を進めている。しかし、残された課題も多く、日系企業の不満は解消されていない。改善を望む点として最も多く聞かれたのは、「通関など行政手続きの煩雑さ」であった。通関手続きについてはEU加盟により解消されるものと期待されている。また、現状では担当者の裁量が大きく、判断に予見性、安定性を欠くことから、統一した判断基準を求める声も多く聞かれた。

為替変動も問題視されている。チェコは97年から変動相場制に移行しているが、各社は現在のコロナ高の影響を憂慮している。

大気汚染、水質汚濁、安全面などのEU基準への適合に関しては、各社はすでにISOや国内基準などの認証を受けて操業している。EU加盟に伴い新たな基準が設定される可能性もあるが、追加投資が必要となる場合には、各社は正式な発表を待って、必要な投資をするという姿勢である。高速道路網についての問題はないようだが、EU加盟によりさらに整備が加速することを期待している。

投資インセンティブについては、チェコは既にEU基準と調和したインセンティブだけを付与している。ポーランド、ハンガリーで

は、既に付与したEU基準を満たさないインセンティブを、EU加盟後どう取り扱うかが問題となっているが、チェコではそのような問題は起きていない。なお、外国投資庁（チェコインベスト）は、ワンストップサービスの提供で高い評価を得ている。

<ローカルサプライヤーの開発が課題>

現地調達を拡大するメリットとしては、低価格、リードタイムの短縮、為替相場の影響の抑制、の3点があげられる。ローカルサプライヤーの実力に関し、プラスチック、金具といった部品の調達、プレス、パッケージングといった低付加価値の作業、機械設備のメンテナンス、プログラミングについては、問題がないとする企業が多かった。価格面でも中国製品に劣らないようだ。

一方、高付加価値部品については、品質面で不十分なほか、日系企業の要求に応えるだけの大量生産の基盤がないため、現地調達はできていない。金型作りについても、技術力はあるものの、リードタイムがかかることから、現地化は進んでいない。ある企業は、ローカルサプライヤーを育成するため、設備を無償で貸与している。

<品目を絞り込んだ生産体制に>

各社は、EU加盟後も、チェコはEU市場向けの重要な生産拠点であるとしている。しかし、人件費の上昇や、安価な中国製品の流入といった影響もあり、欧州で生産する意義のある製品の生産に特化する必要があると考えている。しかし、EU市場は飽和状態であることから、ロシア、地中海沿岸のアフリカ諸国、中・東欧諸国など他市場の潜在性に注目している。労働コスト面での優位性が薄れているチェコに代わる生産拠点としては、インフラ整備がかなり遅れているものの、ルーマニア、ウクライナがあげられた。

(2) 大きな影響を与える投資優遇措置の一部廃止（ハンガリー）

ハンガリーに進出した日系企業（エレクトロニクス2社、自動車2社）へのインタビューの概要は以下のとおり。

< 外資系企業による「引き抜き」も >

人材確保の面では、マネージャークラスやエンジニア、会計、IT関連分野など専門知識を必要とする分野で、不足を感じている企業が多い。外資系企業、特に近年はハイパーマーケットなどサービス業の進出が続いており、相場より高い賃金での「引き抜き」にあうケースもあるようだ。人材不足に関し、各社は日本でのトレーニングを含む社内研修を実施して、人材育成を図っている。また、賃金をいたずらに引き上げるのではなく、会社の将来性、職場環境の改善などが、離職対策の重要な要因と指摘した企業もある。

ハンガリーでの賃金水準に関しては、2001、2002年に政府が実施した最低賃金の大幅引き上げの影響が懸念されていた。しかし、今回インタビューした企業では、既に引き上げ後の最低賃金を上回る水準の賃金を支給していたことから、大きな影響はなかったという。

EU加盟後の人件費の動向に関して、急激に上昇する、徐々に上昇するという2つの見方があったが、労働コスト面での投資メリットは、中・長期的には薄れていくとみる点では、各社共通だった。人件費が上昇しても、「国民の購買力の上昇につながればよく、マイナスの影響だけをもたらすとはいえない」という見方もあった。

人件費上昇への対応策としては、機械化による生産性の向上、サービスの向上をあげる企業もあれば、生産拠点を移転するという企業もあった。

インタビュー先の欠勤率は、エレクトロニクス企業で8～9%、4.5～5%、自動車企業で4～5%との回答を得たが、すべての企業がこの数字に満足しているわけではない。欠勤率を下げるために、皆勤賞を設定している

企業もあるが、朝礼を実施するなど日常のコミュニケーションを通じて「働くことが当然」と指導すること、特にハンガリー人マネージャーの指導により勤労倫理の浸透を図ることが重要とする企業もあった。

< 設備輸入関税の免税措置は廃止に >

事業環境については、政府が外資系企業を積極的に誘致しているにも関わらず、現存の制度の一部が外資系企業の事業展開を阻害している、という矛盾に対して、不満が集中している。各種の申請手続き、許認可手続きに関しては、煩雑である点、担当者によって対応が異なる点に対する不満が強い。EU加盟によって、煩雑な通関手続きの問題が解消されることへの期待が高い。

EU加盟により日系企業がメリットを失う可能性もある。たとえば、「公的な支援金の上限は、投資総額の50%以下」というEU競争法に基づき、ハンガリーが付与してきた投資優遇措置の一部が改廃される。これまでハンガリーは、業種、投資額に関する一定の条件を満たした企業に対して、10年間の法人税免除措置などを付与している。また、カスタムフリーゾーン（CFZ）として認定された企業は、原材料、半製品に加え、設備機器の関税が免除されている。現時点では、「EU加盟時にCFZは廃止」ということが決定している。法人税免除措置の今後の取り扱いも流動的であり、日系企業に与える影響が懸念されている。

投資優遇措置に関しては、CFZにおける「設備機器の関税免除措置」の廃止の影響が大きいとする声が多かった。ハンガリーのEU加盟が2004年に実現すると見込まれていることから、2004年以降に予定していた設備

.....

投資を、2003年に前倒しすることを計画している企業もあった。また、CFZの「原材料、半製品の関税免除措置」については、現地調達化を進めている上、EUとの関税は多くの品目で既に撤廃されていること、汎欧州原産地証明（EUR1）を取得する際に、欧州域外からの調達品目については関税を支払わなくてはならないことから、廃止措置の影響は小さいとみられる。

法人税免除措置などに関しては、現時点では政府と欧州委員会との交渉を見守っているが、何らかの代替措置を期待している。また、「投資総額の50%」という上限は、「十分な額である」との声もあった。

既にEU向け製品を製造していることから、EU加盟に伴うEU基準順守に要するコストに対する懸念は、多くは聞かれなかった。しかし、自動車リサイクルの促進や、ディーラーの「マルチブランド主義」の容認といった新たな「EU基準」への対応を迫られる自動車のような産業もある。

高速道路網など交通インフラに対して、不都合を感じている声は聞かれなかった。

<ローカルサプライヤーの潜在能力を評価>

各社は、現地調達を拡大するメリットとして低価格、リードタイムの短縮、をあげている。しかし、現状では「高い技術レベルを要する製品は、品質的に満足できない」ため、ローカルサプライヤーの開発が課題とな

っている。

「徐々に取引可能なレベルに近づいてきており、将来性がある」、「潜在能力がある」と評価する一方で、「技術力と資本力の両立が必要であるため、外資系企業との提携が不可欠」であり、「育成には時間がかかる」としている。納品日の遵守といったマネジメント力改善の必要性に言及する企業もあった。

<迫られる生産体制の転換>

進出企業各社は、EU加盟後のハンガリーを、引き続きEU市場向けの重要な生産拠点と位置付けている。しかし、一部には中国製品との競合という問題に直面している企業もあり、対応を迫られている。現時点で中国製品と競合している製品の特徴は、労働集約的な製品で、輸送コストがかからない小さな製品である。乗用車、高付加価値エンジン部品などは、中国製品が流入する恐れはないが、携帯電話用電池、チップコンデンサーなどは、競合が進んでいるようである。「中国製品には、価格面ではどうしても勝てない」ため、インタビュー先企業の対応は、欧州で生産するメリットがある製品の選別、機械設備の導入による自動化、より安価な労働力を求めて生産拠点の移転、の3つに分かれた。

EU市場向けに生産は続けるものの、市場はすでに飽和状態であるため、中・東欧市場の将来性に対する期待も高い。

(3) ワンストップサービス提供体制の確立が課題（ポーランド）

ポーランドに進出した日系企業（自動車3社、建設1社、商社2社、金融1社）、外資系企業（自動車2社）へのインタビューの概要は以下のとおり。

< ワーカーの雇用は問題なし >

ポーランドの人口は中・東欧諸国で最も多く、失業率も高い。インタビュー先企業は、ワーカーの人材確保では問題を抱えていない。しかし、会計、人事などの専門職については人材不足を感じている企業もある。エンジニア確保のために、近隣の大学、研究所と提携するなどの対策をとっている。

EU加盟後の人件費の動向については、現EU加盟国間の賃金水準にも格差があることから、緩やかに上昇すると見込んでいる企業が多かった。しかし、人件費の上昇は、ポーランドで操業する最大のメリットを薄めてしまう。今後各社は、人件費の上昇をカバーする生産性の向上が求められることになる。

< 行政手続き、高速道路網の改善が急務 >

事業環境に関して、行政側の対応と制度の不安定さ、高速道路網などインフラの整備状況に対し、改善を求めるコメントが多く聞かれた。

行政の対応の問題点としては、担当者の判断基準が不透明であることがあげられる。たとえば、ある企業では、設備機器の安全認証としてCEマーク以外に、ポーランド独自の安全基準である「Bマーク」が必要であると指導されたが、別の企業では、CEマークを取得していればよいと判断された。同じ材料を輸入する時に、前回と同じ書類を準備したら、修正を指示されたこともあった。制度そのものの改善だけでは不十分で、制度をいかに運用するか、という点についても改善が求められている。労働許可の手続きが煩雑で、時間がかかる点も不満が多い。

会計制度に関しては、月次決算であることや、国際会計基準と異なる点があることから、

非効率だとの声があった。EU基準に調和させるための制度変更であっても、変更が突然行われることに対する不満もある。

インフラ面では、交通道路網の整備が求められている。現在は自動車産業が集積する南西部で、一部開通しているに過ぎない。2005年までに、ドイツ国境まで整備される予定だが、これに加え、例えばトヨタが進出するコリン市（チェコ）に向かう高速道路網が整備されれば、周辺に日系企業も集積し、販売先、供給元の開拓にもつながると期待もある。

EU加盟が事業環境に与えるデメリットとしては、物価、人件費の上昇が考えられている。高速道路網の整備が労働者の流動性を加速させる可能性に言及した企業もあった。

2000年末までに進出した企業に対して、政府が付与した投資インセンティブは、EU基準に適合していないため、今後の取り扱いが問題となっている。この点に関しては、業界団体を通じてロビー活動を行っている企業もあるが、「政府が欧州委員会と交渉する問題」と冷静な対応を示している。

EU基準に対応するために必要な設備投資が懸念されていたが、既にEU向け製品を製造していることから、追加投資に対する不安は、多くは聞かれなかった。多くの企業は既に、ISOやVDAといった認証を取得している。しかし、自動車産業など、自動車リサイクルや、ディーラーの「マルチブランド主義」を容認する規則といった新たな「EU基準」に対応していかななくてはならない産業もある。

< 高付加価値品の現地調達に課題 >

汎欧州原産地証明（EUR1）を取得するためには、製品ごとに定めた現地調達率を満たさなくてはならない。製造業各社は、コスト

.....

削減のため、可能な限り現地調達を拡大したいとしている。しかし現状では、低付加価値品にとどまっている。ある自動車企業では、ワイヤーハーネス、カーペット、プラスチック、シートなどはローカルサプライヤーから調達できるが、ガラスやタイヤは在ポーランド外資系企業から調達、エレクトロニクス製品など高付加価値製品は、輸入に依存している。高い技術レベルを必要とする金型の開発も、現時点ではローカルサプライヤーの実力は不十分であるとしている。

<生産拠点としての潜在性に期待>

ポーランドに進出している日系企業は、ワンストップサービスの提供や、投資優遇措置

といった投資受け入れ体制ではチェコ、ハンガリーの方が優れていると判断している。それでもポーランドに進出するのは、国内市場の大きさ、将来の経済成長を見込んでのことである。インタビュー企業に限れば、ハンガリー、チェコで聞かれた人件費の高騰は、ポーランドではまだ問題になっていない。チェコでの人材不足、人件費高騰の問題が、ポーランドの投資先としてのメリットを改めて浮き彫りにすることになると予測する企業も、複数あった。今後の高速道路網の整備、2003年に予定されているポーランド外国投資庁(PAIZ)のワンストップオフィスとしての機構改革にも、期待が集まっている。

2. インタビュー記録

(1) チェコ

『現地調達は拡大傾向』

～松下電器産業(エレクトロニクス)

松下電器産業は96年にチェコに進出、地域に根ざした経営をモットーに、欧州向けにテレビを製造している。松下テレビジョン・セントラル・ヨーロッパ(Matsushita Television Central Europe)の佐藤憲司氏(General Manager, Production Division)とヤロミール・シルハネック氏(Administration Manager, Deputy General Manager)に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<適材適所の人材登用を>

問：人材確保に問題はあるか。

答：レベルの高いエンジニアの確保が困難である。99年からR&Dを行っているが、近隣の大学と提携をしている。共同研究、学生の受け入れ、職場の一部提供などを行い、人材の確保を図っている。

ワーカーの離職率が高くなってきている。97年には2%以下だったが、今は2.7~2.8%。ハイパーマーケットの進出が盛んで、給与面でワーカーがそちらに移っているようだ。

離職率の上昇やエンジニアの引き抜きへの対策として、適材適所の登用を行っている。若くても優秀であれば登用する。現在すべてのマネジャーと、アシスタント・ゼネラルマネジャーのうち2人はチェコ人である。今後も現地化を積極的に進め、日本人の数を減らしていくつもりだ。

EU加盟後に予想される人件費の上昇については、懸念はしているが、どの程度上昇するかについては見通しはついていない。ギリシャ、ポルトガルの賃金水準は、ドイツに比べ今でも大きな格差があることから、急激には上昇しないだろう。

人件費は今も上昇している。しかし英国などと比べるとまだ競争力があり、一桁台

の上昇であればなんとか対応していける。

< 社会保障制度が病欠を後押し >

問：事業環境で問題となっている点は。

答： 為替相場。チェコ進出を決定した当時は固定相場制だったが、97年5月に変動相場制に移行。97年はコロナ安の影響で材料費が22%上昇した。今はコロナ高に苦しんでいる。

インフラ面。物流では、必要なときに必要な品質のコンテナが揃わない。また、税関手続きが硬直的で、融通が利かない姿勢にも困っている。道路網に問題はない。

社会保障制度。病欠に対して国が手当を支給する制度があるため、欠勤率が高い。クリスマスに向けた繁忙期は土曜日出勤で対応しているが、風邪を引きやすい季節の変わり目と重なってしまい、欠勤率が上がってしまう。皆勤賞を設定するなどしているが、効果は限定的である。

企業風土作り、意識改革。社会主義時代にはなかった「お客様第一」、1分1秒を惜しむ「ハングリー精神」などの意識を植え付けることや、技術研修、英語研修などの人材育成に力を入れている。全体活動を行うことが社会主義時代には制限されていたこともあり、提案、QCサークルなどの指導が必要である。全欧QCサークル大会を開くなどしている。

EU加盟がもたらすメリットとしては、通関業務の廃止によるリードタイムの短縮があげられる。その他には、関税が撤廃されること。今もハイテク部品の輸入には14%の関税がかかっている。

安全基準などの認証については、BEAB（英国の安全規格）、ISO9001（品質）、ISO14000（環境）の認証を操業後18カ月以内に取得した。搬入機械の安全基準も、EU基準に適合したチェコ基準の認証を受けている。

なお、チェコインベスト（外国投資庁）、ピルゼン市の協力的な受け入れ体制もあり、設立から操業までスムーズに進んだ。

< 電気部品の現地調達に課題 >

問：現在の現地調達率は。

答：EUからの調達率は、80%（97年）

70%（2001）。チェコからは、2%（97年）10%（2001年）、チェコを除くCEFTAからは6%（97年）12%（2001年）。現地調達は、徐々にではあるが進んでいる。

部品のローカルサプライヤー数は、2社（97年）25社（2001年）。しかし、ローカルサプライヤーのレベルは、日本と比較したらまだまだかなり低い。電気部品の現地調達は、規模、品質の両方で不十分である。現時点ではほとんど入ってきていない中国製品も、今後試してみる。現在、ブラウン管はフランス、イタリアなどから輸入しているほか、ICなど基幹部品は、部品数は少ないものの日本から輸入している。

< 中・東欧市場の拡大に期待 >

問：今後の事業展開は。

答：チェコ工場は、英国工場との製造品目の棲み分けはあるが、欧州市場向けの重要な生産拠点であり続ける。西欧テレビ市場の規模は、あまり変わらないだろう。ただし、今後欧州でデジタル放送が普及すれば、デジタルテレビの需要が増加し、大きな転換点となる。また中・東欧市場については、経済発展に伴う消費者の購買力の向上に期待している。

中国製品については、14%の関税がかかることもあり、今は流入していない。しかし、このたびEUが中国製テレビに対し20万台の無税割り当て枠を設定した。欧州の市場規模（2,000万台）を鑑みると影響は微小であるが、割り当て枠の今後の動向が懸念される。

『付加価値の高い生産品目への移行が必要』
～ A社（エレクトロニクス）

<資本集約的な生産体制へ>

問：人材確保に問題はあるか。

答：周辺地域の失業率は約7%であり、現時点では、ワーカーの人材確保は大きな問題になっていない。しかし、マネジャークラス、エンジニアの人材確保は容易ではない。国内外を問わず人材を募集しているが、チェコ人は長時間の通勤を嫌うところがある。当社は都市から離れているため、採用には課題が残る。

チェコは歴史的に見て工業国であるためか、労働力の質が高い。勤勉で、マニュアルや作業指導書に対して非常に忠実に作業を行う。西欧などでは第3次産業を嗜好する傾向があるが、チェコ人は製造業にこだわりがあり、ものづくりに適していると考えている。

欠勤率は、2001年の冬場は10%を超える時期もあったが、2002年3月には4～5%まで下がった。皆勤賞など出勤状況と賃金を連動させる制度を設けたほか、個人の出勤表を張り出すなどの対策を取った結果、大きく改善した。

離職率は1.2%（2002年）と低い。技術、知識が蓄積できることは大きなメリットである。

問：チェコのEU加盟は人件費の上昇をもたらすか。

答：当然上昇するだろう。しかし、地域的な条件もあり急激な上昇はないとみている。

人件費の上昇に対しては、労働集約的な生産体制から、段階的に機械プロセスを導入するほか、チェコ人の特長を活かし改善力をベースにした付加価値の高い生産体制に変えて対応する。生産品目については、「Made in Market」、つまり販売市場で生産する方針をベースに、欧州での生産に適した製品を模索している。たとえば、大

型家電、自動車など輸送コストがかかる製品、パソコンのキーボードなど欧州の多様性を象徴する製品、テレビを始めEUR1などの税法上の規制がある製品は、欧州で生産するメリットがある。

現在、チェコの景気が過熱していることも懸念材料である。コロナ高の影響は大きい。

<通関が輸送面での障壁に>

問：各種制度の手続き面での問題点は。

答：設立当初から総務、経理、法務、製造、品質管理、購買などメインの部署にナショナルスタッフを配置しており、諸手続きは彼らがうまく対応してきた。機械設備に関しては、チェコ独自の安全基準を取得するなど、各種制度への対応ができています。

問：輸送面で問題はあるか。

答：トラック輸送をしているが、ドイツ国境のロジノフの通関に時間がかかることが多い。顧客からクレームを受けることもあり、頭を痛めている問題である。EU加盟による簡素化がもたらす効果は非常に大きい。

問：EU基準への対応は。

答：環境面、法規制などで、EU基準としての程度のものが要求されるか、詳細について検討中である。当然ながら、必要であれば投資は行う。

問：投資優遇措置を受けているか。

答：この地域で優遇措置を受けるための条件（投資額1,000万ドル以上）を満たしていないため受けられない。必要投資額は満たしていないものの、500人以上の雇用を維持していることを踏まえ、なんらかの優遇措置を受けられないかどうか、自治体とも交渉していきたい。現状では、従業員のトレーニング費用に対する補助金も支給されないが、研修などを実施し、人材育成を進めていきたい。

< 低付加価値品の現地調達が可能 >

問：原材料の調達は。

答：主要電子部品などは日本、英国から調達している。

問：ローカルサプライヤーの実力は。

答：電子部品などについてはまだ不明。モールドリング、プレス、パッケージングといった加工部品は、2年前からローカルサプライヤーを活用している。十分メリットを出すことは可能。

金型の製作については、技術力はあるもののリードタイムがかかりすぎるので、すぐに現地調達を開始することはできない。

< 欧州向けの重要な生産拠点 >

問：EU加盟後の欧州戦略は。

答：販売市場で生産することの意義は大きい。アジアや中国に製造拠点が一部シフトしているが、すべてが移転するとは考えていない。サプライチェーン・マネジメントやリードタイムの短縮、在庫削減などの点から、チェコの欧州向け生産拠点としての立地優位性は、今後も残るだろう。その中でチェコ工場を一流の生産工場に育ていきたい。また、旧ソ連、地中海沿岸のアフリカ諸国などは、販売市場としての潜在性があると思われる。

『引き抜き対策は職場環境の整備』

～ B社（エレクトロニクス）

< エンジニアにモチベーションを与える職場環境 >

問：人材確保に問題はあるか。

答：かつては苦労していた。人材斡旋業者への委託、新聞広告の掲載などを行っていた。またインセンティブとして、住居を用意したり、家族のための仕事も用意したりした。IT関連の人材は、今も不足している。

同業他社からの引き抜きについては、い

くつかの実例もある。同業の欧米企業がオファーする賃金とは、ある程度の格差があることも認める。しかし、当社は技術者に対して賃金以外の面でもインセンティブを与えているつもりだ。たとえば、社内で技術面での知識の共有化を進めているほか、製品開発の企画やスケジュールに関する情報も共有化していることは、エンジニアのモチベーションを高めていると考えている。

問：チェコのEU加盟は人件費の上昇をもたらすか。

答：上昇するだろう。しかし、EU加盟後に徐々に上昇していくのであれば大きな問題とはならない。状況に応じて対応していく。

当社では、製造工程はすでにオートメーション化されており、低賃金を利用しての低付加価値製品はチェコでは製造していない。当社チェコ工場の強みは、R&Dセンターであり、研究職として60人以上を雇っている。

< 国際調達を実施 >

問：調達の状況は。

答：現在、原材料は大きく分けて5種類あるが、世界中から最適なものを調達している。一部の原材料については特定の国・地域から輸入しているが、その他については特定地域に限られていない。

機械類の調達については、すべてローカル企業から納入している。技術力も十分ある。

< 煩雑な書類手続きに苦労 >

問：事業活動の障壁となっている制度は。

答：行政手続きなどの煩雑なペーパーワークについては苦労している。通関手続きに関しては、5年前に税関当局から最も優秀な通関士を引き抜いた。それ以来、その担当者に一任しており大きな問題はない。

問：輸送インフラに問題はあるか。

.....

答：すでに十分整備されていると考えている。現在はプラハとウィーンの販売会社へ、または顧客へ直接納品しているが、プラハへは3時間、ウィーンへも3時間半で着く。今後高速道路網が整備されれば、さらに短縮されるだろう。

『人件費上昇には生産性の向上で対応』

～ NIKOM (金属)

NIKOMは93年、鉄鋼原料であるバナジウムを生産していた国営企業コポフテムニシエックの民営化に伴い、チェコと日本の合弁企業として設立された。吉岡謙二氏 (Managing Director) に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<コスト削減により生産性の向上を図る>

問：人材確保に問題はあるか。

答：人材確保は苦労していない。ただ、製品であるバナジウムを作るメタラジー (冶金学) は、チェコではもう教えられていないため、社内で知識、技術を継承していくしかない。しかし、チェコには知識・技術を会社の財産として継承していく意識が薄いように思われる。当社でも2年前まではトラブルへの対応マニュアルというものが存在しなかった。この点については意識改革が必要である。

EU加盟により、チェコの物価水準は急激に上昇するだろう。その結果、人件費も急上昇すると見込まれる。現状では特に問題はない。

問：人件費の上昇にはどのように対応するか。

答：当社に限れば、上昇するコスト対策として (一般論的に言われる) 高付加価値製品の生産に移行することは不可能であることから、生産性の向上で対応していく。具体的には、人件費を削減し、機械設備を導入することによる生産性の向上ではなく、原料をより安価なスクラップから回収する技

術の構築など、変動費を削減することで生産性を向上させる。特に製造業では、他社と同じことをしては、競争に勝てない。雇用者の削減については、企業は公器であることから、また全体のコストに占める割合が小さいことから、消極的である。

なお、有給休暇を労働基準以上に付与しているためか、病欠欠勤率は1～6%と低い。

<制度の運用面での改善を望む>

問：事業活動の障壁となっている制度は。

答：制度そのものではなく、制度の運用に問題がある。担当者により判断が異なることが多い。判断結果を関係省庁に回覧するなどして、見解の統一を図ってほしい。汚職体質ということは感じていない。

交通インフラに関して大きな問題はない。現状ではハンブルク、ロッテルダムまでの所要時間は1日半である。EU加盟により、高速道路網の整備が加速する可能性も期待できる。通関業務がなくなることもあり、輸送期間がさらに短縮される見込みもあるが、当社製品の性質として、納期の短縮メリットはそれほど大きくない。ただ通関の煩雑な手続きがなくなるのは業務上大きなメリットである。

EU基準への対応についてであるが、環境基準を例にとると、チェコは大気汚染や水質汚濁には従来から厳格である。EU加盟後、その規制がどこまで厳しくなるのかはまだ把握していないものの、対応は十分可能と見込んでいる。

<裾野産業の実力は十分>

問：現地調達に問題はあるか。

答：機械産業とは事情が異なると考える。当社の場合、9割の主原料と、1割の副原料に分けられる。主原料については、現在CISからの調達が8割を占めており、ロケーションのメリットを最大限に活かしてい

る。副原料のアルミニウムは、約7割がチェコ国内での調達であるが、品質的に問題はない。

なお、当社を取り巻く裾野産業は十分発達していると認識している。機械設備のメンテナンス、プログラミングはローカル企業で対応が可能である。

問：バナジウム市場の見通しは。

答：粗鋼生産は2001年が過去最高を記録し、2002年はそれをさらに上回りそうである。バナジウムの消費は、基本的に粗鋼生産見合いで伸びるものの、今後の欧州市場の動向については、楽観視していない。

(2) ハンガリー

『優遇措置廃止の影響は多大』

～三洋電機（エレクトロニクス）

三洋は99年、欧州初の生産拠点をハンガリーに設立し、携帯電話用リチウムイオン電池とニッケル水素電池の製造を行っている。三洋ハンガリーの藤川洋章氏（Financial & Accounting Manager）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<引き抜きによる離職が増加>

問：人材確保に問題はあるか。

答：マネジャークラスの人材に関して、離職率が高まっている。最近進出してきた外資系企業による引き抜きが原因であり、今後も引き抜きによる人件費の上昇が続くであろう。三洋もこの1～2カ月間に、日本で研修して育成した人材を2人引き抜かれた。しかし当社は、いたずらに賃金をつりあげて、他社から人材を引き抜くことには消極的である。

ハンガリーではマネジャークラスにカンパニーカーを貸与する企業が多く、コストアップ要因となっている。

ハンガリー人労働者については、非常に勤勉であり、学習意欲が高いとの印象を受けている。皆勤賞などのインセンティブを設けており、欠勤率は8～9%と低い。

問：政府が2002年に実施した最低賃金引き上げ措置（4万 5万フォリント）の影響は。

答：ワーカークラスに対しては、当初から現

在の最低賃金を10%程度上回る賃金を支給していたため、引き上げ措置の影響はない。

ハンガリーの賃金水準は、EU加盟により上昇するだろう。賃金上昇に見合う生産性の向上が必要となる。

<優遇制度の廃止により投資計画を修正>

問：EU加盟によるメリットは。

答：EU加盟により、物流がスムーズになることを期待する。原料の一部は、現EU加盟国から調達しているが、よりフレキシブルな調達を期待できる。出荷に関しても、丸1日費やすこともある通関業務がなくなるメリットは大きい。現在、税関の業務は週末には完全にストップするため、三洋では、金曜日に出荷して通関手続きを済ませ、週末に納品する流れとなっている。金曜日に予定外の出荷依頼が来ても、週末は通関業務が休みであるため、速やかに納品することができないのが現状である。

問：事業活動の障壁となっている制度は。EU加盟により改善は期待できるか。

答：全般的に、申請制度や手続きが煩雑であったり、許認可基準が曖昧であったりする。たとえば、政府の助成金やカスタムフリーゾーン（CFZ）の申請なども、必要書類が多く、かつハンガリー語での提出が求められるため、社内で内製化することができない。そこでコンサルティング会社やエージェントに書類作成を依頼することになる。

結果として、費用を軽減するための助成金申請にも費用がかかってしまう。制度の簡素化を望む。

許認可に関し、当社は環境規制をクリアしていたにもかかわらず、操業許可を得るまでに時間がかかった。それは電池の製造が化学系、薬品系の事業であることから、環境への悪影響というイメージがあったためではないかと推測される。判断基準の透明化を望む。

労働ビザの取得手続きも煩雑だが、EU加盟に向け改善、簡素化の方向へ進むと期待する。

問：交通インフラの問題点は。

答：EU向けの輸送道路網については、特に問題はない。生活インフラとして、ブダペスト近辺のハイウェイ化を期待する。現状では、ブダペストからドログまで（約35km）に1時間かかってしまう。

問：CFZがEU加盟と同時に廃止されるが、その影響は。

答：CFZが廃止されると、設備の輸入関税を支払わなくてはなくなるため、投資計画の変更を迫られている。現在、5ライン分のキャパシティーがある工場に2ライン設置しており、当初は2003年から1年に1ラインずつ増設する予定だった。しかし、2004年にCFZが廃止される見込みであるため、2004年以降に予定していた設備投資を、2003年に前倒しすることを計画している。

問：EU加盟後の投資インセンティブの取り扱いについての見通しは。

答：投資インセンティブに関しては、EU加盟により法人税の免税措置が廃止されるほか、政府からの助成金については縮小、もしくは基準が厳格になると見込んでいる。法人税の免除措置については、2002年に投資額が100億フォリントを超え付与条件を満たしたため、現在政府に申請している。三洋としては、EU加盟までに既得権を得

て、加盟後の取り扱いについては、政府の欧州委員会との交渉に期待する意向である。政府は、今後は付与条件（100億フォリント）も下げつつ、1社当たりへの助成金額を引き下げることで、「広く薄い」援助をすることで公平性を高めるとしているようだ。

問：EU加盟により、欧州での事業戦略は変わるか。

答：かつてはドイツのミュンヘンに統括本社を設置し、チェコやハンガリーでは委託生産を行っていた。99年に生産拠点をハンガリーに設立し、ドイツは販売、統括拠点としている。EU加盟後もハンガリーは引き続き重要な生産拠点であり続ける。

問：ハンガリーのEU加盟が遅れた場合、事業活動に大きな影響を与えるか。

答：ハンガリーのEU加盟と同時にCFZが廃止される、という意味で事業に与える影響は大きい。EU加盟による需要の増加は見込んでいない。

<ローカルサプライヤーの将来性に期待>

問：今後の調達方針は。

答：現地調達を拡大する予定。低価格、フレキシビリティ、リードタイムの短縮が大きな理由である。リードタイムの短縮は、在庫削減、資金繰りの面からも重要である。

ローカルサプライヤーの開発は、今後の課題である。製品の品質に大きく影響しない部分については、すでに現地調達に切り替えているが、高い技術を要する部品については、品質的にまだ満足できない。たとえば、携帯電話用電池はより薄いものが求められているが、電池のプラスチックケースの薄型成型は、ゆがみの問題など技術的に難しく、現地調達は困難である。

現状では、資金不足、機械が古いというよりも、エンジニアの技術レベルが低い。しかし徐々に取引可能なレベルに近づいて

きており、将来性はある。また、ハンガリーのサプライヤーは非常に意欲があり、積極的かつ柔軟に対応する。

また、納品日の順守、高品質な製品の継続的な納品といった、日系企業との付き合い方という「経験」が必要であろう。ハンガリーのEU加盟により、西欧企業との取引が増えれば、ハンガリー企業全体のレベルアップにもつながるのではないかと。

問：中国製品との競合は。

答：コスト削減努力はしているものの、価格ではどうしても中国製品に勝てないため、脅威ではある。しかし、品質と対応（フレキシビリティ、リードタイムの短さ）が三洋の強み。コスト以外の面で勝負したいと考えている。米国にはすでに中国製品が入ってきているが、欧州へはまだ物流に時間がかかっているようである。

『ローカルサプライヤーの開発が課題』

～デンソー（自動車）

デンソーは97年、ハンガリーに進出しディーゼル噴射ポンプを製造している。デンソー・マニファクチャリング・ハンガリーは、欧州の次世代排出ガス規制であるEUROに対応したコモンレールシステムの製造を2002年11月に開始している。同社の加藤隆英氏（President）と手島浩平氏（Treasurer and Controller）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

< 人件費の上昇は生産性でカバー >

問：人材確保に問題はあるか。

答：歴史的に見てハンガリーは農業国で、工業基盤がなかったこともあり、マネジャークラス、エンジニアについては、当初から人材が少ないとの印象を受けている。特に、生産技術エンジニア、会計、コンピュータ関連の人材が不足しているようだ。しかし経験者の採用は難しいことから、採用後の

トレーニングに力を入れている。つまり新卒採用し、マネジャークラス、エンジニアなどを育成するトレーニングを受けさせている。エンジニアについては、これまでに100人以上を日本でトレーニングさせた実績がある。今後はマネジメント層の育成にも力を入れ、現地化を積極的に進めていきたい。外資系企業の進出に伴い、人材が引き抜かれることもあるが、今のところそれほど深刻な問題になっていない。従業員は、給料の違いが2倍ならともかく、3割程度の差であれば、仕事のやりがいや会社の将来性を重視して決断するとの話を聞く。

問：政府による最低賃金の引き上げ措置の影響は。

答：すでにこの地域の給与水準は国内平均を2割強上回っており、最低賃金引き上げ措置の影響はそれほど大きくない。

ハンガリーの賃金水準は、EU加盟により徐々に上昇していくだろう。10年、15年といった中・長期的な視野でみると、労務コスト面でのハンガリーにおける投資メリットは薄れていく。今後は、人件費の上昇率以上に、生産性とサービスを向上させなければならない。

< 金融制度改革を評価 >

問：カスタムフリーゾーン（CFZ）がEU加盟時に廃止されるが、その影響は。

答：CFZの廃止により、機械設備の輸入関税免除措置が廃止されるのが最大の痛手である。その他、インフラ整備のための補助金、法人税、地方税の免税措置が享受できなくなる影響も大きい。今後受領できる補助金額は減るだろう。その代わりに、個別交渉により代替措置を引き出せることを期待している。一度当局に呼ばれ、今後の方針の説明を受けた。インセンティブを投資総額のある比率以内に抑えるというEUルールの範囲内で、いくつかの選択肢を用意してい

.....

るようだが、まだ交渉中で、流動的であるようだ。

CFZにおける関税の免除措置についてであるが、現時点で製品はすべてEU市場向けであり、汎欧州原産地証明（EUR1）を取得している。EUR1を取得する際、日本から輸入している部品については、関税を支払わなくてはならない。輸入後、製品を出荷するまで関税の支払い猶予があるというのが現在のメリットである。

問：交通インフラの問題点は。

答：高速道路のすぐ近くに立地していることもあり、特になし。製品はすべて顧客がトラックで集配に来ている。交通インフラに関してはM7という高速道路が整備されており、ウィーンまで続いている。M7は、現在も拡張工事が続いている。

問：通関の問題点は。

答：通関に関しては、オーストリアとの通関で7、8時間かかっている。特に問題視していないものの、EU加盟による解消を期待している。

デンソーは、これまでの実績などにより認定輸出入者（accepted exporter/importer）の資格を得ており、通関業務もスムーズに進む。通関書類の作成についても内製化している。

問：金融制度の問題点は。

答：2001年6月に金融制度改革が実施され、資金調達が許可制から報告制に変わったこともあり、問題はない。これまでは財務省の了解を得るまでに時間がかかっていた。銀行手数料はいまだに高いが、EU加盟によりEU水準にまで低下することを期待している。

問：その他事業活動の障壁となっている制度は。EU加盟により改善は期待できるか。

答：労働許可は、取得までに時間がかかるのに加え、有効期限が1年間と短い。前回取得したときは、労働局での2カ月間の公示

を含め5カ月かかった。許可が下りたと思ったらまたすぐに再取得しなくてはならない。ドイツでは有効期間が2～3年ある。EU加盟後も手続きの簡素化には時間がかかるだろう。

品質基準、安全基準、環境基準などですべてEU基準に対応済み。ISO14001（環境マネジメントシステム）、TS16949（品質管理）、OHSAS18001（安全衛生）などの認証も取得している。

<ローカルサプライヤーの育成には時間が必要>

問：今後の調達方針は。

答：現地調達を拡大する予定。調達先は近い方がよい。現在の調達先であるポーランド、ドイツで1日、英国で2、3日のリードタイムがかかっている。これを短縮できるのは大きなメリット。

ローカルサプライヤーの実力は開発途上であるが、取引企業数は徐々に増加している。97年の設立時には0社だったが、現在は5社。現在取り組んでいる新製品の生産に当たっては8社に増える予定である。

精密製品には高い技術レベルが必要とされる。技術指導が必要であり、育成には時間がかかるだろう。100%ハンガリー資本の企業は品質管理、技術力、マネジメント力が課題となる場合が多い。現在の取引先も西側の資本が入っている企業である。

なお、部品はミルクラン方式で、必要な分をこちらから集荷している。英国まではトラックで2日間。サプライヤーの品質、在庫などを把握できるメリットがある。2003年にはサプライヤーは全体で50社を超える見通しである。

『人件費の上昇により生産方針を転換』

～TDK(エレクトロニクス)

TDKは、95年にハンガリーに進出し、ノイズフィルター、フェライトコア、多層セラミックチップコンデンサーといった電子部品を製造している。海原伸男氏(Vice President)に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<EU加盟後の人件費は急上昇>

問：人材確保に問題はあるか。

答：マネジャークラスの人材は、今でも不足している。レチャグ市には人口が4,000人しかいないが、市は熱心に企業誘致を進め、現在では4社が進出している。TDKは2番目に進出しているが、レチャグ市以外の企業からも、相場より高い賃金水準で引き抜かれる事態はすでに起こっている。高い賃金さえ払えば経験者を獲得できるというのは、後発の企業にとっては有利である。

マネジャークラスに対して、引き抜きの提示は月に1回はあるようだ。引き抜きに関しては、賃金水準がすべてではないだろう。業務にやりがいを感じているか否か、会社へのロイヤルティ、会社の将来性、職場環境なども大きな要因であると考えられる。月1回のミーティングや日常でのコミュニケーションを通じて賃金水準以外にも魅力的な企業であるよう努めている。先月辞めた人は倍額を提示されていた。マネジャークラスへの需要は高い。

問：欠勤率については。

答：当初(6年前)は10%を超えていたが、現在では4.5～5%程度まで下がっている。しかしこれで満足していない。日本で欠勤率がこれほど高い企業があるだろうか。皆勤賞などを設定するよりも、朝礼を実施するなど日常のコミュニケーションを通じて「働くことが普通である」と教育すること、

特にハンガリー人マネジャーの指導により勤労倫理の浸透を図ることが重要だ。

問：政府による最低賃金の引き上げ措置の影響は。

答：引き上げ措置の前に、ワーカーを引き止めるためにすでに賃金を引き上げていた。人件費はすでに上昇しており、労働集約的なものについては、すでにハンガリーで操業していくことが厳しくなっている。なお、人件費の上昇率は、ワーカーよりマネジャーの方が大きい。

賃金水準は、EU加盟により急速に上昇するだろう。外資系製造業の進出は、一時よりは落ち着いてきているが、まだ盛んである。さらに郊外型ショッピングモールなどサービス業の進出も盛んであり、労働市場は売り手市場となっている。この傾向はEU加盟後も続き、人件費はさらに上昇すると考えている。

EU加盟が人件費に与える影響については、賃金水準はそれほど変わらないであるとか、賃金が増しても、現在のフォリント高が妥当な水準に落ち着けば、実質賃金は上がらないという声も聞くが、上昇するとみている。

<外資受入政策と現存制度が乖離>

問：事業活動の障壁となっている制度はあるか。

答：政府は、ハンガリーの産業育成のため外資導入を促進しているが、国内には外資系企業の活動を制約する制度があり、政府の方針と現存の制度にズレがある。たとえば、定時以外の携帯電話代を経費で落とせない点。TDKは24時間操業であるし、日本の親会社とは時差もある。日本と連絡を取る必要があるのは、ハンガリーでの定時内に限ったことではない。それを経費と認めないのはナンセンスである。

滞在許可についても、2002年4月に申請

したものが9月によやく認可された。有効期間は1年間なので、数カ月後には再び申請しなくてはならない。

許認可手続きに関しては、担当者の裁量が大きく、交渉次第という印象がある。

問：投資インセンティブについては。

答：2002年9月に財務省から説明があったが、欧州委員会と交渉中であり、最終決定は12月になされるとのこと。政府はEU基準に適合したインセンティブのパッケージをいくつか用意するようだが、何も決まっていない段階ではコメントできない。

制度変更などについての正しい情報を速やかに伝達するというのも、外資を呼び込む側としては必要であろう。

問：交通インフラに問題はありますか。

答：EU市場へは、M1と呼ばれる高速道路を通過してウィーン経由で輸送している。道路網に問題はない。

問：EU加盟による事業環境の改善は期待できるか。

答：期待できない。EU加盟に際しては、改正しなくてはいけない制度が数多くある。EUとの交渉では大枠の設定にとどまり、細則は各国で整備することになるだろう。ハンガリーが、外資系企業にとってメリットとなる制度改革を直ちに実行できるかという点、そこまでは手が回らないのではないかと。徐々に改善されるだろうが、EU加盟と同時に、大きく変わることはないだろう。

問：ローカルサプライヤーの開発、育成は。

答：なかなか難しい。政府が製造業企業を誘致しても、裾野産業が育っていない。たとえば、金属加工をするにしてもプレス、溶接、樹脂成形などの周辺技術が必要であるが、機械工業のレベルが低い。そのため、少し複雑な機械加工が必要な部品の現地調達ができない。現地調達が可能なものは事務用品、梱包用の資材（紙箱）程度であり、

状況は進出以来変わっていない。

調達は、企業の世界戦略の視点から、必ずしもすべての必要資材の現地調達をしなくても良い。たとえばTDKハンガリーは、主原料の1つをトータルTDKとしてオーストリアから調達しており、その6～7割をTDK中国に送っている。しかし、一部の部品（TDKハンガリーの場合、トランスの細かい部品など）については、現地調達が望ましいだろう。

<労働集約的な生産工程を移転>

問：競合他社と比較して、TDKの強みは。

答：差別化する特長は年々なくなってきている。製品開発から5～10年経つと、どの会社でもできることになってしまう。当社は、ISO9000、QS9000といった認証を取得したトップクラスの品質と、顧客への供給実力で価格競争力を補っている。

問：今後の事業展開について。

答：ハンガリーでの操業は、現在大きな分岐点に立っている。ハンガリー進出の背景には、西欧の顧客に供給するにあたり、労働コスト面での優位性と、納品先である西欧企業へのアクセス面、で優位性があった。しかし、95年の設立以来、賃金水準は大きく上昇しており、労働集約的な製品を生産するメリットが薄れてきている。また、納入先が、生産拠点をハンガリーから中国などへ移転するケースも出てきている。ヒューレットパッカード、フレクトロニクスなども、生産拠点をハンガリーから中国などに移転している。電子業界の動きは速く、安価な労働コストを求めて、ハンガリーを撤退する動きは、数年前から始まっている。TDKでも、一部の労働集約的な製品（トランス）については生産拠点をハンガリーから移転する予定である。労働コスト面をみると、ルーマニア、ブルガリアなどは今後有望であろう。

フェライト製造などの装置産業については、機械化による生産性の向上を進める。人件費の安価な国へ移転するという選択肢もあるが、炉を移動させると購入するよりも高くつくこともある。製品によっては、ハンガリーに残って効率化を進めた方がよいものもある。

取引先が中国へ移転する傾向が続くため、欧州市場の拡大は見込めない。その結果、競争は今後ますます激しくなるだろう。携帯電話部品、VTR部品など小さい製品は、輸送コストも安価であるため中国製品の競争力は高い。しかし冷蔵庫、洗濯機、

テレビ、自動車などの大きなフェライトコアについては、ハンガリー製品の競争力はまだある。顧客が欧州にいる限り、生き残る道は必ずある。フレキシビリティを最大限に活かし、品質、納期を武器に戦っていく。

しかし、フレキシビリティと価格のどちらを選ぶかどうかは、顧客次第であろう。TDKの場合、輸送費を含め価格差が10%以上あれば、中国製品が選ばれてしまう。中国の労働コストはハンガリーの3分の1。しかも今後10年間は賃金水準が変わらないといわれている。

(3) ポーランド

『早期のユーロ参加に期待』

～東海ゴム（自動車部品）

東海ゴムは99年、ポーランドに進出し、自動車用防振ゴム製品を製造している。原正晴氏（President）、橋本亘正氏（Vice President & Director Manufacturing）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<人材育成に努め現地化を推進>

問：人材確保に問題はあるか。

答：ワーカーについては、ポルブロム市周辺の失業率は16%（2002年7月）と高いため、それほど苦労していない。スタッフについては、英語力を条件としているため、40km離れたクラクフにまで範囲を広げる必要がある。自動車を持たない一部のスタッフと駐在員は、2台のマイクロバスに分乗し40分かけて通勤している。一方、会計、人事など専門職の人材は、売り手市場である。

ポーランド人労働者に対する印象は、失業率が高いためか、職に対する思いが強く、予想していた以上に勤勉だ。現在、主要ポストには日本人が就いているが、人材

育成に努め徐々に現地化を進めていく方針である。

EU加盟後に人件費が上昇すれば、ポーランドで操業する最大のメリットが薄れてしまうが、加盟後急激に上昇するとは考えていない。スペインとドイツの賃金格差もまだ大きく、東西ドイツでも差異はある。実際に人件費が上昇した場合には、生産性で吸収する努力をしていく。

<高速道路網の整備を望む>

問：事業環境の問題点は。

答：税制が頻繁に変更されるため、経理担当者は、毎日官報を確認するために神経をとがらせている。EU加盟に向けて、EU基準への調和を進めている過渡期にあるためとは思いますが、安定した制度を望む。また、税務報告が月次であるため、付随する作業が多い。

投資インセンティブについて、現在他の多くの外資企業で問題になっているが、ポルブロム市は経済特別区でないため、当社はその影響を受けない。

問：交通インフラの問題点は。

.....

答：高速道路網の整備を望む。現在は、ドイツに向かう高速道路（A4）が少し整備されているだけである。たとえば、チェコのコリン市に南下する高速道路ができれば、現在集積が進んでいる他の日系企業との取引がより容易になる。国内の道路網に加え、今後の発展が期待されるトルコへ向けて南下するルート of 整備も望む。しかし、高速道路網の整備は販路拡大につながるものの、労働者の流出という副作用もあるだろう。

通関は、現在3～4時間かかっている。進出当初は1日かかることも覚悟していた。EU加盟による簡素化の影響は大きい。

問：EU基準の順守に要するコスト（コンプライアンス・コスト）について。

答：各種認証基準については、日本からCEマークの付いた機材を輸入している。ポーランド独自の安全基準である「Bマーク」は、CEマークでカバーできるということだ。建屋改築の際の建築関連基準、周辺への騒音抑制基準、廃棄物分類基準などはすでにEU基準を満たしている。行政手続きの点でも大きな支障はない。進出時の操業許可も、予想以上に早く下りた。

問：ポーランドの投資受け入れ体制の問題点は。

答：ワンストップサービスの提供、投資優遇措置の内容という点では、チェコ、ハンガリーの方が大きく進んでいる。ポーランドではようやくワンストップオフィス設置の動きがでてきているが、現在の受け入れ体制では十分とは言い難い。日本人にとっての生活環境も、チェコ、ハンガリーの方が上だろう。それでもポーランドに進出を決めたのは、将来の経済成長が見込まれる点、国土、人口の規模が大きい点を考慮したためである。

問：その他問題となっている点は。

答：ポーランドの会計法は、自国通貨での決

算を義務付けているが、当社はほとんどの取引をユーロ建てでおこなっており、為替リスクを負っている。EU加盟後、早期のユーロ参加を望む。

また、材料・部品の大半は域内調達であるが、機械設備、金型、治具については、日本で開発を行っている関係から、ほとんどを日本から輸入している。仕入先を育てながら購入量を増やしていく、という方針に基づいて、現地化を推進し競争力の強化を図っていきたい。

<生産効率向上のための方策を実施>

問：今後の生産体制は。

答：操業以来、取り扱い製品数、従業員数、売上高はすべて右肩上がり。2003年以降も増産を予定しており、増員するワーカーの教育を開始している。現在の販路は日系企業が中心であるが、欧米企業向けにも拡大していきたい。

効率的な生産体制作りのために様々な工夫をしている。たとえば、生産管理を徹底的に行っている。個人の目標、1日の作業目標、1カ月の作業目標を明確に示しているとともに、機械の故障、製品の不良に関して原因を追求し、公表している。その際、言語によるコミュニケーションは必ずしも十分ではないので、図や写真、実物を多用した資料を大きく掲示することによりカバーしている。月給制ではなく時給制にしている。また、賃金、昇進体系にインセンティブがある。そのため、目標達成のための残業もいとわない。残業については、労働法の改正により年間の上限が150時間から416時間へ大幅に緩和される予定とすることで、制度の後押しがある。労務コストが安価であるメリットを最大限に活用するため、自動化は製品の品質に関わる部分のみにとどめている。

『制度・基準の煩雑さ、不透明さの改善を要望』
～ C社（自動車部品）

<判断基準が不透明>

問：人材確保に問題はあるか。

答：失業率が20%弱と高いため、ワーカーの採用には苦労しないが、マネジャークラスなどの人材確保は楽ではない。また、ワーカーに対して品質管理を考慮した教育が必要。従業員が少ないため、病欠の影響は大きい。

問：事業活動の障壁となっている制度は。

答：欧州基準、国際基準と異なる基準が存在するため、非効率である。

例：ポーランドには国内安全基準「Bマーク」という認証制度がある。Bマークの取得検査の際、検査官に修正すべき点をいくつか指摘された。次回以降の取得手続きのために、指摘された点の根拠となるマニュアルの公示を求めたが、見せてもらえなかった。基準が不明瞭との印象を受ける。

例：会計基準について、国際会計基準と異なる部分がある。日本の親会社との連結対象であるため、国際会計基準に則った書類が別途必要となる。

なお、労働衛生基準については、国内認証を取得済み。廃棄物処理については、国から環境関連の認証を受けた業者に委託している。

その他の問題点としては、行政手続きに関し、担当者の見解が不安定であることがあげられる。担当者によって見解が異なったり、同じ担当者でも見解が変わったりする。たとえば、同じ材料を輸入するときに、前回と同じ書類を準備したら、修正を指示されたこともある。制度そのものの問題なのか、あるいは担当者の問題なのかは不明であるが、見解の統一を望む。

労働許可証、滞在許可証の発行手続きが複雑で、かつ時間を要する。EU加盟によ

る規格、制度の透明化、改善を望む。

問：ズロチ高の影響は。

答：欧州の販売会社とはユーロ建てで取引をしているため、為替リスクを負っている。また日本、東南アジアへの支払いも、ユーロ建てを検討中だが、現状では円もしくはドル建てで支払っている。手数料なども安くはない。

<今後の市場動向を見極めて生産体制を判断>

問：現在の生産体制は。

答：保税加工の形態をとっており、原材料を日本、東南アジアから輸入し、それを加工して販売会社に納品している。ローカルサプライヤーの調査は実施していないため、技術レベルは不明。

問：今後の生産方針は。

答：EU市場向けの生産拠点という位置付けではあるが、最初から大規模投資を伴う進出は選択しなかった。機械設備についても、製品の品質に関わる部分は日本から最新の機械を持ち込んでいるが、コスト面を考慮し、完全に機械化しているわけではない。今後、市場動向を見ながら増員・増設を検討していくことになるだろう。

既にEU市場では欧米企業との激しい競争の中にあるが、今後はEU加盟がもたらす制度の透明化、簡素化による事業環境の改善を期待している。しかし同時に、人件費などの上昇というデメリットも生じるだろう。売り上げが増えても、経費の上昇で利益確保ができなければ、より安価な拠点への移転も検討する。まずはポーランドでEU加盟後の変化を学ぶつもりである。

ポーランドでの操業の見通しは、「暗くはない」という感触だ。日系企業にとって「系列」は、かつてほど強固なものではなくなっている。日系自動車メーカーを対象に、というよりも、日系も含めた「欧州

.....

市場」の開発を念頭に置いている。

『投資インセンティブの取り扱いの行方を静観』

～オペル（自動車）

オペルは、96年にポーランド初のグリーンフィールド投資により工場を新設した。98年の操業開始以来、生産台数は年々増加している。オペル・ポルスカのダリウス・グルゼゴルチック氏（Procurement Director）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

< マジャールスズキとの共同開発車を生産 >

問：事業概況は。

答：96年10月に設立し、98年4月に操業を開始した。98年にアストラ、2000年にアギラの生産を開始した。2001年の生産台数は10万1,600台（生産能力は年15万台）。2002年にはアストラの生産を中止している。

アストラは国内市場向けだったが、アギラは、ファミリー向けのセカンド・カーとして生産の97%を欧州各国へ輸出している。最大の輸出先はドイツで30%、以下フランス、イタリアと続いている。なお、アギラはハンガリーのズズキと共同開発した乗用車であり、部品を相互供給している。

問：生産拠点をグリヴィツェ市に選定した理由は。

答：理由は3点。特別経済区であり、各種インセンティブを享受できる点、シレジア地方は、工業地帯であることからレベルの高い技術者が多い点、失業率が高いため、人材確保に苦労しない点。

交通インフラに関しては、完成車の90%を貨車で、10%をトラックで輸送している。部品はトラックで搬入している。

問：現地調達率は。

答：アギラの場合、200社のサプライヤーのうち在中・東欧企業は60社で、ポーランド

企業は32社。価格でみると、55%が中・東欧で、35%はポーランドから調達している。

現地調達が可能な部品は、低付加価値部品に限られている。たとえば、ワイヤーハーネス、カーペット、プラスチック、シートなどはポーランド企業から調達できるが、ガラスやタイヤは在ポーランド外資系企業から調達、エレクトロニクス製品など高付加価値部品は輸入に依存している。

< 物流のスムーズ化を期待 >

問：EU加盟のメリットは。

答：通関がなくなり、物流がスムーズになる点。

問：EU加盟のデメリットは。

答：人件費の上昇が予想される。しかし、賃金水準が急激に上昇するとは考えていない。現加盟国間にも賃金水準の差はあるため、労働コスト面での優位性は残るだろう。現在、工程の機械化率は意図的に低く抑えており、西欧の工場と比較すると人手を使った作業が多い。

投資インセンティブの取り扱いが変わる可能性もある。自動車工業会がロビー活動をして働きかけてはいるものの、政府が欧州委員会と交渉して解決すべき問題と考えている。

『製造品目の多角化を推進』

～VAB（自動車部品）

チェコの自動車プレス部品企業であるVABは、97年にポーランド・ティヒ市に工場を設立し、西欧自動車メーカー向けに部品を供給している。しかし、2002年に大口顧客であるオペルへの納入が打ち切られたため、製造部品の多角化に乗り出している。VABティヒのカシミエル・レシュニック氏（President）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

< 新規顧客を開拓 >

問：事業概況は。

答：91年にチェコ工場を設立、97年に第2工場をポーランドに設立した。98年に操業を開始し、主に金属製自動車部品（フロアパネル、ピラー、座席レールなど）を製造している。

当初は、シュコダ、フィアット、オペル（アストラ）向けにプレス部品を生産。その後生産を拡大し、ボルボ、サーブ、シュコダ、トヨタ、ホンダ、キャデラックの部品の製造にも携わった。

しかし、大口納入先であったオペルが2002年6月にアストラの生産を中止。新たな顧客を探さなくてはいけない状況になった。新規顧客として、エレクトロラックス（家電）から洗濯機、乾燥機の外装部分を受注している。自動車部品についても、内装部分の生産を開始した。これまでは製品の内部にある目に見えない部品の生産が多かった。外装部品はより高い品質が求められるが、技術力を活用し、要求に応えられる部品作りを行う。

製品の80%が輸出向けであることから、ISO、VDAといった品質管理に関する認証も取得した。R&Dセンターも備えており、過去3年間で1,500万ユーロの設備投資をおこなっている。現在の稼働率は60%。万一の場合に備え、稼働率は80%以上にはしない方針である。

< 雇用維持規定が機械化の障害に >

問：人材確保に問題はあるか。

答：周辺地域の失業率が高いため、問題ない。研究開発の人材については、近隣のシレジア工科大学、フィアットのR&Dセンターと協力関係にある。

チェコとポーランドの人材を比較すると、チェコ人の方がチームワークに優れているほか、指揮系統がしっかりしている。

チェコでは既にマネジャークラスの人材は不足しており、チェコ工場でもポーランド人が多く働いている。今後、この傾向は加速するだろう。なお、物価水準が異なることから、賃金水準はポーランドの方が高い。

問：事業活動の障壁となっている点は。

答：特別経済区の規定で、200人以上の雇用を15年間維持する義務があるため、機械化によるコストダウンを進められない。

問：交通インフラの問題点は。

答：問題ない。高速道路、空港、鉄道など十分整備されている。

問：通関の問題点は。

答：税関の人材が不足しており、通関に時間がかかる。EU加盟のメリットは大きい。

問：現地調達状況は。

答：主原料の鉄はドイツから輸入している。設備機器、金型も西欧から輸入しており、現地調達は進んでいない。設備のメンテナンスについては内製化している。

『現地生産への切り替えが奏効』

～トヨタ自動車（自動車販売）

トヨタ自動車は、90年にポーランドに販売会社を設立した。新車販売市場が縮小する近年の厳しい環境のなか、トヨタのシェア拡大が顕著である。トヨタ・モーター・ポーランドの関誠氏（President）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

< 英国、フランス、トルコからの関税は0% >

問：ポーランド市場の特徴は。

答：人口が4,000万人弱と中・東欧諸国で最大、スペインとほぼ同じ規模である。

1人当たりGDPは4,000ドル程度とEUに比べ低い。自動車保有台数は2002年に1,000万台を超える見込みだが、1,000人あたりの保有台数はEU平均の約半分と低い水準にある。保有車の車齢は、11年以上が41.3%と高い。これらの車は、EU加盟後

の環境規制の強化のため、スクラップ・代替促進政策が予想され、買い替え需要の増加が期待できる。

問：新車販売市場が縮小するなか、トヨタがシェアを拡大（99年2.1% 2002年上半期：8.0%）している理由は。

答：要因は3つ。第1に、セールスネットワークが強い点。第2に、商品に競争力がある点。第3に、マーケティングが成功している点。

セールスネットワークに関しては、現在52あるディーラーに対して、99～2000年にかけてショールームの整備など販売体制を強化させた。その結果、自動車専門誌の評価では、ディーラーの対応や施設について国内第1位の評価を受けるに至った。また、既販売車に対するアフターサービスでも1位の評価を得ている。西欧のディーラーよりもレベルは高いとも言われている。

商品の競争力については、日本からの輸入を、欧州での現地生産に切り替えたことが大きい。日本から輸入すると35%の関税がかかるが、トヨタの欧州における生産拠点であるフランス、英国、トルコからの輸入関税は0%である。

マーケティングにも力を入れている。トヨタの顧客層をリサーチしたところ、年収および教育水準が平均よりも高いことが判明した。「トヨタ車は、値段が高いが高品質」というイメージが、ステータスシンボルに結びついたようである。トヨタは富裕層の多いワルシャワに販売店を7店舗設置しているほか、クラクフやポズナンなど中規模の都市も強化する販売戦略をとっている。

なお、トヨタの販売動向は欧州全体でも好調である。イタリア、フランス、スペインでは日本車の数量規制枠が撤廃された影響も大きい。

<政策の不安定さが問題>

問：ズロチ高の影響は。

答：主力の欧州生産車は、ズロチ建てで会計処理しており、為替リスクはいったん統括会社が負っている。

問：売掛金の回収に問題はあるか。

答：現在、トヨタの販売は好調である上、余計な在庫を持たないようにしている。よって負担も少なく、資金回収もそれほど問題となっていない。

なお、トヨタはポーランド国内には直営店を設けておらず、ディーラーに対しても資本参加はしていない。資本提携をすると、ディーラーが親会社に依存してしまう可能性があるためである。

問：そのほか問題となっている点は。

答：政府の政策が不安定である。2002年1月、政府はそれまで輸入を禁止していた車齢10年以上の中古車の輸入を解禁したため、中古車輸入が急増した。その後政府は、中古車輸入の急増に歯止めをかけるため、3月には輸入中古車の物品税を引き上げ、9月には環境規制ユーロ2を導入し、実質的に古い中古車の輸入を制限した。しかし、一貫性のない政策を実施した結果、環境に悪影響を与える中古車が短期間に大量にポーランドに流入してしまった。

<さらなるシェア拡大が目標>

問：今後の自動車市場の見通しは。

答：新車販売市場が縮小している理由は、景況悪化のため、Aセグメントと呼ばれる軽自動車クラス（大宇の「マティス」、フィアットの「セイチェント」など）の所有者は新車へ買い替える余裕がなく、輸入中古車を購入しているためではないが。現在は中古車の流入を規制する傾向にあること、今後のEU加盟やドイツ経済の回復が、国内経済の上昇を後押しするであろうことから、新車需要は増加すると見ている。その

際には、Aセグメントの需要が増加するだろう。

問：今後の販売戦略は。

答：市場参入当初は販売台数も少なかったこともあり、稀少感から高級イメージがついてきた。現在の顧客も富裕層であることから、今後も高級イメージ戦略で販売を拡大させる方針だ。トヨタは、他社とは異なりディーラーが値引きをしないが、それが逆にトヨタの信用イメージを向上させている。2005年までに年間販売台数5万台を目標にしている。

問：EU加盟のメリットは。

答：高速道路など交通インフラの整備を期待する。西欧では100kmは1時間で走れるが、ポーランドでは1時間以上かかる。現在、部品を24時間以内にデリバリーするシステムを確立しているが、交通インフラが整備されればより短い時間でデリバリーも可能となり、サービスの向上につながる。通関業務がなくなることも大きなメリットとなる。

なお、ポーランドへの車両輸送に関しては、100台以上を一度に運べる鉄道輸送、海運輸送が中心である。

問：ディーラーに対する販売メーカーのしぼりを禁じたEU規則が発効したが。

答：トヨタはディーラーに対して、トヨタ車を扱うための条件を高く設定している。ファシリティもアフターサービスも高いレベルを要求し、顧客満足度No.1を堅持するつもりだ。

『日系企業の集積を期待』

～東京三菱銀行（金融）

ポーランド東京三菱銀行は、邦銀系金融機関では初めての中・東欧地域における営業拠点として、2002年4月から法人向け営業を行っている。渡辺和男氏（副頭取兼General Manager）に、現在の事業環境と今後の展望

についてインタビューを行った。

<潜在性を期待できる市場規模>

問：ポーランド進出の背景は。

答：そもそも中・東欧諸国は、ウィーン支店がカバーしていたが、日系企業の中・東欧諸国への進出が本格化の気配を強める中、当行も域内への進出は必須と判断した。人口、経済規模が中・東欧諸国で最大のポーランドの潜在的成長性などを考え、ワルシャワでの拠点開設を決断した。チェコ、スロバキア、ハンガリーなどはウィーン支店が引き続きカバーする営業体制を敷き、連携の強化を図っている。

問：これまでの営業状況は。

答：2002年4月8日の開業以来、順調である。ポーランドでの日系企業の集積を見込んでの進出だったが、ほぼ予定どおりと言える。ただ、トヨタがPSAとの完成車工場の拠点をチェコのコリン市に選定した点は、希望的な予測とは外れた。しかし、トヨタの進出によりチェコへの投資が加速化し、結果的にチェコでの用地不足や、マネジャークラスの人材不足などの現象も生じている模様だ。今後、チェコに加え隣国であるポーランドへの進出が活発化することも想像に難しくなく、既にそうした傾向が見えつつある。また、コリン市はポーランド国境からもそう遠くはないため、トヨタ・プロジェクトに絡んだ新規投資先として、ポーランドが選ばれる理由の一つとなるであろう。

ポーランドに進出している日系企業の多くはいずれも順調に業務を展開していると思われ、日本精工、ブリヂストンなどは追加投資を行っている。ポーランド進出を失敗と位置付けている企業はまずないと思われる。

問：在ポーランド日系企業との取引状況は。

答：現在、ポーランドに進出している日系企業は90社程度。現状はその3分の2程度と

取引をしている。しかし日系だから、親会社と取引があるから、という理由だけでビジネスが始まる訳ではない。当然の事ながら、当行と取引するメリットを求められる。特に日系企業でもポーランド人しかいない企業では、そうした傾向が顕著である。

当行が提供する取引メリットとしては、邦銀らしいきめ細かく正確なサービス、ポーランド語、日本語、英語による多面的なコミュニケーション、効率的なエレクトリック・バンキング、ポーランド地場情報の速やかな伝達、などがあげられる。

< 金融業の労働市場は買い手市場 >

問：銀行業務の知識と英語力を両立させる人材の確保は困難か。

答：現状は、そうした人材確保が大変難しいという事はない。たとえばシティバンクによるハンドロヴィ銀行の買収など、ポーランドの主要金融機関は、ほとんど外資系金融機関に買収されている。外資系金融機関は、買収後にリストラを進めているため、金融業に関しては、労働市場はどちらかと言えば買い手市場となっている。当行では、語学力と銀行業務経験のある即戦力の雇用は順調だった。現在2人の役員と11人のナショナルスタッフを抱えている。

問：ポーランドにおける金融業の賃金水準は。人件費は上昇しているか。

答：一般論として、ポーランドにおける金融業の賃金水準は、他産業に比べ幾分高いと言える。多くの場合、銀行をはじめ金融業務では、開業と同時にある程度の収益確保が求められるため、職員も相当程度の専門性を備えた即戦力であることが条件となる。トレーニングをしてから業務にあたらせるというよりも、その分野において既に相応の実力を備えた人材の確保が優先されるケースが多く、加えて相応の語学力（英

語）も要求されるため、どうしても他業種に比べて賃金水準が高くなる傾向がある。賃金のつりあげによる引き抜きも一部にはあるが、特に大きな影響はない。

< 投資環境のさらなる整備に期待 >

問：事業環境の問題点は。

答：ポーランドが自由主義・市場経済化してから10数年が経過し、法的枠組みなど制度面も充実してきている。しかし、日頃の業務などを通じ、まだ改善の余地があるのではと違和感を覚える点もある。

例えば、金融行政、税務面などで形式的な面のみを重視した仕組みや制度が、いまだに残っていると感ずることがある。銀行業務に関して言えば、当方から見ると引当基準が形式的に映り、不必要と思われる程の引当計上を実行せざるを得ないことがある。融資先が赤字であるという理由だけで、引当対象となるケースなどが典型例であるが、事業の特質や将来性、親会社の支援状況など、定性的な部分を盛り込んだ判断があっても良いと思われる。

効率性についても、もっと柔軟な発想が必要であると感じる点がある。典型的な例としては、月次決算である。ポーランドでは金融業だけではなく、すべての企業が月次決算を実施し、法人税、所得税などを毎月前納しているが、このための事務負担は決して小さくない。多くの企業が、もう少し効率的な制度に移行できないものか、と感じているのではないか。先進諸国のように、期中の決算は、半年もしくは四半期が妥当と思われる。

ポーランドで業務を行っている以上、役所への提出書類がすべてポーランド語であることは仕方がないのだが、例えばオランダでは、中央銀行は英語での書類提出も認めていると聞いている。国内資本の蓄積が十分ではないポーランドは、今後の経済発

展に外資導入は必須である。海外からの新規投資を呼び込む環境作りのためには、思い切った改革を考えても良いのではないか。

<今後も旺盛な日系企業の進出を期待>

問：ポーランド経済の現状は。

答：2000年まで4%台を維持してきた実質GDP成長率は2001年に1.0%へ急落、2002年も1.2%前後と予想されており、以前のような成長軌道に乗るのは容易ではない。成長率低下の原因は、ズロチの高金利と欧州経済、とりわけドイツ経済の減速である。ズロチの金利は、中銀の積極的な金融緩和策によりこの1年でほぼ半減し、市場金利は6%前後まで低下したが、欧州の景況感は引き続き厳しい。しかしEU加盟を控え、政府が財政を拡大することによって景気を刺激することは難しく、抜本的な対策を打ち出しにくいのが現状と言えよう。

ただ、ワルシャワに駐在して感じるのは、ポーランドの人々が厳しい経済環境の中でも非常に生き生きとしていることである。社会主義の重圧から逃れ、市場経済的発想が行き渡り、努力すればより多くの所得を得て、より良い生活ができるということを実感しているのだろう。特に若い人々は、優秀な人材が目につき、国としての未来は大変明るいと感じる。

問：日系企業にとってポーランド進出のメリットは。

答：廉価で質の高い労働力。既にポーランドで製造、販売のオペレーションを行なっている日系企業は、すべからくポーランド人スタッフの労働意欲、勤勉性を高く評価している。

失業率が18%という労働市場も雇用者側に有利である。ポーランド自体が大きな国内市場を抱えていること、また欧州の東西を結ぶロジスティクス上の重要性も進出の

決め手となる。

問：ポーランドのEU加盟が日系企業の進出動向に与える影響、および貴行のビジネスに与える影響は。

答：多くの日系企業にとって、ポーランドをはじめとする中・東欧諸国のEU加盟は、中・東欧地域へ進出する前提とも言え、EU加盟自体は既定路線だろう。もちろん、加盟がほぼ確定したことが、中・東欧地域への進出をさらに後押しすることは十分あり得ると考える。

当行にとっては、日系企業の進出が増えることは大歓迎である。これまでジェットロやポーランド投資庁などと組んで投資セミナーなどを積極的に展開しているが、今後のEU加盟に際しても、そうした努力を一段と強化したい。

『ワンストップオフィス機能を備えた建設会社が目標』

～鹿島建設（建設）

鹿島建設は、2001年にポーランド現地法人を設立し、これまでに東京三菱銀行の内装、ヤマハのショールームとオフィスビルの建設に携わっている。パヴェル・ゴウエンピオフスキ氏（Marketing Manager）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<ワンストップサービスの提供で差別化を>

問：ポーランドでの活動状況は。

答：ポーランドに営業所を設立したのは2001年で、96～97年に進出した竹中工務店、清水建設より遅い。これまでに東京三菱銀行の内装、ヤマハのショールームとオフィスビルの建設を受注した。2003年春にも受注を1件見込んでいる。

2003年には、日系企業が5、6社進出するようだ。そのうち3、4社はパウブジフ市など南西部への進出を検討している。バ

.....

ウブジフは自動車産業の集積が進んでいる一方で、失業率が35%と非常に高い。

今後はプラント事業も進めていく。トヨタの中欧進出に関しては、バウブジフ市での生産拠点については入札に負けたが、チェコのコリン市での生産拠点については一部を受注できた。

問：日系の同業他社との差異は。

答：そのイメージ作りが今後の課題。鹿島は、日系企業のポーランド進出のワンストップサービスを提供することで、他社との差別化を図る方針である。つまり、企業設立の手続き、建設前の地元との交渉、建設工事を一括して引き受ける。また建設会社は、竣工したらサイドオフィスをクローズするケースが多いが、鹿島は腰を据えたサービスを提供したいと考えている。

< EU加盟によるビジネスチャンスの拡大に期待 >

問：EU加盟に伴う制度変更の影響は。

答：ポーランドの建設関連法規は3年前から改正されており、現在ではEU基準に適合している。環境許可申請、開発許可申請、建築確認許可申請なども、EU加盟を控え透明化が進んでいる。

問：EU加盟後の建設市場の見通しは。

答：第2次世界大戦で、ワルシャワの95%が破壊された。このことが、プラハやブダペストとは異なり、都市部での高層ビルの建築が可能であることの背景にある。

建設業にとって、国土の大きさは一義的には無関係である。EUへの加盟によってポーランドへの投資が増加し、ビジネスチャンスが拡大することを期待している。日系企業の進出も期待できる。しかし鹿島は、日系企業のみを対象として活動しているわけではなく（英国とフランスでは顧客の30%は地元企業）、外資系企業の進出もビジネスチャンスと考えている。また、EU

支援金などによる高速道路や橋などのインフラ建設プロジェクトも増えるだろう。入札の参加条件では、日系企業と外資系企業との区別はされていないが、道路や橋の建設実績を問われる。実績の少ない現状では、コンソーシアムを組んでの参加となる。

問：EU加盟は同業他社の進出も促し、競争を激化させるか。

答：市場参入面での障壁はなく、ポーランドでの競争はすでにタフなものとなっている。EU加盟が同業他社の流入をさらに加速させるとは考えていない。

弱い企業はすでに淘汰されている。ローカルの下請け企業については、外資が資本参加しているものも多く、厳しい競争がある。実力も十分である。

問：EU加盟は人件費の上昇をもたらすか。

答：現時点で、労働者の流入、流出は少ない。EU加盟後もそれほど進まないだろう。賃金水準は早急には変わらないと考える。

< 投資受け入れ体制の整備が急務 >

問：日系企業にとってポーランド進出の阻害要因は。

答：高速道路が未整備である点。日本人にとって生活しやすい環境ではない点。たとえば日本人学校はワルシャワにしかない。インターナショナルスクールも数が少ない。また、国土が広いと、自動車産業が集積しているバウブジフはワルシャワから約6時間かかるなど、ワルシャワからの通勤圏外にある拠点が多い。この点に関し、たとえばチェコでは、プラハから通勤できる拠点が多いというメリットがある。ワンストップオフィスがない点。たとえば不動産税の減免は地方政府に、土地の購入は中央政府に認可を得る必要がある。外国投資庁（PAIZ）は権力が小さいため、効果的な活動ができない。PAIZは、チェコ外国投資庁（チェコインベスト）を手本に、

2003年から別組織に改組される模様であるが、どの省庁の管轄下に置かれるのかも、現時点では未定である。

『許認可手続きの透明性の確保に課題』

～三菱商事（商社）

三菱商事は70年にポーランドに駐在員事務所を設立した。2002年4月からは支店として活動しており、食品関連事業、物流事業などに携わっている。門幹雄氏（General Director）、伊藤宏之氏（Deputy Director）に、現在の事業環境と今後の展望についてインタビューを行った。

<事業展開の阻害要因は「不透明さ」>

問：事業活動の障壁となっている点は。

答：ビジネスが政治に振り回される点が最大の障壁である。たとえば、食品事業の立ち上げ時に農民党や農業省が、優遇措置の付与を正当な根拠なしになかなか認めないなど、事業に横槍を入れてきた。

また、民営化手続きや許認可手続きなど、政治家、省庁の利権がからむ事柄については、汚職体質から抜けきれていない。これは、民営化手続きなどの遅れや不透明性にもつながっている。通関に関して、税関職員の裁量が大きく、判断に安定性を欠く。

EU加盟による事業環境の改善を期待する。たとえば、現在ポーランドが日本からトラクターを輸入する場合は35%の関税がかかるが、EUが日本から輸入する場合は、関税がかからない。EU関税体系の適用によって関税が無税となれば、大きなメリットとなる。しかし一方で、人件費の上昇が予想されるなど、EU加盟によるデメリットもある。食品事業では、EU内での農産物の生産割り当ての問題など、新たな障害が生じるだろう。

問：日系企業の中欧への進出動向は。

答：トヨタのチェコ進出により中欧が注目さ

れている。当社は、日系企業の集積を見込んで、家電を主体とした物流事業に携わっているが、自動車関連企業にも注目しており、将来的にはポーランドを拠点に中・東欧諸国、ロシアへの拡張も視野に入れている。

製造業にとって、中欧進出のメリットは労働コストにある。日系企業は、進出先を検討する際に、ポーランドをハンガリー、チェコと比較する。交通インフラ、電気代、ガス代、といったコストのほか、日本料理屋があるか、英語、日本語が通じるかといった駐在員の生活環境を比較すると、ポーランドではなくチェコを進出先とする企業が多いようである。チェコはポーランドと異なり国土が狭いため、都市と地方のインフラなどの格差が小さい。

<国内市場の拡大に期待>

問：今後有望な投資分野は。

答：電力、環境、都市交通分野が有望である。

電力分野では、電力供給会社であるG8の民営化が予定されている。環境分野については、発電所の民営化などに伴うリハビリなどが期待できる。都市交通については、ワルシャワ市内の輸送網整備、地下鉄延長計画がある。ポズナンを始めとする地方都市においても、都市交通整備計画がある。

しかし日系企業は、欧米企業の情報収集能力（キーパーソンを捕まえる能力）と、意思決定の迅速さについていけない状況である。一般的に、日系企業が1年かけて検討するプロジェクトを、欧米企業は3～4カ月で判断する。

そのほかの分野では、ポーランドでは健康志向が高まりつつあることから、医療機器、健康関連機器分野も潜在性のある市場といえる。

問：民営化の動向は。

答：有望な企業の民営化はほぼ終了しており、今残っているのは国鉄など民営化が困

.....

難な案件ばかりである。しかし有望な民営化案件があった当時は、政治動向や限られた情報量などのため、日系企業は手を出せなかった。

問：工作機械業界の動向は。

答：まだ市場が小さく、採算に乗せるのが難しい。しかし今後のEU拡大、また日系企業の進出とあいまって、将来的には有望な市場となろう。

問：今後の事業展開について。

答：景気低迷の影響を受け、多くの日本企業は、海外プロジェクトの選択と集中を行っている。現状では、中欧までカバーする余力がない、というのが実情のようだ。中欧は日本とは地理的に遠いこともあり、よほどの案件でない限りポーランドは選択されない傾向にある。

『自動車産業の集積に期待』

～ D社（商社）

<行政側の対応に課題>

問：事業活動の障壁となっている制度は。

答：税制で、西欧の基準と異なっている点がある。たとえば、立替費用については一度自分の費用として計上し、その上で相手側にインボイスで請求しなくてはならない。その際、22%の付加価値税（VAT）が加算されてしまう。そのほか、月次決算である点も非効率である。

問：行政手続きについて問題点は。

答：ポーランドの役所は官僚的であるとの印象を受けている。労働許可の申請手続きなどは、許可が下りるまでに非常に時間がかかる。申請の受付窓口が午後3時で終わってしまう点も、ビジネスマンにとって不都合である。

また、制度が頻繁に変更されるため、行政側が混乱しており対応しきれていない。

そのほか、投資インセンティブの申請方法など、制度は制定されていてもその施行法が未整備のものもある。

<労働市場は買い手市場>

問：日系企業にとって、ポーランドに進出するメリットは。

答：労働コストが安価である点、教育水準が高い点、いいものは受け入れるという民族性。さらに、人材が豊富である点。ハンガリー、チェコの労働市場はほぼ飽和状態であるため、消去法でポーランドを選択する企業が、今後増加するのではないか。

問：日系企業にとって、ポーランドに進出するデメリットは。

答：製造業が発達している南西部で、学校や食料品店など日本人にとっての生活基盤が不十分である点。日本人の生活インフラが整っているワルシャワからは通勤できない。

<自動車関連企業の進出に期待>

問：今後の事業予測は。

答：ポーランドは自動車産業の生産拠点となりつつあることから、裾野産業が大きくなっている。商社の役目としては、1次および2次下請け企業の海外進出をサポートする点にあると考えており、今後の業容拡大を見込んでいる。

問：EU加盟で改善を望む点は。

答：税制、行政手続きなどのEU基準への調和によるビジネス環境改善を望む。また、高速道路の整備を始め、インフラ整備も進むだろう。

問：EU加盟がもたらすデメリットは。

答：物価水準が現EU加盟国のレベルにまで上がるおそれがある。物価、人件費の上昇により製造業の進出メリットが薄れることが考えられる。

問：EU加盟時期が遅れた場合、進出日系企

Report 7

業が被る影響は。

答：ポーランドはすでにEU経済圏に組み込まれており、影響は小さいだろう。EU加盟による政治的安定、国際信用力の向上と

いうことも考えられるが、加盟が若干遅れたからといって、ポーランドの経済的な重要性が薄れる訳ではない。

(志牟田 剛)

西欧における雇用制度改革の現状 ～インタビュー報告～ (ドイツ、フランス、イタリア)

海外調査部欧州課

EUの東方拡大を控えた欧州各国は、国境を越えた政治的・経済的統合を推進し、投資先としての市場価値をいっそう高めようと努力している。域内では財・サービスの自由移動が進み、ユーロ貨幣の流通開始も奏功し欧州統合が加速する一方で、労働市場の硬直性は多くの失業者を生み、各国は早急な制度改革と雇用環境の改善に迫られている。

ジェットロは2002年10月、EUおよび主要国において実施した雇用制度調査の一環として、失業者数が再び増加傾向にあるドイツ・フランス・イタリアの政府機関、経営者団体、労働組合、現地民間企業、現地進出日系企業などを訪問し、労働環境の実情を把握するためインタビュー調査を行った。

1. **ドイツ**：複合的な政策実行で労働市場改革を促進 (p.144～)
 - (1) 労働市場職業研究所 (ドイツ連邦雇用庁付属、IAB)
 - (2) ドイツ経済研究所 (ドイツ産業連盟付属、IW)
 - (3) ハニエル (流通、HANIEL)
 - (4) 在ドイツ日系企業A社

2. **フランス**：フィヨン法の成立で期待される企業活動の活性化 (p.149～)
 - (1) 労働者の力 (フランス5大労組の一つ、FO)
 - (2) フランス企業運動 (フランス最大の経営者団体、MEDEF)
 - (3) トヨタ自動車ヨーロッパ
 - (4) フランス三井物産

3. **イタリア**：先行き不透明な労働市場改革、自助努力する企業 (p.158～)
 - (1) イタリア労働総同盟 (イタリア最大の労組、CGIL)
 - (2) アクテリオス (ファルク・グループ製鉄部門、ACTELIOS)
 - (3) アルカンターラ (在イタリア日系企業、ALCANTARA)

1 .ドイツ：複合的な政策実行で労働市場改革を促進

～ドイツ概況～

連邦雇用庁は2003年1月9日、2002年の平均失業者数を406万300人と発表。雇用環境の悪化を示す心理線と言われる「失業者400万人」の大台を超えた。年平均失業者数が400万人を突破したのは3年ぶりのことで、長引く景気低迷と社会保障費の増大により、企業では相次いで人員削減が行われている。企業の設備投資の手控えや消費者マインドの冷え込みから内需も総崩れとなり、連邦統計庁が2003年1月16日に発表した2002年の実質GDP成長率（速報値）は前年比0.2%増と、9年ぶりの低成長にとどまっている。

2002年12月20日に国会を通過した労働市場改革案は、政府の諮問機関（ハルツ委員会）で提示された原案から大きく後退。政府は2003年1月から、失業者の起業支援などを内容とする雇用改革を始めたが、米軍などによるイラク攻撃懸念を強める産業界は新規雇用に慎重だ。2003年には平均失業者数が450万人を突破するとの公算もあり、政府の手腕が試されている。

長引く景気低迷や2002年8月中旬にドイツ東部を襲った洪水対策費の緊急捻出による税収減によって財政赤字が膨張していることも、個人や企業に負担増を求めざるを得ないマイナス要因。欧州委員会は2002年11月、ドイツの2002年の財政赤字がGDP比3.8%となり安定・成長協定によってユーロ圏に課せられたGDP比3%の上限を突破するとの見通しをまとめ、2003年1月21日にはEUの赤字是正手続きの発動を正式に決定している。

(1) 労働市場職業研究所（IAB）

・訪問日： 2002年10月21日（月）

・話者： Mr. Elmar Hönekopp,
Dr. Frank Wießner

ニュルンベルクにあるドイツ連邦雇用庁の附属機関である労働市場職業研究所（IAB）研究員のヘーネコップ氏、ピースナー氏を訪問し、ドイツの雇用問題について聞いた。両氏は、政府の労働政策委員会であるハルツ委員会が行った失業者数の試算「3年間で失業者を半分にする」の実現可能性について疑問を示すと同時に、失業問題の解決には複数の政策を連携して実行すべきであると「ポリシーミックス」の必要性を強調した。

<東部ドイツへの対応が不適切>

問：ドイツの失業率の悪化について教えてほしい。

答：ドイツの失業率は、2002年9月末時点で9.5%、失業者数はおよそ400万人に上っている。ただし、西部ドイツ（旧西独）だけの失業率（2001年）は7.8%。これに対し、東部ドイツ（旧東独）は17.4%と大きな隔たりがある。このデータは、ドイツの失業問題の多くが、東部ドイツの経済の建て直しにかかっていることを示している。

政府が東部ドイツの計画経済の失敗を過小評価した上、年金や失業保険などにおいて、西部ドイツ同様の労働条件への移行を急ぐため、かなりの財源を使ってしまい生産投資が少なかったことも、失業率を悪化させてしまった原因だ。東部ドイツの構造問題や失業問題に対する政府の対応が不適切だったと言わざるを得ない。

問：ドイツ経済建て直しのための課題は。

答：十分な雇用を創出するには、景気の回

.....

復力が弱い。ドイツはユーロ圏経済の3分の1のGDPを占めているが、現在の状態はEU経済を牽引するところではない。その理由は、古い構造・行動様式に固執した柔軟性の欠如、賃金・社会保障費の上昇がある。経済・金融政策をうまく機能させるためには、それらの改善が何よりも必要だ。

< 労働力需要が高学歴化 >

問：労働力需要に変化は。

答：高学歴者に対する需要が年々上昇している。例えば、76年には「大学卒業者」の需要は5.1%だったが、95年には9.0%にまで上昇した。われわれの予測では、この傾向は2010年には10.3%に達するとみている。

「職業教育は不要」と答えた雇用主は、76年には34.9%だったが、95年には16.7%まで低下している。技術者を求める傾向にあることも注目に値する。

< 複合的な政策実行が重要 >

問：雇用問題解決に向け、どのような政策が期待されるか。

答：需要側・供給側の双方に向けた、短期的に有効なマクロ経済的介入と、長期的に作用する構造改革とを同時に実行することが必要だ。特に、財政政策、規制緩和、労働市場政策、賃金政策を複合的に実施することを提案する。

第1に、財政政策として、短期的に業種別に効果があると考えられる公共投資の増大や減税策が必要だ。現在のドイツの財政赤字は、EUの安定・成長協定によってユーロ圏各国に課せられている「GDP比3%以内」に収めることが大変困難な状況だが、財政再建下であっても、雇用促進に留意した財政政策の実施は不可欠だ。

第2に、規制緩和を行い、労働市場に対し中・長期的に構造改革作用を与えることが必要だ。低賃金セクターの拡大、解雇保護規制の緩和、派遣労働の自由化、起業促進などにより、目標を明確にした規制緩和が行われないう限り、社会福祉国家の現代化はありえない。

第3に、労働市場に向けた政策として、労働者各人の就業能力を改善することを提案する。失業者の活性化、就職あっせん業務の集中と合理化、資格取得促進などを推進していく必要がある。雇用政策をより効果的に支える側面支援策の一つといえる。

第4に、賃金政策。一方で賃金上昇を抑制し、その一方で差別化も計ることも大事だ。労働時間の短縮と緩和により、賃金政策を柔軟かつ効果的に実施することが重要で、雇用政策に沿った賃金政策が求められている。

< 3年間で失業者の半減は困難 >

問：ハルツ委員会の答申^(注1)について。

答：2002年9月の連邦議会選挙に向けた選挙戦のただなかにあった8月、シュレーダー首相は、革新的な労働改革で知られるフォルクスワーゲン（自動車）のハルツ人事担当役員を長とする「労働市場改革に関する諮問委員会」（ハルツ委員会）を発足させ、400万人の失業者を3年間で半減させることなどを内容とする提言を発表した。

同委員会の答申は、全国181ある公共職業安定所に人材派遣組織を併設するなど、労働市場改革を支えるツールの改善が行われることに一定の評価は与えられるものの、想定される被用者数の増加が過大と思われるし、個別の政策には詳細が不明確なものがあることなど、十分なものとは言いがたい。構造改革に遅れが目立ち経済も停滞している現在のドイツにあって、「3年で失業者半減」との目標

(注1) 2002年8月16日に発表された労働市場改革案。骨子は、失業者（特に若者）の迅速な就業、連邦雇用庁が管轄する公共職業安定所の人材派遣会社化と派遣労働者の拡大、起業奨励と闇労働の削減。

達成は大変困難だ。構造改革を推進し、需要側、供給側の双方に対し、複数の政策を同時に効果的に実行することが期待されている。

(2) ドイツ経済研究所 (IW)

- ・ 訪問日： 2002年10月23日 (水)
- ・ 話 者： Dr. Lothar Funk

ケルンに本拠地をおく「ドイツ経済研究所 (IW)」において、産業および労働組合経済学を担当するフク氏に対し、経営者側の視点から見たドイツの雇用問題について聞いた。

IWは、ドイツの経営者団体である「ドイツ産業連盟」の付属研究所である。

< 世界一高い労働コスト >

問：雇用環境の現状について教えてほしい。

答：ドイツは現在、高失業率に悩まされている。よほど大胆な改革を行わない限り、状況の改善は見込めない。

ドイツの労働市場をコスト高にしているもの、すなわち長期化する失業問題の原因は、厳しい規制と、営業利益をそっくり奪ってしまうほどの賃金レベルの高さだ。

雇用主負担の税金も極めて高く、工場労働者の労働コストは世界一高いと言って過言でない。雇用主側は、厳しい規制によって労働者の解雇が困難な状況にあり、新規雇用の意欲もそがれてしまっている。

< 現状悪化の可能性を懸念 >

問：2002年8月16日に提出されたハルツ委員会の最終答申をどう評価するか。

答：久しく進展がみられなかったドイツの雇用問題に対し一石を投じたという意味では、歓迎されるものだ。ほとんどの政治家たちがタブー視していたものに、メスを入れたからだ。

しかし同答申は、わずかな雇用と厳しい規制をもたらすばかりで、2005年までの3年間で失業者を半減させることは極めて難しい。ハルツ氏が委員長に選出される以前に約束されていたほどの雇用を創出しないばかりか、ドイツ経済に新たな潮流を生み出すのに十分でない。失業手当が最初の6カ月間低額に抑えられることや、公共職業安定所が人材派遣業務を行うことで民間企業の事業を圧迫しかねない提案がなされていることは、現状を悪化させる可能性も秘めている。

< 大構造改革が不可欠 >

問：雇用状況の改善のため、どのような政策が必要と考えるか。

答：ドイツ経済の回復には、労働市場の大構造改革が不可欠だ。

まず第1に、労働市場の流動化。雇用増を目的とした賃金政策を交えた上で、効果的に職業あっせんを行うことが重要だ。第2に、特に製造業に従事する労働コストを減らすこと。基礎的な社会保障を手厚くする一方で、個人に対する追加適用は抑えることが必要になる。第3に、低賃金セクター拡大の障壁となっている福祉負担を、労働力の供給側、需要側の双方に対して軽減することだ。

これらの改革によって、経済は再活性化し労働需要を強化できると考えている。

< 財政悪化を生んだ社会保障制度 >

問：ドイツの社会保障制度について。

答：企業間競争が激化した80年以降、熟年労働者や低技能労働者の早期退職が促され、社会保障支出は、企業再生の名目で増加した。

これにより生じた失業者数は、労働市場問題が全く解決されていないにもかかわらず、表に現れにくくなって増加を続けた。コストばかり上昇していったこの制度は、財政支出の増大により経済成長を妨げたにすぎない。

.....

<旧共産圏諸国が急速に進歩>

問：EUの東方拡大は、ドイツにどのような影響をもたらすか。

答：ドイツは、高生産性・高品質化に伴う賃金上昇を伝統的に食い止めようとしてきたものの、国境を接する国々など、中・東欧の旧共産圏諸国の急速な技術進歩・投資環境の改善によって、ドイツの優位は減少の方向にある。

現在優位に立っている製造業においても、競争の激化により、企業活動は縮小の方向に向かうだろう。しかし、サービス業ではドイツもまだ発達の余地があり、製造業での不振部分を補うことができると考えている。

<物価高と低労働コスト化に課題>

問：ユーロ貨幣の流通によって、物価や為替に影響はあったか。

答：ドイツの競争力が低下している原因は、しばしば為替レート高のせいだと言われるが、むしろ、われわれの懸案事項は、ユーロ圏諸国と比較してドイツの物価が高いことだ。実際OECDは、99年にユーロ圏諸国の通貨を固定したとき、ドイツマルクのレートは、ほとんどの通貨に対して過大評価されていたとも発表している。

ドイツは現在、ユーロ導入前なら可能であった「利下げ」に踏み切ることができない。ドイツが利下げを行うと、ユーロ圏すべての国においてユーロの価値が下落してしまうからだ。他のユーロ圏経済に対する競争力を回復させるためにも、ドイツの労働コストを周辺国のレベルに合わせて落とすことが重要だ。

(3) ハニエル (流通、HANIEL)

- ・訪問日： 2002年10月23日(水)
- ・話者： Dr. Werner Molls

ドイツ・デュイスブルクに本拠地をおき、従業員4万6,000人、年間200億ユーロの連結売上高(2001年度)を誇るハニエル社において、人事部門に携わるモルス氏を訪問し、現地企業が抱える雇用問題について聞いた。

<従業員3分の1はパートタイマー>

問：2001年に発効したパートタイム労働権利の拡大、派遣労働の規制緩和は、御社の人事政策・経営にどのような影響があるか。

答：派遣職員の雇用は今に始まったものではない。当社では、既に従業員の約3分の1に当たる約1万6,000人をパートタイムで雇用している。ほとんどは女性で、事業に直結しない清掃などの仕事に従事しているため、政策によって規制などに変更が加えられても、さほど大きな影響はもたらさない。

問：2002年から発効した事業所組織法改正の影響はどうか。

答：ドイツでは従来、労使協議に基づいた企業運営を行っている。今般の改正は、そのうち労働者側の代表組織である事業所委員会(Betriebsrat)の規模(委員数)を拡充し、より大きな権限を与えようとするものだ。

同様の改正は、企業側の労働コストを実質的に上昇させ、生産性の低下をもたらすものだと言われているが、現時点においては、さほど問題視していない。

<若年技術者が不足>

問：採用の方法や、実際感じる採用問題があればお聞きしたい。

答：ヘッドハンティングは、一般に会社に有益なものと考えられているようだが、当社では、それほど行われていない。採用方法は、ごく普通に新聞やインターネットを通じた募集が主流だ。

採用に際する問題としては、若く・専門能

力のある人材不足があげられる。これは、大学などの教育システムにも問題があるが、近年のドイツ産業の停滞も大きな原因であると思われる。

問：EUが東方に拡大する。国境を隣接するチェコなどから労働者が流入してきた場合、雇用の可能性はあるか。

答：流入してくる労働者は、我々が求める質の高さを十分に備えていないのではないかと。言葉の問題やドイツの習慣などに対する知識にも欠ける部分があるのではと考えている。高度な仕事などに従事させることができないとなると、少なからず支障があることは否めないだろう。

問：現在、どのくらいの外国人労働者を雇っているか。

答：全世界で約46,000人いるハニエルの従業員のうち、ドイツ人は25%の15,000人程度にすぎない。その他の75%は外国人だ。

ドイツ国外の支社は、ほぼ欧州に設置している。ほとんどが現地法人であるため、現地人を採用している。

ドイツ国内にあるグループ企業に就業する外国人としては、トルコ人やイタリア人が多い。10%程度だが、たいていが技術力や高い知識を要求されない職に携わっている。

(4) 在ドイツ日系企業A社

- ・訪問日： 2002年10月22日（火）
- ・話者： 管理部門B氏

ドイツに販売拠点をもつA社を訪問しインタビューを行った。

問：現地採用職員の構成について。

答：管理部門に全従業員の約15%、技術系営業職に約30%、サービス・品質に約15%、

設計・開発・実験技術に約40%が従事している。外国人の多くは外注設計に携わっており、15人ほどいる。ほとんどがドイツ人技術者だが、ハンガリー人・ブラジル人もそれぞれ1人ずついる。パートタイマーは、受付業務、配膳、用務員として数人いるのみ。職種による雇用形態の差はあまりない。

問：採用や労働条件、賃金の決定方法は。

答：3人のドイツ人が採用に携わっている。採用の広報は、主に新聞広告を通じて行っているが、技術者などの採用は、大学生などを対象としたフェア（就職説明会）にも参加している。ヘッドハントは今のところあまり行っていない。労働条件や賃金の決定に際しては、IGメタル（金属産業労働組合）の賃上げ率などに連動させているが、基本的には消費者物価上昇率を主に考慮し決定している。

当地は失業率が高い地域ではないため、転職もある。いい人材に逃げられないよう、好条件を提示せざるを得ない状況だ。

<懇話会を設置し労使交渉>

問：労働組合に加盟しているか。

答：加盟していない。懇話会を設置し、人事と従業員代表者との意見交換の場としている。会社としては、同会が経営協議会（Betriebsrat）化せず、できる限り現在の形態で労使交渉を進めていきたいと考えている。

懇話会の場で話題になる事項は、エアコン設置やトイレの清掃・改装、食堂の改善要望など、会社生活全般的な苦情・要望が多い。

問：普段感じる雇用・労働問題は。

答：ドイツ人はごく頻繁に休暇を取得する。年30日の有給休暇を完全に消化し、病欠および代休としてさらに年30日ほど休むため、彼らには1年が10カ月程度しか存在しない感がある。そこからさらに土日祝祭日といった休日があるうえ、残業分も代休として与

えているため、休暇が非常に多い。

また、議論好きで長いディスカッションを通じて物事を決めようとする傾向がある。議論する習慣のない日本人とは異なるが、議論を通じて決定されたことにはきちっと従う。ドイツ人は、ルールさえ明確に決定すれば、的確にこなす優秀な労働力であるといえる。

問：失業者が400万人を超え、政治的・社会的問題となっているが、どのような印象か。また、EUの東方拡大に伴い中・東欧出身の従業員が増加する可能性は。

答：当地は失業率が低い地域ということも

あり、失業が大問題になっているという感は小さい。ただし、仕事への定着率が低いわけではないが、より好条件の職があればすぐに転職してしまう。穴のあいたポストはすぐに補充されるが、人事担当は一年中採用ばかりを行っている印象だ。

中・東欧からの移民労働者の増加は、今のところ考えられない。失業率が20%近くにもなる東部ドイツからの労働者は増えているが、彼らは自力で職を見つけて応募してくる傾向にある。彼らを新卒で採用し、実地訓練(OJT)や研修を通じて育成している。

2 .フランス：フィヨン法の成立で期待される企業活動の活性化

～フランス概況～

シラク大統領は2002年5月、大統領選挙^(注2)に再選。続く6月の国民議会(下院)選挙でも、保守・中道連合が圧倒的な勝利を収めた。強い支持基盤を得て誕生したラファラン右派政権下、フィヨン社会問題・労働・連帯相は2002年9月18日、ジョスパン前左派政権の目玉として導入された時短法(週35時間労働制)を見直す「給与・労働時間・雇用促進に関する法案」(通称フィヨン法案)を閣議に提出。10月18日に公布されたデクレ(政令)によって、年間超過勤務時間が180時間にまで拡大され、契約労働時間として「週39時間」が認められるようになった。

政府は同時に、起業の後押しを軸に今後5

年間で100万の新企業創設を目指すとし、法人税についても欧州平均並みに下げ、既存の企業の活性化策も進める意向を示すなど、雇用創出への強い意欲を強調している。

なお、フィヨン法^(注3)は2002年12月19日、国民議会で可決成立。2003年1月13日には憲法評議会でも有効と認められ、2003年1月18日に官報で公示されている。

(1) 労働者の力(FO)

- ・訪問日： 2002年10月24日(木)
- ・話者： Mr. Jean-Claude QUENTIN

フランス5大労組の一つ、社会党右派系の

(注2) 2002年4月の第1回投票では、シラク大統領の対立候補と目されていた社会党のジョスパン首相(当時)が、極右政党「国民戦線(FN)」のルベン党首に敗れる予想外の展開となった。しかし、5月の決選投票では、極右の台頭阻止でフランス社会が結束し、シラク大統領の圧倒的勝利で幕を閉じた。

(注3) フィヨン法の柱は3本。週35時間労働制の緩和、SMIC(法定最低賃金)の一本化、雇用主負担の軽減。

労働組合である「労働者の力（FO）」において雇用・職業教育担当の連邦幹事を務めるカントン氏を訪問し、労働組合側から見たフランスの雇用問題について聞いた。

<労働時間削減は長年の課題>

問：時短に対するFOの取り組みについて教えてほしい。

答：時短に関する法律は、これまでかなりの変遷があった。FOは、法によって労働時間がどのように規定されたときであっても、好意的に受け止めたことはない。その他の労組同様、労働時間の削減、蔓延する労働問題の改善のため活動を続けている。

われわれは95年、雇用主側に対し、労働時間削減交渉の開始を要求した。当時、法定労働時間は週39時間で、実働時間はおよそ40.5～41時間にとどまっていた。

雇用主側は、当時全くと言っていいほど労使交渉をしたがらなかったが、97年、予期せぬことが起こった。社会党政権の誕生である。

ジョスパン社会党政権が進めようとした週35時間労働制は、決して納得のいくものではなかった。時短そのものはわれわれも要求していた訳だから、政府と協調した政策を進めるべきところだったが、政府が提示する導入方法には断固として反対した。

<大企業のほとんどが35時間労働に移行>

問：現状や交渉の結果は。

答：交渉は困難を極めている。現在の問題は、週35時間労働制を導入している企業とそうでない企業との間に大きな隔たりがあることだ。農業・行政・教育・福祉部門を除いた1,500万人の就業者のうち、既に約700万人^(注4)のフランス人労働者が実際に週35時間労働制に移行している一方で、約800万人もの労働者がその他の形態で働いている。

働者がその他の形態で働いている。

また、21人以上と20人以下の企業に大別すると、大企業のほとんどが35時間労働制にとどまることが明らかな一方で、中小企業では導入されていない場合さえ多く、企業規模別に考えてみても相違が生じている。体系が違えば、当然ながら超勤手当の支給方法も異なるため、多くの問題が引き起こされている。

問：週35時間労働制の導入状況にばらつきがあることに對し、FOがとった行動は。

答：労働時間の均一化を目的に、業種ごとに交渉の余地を残すよう政府に要求した。

政府はこれを了解し交渉は可能であるとしたものの、超過勤務可能時間を年間180時間に固定する方針を示した。これは、すべての交渉の余地を拒絶としたことに等しい。われわれは、交渉がどのように進むとも、超勤時間は180時間以下となることを望んでいたからだ。

しかし、多くの労働者が合意したこともあり、それまで規定されていた年130時間までの超勤可能時間は、2002年10月15日に公布されたデクレ（政令）によって、2002年1月1日にさかのぼって、年180時間にまで拡大されるに至った。

これにより、週4時間の超勤、すなわち契約労働時間として週39時間労働が認められるようになるため、政府はこれを35時間労働制の「緩和」と呼んでいる。

<低迷する経済が緩和効果を制限>

問：経済の伸び悩みは「緩和」にどのような影響を与えるか。

答：週35時間労働制と同様重要な課題として、失業問題がある。フランスは現在、その他の欧州主要国同様、経済成長の減速に直面

(注4) フィガロ紙(2002年9月18日付け)によれば、2001年6月時点で、全従業員数の53%にあたる860万人が週35時間労働制を導入済。

.....

している。各種報道を見れば明らかなとおり、経済不振が原因となって失業者数が再び上昇を見せ始めているのだ。

2002年初、ユーロ貨幣の流通開始以降は、しばらく個人消費の好調によって景気の下支えが続いたが、この状態も長くはない。

「時短」すなわち週35時間労働制によって創出された雇用は、約35万人といわれているが、低迷する経済がマイナスに働くことで、今般の緩和（企業活動の拡大）効果が現れず、むしろこれまで生み出した効果さえ打ち消されてしまう懸念がある。

時短による雇用創出は35万人だと言ったが、この数字が20万人あるいは15万人になってしまうこともありえるのだ。

<法定最低賃金を一本化>

問：フランスにおける雇用問題でしばしば聞かれる「SMIC（スミック）」とは。

答：SMICとは、毎年7月1日にさかのぼって改定される全産業一律スライド制の法定最低賃金のこと。通常、消費者物価上昇率と平均賃金上昇率から算出される「時給」で規定されている。

問：2002年9月18日、「給与・労働時間・雇用促進に関する法案^(注5)」にて打ち出された「SMICの一本化」とは。

答：ジョスパン前社会党政権下において、週35時間労働制^(注6)を導入したオブリ雇用・連帯相（当時）は、SMICを適用する一方で、時短導入によって月額換算の最低賃金が目減りするのを防ぐため、GMRと呼ばれる「月額保証賃金」を時短実施時期によって五つ設定した。これにより、フランスには事実

上六つの法定最低賃金を混在させてしまっていた。

SMICの一本化とは、ラファラン右派政権に変わったことでようやくそれらが統一されるもので、今後3年間で現在最も高い法定最低賃金にまで引き上げて一本化されることになる。

<一本化は当然の帰結>

問：SMIC一本化に対するFOの考えは。

答：当然の帰結だ。確かに、労働条件にはほんのわずかであろうとも、事実として格差が存在する。何らかの専門技能を修得していたり高等教育を受けている者が、そうでない者より多くの給料を得るのは当然だ。これは極めて重要なことで、技能差からくる給与差には誰もが納得するだろう。

しかし、今回のSMIC一本化に伴う賃金上昇の背景に、技能差は存在しない。

複数の法定最低賃金（SMICとGMR）は、「技能差」が理由ではなく、「週35時間労働制の導入時期の相違」によって、月額換算の最低賃金の目減りを防ぐため設定されたものだ。

技能差はないにもかかわらず、一時の目減り防止を優先させたツケが、最高レベルのSMICを受給していた者（給与が追いつかれる側の労働者）の不満となって現れている。

最も少ないレベルのSMICを受給していた者は、今後3年間で最高11.4%も給与の増加にあずかることができる一方で、最高レベルのSMIC受給者の給与は全く変化せず、ただ追いつかれるだけなのだから、不満が生まれるのは当然だ。

われわれは以前、当時のオブリ雇用・連帯相に対し、複数のSMICを設定することは、

(注5) 同法案を閣議に提出したフィヨン社会問題・労働・連帯相から名前を取り、通称「フィヨン法案」と呼ばれている。

(注6) 「週35時間労働制」を定めた一連の法令は、当時のオブリ雇用・連帯相から名前を取り、通称「オブリ法」と呼ばれている。

いつ暴発するともれない「時限爆弾」を抱えているようなものだ」と警告していた。給与差をつくるべきでない法定最低賃金に六つの格差を生み出すことは、いつか見直すべきときが必ずやってきて、それまでのツケが爆発する時がくるとわかっていたからだ。

<職業教育を受けた若年労働力が不足>

問：EUの東方拡大に伴い、労働市場に変化は生まれるか。

答：移民の流入による問題というよりも、むしろ根本的な問題として、フランスでは2006年、史上初めて50～60歳代の労働力が、20～30歳代の労働力を上回るという変化がおこる。「労働力人口ピラミッド」の逆転だ。

この現象が意味するところは、職業教育を受けた若く優秀な人材不足の問題だ。看護師などいくつかの職種では既に始まりつつあるこの現象は、フランスだけの問題ではない。比較的高い出生率が維持されている北欧の一部の国を除き、同じ状況がドイツ、イタリア、スペインなどのあらゆる先進工業地域でも起こりうる。例えば、イタリア北部のロンバルディア地方、スペイン・カタロニア地方のバルセロナ、ドイツのマンハイムなどだ。予測が困難であることから、人口ピラミッドの変化に起因するこの問題は、最も深刻な問題と言えるだろう。

問：技術者不足問題の対策は。

答：それぞれ相反する点も出てくるが、四つの解決方法が想定される。

一つ目は、定年の延長による技術者退職の食い止めだ。現在フランスにおける定年は平均58.5歳だが、今の経済状況から言えば、これは62歳程度にまでに延長するべきだと考えている。しかし、雇用主側は57、58歳あたりを定年と考えているため、定年の延長は全く考えられていない。

二つ目の方法として、就業開始年齢の引き

下げが考えられる。現在の平均就業開始年齢は21.5歳だが、これを19歳にまで引き下げる。しかし同時に、若者には常により高等教育を身に付けることが要求されるが、現在のフランスでは、就職時によりいい条件を得るために必要と考えられている学歴は「Bac.+3」。すなわちバカロレア（大学入学資格）を取得した後、3年間の高等教育と言われる。現在、バカロレアは平均18歳で取得されるため、高等教育の免状を取得する3年後は平均21歳となり、19歳の就業開始にも課題が残る。

三つ目の方法は、就業率の増加。現在58～60%の就業率を、フランスの就業者数が減少を始めるとされている2010年を目標に70%まで引き上げ、職業教育を身に付けた人材を全体的に増やす方法だ。この場合、労働力として増加が期待されているのは、就業率の低い女性である。20年後の人口ピラミッドの逆転に備えて、女性にはより多くの就業が求められるのだが、と同時により多くの出産も期待されるため、逆説的と言わざるを得ない。

四つ目は、「移民労働者」や「国外移転」によって、技術者不足を解決する方法だ。技術者不足は、すなわち労働コストの増加を意味する。従って、例えば靴の製造については、コストも安く専門技術を持ったモロッコで作らせると言うように、技術者のいる国外へ工場を移転することも選択肢の一つだ。

あるいは、技能をもつ移民労働者の採用もありえる。現在言う「移民」とは、30～40年前の意味とは異なることも注目すべき。つまり、現代の移民は「南（マグレブ地域）から北（西欧）」ではなく、EUの経済統合によって労働力の域内自由移動が認められたことで「東（東欧）から西（西欧）」へ移動してくる。具体例を言えば、フランスのサンナゼールにある造船所では、既に閉鎖されたポーランドのダンスクの造船所で働いていた（専門技能を既にもっている）者も採用している。

国外移転や移民労働の背景には、会社再建

のため余儀なくされたりストラ計画（人員解雇）がついてまわる。技術者を求めて移民労働者を受け入れたり、国外に工場を移転する一方には、労働力の解雇という失業問題が発生してしまうというパラドックスもあり、雇用問題の複雑さがうかがえる。

（２）フランス企業運動（MEDEF）

- ・ 訪問日： 2002年10月25日（金）
- ・ 話 者： Mr. Dominique TELLIER

主要企業からなるフランス最大の経営者団体「フランス企業運動（MEDEF）」において、労使問題を担当するテリエ氏（Directeur des Relations Sociales）を訪問し、経営者団体から見たフランスの雇用問題について聞いた。

< 契約労働時間の拡大を評価 >

問：週35時間労働制とその緩和をどうみるか。

答：進展が滞っている一連の労働法案は、早急に解決しなければならないものではあるが、週35時間労働制の導入は、フランス経済の停滞要因となった事実は無視できない。というのも、週35時間労働のみならず、超過勤務時間も年間130時間までに制限したオブリ法は、企業の生産能力を大幅に奪ってしまうものだったからだ。制限された労働時間の範囲内では、ニーズに応えるのに十分な企業活動が行えない。生産性の低下により国際競争力が落ち、経済の停滞に拍車をかけたしまった。

今般、生産性を回復し経済を再生させるため、政府はようやく年間180時間までの超過勤務時間の労働を認め、契約労働時間として週39時間の労働が可能となった。これにより、需要増にこたえうる契約労働時間への移行という進展があったことに一定の評価はで

きる。

< 真の問題はSMIC一本化 >

問：労働コスト問題について。

答：もし超過勤務手当の支給率を25%以下に抑えうる交渉に至るのであれば、それはそれで歓迎されるものといえる。しかし、現時点で超過手当が抑えられたとしても、それは一時的なこと。将来的には少しずつでも雇用主負担が増加していくことは明らかだ。われわれは、2005年までに段階的に実行されるSMIC（全産業一律スライド制最低賃金）の上昇に対しても正面から向き合っていかなければならず、労働コストに関する真の問題は未解決と言っていい。

< 雇用主全体に大きな負荷 >

問：SMICの一本化に伴う、雇用主負担の増加をどうみるか。

答：受け入れがたい。政府がGMRと呼ばれる月額保証賃金の導入を行い、SMIC同様の新たな価値を生み出したことにそもそもの問題があった。政府は、2005年までの3年間で、複数存在する法定最低賃金（SMICとGMR）を最も高いレベルに揃えるよう引き上げるとしているが、3年という限られた期間内において求められる労働コスト増であるため、SMIC受給者を多く抱えている企業にとって、大きな負担となるだろう。

SMIC受給者が多くない企業にも別の懸念が発生する。すなわち、SMIC受給の対象でないものの一部には、このSMIC一本化によって、専門能力の格差といった理由もなくSMIC受給者に給与水準が追いつかれしまうためだ。SMIC一本化によって、最高11.4%給料が上昇するものがある一方で、そうでないものもあるため、発生する不公平からある程度の抵抗が起きるのは必然だ。

< 不十分な減免措置 >

問：社会保険料の減免をどうみるか。

答：政府は、時短を導入した企業だけが有利になるものとしようとしている。恩恵を受ける企業にはいいが、この場合でも、そうでない企業に十分な配慮が行われているとは思えない。SMICの1.8倍までの労働者が減免の対象となるが、これは他国と比較しても十分とは言えない。

雇用者にとっては、SMICも社会保険料も、言うまでもなく「給与として支払うべき労働コスト」なのだが、一方の労働者にとっては、それらは法律で保障された大切な権利。両者の立場をよく理解した上で、最良の政策決定がなされることを望む。

< 雇用主負担増の傾注は不当 >

問：政府の姿勢をどう思うか。

答：歳入をどのように集めてくるか検討し、減税・増税方針を決定するのは政府だ。EUの安定・成長協定によってユーロ圏諸国に課せられた財政規律の上限^(注7)に近づいている現状、財政赤字が膨らんでいる中で、税収不足を解消しなければならない実態は理解できる。

現在のSMIC水準がSMIC受給者にとって決して高額ではないこともわかり、その点でも、政府の税制案をある程度は尊重すべきであるだろう。

しかし、政策実行資金となる税収確保のため、企業（雇用主）ばかりに負担を求めてよいのだろうか。政府が実行する税収計画を雇用主負担で支えることを妥当であるとは到底考えられない。

(3) トヨタ自動車ヨーロッパ

- ・訪問日： 2002年10月25日（金）
- ・話者： 錫村 寛海 氏

パリに拠点を置くトヨタ自動車ヨーロッパの錫村（すずむら）副社長を訪問し、現地進出日系企業の視点から見たフランスの雇用問題について聞いた。

< 企業活動の拡大を重視 >

問：週35時間労働制の緩和をどうみるか。

答：ジョスパン前社会党政権下、従業員21人以上の企業では2000年1月1日から、20人以下の企業では2002年1月1日から、「週35時間労働制」の導入がオブリ法によって規定された。同法は今般、2002年9月に閣議承認されたフィヨン法案^(注8)によって緩和される見通しになっている。

そもそも35時間労働制は、ジョスパン前首相が率いる社会党政権が誕生する際の選挙公約であった。従って、オブリ雇用・連帯相（当時）が98年6月に労働時間の短縮に関する導入・奨励法を発表する以前、すなわち、2001年に当社がフランス北部のノール県パランシエンヌ郡に工場を設立する前から、35時間労働制について承知していた。

35時間労働制の緩和は、実際のところ、契約労働時間として、超勤時間が延長されることにより39時間労働が可能となることを意味している。従って、超勤増加によるコスト増への懸念は当然だ。

オブリ法は、労使協定のない従業員21人以上の企業では、法定労働時間を超えた36～43時間目は25%、44時間目以上は50%の超過勤務手当での支給を規定している。去る（2002年）10月15日に公布されたデクレ（政令）に

（注7）ユーロ圏12カ国には、財政赤字をGDP比3%以内に抑えることが求められている。

（注8）フィヨン法の成立については、本稿はじめの「フランス概況」で述べたとおり。

よって超勤可能時間が増えても、割増賃金の水準は引き続き設定されることになる。

割増賃金の支払いによるコストアップを受け入れ、超勤によって企業活動を維持・拡大するべきか、あるいは、ある程度の競争力低下を覚悟し人件費コストを抑えるため就業時間を減らすべきかは、正直意見が分かれるところだ。しかし、商売がうまくいっているときには、従業員に超過勤務をしてもらって企業活動を広げていきたい。需要があり売り上げが伸びているときは労働力を結集して増産するべきだと考えている。

<非繁忙期には社員教育>

問：労働力に余剰ができた場合、解雇を含んだ経営再建は考えられるか。

答：モノが売れないとき、労働力に余剰が生まれるときもある。そういった期間には、従業員の教育・研修を行っている。仕事がないからといって、コスト削減のための解雇は行わない。当社では、日ごろからお互いの信頼関係を高め合い、よりよき人間関係の構築に努めている。労使間の「相互信頼」や「チームワーク」を重視したトヨタの企業風土は、欧州でも変わらない。

<SMIC一本化は影響なし>

問：フィヨン法案では、同時にSMICの一本化についても規定している。どのような影響を想定しているか。

答：法定最低賃金には、消費者物価上昇率と平均賃金上昇率を元に毎年7月1日に引き上げられる全産業一律スライド制の法定最低賃金（SMIC）と、時短を定めたオブリ法による賃金の目減りをさけるため時短実施時期別に導入された五つの「月額保障賃金」（GMR）という、合計六つが並存している。

フィヨン法案では、これらを2005年までの3年間で最も高いものに一本化させるとしており、一般的には、低賃金労働にかかわる労

働コストの高騰につながるものである。しかし、自動車産業の賃金は、他の産業と比較して既に高い位置にあり、幸い「最低」賃金を議論する必要はない。なお、SMIC一本化に伴う雇用主負担増への対応として、政府は2005年をめどに社会保険料の減免措置を行うとしている。

<トータルコストを鑑み工場を設置>

問：北フランス（ノール県バランシェンヌ）を工場設立地を選んだ理由は。

答：労働力の質・人件費、地理的優位性、部品産業の有無、日本人の生活しやすさなど、トータルコストを計算した。結果として、部品産業が発達しており、働き者で適応力のある人間が多いとされる北フランスを選んだ。英国や南西フランスのポーも候補にあがったが、汎欧州戦略を考え、大陸の要点に位置する北フランス（ノール県）のバランシェンヌに決定した。

バランシェンヌ工場には、国境を接しているベルギーから労働者がやってくるがある。しかし、ベルギーは給与体系が高く、社会保障や税制の不統一もあってベルギー人労働者は不満を抱きやすく、簡単に辞めてしまう場合が多い。

2004年のEUの東方拡大に際しても、中・東欧からの移民労働者が増加する可能性はあるだろうが、現時点でそれほど大きな影響をもたらすとは考えていない。

<雇用制度の統一は困難>

問：雇用関連制度は、将来、欧州で統一されると考えるか。

答：さまざまな税制・国家間の価格差などを考慮しても、制度を統一することは容易ではない。経済は常に動いており、事業展開をしている地域にライバルとなる外資が突然参入してくることもあるし、われわれが現地の競合会社となって外に進出することもある。

国際競争はますます激しくなっており、工場など現場レベルでどの程度まで制度の統一が図れるのか、容易には計りきれない。

(4) フランス三井物産

- ・訪問日： 2002年10月25日（金）
- ・話者： 太田 淳一 氏

パリに事務所を構えるフランス三井物産の太田氏（業務／財務・経理課長）を訪問し、現地進出日系企業の視点から見たフランスの雇用問題について聞いた。

<秘書クラスに1日2.5時間の時短>

問：「週35時間労働制」をどのように適用したか。

答：従業員21人以上の企業では、2000年2月1日（20人以下の企業では2002年1月1日）から、「週35時間労働制」が導入されている。この制度は、週35時間の労働を厳格に規定するものではなく、法定労働時間の上限を「年間1,600時間」（およそ「週35時間」に相当）とし、実際の適用方法は企業内の労使交渉に任せるといったもの。

当社では、それまで週37.5時間労働だったため、週当たり2.5時間（1日当たり0.5時間）の時短を行った。秘書クラスの現地職員に対して行ったこの措置は、昼休みの15分延長と終業時刻の15分繰り上げにより、1日0.5時間の労働時間を削減した。

<労働時間の緩和にあせらず対処>

問：週35時間労働制の緩和をどう見るか。

答：2002年9月18日、「給与・労働時間・雇用促進に関する法案」が閣議で承認。超過勤務時間の上限は、2002年10月15日に公布（18日から施行）されたデクレによって、2002年1月1日にさかのぼって、年間130時間から180時間に引き上げられた。超勤手当

てさえ支払えば、週4時間程度の超勤、すなわち「週39時間」の所定内労働が認められるようになる。そういった意味から、このフィヨン法案（通称）は週35時間労働制の緩和とも言われている。

超勤可能時間が引き伸ばされることは良いことだが、現時点では、何か特別な対応を考えているわけではない。同法案では、法律から「週35時間」という文言が消え、「年1,600時間」（およそ「週35時間」に相当）という表現のみ残されるだけ。従って、一般社員の超勤時間を増加させる一方で、管理職においては休日を増加させることでコストを抑えなければならない。当社では「年間214日出勤」という縛りとなり、12日ほど休日が増えることになるという理解だ。

なお、タイムカードを使って労務時間を管理している職員は極めて限定的で、現地職員45人中10数人のみ。大きな影響はないと考えている。

<CEの場で意思疎通>

問：就業規則の決定方法や、労使交渉について教えてほしい。

答：基本的には、労務担当のところで行っている。また、月1回の頻度で雇用主側3人、従業員代表3人ほどで、企業委員会（CE）を組織している。CEでは、従業員からの不満や要望事項に関するヒアリングも行っているが、労使交渉の場というよりも両者の意思疎通の場。最近の例では、能力給の考え方や、新システム導入に伴う説明の場としても利用されている。

<移民労働者の雇用可能性もあり>

問：EUが東方に拡大する。労働力の自由移動により、労働コストの低い中・東欧出身の移民労働者がフランスに流入してきた場合、雇用の可能性はあるか。

答：現在、全45人の現地従業員がいる中、

.....

日本人スタッフは6人だけ。残りはすべて外国人だが、当社は在仏の企業なので、当然フランス人が多い。しかし、その一方で「人物本位」の採用を行っているため、労働ビザや言葉の問題がクリアにされていれば、出身に関係なく雇用する可能性はある。

<若年者雇用は研修生のみ>

問：若年者雇用状況についてお聞きしたい。

答：2002年7月1日、「企業における若者」法案が閣議決定した。同法案は、ジョスパン前社会党政権が「期間限定」で「公共部門」を対象に行い、ターゲットであった低学歴の若者でなく、むしろ高学歴者が恩恵を受けるという結果に終わった「若年者雇用促進計画」の反省から生まれたもの。今回は、バカロレア（大学入学資格）を取得できなかった者など低学歴の16～22歳の若者を対象に、「民間企業」での「無期限契約（CDI）」を促進する目的で導入される見通しだ。

ただし、当社で働く若年者は、大学の単位取得のための実地研修生のみ。彼らは正社員でないため、もともと企業主負担の社会保険などが一切ない。従って、同制度を適用した場合に講じられる優遇措置（社会保険料の一部減免など）は、現時点では直接関係がなく、当社では同法案によって若年者雇用が促進されるとは考えていない。なお、研修生の採用は年間数人規模。法定最低賃金（SMIC）の3分の1程度の手当を支給している。

<高い有給休暇の消化率>

問：日本とフランスの労働形態を比較して感じることは。

答：休日を増やすため、日本では新たに祝日を増やそうとする傾向があるが、あれは賛成しかねる。観光に行くときのことを考えればよくわかるが、全国民の休日が同じ時期にぶつかってしまうことで、需要高から料金が割り増しになってしまう。渋滞・混雑にも巻き込まれ、全くいいことがない。

フランスでも全国的なバカンスの時期は存在するが、「有給休暇の消化」が日本よりもはるかに促進されている。休暇取得時期が通年で分散するという利点があるうえ、会社にとっては、一方で休暇を与える分、繁忙期には思い切り働いてもらうことができる。

<バランス良い制度統一を期待>

問：EU域内における雇用関連制度統一の可能性についてお聞きしたい。

答：いずれは統一されるだろう。しかし、各国の利害がからむため困難を極めることが容易に予想される。雇用に限らず、EU域内で制度が統一されていくことは良いことだが、持ち直しをみせている製造業が再度停滞してしまったり、日本からの投資が細るような制度統一となっては困る。前社会党政権下では、製造業者が苦しみ、公務員など一部の人間を喜ばせる政策が取られたが、決してそうであってはならない。バランスの取れた制度統一がなされることを期待している。

3 .イタリア：先行き不透明な労働市場改革，自助努力する企業

～イタリア概況～

ベルルスコーニ政権の労働市場改革に反対し、約20年ぶりのゼネスト^(注9)が行われたイタリアでは2002年7月5日、政府と39の労使団体で、解雇に関する労働者憲章第18条の修正に合意する協定（イタリアのための協定）の締結にいたった。しかし、最大の労組であるイタリア労働総同盟（CGIL）は同協定への署名を拒み、硬直した労働市場改善の見通しは今なお困難な状況といえる。

経営危機に陥っているイタリア最大の民間企業フィアット・グループの再建問題に関しては、2002年12月5日、政府、フィアット経営陣および労組の代表がフィアット・グループの救済策を協議するためローマで交渉するが妥協点を見いだせず決裂。労働組合からの猛反発を受けながら、最終的に国内従業員の2割にあたる8,100人の削減に着手するなど緊迫した状況が続いている。

（1）イタリア労働総同盟（CGIL）

- ・ 訪問日： 2002年10月29日（火）
- ・ 話 者： Mr. Giovanni Zampariolo,
Mr. Onorio Rosati

政府と39の労使団体は2002年7月5日、解雇に関する労働者憲章第18条の修正に合意する協定（イタリアのための協定）の締結にいたった。しかし、国内最大の労組であるイタリア労働総同盟（CGIL）は同協定への署名を拒み、雇用問題解決への見通しは今なお明

るくない。

ベルルスコーニ政権が推進する解雇規制の一時緩和に反対し、約20年ぶりとなる全日ゼネストを4月10日、10月18日の2度にわたって組織したCGILのミラノ支部国際部のザンパリオロ氏、労働問題担当のロザーティ氏を訪問し、イタリア労働者側から見たイタリアの雇用問題について聞いた。

<就職率が欧州最低レベル>

問：CGILの活動について聞かせてほしい。

答：全国500万人、ミラノだけでも25万人の加盟者を誇る欧州最大の労働組合である。会社員、自営業者、年金生活者の加入も可能で、最近では社会の高齢化に伴い高齢者の加盟が増加している。ミラノ支部の管轄地域内では製造業、第三次産業従事者からの加盟が多い。イタリアは現在、フランスやドイツと比較しても失業率が高く、就職率は54.6%と欧州最低レベルである。EUが提示している就職率の目標値が70%であることから、相当な努力が求められているが、労働市場改革に急進展によって労働者の権利が損なわれることのないよう、われわれの活動は重要なものとなっている。

問：イタリアの労働格差について。

答：「地域」「性別」「年齢」による3つの格差の存在を理解しなければならない。「地域」差とは、産業が発達しているイタリア北部と失業者の多い南部との格差を指す。このため政府は雇用政策を全国レベルで行うこと

（注9）イタリア労働総同盟（CGIL）、イタリア労働組合連盟（CISL）、イタリア労働連合（UIL）の3大労組は2002年4月16日、政府の解雇規制停止案の撤回を求めて全日8時間のゼネストを実施。3大労組だけで約1,100万人が参加。8時間以上の統一ストは82年以來の20年ぶりで全土がマヒした。同時に、全国の主要都市で、独立系労組も参加して、デモ行進や集会が数十万人規模で行なわれた。

はできず、地域の雇用環境に則した雇用対策を行わざるを得ない。

「性別」差とは、スペインやギリシャに次ぎ、女性の失業者が多いということ。女性の失業率はEU平均9%であるのに対し、イタリアでは13%に上っている。これは、イタリア女性が家庭での役割を強く求められているためだ。特に南部では、病院や学校の数が少ないため、家庭に求められる役割・負担は非常に大きい。

「年齢」差とは、被用者の年齢が30代に集中していること。つまり、その前後である若年者や50代の労働者などの就職・再雇用が困難な状況にあり、労働市場の硬直性が問題視されている。

< 求められる柔軟な労働力 >

問：派遣契約社員が増加しているが。

答：現在、これまでさほど多くなかったパートタイムや派遣社員の増加が見られる。この背景には、解雇が困難なイタリアの硬直した労働環境にあって、より柔軟性のある（雇用・解雇が行いやすい）労働力が求められていることがある。パートタイムの増加により新たな法整備も急務で、CGILではこれら労働者の権利を守るため、NIDL（New Identity of Labor）を組織し活動を行っている。また、学校レベルでの職業教育も重要。イタリアは中世、最初に大学が発展した地域であるにもかかわらず、現在就学率が低い。専門技術や一般教養の修得率を向上させ、優秀な人材を市場に出す努力を怠ってはならない。

< 品質の向上を重視せよ >

問：20年ぶりの大規模ゼネストを実行した背景は。

答：CGILは2002年4月16日と10月18日、全日8時間のゼネストを決行した。背景には、労働者解雇を行いやすくするため、保守政権が労働者憲章第18条の改正を試みていること

がある。すなわち、これまでの標準的な雇用形態で働く労働者の解雇を容易にしようとしたことだ。政府は、解雇を含めた組織再編などにより人件費を削減し、企業の競争力を向上させようとしているが、これは適切なやり方とはいえない。企業の国際競争力を向上させるには、むしろモノやサービスの品質を上げるべきだ。研究開発への投資、インフラ整備、人材の質を向上させるための職業訓練や学校制度改革を推進することで、企業の競争力は格段に向上する。

< 外国人労働者の受け入れの環境整備を >

問：EUが東方に拡大するが、外国人労働者流入増加の可能性についてどう考えるか。

答：ミラノ周辺地域の場合、作業労働を嫌う若者の増加から、不法労働者を含めた外国人労働者採用の傾向がある。この傾向は、犯罪組織がかかわる闇労働にからむケースがあり議論を呼んでいるが、一方で、国境を封鎖し不法移民の流入を完全に封鎖するという考え方は間違っている。イタリアには外国人を受け入れる文化があり、これは大切にすべき。にもかかわらず、他国の外国人労働者受け入れ状況と比較すると、ドイツ12%に対しイタリア5%など、格差がある。政府は、外国人労働者の流入を止めようとしているが、コントロールして外国人労働者を流入させていくことが重要で、闇労働の正規化に努力しつつ、正規に受け入れる環境を整えるべきと考える。

問：外国人労働者に対する労働ビザの発給が困難だが。

答：外国からの投資を呼びかけている一方で、外国人へのビザ発給が用意に行わない点は、現政権の矛盾を示している。これは雇用創出の障害となっている。労働ビザ取得のため、在ミラノの移民局に長蛇の列ができていますが、ビザが発給されるのは従来の雇用形態（終日、無期限雇用）の場合に限られている。

従って、既にパートタイム労働などに従事している外国人労働者は、国外退去の不安を覚えている。そういった理由からCGILは、国内の労組、欧州各国の労組と連携して、EU各国間の雇用関連制度の統一を働きかけている。

< 不均衡拡大前に法整備が必要 >

問：EUにおける雇用制度の統一の可能性は。

答：EUが東方に拡大し雇用状態の不均衡が広がる前に、EU域内で雇用制度を整備する必要がある。EUは、これまで市場統合に伴う税制改革や通貨統合などを推し進めているが、労働問題については、根幹部分を取り組み始めたばかり。EU域内での経済・社会的統合のギャップを埋めるため、国内・EU域内の労組では議論が進んでいるが、EU側ではいまだ不十分なのが現状である。雇用契約書のEU共通フォーマット作りや、多国間で事業を行っている企業であれば、多国にまたがる委員会を設立し、会社と交渉の場が創出されるようこれからも働きかけていきたい。

(2) アクテリオス (ファルク・グループ製鉄部門、ACTELIOS)

・訪問日： 2002年10月28日 (月)

・話者： Dott. Alberto Frizzi

95年の自社製鉄工場閉鎖に際し、1,700人全員の解雇を「再就職センター」の設置をもって乗り切ったアクテリオス (在ミラノ県) 人事局のフリッジ氏を訪問し、イタリア民間企業の視点から見たイタリアにおける雇用問題について聞いた。

< 工場労働者の確保に課題 >

問：北部イタリアの雇用問題についてお聞きしたい。

答：イタリアで雇用問題を考える際、まず地域や業種によって差異があることを理解しておかなければならない。つまり、ロンバルディア州など北部の工業地域においては失業率がゼロに等しい一方で、南部では失業率が30%近くに達する地域もあるということだ。当社のあるロンバルディア州、特に製造業では、失業率が極めて低い。若者の進学率上昇に伴い、工場における単純な作業労働を選ぶ人材の確保となるとむしろ困難な傾向にあり、この点が問題といえる。

問：工場労働者はどこから確保しているか。

答：バルテリナやベルガモ (ミラノ市から100キロ圏内) から集めている。製鉄関連のサービス業に力を入れ始めた当社にとって、ミラノという土地は地理的環境に恵まれている。しかしその一方で、有能で長期雇用が可能人材を見つけることは容易でない。現時点で必要とされている技術習得者の人材確保は国内だけで補われているが、現在計画しているテクニモント社 (エンジニアリング) 買収後は、EU各国から人材を求める可能性もある。

< 再就職センターで企業イメージアップ >

問：95年の製鉄所閉鎖に際した経営再建方法についてお聞きしたい。

答：工場閉鎖に伴い1,700人の余剰人員解雇を行った。ファルクのような大企業が北部で同規模の解雇に踏み切る社会的影響などに配慮し、当社では自ら社内に「再就職センター」を設置した。同規模の解雇が南部など失業率の高い地域で行われるのであれば、政府や自治体が代替産業を創出しそこで余剰人員を吸収させるのが一般的だが、売り手市場のロンバルディア州ではそのような措置はとられない。そこで当社は自ら進んで同センターを設置し、解雇対象者一人一人に再就職のための研修を行い、1,700人全員が新たな職に

.....

就くまで責任をもってフォローした。

問：自発的に再就職センターを設置した理由は。

答：工場の完全閉鎖だったため法的な設置義務はなかった。しかし、社会奉仕的な意味だけではなく、会社の将来にとって有益との判断に基づいて設置を決断した。再就職センターでの研修や就職あっせんを通じ、全解雇対象者の再就職を完全に遂行した結果、ファルクが提供する高品質なサービスのイメージを崩すことなく、解雇問題を乗り切ることができた。ファルクの再就職センター設置による組織再編事例は、経営危機に直面するフィアット問題のタイミングもあり、テレビなどでも成功例として報じられた。

問：一連の工場閉鎖問題で困難だった点は。

答：当初は労働者からの反発があった。労働者は、工場閉鎖によって解雇されるにしても、失職した後で再就職先を探し続けるというような不安なしに次の職に就きたいと考えていた。しかし、国や自治体が労働力の需要と供給をうまく適合させるツールを持っていなかったため、工場閉鎖となると、いつまで続くとも知れない無職の期間を生みださざるを得なかった。

そこでファルクは、解雇対象者に対し「再就職先探しをたった一人で行う必要はない」、「ファルクが最後まで再就職のサポートを行う」ということを繰り返し説明した。同システムが実際に機能することがわかると、社員も納得した。

< 職業あっせん機能の民営化を評価 >

問：政府と一部労使間で合意された、雇用および税制の改革、南部の発展、地下経済との闘いなどに関する「イタリアのための協定」をどう評価するか。

答：かなり評価できる。これまで政府の職

業安定所が中心となって需要と供給をマッチさせようとしてきたが、まるでうまく機能しなかった。その機能を民営化するというガイドラインが示されたことは、現時点で最良のものとして評価する。

問：イタリア労働総同盟（CGIL）はこの協定になお抵抗しているが。

答：確かにCGILは否定的な態度を示しているが、政府が適切な対応をすれば必ず納得する。徹底抗戦の構えをみせているのはCGILの上層部であり、各企業レベルでは浸透していない。反抗的な言動はあくまで政治的なもので、CGILが同様の立場を取らざるを得ないことを理解する必要がある。

(3) アルカンターラ（ALCANTARA）

・ 訪問日： 2002年10月30日（水）

・ 話 者： Mr. Giorgio Maroli

アルカンターラは、国営の炭素水素公社（ENI）傘下のアニッチ社（ANIC）と東レの合併（出資比率51：49）によって74年に設立された。その後95年、民営化の波にのってイタリア資本を買い取り、三井物産をパートナーとして東レ70%、三井物産30%の出資比率の会社となって現在に至る。スエード調高級人工皮革「欧州商標：アルカンターラ」（日本商標：エクセーヌ）で有名な同社人事部のマーロリ氏を訪問し、イタリア民間企業の視点から見たイタリアの雇用問題について聞いた。

< 資金力で解雇問題を解決 >

問：政府は、解雇に関する労働者憲章第18条を改正しようとしているが。

答：当社の場合、従業員の解雇に際し大きな問題は発生していない。組織再編を遂行するに当たって、組合と適切な交渉が行える資金力（解雇手当の支払い能力）があったから

だ。従って、テルニで15人、ミラノで40人の解雇を行った際も、大きな混乱はなかった。むしろ困難なのは、管理職一人の解雇。これは、集団解雇よりも個別解雇が難しいためだ。

問：近年、雇用環境に変化はあるか。

答：新規採用者の学歴が向上している。95年までは中卒の労働者が多かったが、知識と技術に優れた高卒の労働者が増えている。北部では、技術力があっても工場働くことを敬遠する者が多いが、中部ではより確保しやすい。当社はミラノに本社、中部ウンブリア州のテルニ県に工場があるが、約500人の従業員のうちミラノ勤務者は2割程度、残りの8割はテルニで勤務している。工場労働者には高い技術力が必要とされるため、質の向上は大変いい傾向といえる。

<コスト高による国際競争力の低下を懸念>

問：イタリアは労働コストが高いと聞くが。

答：年金などの付帯経費も含めた人件費が極めて高い。IMFからも指摘されているとおり、イタリアの税制や年金制度が、労務問題を含めた会社経営を圧迫している。数年前に比べるとずいぶん改善したともいえるが、このままでは企業の資金力を圧迫し、国際競争力の低下は免れない。

<技術をもった労働者優先>

問：人件費が安い外国人労働者の雇用の可能性は。

答：製品や求められる品質によっても異なるが、量産品を労働コストの低い地域で生産する可能性はある。現在工場のあるテルニは、低コストの地域というわけではない。設立当

時はメリットもなく、雇用維持・産業興し・南部開発といったさまざまな観点からその地が選ばれた。EUの拡大が進行するにつれ、外国人労働者の行き来が増えるかもしれないが、各国にはそれぞれ培ってきた文化的・歴史的背景があり、他国へ進出していくことには抵抗を感じる。また、当社が求めている労働力は、作業労働のみを求める単純労働者でなく、むしろ専門的な技術をもった労働者だ。引き続き自国の人間を中心に雇っていくことになると思う。現時点でも営業職にフランス人やドイツ人がいるが、彼らのコストはイタリア人と同等であったり、それより高い場合もある。東欧出身の移民労働者を低コストで雇えるとしても、現状さほど大きなメリットとして考えていない。

問：パートタイム労働者は増えているか。

答：パートタイム契約は、一時的にコストがかかるが、有効な雇用形態。ただし、ミラノ本社では、カスタマーサービスなど一部のみで見られるに過ぎず、決して多くない。テルニの工場でも、当社が必要としている人材は知識を有した技術者であることからパートタイム労働者は少ない。

問：「イタリアのための協定」について。

答：これによってイタリアの労働市場が改善されるとは全く考えていない。あくまで個人的な考えであるが、企業にとってもさほどメリットがあるわけでもなく、イタリア労働総同盟（CGIL）が単独で抵抗しつづけていることにより労組は分断された上、実行に移していく財政資金もない。何かを期待できる協定とは到底考えられない。

（和泉 浩之）

IT産業の集積進む北ユトランド、スコーネ両地域 (デンマーク・スウェーデン) ～ 視察ミッション実施報告～

コペンハーゲン事務所

デンマーク・北ユトランド県と神奈川県横須賀市は、ジェットロのLL（ローカル・トゥ・ローカル）事業を通じ、IT産業研究開発の分野で交流を図っている。当LL事業の一環としてジェットロ・コペンハーゲン事務所では、2002年11月にデンマーク・北ユトランド地域およびスウェーデン・スコーネ地域でビジネス交流ミッションを主催した。日本からの企業ミッションを受け入れ、北欧移動体通信産業に関して現地でセミナー、企業訪問、個別面談を実施し、北欧と日本との投資・技術交流を促進するものである。在欧日系企業からの参加も募ることで、事業実施の効果を高め、個別ビジネスシーズの発掘を図った。以下は視察ミッションにおけるビジネスセミナーおよび企業訪問の内容である。

1. 開催地

(1) 北ユトランド地域

デンマークのユトランド半島北部。IT産業、バイオメディカル産業など知識集約型産業の有力な集積地。74年設立のオールボー大学や89年設立の北ユトランド・サイエンス・パーク（NOVI）が中心となり、産官学が連携し研究・開発（R&D）を進める。ベンチャー企業との共同研究も盛んである。

今回のミッションではNOVIでのビジネス・セミナーのほか、2社への企業訪問および51件の個別ビジネスミーティングを行った。

(2) スコーネ地域

スウェーデン南端部。IT、バイオ産業など知識集約型産業の集積地。83年にはスウェーデン初のリサーチパーク、イデオン・サイエンス・パーク（IDEON）が開設され、産学共同研究のための環境整備が整えられてきた。同地域とデンマーク・コペンハーゲン地域を合わせたオーレスン地域は、IT、バイオ、食品・物流などの研究・開発施設が集積し、両地域間をつなぐオーレスン橋が2000年7月に開通して以降さらに、北欧第一の発展地域として注目されている。

今回のミッションではIDEONでのビジネ

ス・セミナーのほか、2社への企業訪問および20件の個別ビジネスミーティングを行った。

2. 北ユトランド地域での視察

(1) サイエンスパーク・NOVIにおける北ユトランド・ビジネスセミナー

“北デンマークの概況”/Allan N. Gjerding 氏(北ユトランド県)

- ・ 北ユトランド地域では、比較的伝統的な産業が根付いている中で、産業の変化も急速に進んでいる。変化のダイナミズムの中で地域的な取り組みは成果を上げており、特段問題はないとみている。今後の課題としては、労働力の不足をどのようにして補うか、輸出の伸びを継続できるかどうか、強固なマーケットポジションを維持できるかである。
- ・ 産業別企業数をみると1次産業とエネルギー・水供給は全国平均を上回っている。2次産業は企業数は平均以下であるが、産業規模では平均よりも比率が高く、非常に基盤が強い。失業率が全国平均よりも恒常的に2%ほど高いことは、このような北ユトランド地域の産業基盤と関係があるとみている。3次産業の比率を高めたいと思っているが、まだ全国平均よりも低い。また、教育レベルに地域内でムラがあること(北ユトランド地域では南部の方が北部よりも教育水準が高い)も、失業率が高い要因の一つだ。
- ・ 90年代に同地域では産業転換が急速に進展した。1次産業やエネルギー・水供給分野の労働力の移動は全国より少ないものの、運輸・通信、建設、サービス業では大きく上回っている。運輸・通信に至っては、全国で労働力の移動が減少したのに対し、北ユトランドでは増加しており、大きな雇用創出が起こった。これらの産業転換のダイナミズムがこの地域の特徴であり、長所でもある。
- ・ デンマーク経済は低失業率、低インフレ、堅調な成長を長年にわたって達成している。GDPに占める貿易の割合は非常に高く(輸出35~40%、輸入30%)、開放的な経済運営をしている。為替(デンマーク・クローネ)はユーロに一定幅で固定されており、景気変動は欧州全体のサイクルより遅れて変動することから、変動幅が比較的小さな波で、世界的な不況にも影響を受けにくい経済構造となっている。
- ・ 同地域の大きな問題は、人口増加率が低いことである。特に北ユトランド地域の人口増加率は全国よりも低くなっている。生産性が上がれば特段憂慮することはないと個人的に考えているが、著名なエコノミストは人口増加の停滞を懸念している。現在、労働市場へ出てきていない人が1万5,000人おり、これらの人々が労働市場に参加すれば労働力不足が生じることはない。
- ・ 北ユトランド地域の産業の課題は、国内企業へのサプライヤー企業が多く輸出のシェアが低い(中小の輸出業者のシェアは低下している)ため、輸出を促進すること、商品の開発に力を注ぐこと、知的インフラを発達させること、核となる新しい産業クラスターを創出することなどである。過去18年で約80億デンマーク・クローネ(以下クローネ)を投資してきたが、特に情報通信技術(ICT)、ヘルステクノロジー、新素材、バイオマスなどの発電分野を重視している。
- ・ これらの分野の活性化には政府の産業政策が非常に重要である。欧州諸国をみると、イタリアやフランスは政府が特定の産業、企業に対して、補助金、低利融資、優遇税制などで支援する政策であるが、その対極にあるのが英国である。英国では、規制の緩和や参入障壁を取り除くことで産業の成長を促す政策である。デンマークはイタリア型と英国型の中庸に位置し、スウェーデ

ンなど他の小国と同じく、研究、教育などを大きく支援する政策をとっている。

“デンマークにおけるICT集積”/ Jens Uggerhoj氏 (Director、NOVIサイエンスパーク)

- 北ユトランド地域のICTクラスターには、35～40の情報通信企業(製造、R&D)、オールボー大学、NOVIサイエンスパークが大きな役割を果たしている。同クラスターには大きく分けて、移動体通信分野と海洋通信分野がある。最近では移動体通信分野の方が強い。技術としては、GSM^(注1)、GPRS^(注2)、CDMA^(注3)、UMTS^(注4)、Bluetooth^(注5)、DECT^(注6)などがある。
- この地域の歴史を振り返ると、48年にSPラジオ社が開発した船舶用の緑のラジオは有名で、90%近くのシェアを持っていた。74年にはオールボー大学が設立され、89年にNOVIサイエンスパークが設立された。NOVIサイエンスパークの役割は、事業となりそうなアイデアに対して投資を行い、起業支援を行うことである。ノキアのあるフィンランド、エリクソンのあるスウェーデンと異なり、デンマークでは多くの中小情報通信企業が集積した。これはSPラジオ社の経営者が非常に保守的であったことに関係があるとみている。新しい技術や製品に対し、当時の経営者は消極的であったため、有望な人材や技術がスピンアウトした結果である。経営者が異なっていたら、北ユトランドにノキアやエリクソンがあったかもしれない。

- ほかに重要な役割を果たしている組織としては、97年に非公式で開始された会合のNorcomがある。設立当初は関係者が集う場所をつくり、開かれた情報交換をすることを目的に開始されたが、2000年に公式の協会となり運営されている。オールボー大学を含めて25のメンバーが参加し、NOVIがホスト役を務めている。Norcomはメンバー会費によって運営されており、年間6～8回のイベントも開催している。
- デンマークでは北ユトランドを移動体通信の拠点、コペンハーゲンをソフトウェアの拠点というかたちで地域ごとに特化する分野を育成することに力を注いでいる(ほかに、オーフス地域のソフトウェア・セキュリティ、ストゥルーア地域のホームエレクトロニクスがある)。現在、4,000人が北ユトランドのICTクラスターで雇用されている。この地域では、92年にダンコール(Dancall)社とCetelco社の合併のDCデベロップメント(DC Development)社が第一世代GSMを開発したが、その後ダンコール社はボッシュ・テレコム(Bosch Telecom)社に買収され、2000年にはR&D部門がシーメンス(Siemens)社に、製造部門がフレクストロニクス(Flextronics)社に買収された。
- 今後のクラスターとして考えているのは、DVB(Digital Video Broadcasting、2007年からデジタル化予定)、ITS(Intelligent Transport Systems、M-tec社がGPS技術を使用した道路課金のテストをオランダで実施予定)、バイオメディカル(生命科学技術、運動制御・神経リハビリ)

(注1) Global System for Mobile Communication

(注2) General Pocket Radio Service

(注3) Code Division Multiple Access

(注4) Universal Mobile Telecommunications System

(注5) 携帯情報機器向け無線通信技術

(注6) Digital Enhanced Cordless Telecommunications

リテーション、感覚システム技術など)の3分野である。

“NOVI - 北デンマークのサイエンスパークとベンチャー企業” / Jesper Jespersen氏 (Managing Director, NOVIサイエンスパーク)

- NOVIは「サイエンスパーク」、「イノベーション」、「ベンチャー」の3つの法人から成る。89年にオールボー市、オールボー大学、北ユトランド県の出資(約4万ドル)によりNOVI基金が設立され、サイエンスパークおよびNOVIパークを所有・運営している。2002年時点で、サイエンスパークは2万5,000㎡、NOVIパークは1万5,000㎡。当初は4万ドルの出資にすぎなかったが、北ユトランド県は2000年までEUの開発補助金を受け、建設費の40%はこの補助金を充てている。これまでの投資総額は2.5億クローネである。
- サイエンスパークの入居企業を分野別にみると、情報技術(14社)、商業・サービス(14社)、通信(6社)、環境(4社)、医療・健康(2社)、その他技術(9社)となっている。建物は6号館まであり、NOVI3およびNOVI4の大半にはオールボー大(CPKとバーチャルリアリティ関連)が、NOVI6には従業員数100人以上の企業2社(Analog Device社とバイオ関連の企業)が入っている。NOVIパークには、Maxon社など独自の建物を有する企業が立地している。

会議場の使用、受付サービス、電話交換サービスは無料で、秘書サービスや経理処理サービスは、低料金で利用できる。現在は、国、県、市からの補助は受けておらず、年間100万ドルの収益を上げている。
- NOVIイノベーション(NOVI Innovation)は刷新的企業への投資を行っており、98~2002年に審査した案件601件のうち中止と

なったのが13件、起業に至ったのが23件、まだプロジェクトとして存続している案件は25件となっている。大きなリスクがある投資のため国の関与が必要であり、年間200万ユーロの資金が国から出ているが、投資を受ける企業には15~18%の独自資金の上乗せが義務付けられている。今後3年間で3億クローネを投資することが約束されているが、2001年に右派への政権交代があったことから、補助金について将来大きな変革が行われる可能性がある。

- ベンチャーキャピタルとしてNOVI A/S(6,240万ドル)があり、民間ベンチャーキャピタルから3,540万ドル、デンマーク成長基金(Danish Growth Fund)から2,700万ドルの資金を調達し、インフォンド(InnFond P/S、NOVIシーズマネーを供給)を通じて4,050万ドル、NOVIベンチャーを通じて2,180万ドルの投資を行っている。インフォンドは、BlueTags A/S(ワイヤレスタグ)、Nanion ApS(半導体)、IF-COM A/S(プリンター管理)などの小規模企業へ、NOVIベンチャーは、Aalborg Energie Technick A/S(バイオマス)、Futarque A/S(ソフトウェア)、SAXoTECH A/S(ソフトウェア)などの全国の企業へ投資している。

“人的交流センター - オールボー大学” / Jorgen B. Andersen教授(人的交流センター長)

- オールボー大学のCPK(Center for Personal Communication)は、地元企業と共同で無線通信機器を開発し、産学共同開発が成功を収めた例として知られる。同センターには、アンテナと無線通信、セルラーシステム、デジタル通信、RF回路とシステム、通話およびマルチメディア通信、無線ネットワークの6つの専門グループがあり、約100人が在籍する。特に無線ネッ

トワークの分野では、プラサド教授が横須賀リサーチパーク、オウル(フィンランド)、オールボーの3地域の交流の実現に重要な役割を果たし、ワイヤレスチャネルのIPプロトコル、ワイヤレスブロードバンド技術などの研究を実施している。また、アンテナと無線通信の分野では、5メガ以下のワイドバンドの研究をミュンヘンにあるNTTドコモ社のR&Dセンターとともにやっている。

- CPKはEUの補助を受けている欧州の通信関連研究センターのネットワーク、ヘルメス・パートナーシップ(HERMES Partnership)の議長を務めている。また、ISTやCOSTなどのEUプログラムに参加している。英語で授業を行う修士コースを有しており、世界中の学生が集まっている(大学院生4,000人のうち海外からの学生は約4分の1)。また、デンマーク工科大と共同で、企業人のための修士コースを開設している(週末の通学で修士号を取得できる)。
- シームレスで各モード、主体にアクセスできる状況(Adaptive Global Infrastructure)の構築に向けた研究を行っている。また、ソフトウェア無線に関する研究も将来的に行う。

“北デンマークへの投資”/ Maria H.H. Stubberup氏(ビジネスコンサルタント)

- NorthDenmark Investは北ユトランド県の予算で設けられ、デンマーク投資局(インベスト・イン・デンマーク)の地域ネットワークのメンバーとなっている。投資局はデンマーク外務省の一部門となっており、本部はコペンハーゲンにある。国外ではアジアは日本、台北、韓国、米国はシカゴ、ボストン、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、欧州はパリ、ロンドン、シュトゥットガルトに事務所を持つ。
- 対内投資誘致を業務としており、雇用の

創出のみでなく、外国企業進出の結果、競争力や知識水準を高め、国際的な雰囲気を作り出すことを目的とする。このため、企業の進出後も、広範囲のネットワークの紹介、インターナショナルスクールへの入学支援などのアフターケアを実行している。

- 北ユトランドへ投資するメリットは、法人税が30%と欧州内では低く、しかも一律の税率であること、社会保険料の負担率が低いこと(すべて税金で賄っているため)、高学歴の人々を比較的安い賃金で雇用できること(多くの外資系企業がR&D施設を設置していることから実証できる)、デンマークでは即戦力となる教育を行っていることなどが挙げられる。グループ教育、企業と一体となった教育を行うデンマークの教育制度は各国のモデルにもなっている。
- 北ユトランドの競争力の高いR&D分野は、移動体通信と発電工学については既に確立されており、食品設備、水産業の分野では現在進行中、ヘルスケア、運動感覚システム、臨床診断の分野を新たに開拓中である。

(2) 北ユトランド地域企業訪問

フレクストロニクス・インターナショナル・デンマーク社(Flextronics International Denmark A/S)/ Peter Hinrup氏(Managing Director)

- ダンコール社が97年にボッシュ・テレコム社に買収され、その後2000年に、R&D部門がシーメンス社に、製造部門がフレクストロニクス社へ売却された。3万3,000㎡の敷地のうち、当地2万5,000㎡で携帯端末を、隣接地の8,000㎡でその他の製品を製造。従業員数は1,600人で、月間120万台の携帯端末を製造し、売上は年間6億ドル。この地域では、唯一の移動体通信関係の大規模製造業者で、近辺に集積するR&D企業はすべて将来の顧客になりえる。

- ・ コアビジネスは、プロトタイピング（これにより半年前に発注の動向がわかる） 産業化 / 技術移転（テスト、デザイン、設計） 部品調達（下請けにも交渉力があり、また豊富な経験をもとに調達） 高度な自動製造（中国で製造する方が有利であれば中国で製造） 大量生産、トータル・ボックス・ビルド・コンセプト（梱包、ユーザーガイドの挿入）、世界的な販売網である。シーメンス社、他の顧客、新規顧客を縦軸に、品質、生産、エンジニアリング等を横軸とするマトリックス組織で管理を行い、製造のバランスをとっている。
- ・ 携帯端末については、1機種寿命が9カ月程度と短く、300~400のバリエーションを製造している。シーメンス社が最大の顧客である。DVDプレーヤーなどのホームプロダクトは欧州向けに隣接地で製造する。ブルートゥース・ヘッドセット（Bluetooth Headset）は、RTX社が開発して我々が製造しているが、中国へ生産を移管した。Set Top Box^(注7)という製品は韓国で開発され生産されているが、輸入関税、EU課徴金、物流の観点から、欧州向けは当地で生産している。ここからEU域内各地へはトラックで1日で運べる。
- ・ フレクストロニクス社は、現在EMS（エレクトロニクス・マニュファクチャリング・サービス）では世界最大であり、世界5大陸に100カ所の工場・設計ロケーションを有し、従業員数は9万5,000人、売上高は140億ドルに達する。米国（メキシコを含む）、アジア、欧州に大きく3つの製造拠点を有し、生産拠点はグローバルに存在している。東ではハンガリー、ウクライナ、ポーランド、アジアでは中国、マレ

シアといった低コスト地域に製造拠点を有する。一方で、当地や、スウェーデン（エリクソン社のネットワーク関係の製品を少量生産）などにも工場を有している。また、R&Dを兼ねる工場もある。

- ・ 69年に設立されたBoard Stuffers社が起源であり、93年の売上高は2億ドル（EMSで22位）にすぎなかったが、ポッシュ、シーメンス、エリクソンなどから製造ラインを買収して拡大し、2002年には売上高が140億ドル（EMSで1位）となった。この間の成長率は年間60~70%に達する。フレクストロニクス社（NASDAQに上場）のほかでは、Solectron（ニューヨークに上場）、SCI、Celestica（トロントに上場）などがピリオンクラブ入りしている。
- ・ 各種の設計、エンジニアリング、テスト、製造、物流などのほか、PCB（Printed Circuit Board）用の箱の製造、プラスチック成型などを行っている。物流のハブを各地に有し、グループ内で調達してコスト削減を図っている。
- ・ 売り上げの38.5%が欧州、35.5%がアジア、26%が米州となっている。品目別にみると、コンピュータと周辺機器（デル、HPなど向け）が30.2%、ハンドヘルド機器（携帯端末、PDA）が28.5%、通信インフラ機器（エリクソンなど向け）が15.3%、消費者向け家電が11.2%、ITインフラ機器が8.3%、マイクロエレクトロニクスを含む産業や医療機器が6.5%となっている。マイクロエレクトロニクス（補聴器などが関係）は成長分野とみており、将来はクリーンルームも必要になるとみている。当地の工場では、今後、携帯端末、ホームプロダクト、医療機器、マイクロエレクトロニクスに力を入れていきたい。

(注7) テレビに接続して様々なサービスを受けられるようにする機器の総称

.....

RTXテレコム社 (RTX Telecom A/S)
/ Jens Jungersen氏 (販売マーケティング
取締役)

- ・ 93年に設立、オールボーを中心に国内3カ所に拠点をもつ。従業員は246人。2000年に上場。6人の設立者が47%、ナショナルセミコンダクターが3%の株式を保有。Bluetooth、GSM、GPRS、CDMA2000、UMTS、中国での次世代携帯方式TD-SCDMA^(注8)、無線LANなどの無線技術において顧客が必要とする製品の開発を担う。さらにターンキーのデザインも行っている。従業員の平均経験年数は7年半と経験豊富である。
- ・ シーメンス、パナソニック、エリクソン、アギレント・テクノロジーなどが顧客である。DECT/WDC^(注9)ではパナソニックが顧客となっているが、RTX社が開発したもので、パナソニックとは過去5~6年非常に良好な関係にある。Bluetoothも、ナショナルのチップはRTX社が開発した。モトローラのヘッドチップは、RTX社が開発し、GM-Netcomが製造している。
- ・ 上海で4~5年後に導入される予定のGPRSと次世代方式TD-SCDMAの両モード対応端末の開発も手がけている。これはデザインブロックの段階までで、チップにして特許を取ることは行ってない。TD-SCDMAのテスト実施の免許も取得している。
- ・ 生産管理ソフトウェア、CMS (キャッシュマネージメントサービス)、流通サポートなども行っている。

3. スコーネ地域での視察

(1) サイエンスパーク・IDEONにおけるス

コーネ・ビジネスセミナー

“ スコーネ地域への投資 ” / Ulf Aberg氏
(Managing Director)

- ・ スコーネ地域とコペンハーゲン地域を合わせた地域はオーレスン地域と呼ばれ、人口は350万人で、5つの大サイエンスパークが存在し、12の大学 (学生14万人)、科学者が2万人、26の病院 (うち大学病院7) が集積している。ここからは、スカンジナビア2,500万人、バルト海沿岸地域1億人の市場を視野に入れることができる。スコーネでは、2001年に米国、ドイツの企業を中心に19社の誘致に成功した。
- ・ スコーネ地域 (人口110万人) はスウェーデンの穀倉地帯で、主要な産業分野には、生命科学、IT、食品、デザイン、海洋 (世界で唯一の海洋大学がマルメにある)、不動産、運輸 / 物流、木材加工などがある。生命科学分野は欧州でも1、2を争う。成功例の一つとしてはバイオメディカル関連産業が集積するメディコンバレーが挙げられ、450社以上のバイオ・医薬・医療関連企業が集積し (バイオテク107社、製薬71社、薬品テク125社、CRO18社など)、3万4,000人の雇用がある。ボストンコンサルティンググループの調査では、バイオクラスタの成功要因として、労働力、インフラ、技術移転、資本、R&Dの5つのキーファクターが挙げられている。メディコンバレーには、ノボノルディスク (糖尿病)、アストラゼネカ (炎症)、ルンベック (うつ病薬)、レオファーマ (皮膚病) などの製薬企業があり、4,000人の研究者がいる。糖尿病、中枢神経系医薬 (特に脳神経系が強い)、炎症、がん向けの医薬品開発、臨床試験が盛んである。
- ・ IT関係は、スカンジナビアが先進地域

(注8) Time Division Synchronous Code Division Multiple Access

(注9) DECT : 注6参照、WDC : Worldwide Digital Cordless Telecommunications

で、IDC社の調査によるIT先進国ランキングではスウェーデンが3年連続の首位となっている。この地域で9万6,000人の雇用がある。食品関係は、北欧の穀倉地帯であるほか、有機食品、機能性食品・材料を製造しており、テスト市場としても利用されている。また、ニュートロンの調査のための施設（日本やテネシー州の10倍の容量を有するもの）を1,600万ユーロをかけて建設する計画がある。

- ・ ルンド大学には、7学部、250学科があり、学生数は3万5,000人。IDEONサイエンスパークは、7万5,000㎡の敷地に、182社が入居し、1,967人が働いている。入居企業は、IT関係が40%、バイオ・医薬関係が31%を占める。このほか、マルメにメデオン（MEDEON、バイオ・医療関係に強い）、クリスチャンスタットにクリノバ・サイエンスパーク（KRINOVA、高分子化学、環境関係に強い）がある。
- ・ スウェーデンは、ベンチャーキャピタル投資の対GDP比が、英国に次いで2位と高い。また、法人税率は28%と欧州で2番目に低い。所得税も、専門家については3年間25%の軽減税率の適用を受けられる。

“ルンド市について”/ Peter Sorbom氏（ルモンド市通商産業局長）

- ・ ルンド市は若年者層が厚い。人口7万人（周辺を含め10万人）で、130カ国の国籍を持つ人々が居住する。ルンド大学の学生数は3万5,000人、研究者3,100人、大学関係者5,300人。ルンド工科大、ルンド商科大があるほか、イケアのデザインセンター、Acreo社（電子工学・工学研究）、機能性食品センター、大学附属病院（ストックホルムのカロリンスカと並ぶ医療センターで、中枢神経学・細胞研究に強い）がある。
- ・ エリクソン・モバイル・プラットフォーム、テトラパック、ソニー・エリクソン、

アルファ・ラバル（酪農機械）、ガンプロ（透析）などのグローバル企業がルンドを拠点に活動している。エリクソン社の携帯電話はここから始まった。IDEONは、産学共同としてはスウェーデン初のサイエンスパークで、83年の設立以降500社が育った。現在、工業団地をIDEONの北東へ広げており、ニュートロンの調査施設も入札結果によってはそこへ来ることとなっている。

“オーレスン・サイエンス・リージョン（オーレスン科学地区）”/ Bengt Steijffert氏（オーレスン大学事務局長）

- ・ オーレスン地域には12以上の大学、7つのサイエンスパーク（うちIDEONが最大）、11のリサーチ病院があり、世界の500～1,000の大学と協力関係にある。コペンハーゲン空港からは世界中への路線があり、製薬、食品、IT関係では北欧1位、科学論文数は欧州4位。
- ・ オーレスン・サイエンス・リージョンには、ITアカデミー、メディコンバレー、オーレスン環境、オーレスン食品ネットワークの4つのクラスターがあり、オーレスン大学、地方自治体、企業がパートナーとなり産官学一体となった取り組みを行っている。
- ・ 今後、バイオ、ICT、食品、環境の4つの分野について、R&D、イノベーション、市場開発を促進して、投資家、学生、研究者にとって魅力的な地域とし、多く人が入ってくるようにしたい。

“オーレスン・IT・アカデミー”/ Peter Hojerback氏（Managing Director、オーレスンITアカデミー）

- ・ ヘルシンキ、ストックホルム（シスタ）、オーレスン（コペンハーゲン、ルンド）、オールボーを結ぶ地域はスカンジナビア

IT回廊と呼ばれ、コペンハーゲンが入口である。オーレスン地域のIT分野の雇用者数は9万6,143人で、ストックホルム地域(9万1,274人)より多く、ヘルシンキよりずっと多い。また、オーレスン地域はより成長しており、専門家の人数では最も多く伸びている。IT関係の学生(3学期間勉強している学生)数は6,700人で、うち大学院生は872人。IT関係の研究者は、企業の専門家も加えると4,000人に達し、ストックホルム(シスタ)の2倍に達する。

- IT企業の売り上げは200億ユーロに達しており、エリクソン・モバイル・プラットフォーム、ソニー・エリクソン、ノキア(フィンランド以外では最大の研究施設がコペンハーゲンにあり)、Acreo、Oticon(補聴器)、Radiometer(血中ガス分析機器)、Anoto/C-technologies(電子ペン)などの企業があり、ブルトウス(5社が協力して開発)やPDAはルンドで始まった。米国企業の投資が目立ち、例えば、インテルがgigaAnt社(移動体通信網用アンテナ)を10億ドルで買収、マイクロソフト社がNavision社(中小企業用経営管理ソフト)を14億ドルで買収した。PC機器などにログオンする際の指紋読取機の開発などを行っている企業もIDEON内にある。
- ITアカデミーの役割は、ネットワーク、検索ポータル、情報提供(セミナー、ワークショップの開催等)、分析を通じて、マーケティング、調査、イノベーションの支援を行うことである。また、ヒューマンタッチ(人間味をもったIT)を促進している(例えば、Anoto社のブルトウスを利用した電子ペン、指紋読取機など)。
- 現在、ITアカデミーとメディコンバレーアカデミーが協力して、9人の研究者に2年間投資し、生物情報学、ナノテクなどの研究を行っている。

(2) スコーネ地域の企業によるプレゼンテーション

アクシスコミュニケーション社(Axis Communication AB)/Johan Lembre氏(Director of Business Development, OEM)

- 使いやすく、コストが安く、安全なワイヤドおよびワイヤレスネットワーク製品を開発することを目標としている。84年に2人の学生が起業して設立され、現在の従業員数は300人。95%以上が輸出向けで70カ国に販売されている。14カ国に事務所を持っており、アジアでは東京で営業と開発を行っている。2001年の売上高は6億7,600万スウェーデン・クローナ(以下クローナ)で、黒字となっている。
- コア技術は各種機器に直接装着できるネットワーク用チップで、ネットワークカメラ、ビデオサーバーでは業界シェアは世界1位、ネットワークプリンターでは2位。2年前に同社は、世界初のブルトウスアクセスポイントを紹介した。
- 売り上げは、Axisブランドを代理店を通じて販売するものが75%(日本の場合ソフトバンクが代理店)、技術を販売してOEM供給しているものが25%で、後者が伸びている。キヤノン、パナソニック、ミノルタ、日立、IBMなどにOEM供給している。また、売り上げの40%がネットワークカメラの分野で、建物警備、工場モニターなどにも用途が広がっている。OEMはプリントサーバーが主体。
- 今後のコア分野は、ワイヤレスLAN(2005年に売り上げ4,600万ドルを見込む)、産業関係モニター・監視装置、冷蔵庫・ヒーターなどの家庭用機器の管理(日本企業と協力したい)、公共スペースでの使用(ショッピングモールでのPDAを使用したナビゲートを大阪で実験する予定)、ワイヤレスプリンティング(マイクロソフトがブルトウスプリントをサポート、会議のま

とめ資料の印刷、ホテル受付での各種利用などで、Eメールで飛ばして印刷)である。

ギガアント社 (GigaAnt AB) / Henric Norell氏 (欧州地域セールス部長)

- ・ AXIS社などのアンテナを製造している。Moteco社からBluetooth用アンテナ製造会社としてスピンアウトし、本社はIDEON内にある。最大顧客はコンパック。日本にも駐在員事務所を構えており、マレーシアにR&D施設がある。サンヨー、ソニー・エリクソン、ノキアなどとも取引がある。
- ・ 製造するアンテナにはSMD (PDA等に使用できる) ICM(箱の中に入ったもの)など4つの種類がある。悪いアンテナの場合、距離を伸ばさず何回も送信する必要があるが、同社製品にはそのような問題はない。
- ・ 今後、アストラゼネカ社など医薬品分野、産業製品、消費財の分野も開拓していきたいと考えている。

アクレオ社 (Acreo AB) / Tommy Skoog氏 (プログラムマネージャー)

- ・ 製造は行わずR&D、技術移転を専門とし、スウェーデン企業を支援するために設立された。政府が40%、企業(エレクトロクス・光学などの業界団体FMOFなど)が60%出資している。従業員は180人でうち110人が大学関係者である。売り上げは2億4,000万クローナ。本部はストックホルム(シスタ)で、ルンドとノーションピンに支部がある。
- ・ コア技術は、マイクロエレクトリックプロセス、オプティカル・コンポーネント・システムなどで、Socware (システム・オン・チップ・ウェア) やIVSS (Intelligent Vehicle Safety System、ボルボ・サーブなどと協力) のR&Dを実施中。
- ・ Invest in Sweden (対内投資促進機関)

がSocwareプログラムを促進しているが、当社がこれを支援している。移動体通信の3G関係の特許の3分の1以上がスウェーデンのもので、スウェーデンは無線通信ハブとして重要。スウェーデンは労働コストが比較的低いのも強みの一つで、EIUの調査によると日本を100としたときのスウェーデンの労働コストはわずか55である。また、スウェーデンはIT先進国として世界1位である。

- ・ 当社が関与した例として、VIA Technology社への横河電機からの投資、ナショナルセミコンダクター社の投資などがある。

(3) スコーネ地域企業訪問

エリクソン・モバイル・プラットフォーム社 (Ericsson Mobile Platforms AB)

a Soren J. Pedersen氏 (Director Market Communication) ほか

- ・ 2001年9月1日に、エリクソン・モバイル・コミュニケーションズ社が再編され、端末のデザインやマーケティングを行うソニー・エリクソンと携帯電話プラットフォームの研究開発拠点としてのエリクソン・モバイル・プラットフォームが誕生した。従業員は全体で1,000人で、うちルンド本社に600人がいる。ルンドではW-CDMA、英国ではGPRS (2.5世代)、ノルウェーではデータコミュニケーションプロトコル、米国ではエッジなどのR&Dを行っている。中国、韓国には現地販売事務所がある。
- ・ エリクソングループ全体の従業員は7万人で、コア分野は通信インフラ部門で80%を占める。最大の顧客はソニー・エリクソン社であるが、同社はエリクソングループの外にあり、どこからでもプラットフォームを購入できる。
- ・ 86年から開発を行っているTord Wingrenが当社の社長で、NMT450、900、GSM、GPRSなどの開発を行ってきた者が経営陣

.....

になっている。PDAやBluetoothは
このチームにより設計され、重要な特許を
このチームが保有している。

- ・ 当社は、顧客のためにレファレンスデザインを作成し、さまざまな企業に当社の所有するプラットフォームを提供しロイヤルティ収入を得ている。以前は、携帯端末とプラットフォームを自社だけのために作っていたが、他のメーカーのためにプラットフォームを作る戦略に転換した。顧客がアプリケーションの開発段階から大量生産までうまく行って初めて満足することになる。
 - ・ 当社は、過去の1億個の携帯端末製造、標準化、ネットワークの経験、オペレーターとの強い関係（NTTドコモもその一つ）、大きな特許ポートフォリオを有する。ほとんどのメーカーは、一般的に電話機の開発費用は莫大なものになるため、プラットフォームを外部から購入している。各メーカー、オペレーターはアプリケーションの開発、多様な機種製造、サービスに集中できるメリットがある。現在、多くのオペレーターはドコモの動向を見ている。
 - ・ 携帯端末のシェアは、ノキア35.9%、モトローラ14.4%、サムスン10.6%、シーメンス7.8%、ソニー・エリクソン4.8%、LGE3.8%などとなっているが、当社の顧客は、オフィシャルベースで、ソニー・エリクソン、エリクソンのほか、Benefon（フィンランド）、GVC、LG、Microcell（シーメンス）、TCL、などである。
- b Fredrik Lonergard氏（プロダクトマネージャー、UMTS）
- ・ 当社は、Time to market（最初の段階から大量生産の段階までずっと支援）、complete offer（ソフトとハードの最適化により最良のものを提供）、customer support

emphasis（個々の顧客の独自のニーズにあったプロジェクト）、Acceptance（オペレーターその他のプレーヤーとの調整など）の4つの柱を掲げている。

- ・ プラットフォーム開発については、GSMは終了し、GPRSが開発中（2001～2003年）、UMTSが開発中（2002～2003年）、UMTS/EDGE^{（注10）}が今後開発（2003～2004年）となっており、顧客はこれにしたがってさまざまな製品を作っている。当社は、レファレンスデザインの提供（商業用でなくテスト用、IOT（Interoperability Test）用など）、プラットフォームの提供、ASIC開発（初期テスト用、プロトタイプ用）、テストツールの提供（ソフトウェア開発キットなど）、ドキュメンテーションほか各種サポートを行う。
- ・ プラットフォームには、既に導入済みのG100（GPRS）、低コストのG300（GPRS）、マルチメディア用のG200（GPRS）、U100（世界初のUMTSプラットフォーム、W-CDMA/GSM/GPRS、2002年9月発表）、E100（GSM/EDGE/GPRS、米国が非常に興味をもっている）などがある。これらはいずれもアーキテクチャは同じなので、以上のプラットフォームを顧客は自由に使用できる。
- ・ U100を使用した検査のためのレファレンスプロダクトによるボイスコールのデモ、マルチメディア（ビデオレコーディング）のデモを行った。

テレカ・モバイル・テクノロジーズ社
（Teleca Mobile Technologies AB）/
Goran Svennarps氏（Director Marketing）、
Jones Helmer氏（Director of product manager）

- ・ テレカ社は2002年にAU System社を買

（注10）UMTS：注4参照、EDGE：Enhanced Data GSM Environment

Report 9

収し倍の規模となり、欧州最大のITコンサルティンググループとなった。従業員は15カ国に2,400人で、欧州、サンジエゴ、韓国に拠点がある。アジアには子会社をもっと増やす予定。売り上げは2002年1～9月で15億クローナで、テレコム関係が31%、消費者向け電器関係が28%などとなっている。17カ国に70の顧客があり、2003年には1億2,000万個の製品を販売する予定。韓国（サムソン）の携帯端末の100機種以上を取り扱った。日本では松下、ソニーエリクソンなどが顧客。モットーは「Reliable freedom at low risk（信頼できる自由を低リスクで）」。

- ・ テレカ社のコア製品は、コンテンツダウンロード等に使用するAUモバイルスイート。AUモバイルスイートは、SEC、MIB（Mobile Internet Browser）、MM（Mobile Messenger）、JAM（JAVA Application Management）、WAP/HTTP Stuckの各機能をモバイル・スイート・フレームワークにいったん介してから動作させるため、アーキテクチャが非常にシンプルなのが特徴である。ブラウザではiモードで採用しているC-htmlの使用も可能。
- ・ 各機能はモジュール化されており、拡張、

差別化を容易に行うことができ、顧客にとってカスタマイズが容易である。短期間で市場化するためには、当社のSoftware Solutionsとの統合が必要になる。

- ・ 顧客にとってのメリットは、自由（Freedom）、短いリードタイム（Short time to market）、低リスク（Low risk、97年からの経験）、低コスト（Low cost、の結果）である。

Teleca Software Solutions / Eric Ljungberg氏（副社長）

- ・ 同社は、AUモバイルスイートの機能を入れたPCソフトウェア開発、テストサービス、携帯用ソフトウェア開発（PCとのシンクロなど）などを行っており、シンビアンOSについての独立系最大の提供者である。ノキア、エリクソンへも供給している。
- ・ 日本のセイコーインスツルメントと共同で開発した腕時計型のブルートゥース機器（レコーディング等が可能）もある。同社は電力消費量が非常に少ないチップを1つだけ使用する1チップソリューションを実施しており、チップ1個の価格もわずか10ドルである。

デンマークの水産物と漁業

コペンハーゲン事務所

デンマークは、世界でも有数の漁業国であり（水産物の漁獲量EU内第1位、輸出額世界第6位）、タラ、ニシン、サバ、海老（グリーンランド産）などを輸出している。本稿では、デンマークの水産物および漁業について、主要な水産物輸出業者の動向やEUの新しい漁業政策についての合意の影響など最近の動向にも触れつつ、概観した。

1. 概要

(1) 世界中に水産物を供給

デンマークの国土は海に囲まれており、世界でも有数の漁業国である。同国の漁獲量は世界の漁業国中第14位で、EU諸国内では第1位である（水産庁資料）。水産物の貿易ではデンマークの輸出額は世界第6位にある（FAOホームページ）。

デンマークの各港で水揚げされる魚のうちでは、タラとニシンが量・金額ともに最も重要である。

伝統的な漁業に加えて小規模ではあるが魚の養殖もある。淡水の養殖は主にニジマスが行われており、生産高は年間に約3万3,000トンである。海水の養殖プラントでは年間に約7,000トンのマスが生産されている。

漁業はデンマークの交易にとって重要な産

業であるにもかかわらず、デンマーク人の食する水産物の量は多くない。年間にデンマーク人の食する魚の量は1人当たり平均約8kgである。これに水産加工食品を加えると年間の1人当たり平均消費量は約23kgである。（Danmarks FiskehandlereおよびFAO資料）。参考までに日本人の年間の1人当たり平均消費量は約65kgである（FAO資料）。

デンマークの水産物の大部分は輸出されているほか、隣国からの魚の輸入量も多い。これらのほとんどが加工された後に輸出されている。

水産加工業は主に薫製、フィレ加工、ねり加工と缶詰である。2001年の水産加工物の輸出額は187億デンマーク・クローネ（以下クローネ）に上り、これはデンマークの財輸出総額の4.4%に相当する。デンマークの水産物輸出ではドイツが最も重要な市場となって

おり、輸出額の4分の1はドイツ向けである。2001年の日本向け輸出額は全体の4.5%を占めていた。

魚の養殖や家畜の餌に使用される魚肉粉と魚油の生産・輸出国中、デンマークは世界最大である。食用に適さない小さな魚がこの生産に使用されている。

(2) EUの漁獲割り当て

欧州連合（EU）の共通漁業政策はデンマークの漁業の基本的な枠組みとなっている。この共通政策の重要な要素は漁獲割り当てを通じた漁獲制限による海洋の自然資源の保護と利用のシステムである。さらにデンマークの海域である北海とスカゲラク海峡およびカタガット海峡では、他の魚に混ざって水揚げされ食用として消費されないニシンの漁獲量に対する上限が定められている。

漁獲割り当ては定められた海域における各種の最大漁獲量を定めたものである。毎年欧州連合の担当理事会はそれぞれの種の生息数から漁獲が可能となる総量と次年度において各加盟国に許可される割り当てを定める規定を設ける。

この規定による漁獲計画は魚の生息数という生物学的アセスメントと科学者による助言にもとづいている。ここで重要となる事柄は生息数の長期的な調査と適切で持続可能な漁獲を続けるための条件である。科学的な助言は国際海洋開発理事会（ICES）の諮問委員会（Advisory Committee of the International Council for the Exploration of the Sea）によってまとめられ、評価されたアセスメントから得られたものである。

漁獲割り当ての規定は欧州連合の権限の下にある魚の保存量と、EUといくつかの諸国が共同で管理する魚の保存量に基づいて漁業を管理するものである。

デンマークの漁業がこの共同による漁獲量調整でかわるのは、主にノルウェー、グリ

ーランド、フェロー諸島である。各国との意見調整の結果に基づいた補足規定は、これら諸国の漁獲領域における漁業機会をEU加盟国に許可することになる。

EU加盟国は欧州委員会の承認によって配分されたそれぞれの割り当ての一部あるいは全部を交換することができる。

2. 統計

(1) 漁船

デンマークでは漁獲用の船は漁船として登録されている。漁船の登録において水産庁が発行する資格が求められる。この資格はデンマークの割り当て内における商業的な漁獲に参加する一般的な許可となる。特殊な漁業においてはその他の資格が要求される。

デンマークの漁船は船長自身の所有であるのが一般的である。そして、デンマークには漁船を扱う大きな船会社は存在しない。

漁業における構造的な問題を解決するために、船が漁船から外されて、漁業をやめた場合、公共の基金を受けるような措置がある。漁業に用いた漁船の引退を促進する目的は、漁場獲得を競争する漁船群の能力を低下させることである。87年以降、1,189隻が基金を受けて漁船から外されている。

漁船の数は徐々に減少しているが、船の大型化と効率化が進んでいる。2001年には漁獲量の90%が17%の大型漁船によってあげられている（2002年6月5日付、ユランス・ポストン紙）。

デンマークの漁船
2002年1月1日現在

排水量(トン)	漁船数	総トン数
10トン未満	2,892	7,548
10～99.9	945	26,488
100～499.9	195	49,298
500以上	20	17,023
合計	4,052	100,358

出所：水産庁

(2) 水揚げ

デンマークの重要な漁港は、北海に面したユトランド半島の西海岸に位置している。水揚げ量の最も大きい港はエスピア、スケインとチュボロンである。これら3港における2000年の水揚げ量は、外国の漁船の水揚げも含めると、それぞれ58万256トン、35万3,469

トン、33万1,533トンであった。

以下の表はデンマークの各漁港でデンマークおよび外国の漁船によって水揚げされた水揚げ量・水揚げ高を示す。このうち約3分の2はデンマークの漁船によって水揚げされたものである。水揚げ高は卸市場での価格によって算出された値である。

デンマーク国内水揚げ量

(単位：トン)

	99年	2000年	2001年
タラ	73,652	58,720	51,241
他のタラ類	25,909	22,292	26,907
カレイ	23,108	22,988	25,723
舌ヒラメ	1,133	1,311	1,132
他のカレイ・ヒラメ類	11,058	11,828	12,776
サバ	37,873	36,205	36,960
ニシン	63,425	288,393	253,604
他の魚類	10,203	20,152	14,533
ロブスター	5,173	4,853	4,519
海老	6,730	6,304	5,559
他のカニ類とイカ・タコ類	4,757	6,407	5,708
ムール貝	97,155	110,618	134,387
産業用魚	1,252,443	1,338,005	1,330,151
合計	1,812,612	1,928,077	1,903,200

出所：水産庁

デンマーク国内水揚げ高

(単位：1,000クローネ)

	99年	2000年	2001年
タラ	1,041,243	925,197	845,956
他のタラ類	95,769	174,320	223,356
カレイ	320,278	278,622	331,345
舌ヒラメ	72,161	81,744	83,886
他のカレイ・ヒラメ類	170,373	186,448	194,350
サバ	126,885	148,813	224,846
ニシン	397,503	410,427	684,823
他の魚類	154,424	195,616	175,986
ロブスター	350,150	333,265	343,410
海老	119,757	106,481	83,384
他のカニ類とイカ・タコ類	121,125	83,402	104,509
ムール貝	88,480	120,918	146,636
産業用魚	774,180	844,645	944,489
合計	3,932,327	3,889,898	4,386,977

出所：水産庁

(3) 漁港

デンマークの主な漁港は、北海に面したコトランド半島の西海岸に多い(地図参照)。2001年の水揚げ量を見ると、エスピアが最も多く、次いでチュボロン、スウェーデンとなつて

いる。しかし、水揚げ高で見るとスウェーデン(水揚げ量第3位)が最高で、次いでヒアツハルス(水揚げ量第5位)、ハンストホルム(水揚げ量第4位)となっており、エスピア(水揚げ量第1位)は4位、チュボロン(水

2001年の主な漁港の水揚げ量

(単位：トン)

	食 用	産 業 用	合 計
エスピア	33,034	499,043	532,077
ヴィデ・サンデ	8,785	47,074	55,860
トースミンネ	2,695	-----	2,695
チュボロン	18,972	320,720	339,693
レムヴィ	1,361	-----	1,361
ハンストホルム	38,792	111,210	150,002
ヒアツハルス	81,700	49,749	131,450
スウェーデン	141,971	190,498	332,470
ストランドビュ	8,121	17,395	25,517
レス	1,516	417	1,934
グレノー	15,214	8,741	23,955
ギルライエ	14,212	7	14,219
ネクスウ	13,420	9,394	22,814
ネクスウを除くボーンホルム	9,944	40	9,984
他の漁港	171,464	76,999	248,464

出所：水産庁

2001年の主な漁港の水揚げ高

(単位：1,000クローネ)

	食 用	産 業 用	合 計
エスピア	170,368	354,841	525,208
ヴィデ・サンデ	191,835	35,725	227,561
トースミンネ	69,480	-----	69,480
チュボロン	259,101	218,560	477,661
レムヴィ	20,408	-----	20,408
ハンストホルム	501,765	77,271	579,036
ヒアツハルス	582,937	32,256	615,192
スウェーデン	540,389	148,249	688,639
ストランドビュ	51,973	12,478	64,451
レス	63,955	265	64,220
グレノー	47,488	8,294	56,082
ギルライエ	56,952	9	56,961
ネクスウ	136,994	4,926	141,920
ネクスウを除くボーンホルム	108,182	22	108,203
他の漁港	642,034	52,412	694,446

出所：水産庁

揚げ量第2位)は第5位に退いている。これは、ユトランド半島北部の西海岸に位置しているスケイン、ヒアツハルス、ハンストホルムの各港では、タラヤカレイ、アンコウなど高価で卸される魚や、デンマークの伝統食品として酢漬けにするニシンなど食用になる魚

の水揚げ量が多いのに対して、エスピアとチュボロンでは養殖や家畜の飼育用の餌の原料になる産業用小魚(ニシンの類)の水揚げの割合が食用の魚の水揚げ量をはるかに上回っているからである。

デンマークの主な漁港



3. 主な関連輸出企業と製品

A.Espersen A/S

ボーンホルム島にあるA.エスパーセン社はバルト海で採れるタラの魚肉加工を行っている。バルト海のタラの25%は同社で加工され、その70%は7.5kgの冷凍魚肉のブロックとなりアメリカやヨーロッパ諸国へ輸出される。また25%はハンバーガーあるいはフィッシュ&チップス用に加工され、残りの5%はタラの高級フィレとなる。

ファーストフードチェーンであるマクドナルドの全欧州の各店で魚肉ハンバーガーの「フィレ・オ・フィッシュ」として販売される魚肉は、A.エスパーセン社から出荷されたものである。また、英国のフィッシュ&チップス・チェーンであるユニレバーにも、同社は冷凍タラのフライ用加工品を供給している。

A.エスパーセン社の創立は1937年で、食用魚肉加工業者としてはデンマーク最大で、年間の総売上高は約11億クローネに上っている。デンマークのボーンホルム島をはじめ、ポーランドやリトアニアの工場には、1,100人を超える従業員が就労している。

Emborg Foods A/S

エンボー・フーズ社は食品製造業、スーパー・マーケットなど食料品店、そしてケータリング・サービス業の分野における顧客のニーズに合わせた魚介類の加工と供給を行っている。顧客はデンマーク国内をはじめ、世界各国に及んでいる。2002年10月に中国で行われたFisheries & Seafood Expoにも出展した。

同社はサケ・マス、タラ・ヒラメなど白身魚、遠洋の魚類、貝類、イカ・タコ類、すり身などのほか、調理済食品の加工と供給を行っている。

Erik Taabbel Fiskeeksport A/S

エリック・トープベル・フィスクエクスポート社はニシンとニシンの卵（数の子）の一次加工を行っている。

F. Uhrenholt Seafood A/S

F.ウーレンホルト・シーフード社はデンマークの食品加工業者としては最大企業の一つF.Uhrenholt Holding A/S社のグループ企業である。F.Uhrenholt Holding A/S社は1978年に乳製品の販売業から始まり、現在はF.Uhrenholt Dairy A/S、F.Uhrenholt Meat A/Sも傘下に治めている。グループの総売上高は年間約2億4,280万米ドル、資本金は1,780万米ドルで、フランス、中国、ロシア、リトアニア、ウクライナ、アラブ首長国連邦など世界の60カ国に支社を設けている。また、カナダのFarocan Inc.（漁業、エビ加工）や英国のColdwater Seafood Ltd.（魚肉加工品など）はF.ウーレンホルト・シーフード社の提携企業である。

F.ウーレンホルト・シーフード社は世界の漁場にトロール船を所有し、同社所有の現地工場では冷凍やむき身などの加工を行っている。主に食品加工産業への冷凍魚介類の供給を行っており、特に近年はアジア市場への輸出が多くなっている。

同社の主な製品は冷凍サケ・マス、冷凍エビ・ロブスター、ゆで加工済のエビ、冷凍ヒラメ・タラ、すり身などである。

K.S. Fisk A/S

K.S.フィスク社は鮮魚および冷凍魚介類、薫製魚製品などの供給を行っている。同社は魚の第一次加工工場と冷凍室を所有し、1977年以来ヨーロッパの各国へも新鮮な魚介類を輸出している。

Kangamiut Seafood A/S

カンガミウト・シーフード社はグリーンラ

.....

ンドと北海で採れた魚介類の冷凍・販売を業務として1975年に設立された企業である。特に70年代後半に深海エビのトロール魚法が大きく進歩して、それ以来冷凍エビの供給が同社の主な業務になっている。

同社はデンマークおよび北大西洋沿岸諸国に魚介類の輸出を行っており、グリーンランド、ドイツ、フランス、イギリス、カナダに支社を設けている。

同社の主な取扱品は甘えび、ゆで・むき身加工済エビ、帆立貝、スリミ加工品、タラ、ヒラメなどである。

Kimpex A/S

キンペックス社は1986年に設立され、遠洋魚の供給を行っている。冷凍および鮮魚としてのサバが同社の主な製品で、薫製や缶詰など加工業者、卸業者へ供給するほか、SKAWMACのブランドで世界各国へ輸出している。また、ニシンやタラコなどの輸出も行っている。

Launis Fiskekonserves A/S

ラウニス・フィスクコンサーヴス社は魚介類の加工食品業者として40年前に設立された。現在、同社はデンマーク国内の2カ所の計23万㎡の敷地に工場を所有し、そこで約180人の従業員が就労している。

同社の製品はデンマークの伝統食品であるニシンの酢漬、むきエビ、キャビアのほか、サケ・エビ・カニの肉を加工したパテ、すり身製品などである。これら製品はすべてLAUNISのブランドでデンマーク市場に供給されているほか、海外へも輸出されている。

Ocean Seafood A/S

オーシャン・シーフード社は北海で採れるエビの供給を行っている。むきエビやむき・ゆで加工したエビの供給のほかに、イタリア向けには冷凍エビ、日本向けには甘エビの供

給を行っている。

Rahbekfisk A/S

ラーベックフィスク社は1955年にポール・ラーベック・ハンセン氏が設立した魚介類加工製品企業で、現在は500人ほどの従業員がデンマークに2カ所ある工場に就労している。また、ドイツの冷凍業者Pickenpack Tiefkühlgesellschaft mbHと提携し、ヨーロッパ各国へ輸出を行っている。

ラーベックフィスク社の製品は魚介類の冷凍製品で、スーパーマーケットなど小売店のほかケータリング産業へ供給されている。主な製品は冷凍エビ・小エビ、フライ用半調理白身魚、魚肉パイ、調理済食品で、これらはすべてRahbekのブランドで販売されている。

Royal Greenland

ロイヤル・グリーンランド社は1774年にデンマークがグリーンランドの統治権を得たときに設立したデンマーク国営企業から始まっている。1979年以降グリーンランドが自治領となった機会に、グリーンランドの交易・船舶輸送・魚介製品の業務に携わっていた国営企業のロイヤル・グリーンランド交易局は分割および民営化され、魚介製品業務部はロイヤル・グリーンランド社となった。

同社は、1990年にグリーンランド市民所有の魚介類を採取・加工・販売する株式会社となった。現在、約2,500人の従業員がグリーンランド、デンマーク、ドイツの工場やトロール漁船のほか、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本の販売事務所に就労している。冷水エビ供給企業としては同社は世界最大である。

ロイヤル・グリーンランド社はグリーンランド海域からの魚介類のほか、アメリカのジョイントベンチャー企業がアラスカ沖、ロシアの提携企業がバルト海の魚介類を採集、加工・販売している。

主な製品は北極海域で採れるエビ、深海エビ、ヒラメなどを加工した、冷凍エビ・白身魚、むきエビ、薫製食品、半調理食品などである。日本市場の甘エビのほとんどは北海産で、また25%はロイヤル・グリーンランドが供給している。日本にはロイヤル・グリーンランド・ジャパン社があり、ここを通じてグリーンランド大ヒラメやベーリング海峡のヒラメが輸入されている。同社はさらに南アフリカやニュージーランドからも日本市場向けの魚を輸入している。

Sæby Fiskeindustri A/S

セービュ・フィスクインダストリー社は1949年に設立され、サバの加工を主な業務とする企業で、現在はヨーロッパの魚介類缶詰会社のうち最大である。

同社はサバの缶詰のほかに冷凍サバをデンマーク国内だけでなく、スウェーデン、フィンランド、イギリス、ドイツ、ベルギー、オランダ、フランス、スペイン、イタリア、ギリシャ、キプロス、オーストリアおよび米国、日本、香港へ供給している。

Thorfisk A/S

トーフィスク社はトービヨン・クリステンセン氏によって1945年に設立された企業で、デンマーク近海で採れた魚介類を供給している。1996年にノルウェーのNorway Seafoods AS のグループ企業になるまで、クリステンセン氏の家族によって経営されていた。現在は、約250人の従業員が同社に就労しており、デンマーク企業のNorlax A/Sと提携関係にある。

トーフィスク社の供給する魚介類は水揚げ後24時間以内にデンマークをはじめヨーロッパ各国の市場へ届けられる鮮魚のほか、半調理食品、冷凍魚などがある。

Venø Fish Farm K.S.

ヴェヌ・フィッシュ・ファーム社はヴェヌ地元市民によって1991年より試験的に始められた養殖の設備およびノウ・ハウを基に、2000年に設立された企業である。同社の位置するリムフィヨルドで養殖されたカレイ・ヒラメの稚魚は、フィヨルドに放流され、あるいは引き続き養殖場で飼育される。

また、リムフィヨルドの海水はカキの生育に向いていることから、同社はカキの養殖も始めている。食用に適する大きさに育ったカキは木箱に詰められ、24時間以内にレストランや小売店など顧客に届けられている。

さらに、カレイ・ヒラメの養殖の経験を生かして、ウナギやタラ、ロブスターなどの稚魚の養殖も試験的に始めている。

Triple Nine Fish Protein a.m.b.a.

トリプル・ナイン・フィッシュ・プロテイン社は1949年に設立された企業で、小魚を原料として家畜および養殖用の飼料および魚油を製造している。ユトランド半島西海岸に位置するエスピア、ヴィデ・サンデ、チュボロンの3つの漁港付近にあるそれぞれの工場では、計約100隻の船から水揚げされる約100万トンの魚を原料にして、約22万トンの飼料と約6万トンの魚油が製造されている。同社は999のブランドで製品を世界各国に供給しており、魚を原料とした飼料製造企業としては世界で第2位である。

FF of Denmark

FFオブ・デンマーク社はユトランド半島北端に位置するスケインの漁港で水揚げされる小魚を原料に家畜および養殖用の飼料および魚油を製造している。同社の製品は世界各国に輸出されている。

Hanstholm Fiskemelnsfabrik A/S

ハンストホルム・フィスクメルスファブリ

ック社はハンストホルム港で水揚げされる小魚を原料に家畜および養殖用の飼料を製造している。

4. 主な関連団体

Danmarks Fiskeriforning (Danish Fishermen's Association)

デンマーク漁業者協会

デンマーク漁業者協会は1994年にデンマーク海洋漁業協会とデンマーク漁業協会の統合によって設立され、全国76カ所の漁業協同組合を統括する団体である。同団体の加入者は漁船所有者および漁師で、約3,500人である。

デンマーク漁業者協会の目的は国際あるいは国内における漁業の振興である。また、漁業および漁師のかかわる地方自治体や国家、国際的な計画への提案などを行うほか、個人の経営管理などの助言を行っている。

同団体は生物、経済、規則、技術あるいは教育など漁業に係わる記事を紹介する会員誌「Fiskeri Tidende」を出版している。

The Association of Danish Fish Processing Industries and Exporters

デンマーク魚介類加工業者・輸出業者協会

デンマーク魚介類加工業者・輸出業者協会は鮮魚卸業者や魚介類の加工業者の団体で、現在、約100社が加入している。漁業団体との協力、管轄官庁との話し合いを通じて、関連産業の発展を促す活動を行っている。

5. 管轄官庁

The Danish Directorate of Fisheries

デンマーク水産庁

デンマーク水産庁は食糧省の一部である。同庁の主な役割は以下のような漁業に関連する事業の管理と検査である。

- ・消費者向け鮮魚や魚介類加工食品
- ・魚介類の生息保護、持続可能な漁業
- ・健全で経済的な魚介類の交易

・できる限り良質な海水・淡水を保護するレクリエーションとしての釣り

これら分野における管理事業は全国を3つの地域に分けて行われ、検査事業は全国に7カ所ある事務所において行われている。また、海洋や港湾における事業のために水産庁は4隻の船を所有しており、これらのうち3隻は漁船の救助やタグ・サービスのために利用することも可能である。

6. 輸出動向

デンマークの水産物の輸入量と輸出量はほぼ同程度である。2000年のデンマークの輸入量は108万46トンで、輸出量は107万8,021トンであった。しかし、輸出ではデンマークでの加工が付加された場合が多いため、輸出額は172億クローネで、輸入額の104億クローネよりもかなり多くなっている。

デンマークの魚と魚製品輸出量

(単位：トン)

	99年	2000年	2001年
EU諸国	686,203	707,093	703,327
ドイツ	193,333	186,902	205,421
イタリア	91,695	88,870	76,051
フランス	75,982	90,052	86,103
日本	40,426	37,925	40,559
輸出合計	1,028,628	1,078,021	1,122,852

出所：水産庁

デンマークの魚と魚製品輸出量

(単位：1,000クローネ)

	99年	2000年	2001年
EU諸国	13,099,517	13,501,572	14,657,085
ドイツ	3,744,777	3,933,278	4,640,291
イタリア	2,119,170	2,046,773	2,012,354
フランス	1,731,176	1,780,425	1,757,508
日本	873,846	743,257	596,393
輸出合計	16,602,288	17,161,863	18,583,994

出所：水産庁

輸出相手国と輸入相手国は、かなり異なっている。輸入相手国を見ると、輸入額および輸入量のほとんどは、ともにEU域外の諸国が占めているが、輸出相手国を見ると輸出額・量ともにそのほとんどをEU諸国が占めている。

なお、デンマークの港で外国の漁船によって水揚げされたものは輸入として、またデンマークの漁船が他国の港で水揚げしたものは輸出として計上されている。

また、グリーンランドとフェロー諸島はデンマーク王国の自治領であるが、EUに属していない。このためにグリーンランドとフェロー諸島の両自治領とデンマークの間の貿易は、EU域外とのものとみなされ、デンマークの統計では外国からの輸出・輸入に含まれている。デンマークとグリーンランドおよびフェロー諸島との関係は深く、グリーンラン

ドとフェロー諸島の輸出の大部分はデンマーク向けであり、これがデンマークの水産物輸入のほとんどがEU域外からあげられている理由の一つになっている。さらに、EUに加盟していないアイスランドやノルウェーからの輸入が多いことも、もう一つの理由である。

輸出を見ると、デンマークの水産物輸出は世界第6位に当たる。輸出品の3分の1はドイツへ向けられている。

7. 対日輸出動向

グリーンランドなど各国から輸入された水産物の一部は、デンマークから日本に再輸出されている。特に、デンマークから日本へ輸出されるエビの大部分はグリーンランド産のものがデンマーク経由で日本へ向けられている。(下記表参照)

デンマークの水産物の対日輸出量

(単位：トン)

	99年	2000年	2001年
ニシン(未加工)	1	0	0
カレイ・ヒラメの類(未加工)	3,979	3,392	2,381
サバ(未加工)	4,153	2,843	4,090
他の海水魚	374	738	445
サケ・マス	3,712	558	777
他の淡水魚	0	20	66
ロブスター	12	8	12
エビ	10,268	8,006	4,432
他のエビ・カニ類	247	764	326
フィレ加工品	395	225	223
塩漬、乾物、薫製	970	914	840
ニシン(加工済)	9	2	19
サバ(加工済)	0	414	143
キャビア(加工済)	0	1	0
他の魚卵(加工済)	10	14	14
熱加工済フィレ	0	10	0
調理済食品	230	0	0
他の加工済品	1	23	2
加工済エビ	315	337	487
ムール貝	0	-	-
他の加工済エビ・カニ類	2	-	-
飼料	12,573	15,082	18,656
魚油	3,173	4,544	5,967
合計	40,426	37,925	40,559

出所：水産庁

デンマークの水産物の対日輸出額

(単位：1,000クローネ)

	99年	2000年	2001年
ニシン(未加工)	15	0	0
カレイ・ヒラメの類(未加工)	88,273	80,359	79,032
サバ(未加工)	36,709	27,271	44,125
他の海水魚	33,056	58,455	38,054
サケ・マス	92,713	20,368	22,020
他の淡水魚	0	556	1,781
ロブスター	976	815	1,130
エビ	389,833	303,795	132,558
他のエビ・カニ類	11,667	52,132	14,917
フィレ加工品	20,403	20,077	20,687
塩漬、乾物、薫製	86,420	72,980	74,958
ニシン(加工済)	272	77	665
サバ(加工済)	0	11,080	3,928
キャビア(加工済)	12	94	0
他の魚卵(加工済)	1,660	2,220	2,387
熱加工済フィレ	0	363	0
調理済食品	22,638	0	78
他の加工済品	38	1,154	101
加工済エビ	14,841	17,190	19,710
ムール貝	0	7	0
他の加工済エビ・カニ類	73	20	35,465
飼料	61,097	61,904	85,042
魚油	11,953	12,340	19,739
合計	872,846	743,257	596,393

出所：水産庁

近年日本への総輸出量は安定しているが、輸出額を見ると大きく減少している。これは食用の水産物の輸出量が減少し、魚を原料とする飼料の輸出量が増加していることが大きな理由である。

8. 最近の動向

(1) 新しいEUの政策

ICESの諮問委員会が最近行った調査では、EUの全水域は漁獲過剰にあることが示されている。この状況は北海では最も深刻で、タラの卵(稚魚)は持続可能なタラ漁に必要なであるとされる量の半分でしかないとされている。

2002年7月1日から6カ月間デンマークはEUの議長国を務めた。議長国の委任にあたって、デンマーク食糧相マリアン・フィッシ

ャー・ポエルはデンマークの議長国就任がEUの漁業政策改革の終了を優先させることになるだろうと述べていたが、漁業政策についての担当大臣による話し合いは2002年秋から行われ、同年12月中旬の最終会合でようやく合意に達した。

この話し合いは、2002年5月に欧州委によってあらかじめまとめられた提案を基に進められた。ここでは、現在のEU各国の漁船数が非常に多く、これを減少させることには合意が得られていたが、問題はどのように実現するかであった。欧州委は漁獲と漁船数の両者を減少させることを提案しており、ここでは漁獲をやめる漁船に対するより一層の経済援助が重要なポイントになっていた。これに関連して、欧州委は新しい漁船の造船に対する補助を廃止する意向を示していた。

デンマークは既に以前のEUの決定によってかなりの数の漁船を減らしているが、デンマークの漁業関係者はさらに漁船数の減少を強いられることになると見ていた。一方で、他のEU諸国はまだ漁船数削減を行っておらず、漁船のほとんどが比較的小さいフランス、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、スペインなどは漁船の数を大きく減少させることに抵抗していた。例えば、スペインはEUの漁船数の28%を占めているが、漁獲量では19%に過ぎない。これに対してデンマークは漁船数は5%であるが、漁獲量では22%を占めている。

こうした諸国は新しい漁船建造への補助削減に対しても反対していた。また、新たな漁業政策合意において、スペインは北海を含めたEUの全海域における漁獲権を望んでいるが、これに対してはデンマークが抵抗している。

前述の各国水産担当大臣の最初の会合は9月24日に行われた。この会合ではほとんどの諸国が持続可能な解決策への意向を示したが、これに対してフランスとスペインは欧州委による改革提案に反対していた。

このように、漁業政策改革の話し合いは難行したが、水産担当閣僚理事会の最終討議は12月16～20日の5日間行われ、厳しい討議の結果、以下の内容で合意に達した。

漁船の新規造船への経済的援助の段階的な廃止

2004年まで漁船の新規造船への経済的援助は継続するものの、造船の際には、より厳しい条件が課せられる。主な条件としては、新規漁船の導入に際しては現起動中の漁船の利用を停止することがある。100GT (Gross Tonnage : 総トン数)以下の漁船に関しては、新規漁船の導入と現起動中の漁船の停止比率は1対1であるが、100GTを超える漁船に関しては、新規漁船の導入と現起動中の漁船の停止比率は1対1.35であるため、10隻を導入す

るには13隻の停止が必要となる。

漁獲をやめた漁船に対する援助の充実

漁獲をやめた漁船については既に援助が行われているが、現行の援助に加え原状回復計画により漁獲量を25%以上減少させる漁船に対しては、現行の援助の20%がさらに付加されることが決定された。これに対する予算には3,200万ユーロが準備されている。その上、漁船をEU外の第三国へ永久に移動させる場合にも援助を与えることが決定されている。また、漁業従事者を漁獲以外の職業に転換させるための援助も行い、そのような従事者が漁獲以外の仕事に従事しながら、パートタイムで漁獲を行うための援助も実施される。

漁船の改装・近代化への経済援助の条件の引き締め

漁船の改装に対する経済援助に関しては、400GT未満の漁船に限り2004年末まで実施する。実施を行えるのは、以前の漁船数削減プログラムであるMAGP (Multi-annual Guidance Programmes) VIの目標を達成した加盟国に限る。漁船の近代化への経済援助については、造船後5年以上の船舶に限られており、しかも安全性・労働条件の向上と捕獲魚の保存と取扱向上のための技術改善のみ認められる。漁船の捕獲能力の向上は、この近代化への援助の対象外である。

絶滅の危機にさらされている魚種の保護のために、漁船が漁獲を行う日数の制限等を実施する。

より効率的で包括的な規制を実施するために、各国の規制分野での協力を強化し、欧州委員会は各国の規制努力の監視を行う。漁獲への平等なアクセスと12海里協約を維持する。

閣僚理事会は今後も漁獲割当の設定の権限を保持する。

この改革と同時に、絶滅の危機にさらされているタラに関しては、原状回復計画が設定

.....

される予定であったが、閣僚理事会で合意に至らなかったため、2003年上半期の議長国（ギリシャ）に委任された。原状回復計画は2003年3月頃に策定される見込みだが、それまでの間は特別措置として改正された共同漁業政策に則り、2003年2月1日～6月1日の間は、タラの捕獲量は現行の45%削減となり、さらに漁獲実施日数の制限が導入された。

このほか、2003年の捕獲量割当（TAC）も設定された。

この閣僚理事会の合意は、デンマークの漁業へ大きな影響をもたらすものである。同国の北海におけるタラ漁は、上記の通り捕獲量が45%減となり、また漁獲実施日数については1ヵ月の間に9日と制限されることになった。その一方で、ニシン・カレイ・ヒラメの漁獲割当量は増加され、特にニシンの割当量は倍増した。

しかしながら、同国の漁業においてタラ漁は非常に重要な地位を占めており、今回の閣僚会議における合意は非常に大きな影響を与えると見られている。合意決定直後にデンマーク漁業従事者組合のベント・ロレ代表は「今回の合意はこれまでで最悪の決定であり、この合意において同国の漁業従事者は敗者とされた。これは政府が同国の利益を忘れ、EUでの合意に達することに集中したためである」と地元紙にコメントした。同氏の言葉からうかがえるとおり、漁業従事者の間にはこの合意に対する不満が高まっている。現在のところ、この合意によってどの程度の漁業従事者が廃業に追い込まれるのかは明らかでないが、かなり大きな影響があると見込まれている。一部の水産業者は「魚が絶滅の危機にあるという状況では仕方ない決断」と合意に理解を示しているが、大方では今回の合意は厳しく受け止められている。同国の政界もこの事態を非常に深刻に受け止め、既に一部の政治家は漁業従事者の多い西ユトランド地方で廃業になった漁業従事者への対策を検討

し始めている。

(2) ノルウェーの不正輸出がデンマーク水産業を打撃

ノルウェーからEUへ輸出される魚には関税が免除されており、デンマークや他のEU諸国はノルウェーから大量の魚を輸入している。

EUの監査報告は1990年代後半にノルウェーから大量のタラがデンマークをはじめとするEU諸国へ輸出されたが、これには関税免除が適用されないロシア産のタラが含まれていたとしている。2002年7月初頭、欧州委はEU指令に則って、ロシア産のタラに適用する未払いの関税を輸入業者は支払うように要請した。支払い総額は1億5,000万クローネにのぼり、これはデンマークの水産物輸入業者18社に大きな経済的打撃となった。

しかし、ノルウェーの関税当局の関税申告書によれば、問題のタラはノルウェー産とされており、ノルウェーの輸出業者の不正な関税申告とノルウェーの関税当局の申告書監査ミスによって、罰せられることは不当であるという言い分をデンマークの輸入業者は述べている。7月中にEUの水産物加工者協会（EU Fish Processors Association, AIPCEE）とデンマーク水産物加工業・輸出業者協会（Association of Danish Fish Processing Industries and Exporters）の代表であるペーダー・ヒュルトフト氏はノルウェーの首相に対して、「ノルウェーのように業務管理の行き届いた社会において、これほど大きな関税の脱税が行われたことは理解し難い」と、ノルウェーが無実なEU業者に賠償金を支払うことをうながす文書を送った。

この問題に対し、デンマーク政府はノルウェー政府が責任をもって対処すべきであるという見解である。しかし、欧州委の要請を受けてデンマークの税務省は該当するデンマークの業者に納税通知書を送付している。

ノルウェー産業連合（The Norwegian

Report 10

Federation of Industries, NHO)はこの問題がノルウェーからデンマークへの輸出に被害をもたらすことを懸念して、同連合の代表はデンマークの輸入業者にノルウェー財務省が賠償金を支払うように促している。さらに、同代表はデンマークの輸入業者はノルウェーの輸出業者に対して賠償金を請求することを勧め、そうすることでノルウェー政府が問題対処に取り組むことになるだろうとみている。

その後2003年の初めに、デンマークの関税当局は、デンマークの輸入業者のうち1社がEU関税当局に対して追徴関税の免除を求める申請を行ったとの通知を受けた。これまでに、バングラデシュからの繊維製品の輸入についての同様のケースで、善意の輸入業者について追徴関税の免除が認められたケースがあり、EU関税当局の裁定の結果が注目されている。

資料 1

デンマークの漁業関連企業

A. Espersen A/S

冷凍タラ製品

Fiskerivej 1

3700 Rønne

tel. : +45 - 56 95 21 11

fax : +45 - 56 95 25 67

e-mail : roenne@espersen.dk

www.espersen.dk

Emborg Foods A/S

サケ、ヒラメ、タラ、スリミ等

Lansen 19

9230 Svenstrup

tel. : +45 - 96 37 65 00

fax : +45 - 96 37 65 01

e-mail : emborg@emborg.com

www.emborg.com

Erik Taabel Fiskeeksport A/S

ニシン、ニシン卵(数の子)

Coasterkaj 1

9990 Skagen

tel. : +45 - 98 45 40 00

fax : +45 - 98 45 40 45

e-mail: taabel-skagen@post.tele.dk

www.taabel-skagen.com

F. Uhrenholt Seafood A/S

サケ、貝類

Teglgårdsparken 106

5500 Middelfart

tel. : +45 - 64 41 40 41

fax : +45 - 64 41 22 14

e-mail : seafood@uhrenholt.com

www.uhrenholt.com

K.S. Seafood Group A/S

鮮魚、氷詰マス

Fiskerihavnsgade 7

6700 Esbjerg

tel. : +45 - 75 12 53 44

fax : +45 - 75 13 09 99

e-mail : seafoodgroup@ksfisk.dk

www.ksfisk.dk

Kangamiut Seafood A/S

エビ、ホタテ貝、メヌケ等

Nordre Ringgade 5

9330 Dronninglund

tel. : +45 - 98 84 23 11

fax : +45 - 98 84 23 21

e-mail : kangamiut@kangamiut.dk

www.kangamiut.com

Kimpex A/S

サバ

Tolnevej 310

9870 Tolne

tel. : +45 - 98 93 07 22

fax : +45 - 98 93 07 50

e-mail : info@kimpex.dk

www.kimpex.dk

Launis Fiskekonserves A/S

魚の缶詰め、魚卵

.....

Industrivej Nord 2-4
9982 Aalbaek
tel. : +45 - 96 21 66 66
fax : +45 - 96 21 66 78
e-mail : launis@launis.com
www.launis.com

Limfjord Company A/S
缶入り・冷凍ムール貝
Øroddevej 100
7900 Nykøbing M
tel. : +45 - 97 72 17 00
fax : +45 - 97 72 30 58
e-mail : lc@lkdk.com

Nordic Seafood A/S
貝類
Søren Nordbusvej 29
9850 Hirtshals
tel. : +45 - 98 94 15 33
fax : +45 - 98 94 52 33
e-mail : nordic@mail.dk

Ocean Seafood A/S
ゆでエビ、ムキエビ
Slotspladsen 2
9000 Aalborg
tel. : +45 - 98 11 07 00
fax : +45 - 98 11 08 88
e-mail : office@ocean-seafood.com
www.ocean-seafood.com

Rahbekfisk A/S
調理済食品、半加工食品、等
Værftsvej 13
7000 Fredericia
tel. : +45 - 75 92 2000
fax : +45 - 75 91 02 13
e-mail : mail@rahbek.dk
www.rahbek.dk

Royal Greenland
生エビ、ゆでエビ、むきエビ
Langerak 15
9220 Aalborg Ø

tel. : +45 - 98 15 44 00
fax : +45 - 98 15 44 20
e-mail : info@royalgreenland.com
www.royalgreenland.com

Sæby Fiskeindustry A/S
サバ缶
Gyldendalsvej 4
9300 Sæby
tel. : +45 - 98 46 10 66
fax : +45 - 98 46 45 11
e-mail : saeby@saeby.dk
www.saeby.com

Thorfisk A/S
鮮魚、プライベート・レベル製品
Nordre Kajgade
8500 Grenaa
tel. : +45 - 87 58 20 00
fax : +45 - 87 58 20 01
e-mail : thorfisk@thorfisk.dk
www.thorfisk.dk

Venø Fish Farm K.S.
欧州カキ
Sønderskovvej 20
7600 Struer
tel. : +45 - 97 86 86 86
fax : +45 - 97 86 87 87
e-mail : mail@fishfarm.dk
www.fishfarm.dk

Triple Nine Fish Protein a.m.b.a.
魚を原料とした飼料・魚油
Fiskerihavnsgade 35
6701 Esbjerg
tel. : +45 - 79 12 09 99
fax : +45 - 79 12 08 88
e-mail : 999@999.dk
www.999.dk

FF of Denmark
魚を原料とした飼料・魚油
Havnevagtvej 12
9900 Skagen

Report 10

tel. : +45 - 98 44 11 00
fax : +45 - 98 45 02 11
e-mail : ff@ff-of-denmark.com
www.ff-of-denmark.com
Hansthalm Fiskemelsfabrik A/S
魚を原料とした飼料・魚油
Nordre strandvej 54-56
7730 Hansthalm
tel. : +45 - 97 96 10 22
fax : +45 - 97 96 26 27
e-mail : hafimeal@post7.tele.dk
www.hansthalmhavn.dk/fiskemelsfabrik

資料 2

デンマークの漁業関連団体

Danmarks Fiskeriforening (Danish Fishermen's Association)

H.C. Andersens Boulevard 37
1504 Copenhagen V
tel. : +45 - 33 10 40 40
fax : +45 - 33 32 32 38
e-mail : mail@fiskeriforening.dk
www.fiskeriforening.dk

The Association of Danish Fish Processing Industries and Exporters

Kronprinsessegade 8 B
1306 Copenhagen K
tel. : +45 - 33 14 99 99
fax : +45 - 33 32 77 57
e-mail : dfe@dfedk.dk
www.danishfish.org

Association of Danish trout Farmers (Fresh water aquaculture)

Vejlsøvej 51, byg. F

8600 Silkeborg
tel. : +45 - 89 21 22 60
fax : +45 - 89 21 22 61
e-mail : dambrug@dambrug.dk
www.dambrug.dk

Dansk Havbrugerforening (Marine aquaculture)

Kronprinsessegade 8 B
1306 Copenhagen K
tel. : +45 - 33 14 99 99
fax : +45 - 33 32 77 57
e-mail : dfe@dfedk.dk

Dansk Åleproducent Forening(Eel producers)

Agertoften 16
6760 Ribe
tel. : +45 - 74 86 70 66
fax : +45 - 74 85 75 66
e-mail : sekretariat@aaleprod.dk
www.aaleprod.dk

Foreningen for Danmarks Fiskemel og Fiskeolieindustri (Fish meal and fish oil industry)

H.C. Andersens Boulevard 37, 2.tv.
1553 Copenhagen V
tel. : +45 - 33 14 58 00
fax : +45 - 33 93 13 37

管轄官庁

The Danish Directorate of Fisheries

Stormgade 2
1470 Copenhagen K
tel. : +45 - 33 96 30 00
fax : +45 - 33 96 39 03
e-mail : fd@fd.dk
www.fiskeridirektoratet.dk

英国のユーロ参加問題 ～最も重要なテストは世論～

ロンドン・センター

ジェトロ・ロンドンは、英国のユーロ参加問題に関し、王立国際問題研究所（チャタムハウス）の準研究員で、ロンドン大学LSE（London School of Economics and Political Science：政治経済学院）の客員教授なども務めるイアン・ベッグ氏にインタビューを実施した。以下、その要旨を報告する（インタビュー日；2003年1月31日）。

1．英国とEU間の難しい関係

英国人のEU観は肯定的なものばかりではなく、従来から英国とEUの関係は難しいものだった。英国は90年に遅ればせながら、ERM（為替相場メカニズム）に参加したが、92年の通貨危機を契機に離脱を余儀なくされている。それに前後して、英国はマーストリヒト条約の通貨統合の条項を適用除外している。しかし一方で、英国は常に単一市場実現に熱心だった。ユーロ参加の是非は英国では、経済的計算に基づいて決定されるべきだと考えられている。ユーロ参加推進派が、参加でもたらされる経済的恩恵を声高に唱えるのも、財務省が「5項目の経済テスト」を採用したのも、このためである。

ユーロ参加にあたって「5項目の経済テスト」を基準にしているのは、英国一国のみで

ある。最近の世界的な経済低迷の中、英国経済はユーロ圏の多くの国々より好調なため、英国には経済通貨同盟（EMU）への参加は必要ない、英国経済はEMUなしで順調にやっていると見方が強まっている。

2．ユーロ参加賛成・反対の経済的理由

ユーロ参加賛成派の経済的理由の主なものは以下のとおりである。

- ・ EMUは売買コストを引き下げ、単一市場の実現を助ける。
- ・ 外国から英国への直接投資を促進する。
- ・ EUの意思決定過程を英国がリードできるようになる。
- ・ EU加盟国経済の一層の統合につながる。
- ・ 長期的にみるとインフレ率が下がることが期待される。

反対派が掲げる主な理由は、以下のように整理できる。

- ・ 英国経済はユーロ圏経済と非常に異なっており、ユーロ圏の画一的な経済政策は、英国経済にリスクをもたらす。
- ・ 英国の自主性が失われる。
- ・ 英国のマクロ経済政策は、ユーロ圏のそれより有効である。
- ・ ユーロ圏、特にドイツに構造的問題がある。

3.5 項目の経済テスト

5項目の経済テストとは、以下を指す。

- (1) 英国とユーロ圏の経済周期の持続的収れん
- (2) ユーロ参加に伴う経済的ショックに適応できるだけの英国経済の柔軟性
- (3) 投資への影響
- (4) 英国の金融業（シティ）への影響
- (5) 雇用および経済成長に対する全体的影響

ユーロ参加を国民に勧告するにあたっては、この5つの条件を「はっきりと、あいまいなところを残さず」満たさなければならない。2002年12月5日付けのデイリー・テレグラフ紙によれば、実際には6番目の基準が存在するという。「6番目の基準は、英国経済が収れんしているかどうかではなく、最も重要な疑問である『ユーロに参加したいかどうか』である」。ここに世論の重要性を見て取ることができるだろう。

テスト1～英国とユーロ圏の経済周期の持続的収れん

90年代初頭、英国とユーロ圏の経済周期は大きく異なっていたが、90年代半ばから現在までは、収れんの方向に戻っている。金融政策についても両経済圏の間には同じような傾向が見られ、2002年12月5日に欧州中央銀行（ECB）が13カ月ぶりに利下げすると、イン

グランド銀行（英中銀）も2003年2月に15カ月ぶりに利下げを行った。問題は、このような収れんがこの先も続くかどうかという点である。

テスト2～ユーロ参加に伴う経済的ショックに適応できるだけの英国経済の柔軟性
英国の労働市場はより柔軟になっており、全体的に見て、英国経済はユーロ参加に伴う経済的ショックにも適応能力があると見られている。

テスト3～投資への影響

ユーロ参加により、マクロ経済が安定すれば、数々の恩恵があると見られている。英国への海外からの直接投資は現在も好調だが、ユーロに参加しない場合、特に長期的に見ると、直接投資に悪影響が出る可能性がある。

テスト4～英国の金融業（シティ）への影響

シティをはじめとする金融業に関しては、ユーロ参加に関わりなく、世界有数の金融センターとしての地位を維持できると見られている。しかし、シティの現在の地位をさらに強化するには、ユーロ圏外にいるよりは圏内にいる方が有利であろう。

テスト5～雇用および経済成長に対する全体的影響

この項目は、実質的に「5項目の経済テスト」の初めの4項目のまとめである。これらのテストは、ユーロ参加の是非の基準としては役に立つが、長期的な利益を保証するものではない。

「5項目の経済テスト」は97年10月に作成された。当時は、特に経済周期の収れんに関して、条件は満たされていないと考えられて

いた。しかし、このテストは解釈次第でどのようにも結論づけられる。その証拠に、英国経済の柔軟性を明確に示す具体的データなどは存在しない。いずれにせよ、政府は、2003年6月までに同テストの結果を発表すると公約している。

テスト結果は、国民投票の結果を左右することになる。現在のところ、国民のユーロに関する議論は非常に浅いが、テスト結果が発表されれば、議論が白熱し、国民の意識も高まろう。もし条件を満たせば、政府は国民投票を行わなければならないが、重要なのは、第1、第2、第5項目のテストである。

もしテスト条件を満たさないと見られれば、ユーロ導入は3～5年は遅れるだろう。また、国民投票で否決されれば、ユーロ導入は不定期に遅れるだろう。英国が将来的にもユーロに参加しない確率は低いが、もし国民投票で否決され、ユーロ導入が不定期に遅れると、最終的には英国のEU脱退といった大きな変化につながる可能性もあるだろう。

4．為替レート

現在の為替レートは、1ポンド1.51ユーロまでに落ちている。英国経済はユーロ圏経済に比べて好調であると主張されている一方、為替レートが高すぎるとも言われている。為替レートが高すぎるとすれば、なぜ英国経済は好調なのか。その答えは、英国経済は二重構造だという点にあるだろう。地理的には南部と北部で経済が分断されており、産業面では不調な製造部門と、好調なサービス部門に分かれている。英国は、ERM（為替相場メカニズム）に参加していない点では、ユーロ参加の基準を満たしていないが、これについてはユーロ圏側が、政治的判断で免除する可能性が高いとみる。

5．ユーロ圏と英国の金融政策の違い

これは、中央銀行の政策モデルにおいて最

も顕著である。現在のところ、英中銀が採用しているインフレターゲットと政策決定過程をガラス張りにする政策は、ECBのアプローチより優れているとされている。また、「安定・成長協定（Stability and Growth Pact）」は財政政策としては問題が多く、英国の財政政策のほうが優れているとの見方もある。

6．各界の意見や見方

(1) 世論

英国人は一般的に、長い間EUに対して懐疑的な態度を取ってきた。保守党はこの問題に関して分裂し、労働党も影響を受けている。これは、英国人はEUを経済的なコストベネフィットの観点から見ようとするのに対し、他のEU加盟国は、EUを戦争回避の政治的手段とみていることも影響している。

世論はマスコミに左右されがちで、ユーロに関する十分な知識に基づいた真剣な議論は行われていない。政府がユーロ参加を勧告することになれば、即時に、超党派のキャンペーンが開始されるだろう。他方、イラク問題が入り込むと、世論が反EUに傾く可能性もある。

(2) 政府

政府内では、ヒューイット貿易産業相のようなユーロ参加賛成派、ストロー外相のような中立派、反対派に分かれる。ブラウン財務相は、10年前は賛成派だったが、最近では財務省の権限の削減を恐れてか懐疑的になっている。英中銀もユーロに懐疑的になっている。ブラウン財務相はそれでも、大筋ではユーロ参加賛成派と見られているが、政治的決定を下すことを望んでいない。政府内の議論でも、「5項目の経済テスト」が非常に重要である。

政府の立場はまた、イラク問題にも左右されるだろう。ブレア首相はイラク問題に関し世論と対立しており、「政治的資本」をイラク問題で使い切ってしまうためだ。

(3) 産業界

産業界の意見も大きく分かれている。製造業では全体的に、特に大企業を中心に、ユーロは安定性をもたらすとして参加に賛成である。輸出業者も同様だ。小売業を中心としたサービス業、中小企業は否定的である。

金融機関、特に主要銀行は、顧客も政府も怒らせたくないの、公には中立である。金融機関はユーロが導入されても、実質的に影響を受けないので、この件に関し意見を表明していない。

7. 英国のジレンマ

英国は、為替レートの安定性を除いては、EUのユーロ参加に関する「収れん基準」を簡単にクリアできる。英国経済は、その柔軟

性を生かして最近の不況を3回も回避しているので、今後いかなる課題にも対応できるだろう。

財務相の「5項目の経済テスト」は、すべて満たされるか、もしくは「玉虫色」の判断がなされるとみている。しかし、では経済的判断と同時に政治的判断が必要とされている。ユーロ参加に関する問題では、例えば為替レートや政策管理など新たな問題が表面化しており、新しいテストの採用の可能性も取り沙汰されている。そうなれば、政治的な判断の余地をさらに増やすことになるだろう。いずれにせよ、最も重要なテストは、世論と考えている。

(中里浩之、リオン・ディヴィイ)



西 欧

EU

EUROPEAN UNION

< 12 月 >

- 2 日▶EU雇用・社会政策・保健・消費者問題担当相理事会、たばこ広告およびたばこの販売促進を目的としたスポンサー契約を禁止する指令案に合意。既に禁止されているテレビに加え、新聞、雑誌、ラジオ、インターネットへの広告掲載や自動車レースのフォーミュラ・ワン（F1）等、国際的なスポーツイベントへのスポンサー契約が禁止に。
- 5 日▶欧州委、単一市場としての機能を高めるため、天然ガスや電気に対する付加価値税（VAT）に関する指令の修正案をまとめた。天然ガスや電気に対するVATの課税地を、現行の供給地から消費地に変更し、二重課税や課税もれ、事業者間の競争上の歪み等解決を目指す。
- 5 日▶EU交通相理事会、加盟各国の航空管制制度の調和などを通じて飛行時間の短縮や空の安全向上をめざす「欧州シングルスカイ」計画を決定。欧州議会の承認手続きを経て2005年に実現へ。
- 5 日▶EU交通相理事会、航空券のオーバーブッキング（超過予約）対策として、予定した便に搭乗できない乗客への補償金増額を柱とする規則強化に乗り出すと発表。
- 6 日▶EU交通相理事会、船体内部の構造が二重になっていない単層型タンカーによる重油輸送を禁じる方針を決定。11月の石油タンカー事故を受け、旧型船舶の廃止を促す。
- 9 日▶欧州委、EU農業市場の中期見通し報告書（2002～2009年）を発表。穀物はほとんどの商品で明るい見通しにある中、コメ市場の需給バランスは不安定な状況が継続するとした。また肉市場では2002年、牛肉の消費が順調に回復し、乳製品も中期的にみて回復傾向にあると分析。
- 9 日▶EU環境相理事会、EU域内企業を対象とした二酸化炭素の排出権取引市場を2005年から創設すると合意。欧州では英国に排出権市場があるが、EU全域を網羅する市場は初めて。
- 10日▶欧州司法裁判所、たばこに「マイルド」や「ライト」などと表示することを禁じる判決を下す。EU域内で「マイルドセブン」を販売する日本たばこ産業

- (JT)に影響も。
- 12日▶米国の鉄鋼製品の緊急輸入制限（セーフガード）措置を巡るWTO紛争処理小委員会（パネル）の第2回会合、日本、EU等8カ国・地域の訴えと米国は平行線のまま終了。
- 12日▶欧州自動車工業会（ACEA）、11月の新車販売台数（暫定値）は前年同月比6.2%減の160万1,761台となったと発表。
- 13日▶コペンハーゲンEU首脳会議閉幕。ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、リトアニア、ラトビア、エストニア、マルタ、キプロスの10カ国を2004年5月1日から新規加盟国とし、25カ国体制となることで合意。初の独自部隊である緊急対応部隊の2003年に始動で合意。
- 13日▶EU議長国デンマークのムラー外相、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核開発計画の再開を受け、「深い憂慮」を表明。北朝鮮の出方次第で、より厳しい姿勢で臨む方針を示唆。
- 16日▶欧州委、世界貿易機関（WTO）新多角的通商交渉（新ラウンド）の最大の争点である農業分野で、輸出補助金の大幅削減、農産物関税の引き下げ等の提案を発表。
- 17日▶欧州委、化学調味料の価格カルテルを理由に味の素に対し1,554万ユーロの罰金支払いを命じた。武田薬品工業は、欧州委に対する捜査協力を理由に罰金を免除。
- 17日▶欧州委、特殊炭素で価格カルテルを結んでいたとして、日本企業4社を含む7社に総額6,060万ユーロの罰金支払いを命じた。うち、日本企業への罰金は合計で2,492万ユーロ。
- 19日▶欧州委、市民を対象としたユーロ貨幣調査結果を発表。ユーロ圏12カ国の市民の92.8%がユーロ紙幣、68.8%が硬貨の使用に問題を感じないと回答。
- 20日▶欧州警察機構、米国の司法機関と容疑者の個人データを含む犯罪情報の交換協定に調印。
- 20日▶欧州委、英サッカーの強豪チームが参加するイングランド・プレミアリーグに対し、試合の放映権の一括販売はEU競争法に違反する疑いがあるとし、本格調査を開始すると発表。
- < 1 月 >
- 6日▶欧州委、域内市場に関する5分野のEU指令につき、国内法適用に遅滞が見られる加盟国に対し、違反是正手続きの開始を決定。国内未法制化のEU指令数が2002年に増加傾向にあったことを受けて。
- 7日▶欧州委、「域内市場 国境のない10年」と題する報告書を発表。93年1月の欧州単一市場発足から10年を経て、EUにおける市場統合の進展度合いを評価するもの。
- 8日▶欧州委、2002年ドイツの財政赤字がユーロ圏の財政規律が定める上限を突破したと正式に認定。赤字是正手続きの発動をEU財務相理事会に勧告。
- 8日▶欧州委、北朝鮮に950万ユーロの食糧援助実施を発表。本格的な冬を迎え食糧不足に苦しむ市民へ世界食糧計画（WFP）を通じて3万5,000トンの穀物を配布。
- 10日▶EU統計局（Eurostat）、EU15カ国および新規加盟予定10カ国の人口推計を発表。2003年1月1日のEUの人口は、2002年から134万人増加し3億7,847万人（前年比0.4%増）に。95年に15カ国に拡大したEUの人口は、8年間で約700万人増加。
- 15日▶欧州司法裁判所、欧州委が日本たばこ産業（JT）、フィリップ・モリス、R

Chronology

- Jレイノルズを米国の裁判所に提訴したのを不当とする3社による訴訟差し止め請求を退ける判決を下す。欧州委は3社をたばこ密輸に関与したとし2000年以降、米国の裁判所に損害賠償を求め提訴。
- 15日▶欧州委、ハリウッドの映画会社と欧州の有料テレビ会社がEU競争法違反となる映画配給契約を締結している可能性があるとし、予備的調査に着手していることを明らかに。関係企業名への言及は避ける。
- 20日▶欧州委、偽造商品の取り締まりに関する規則案を理事会に提出。近年急増している知的財産権侵害商品への取り締まり強化を図る。
- 21日▶EU財務相理事会、非居住者の貯蓄に対する課税強化策に合意。課税逃れ防止に向け情報交換制度を導入し、不参加の国には利子所得への源泉徴収課税を義務付ける。スイス、米国などの非加盟国にも同様の対応を求める。
- 21日▶EU財務相理事会、独仏両国に対し財政赤字の削減を求める文書を採択。ドイツは全面的に受け入れたが、フランスは理事会が求める財政均衡目標を不満とし、投票を棄権。
- 22日▶欧州委員、2002年夏の提案を改定した共通農業予算の改革案をまとめた。農家への直接補助の削減や、生産高に応じた補助支給方式の廃止などが柱。
- 27日▶EU外相理事会、世界貿易機関(WTO)の農業交渉に向けた提案を採択。2002年12月に欧州委原案を承認し、輸出補助金の45%削減や農産物関税の平均36%引き下げを盛り込む。
- 27日▶EU外相理事会、北朝鮮に代表団を送り核問題の打開策を探ることで基本合意。訪朝の時期や代表団のレベルは今後、議長国のギリシャが調整へ。

- 27日▶EU外相理事会、国連による大量破壊兵器の査察継続を認めることで一致。
- 30日▶欧州委、米マイクロソフトがオンライン個人認証サービス「パスポート」を修正し、利用者の情報保護を強化することで同社と合意したと発表。パスポートは利用者のクレジットカード番号やパスワードなどをあらかじめ登録する仕組み。
- 30日▶欧州委、経営再建中のフランステレコムに対する仏政府の支援が、EU競争法の禁じる政府補助にあたるか否かを判断するため、正式調査に乗り出すと発表。

英 国

UNITED KINGDOM

< 12 月 >

- 4日▶首相府、ブレア首相がイスラエルの和平推進派のミツナ労働党党首を英国に招き、会談することを明らかに。
- 6日▶警察当局、英国に入国しようとしたチェチェン独立派幹部のザカエフ氏をロンドンのヒースロー空港で逮捕したことを明らかに。ロシアの要請に基づく措置。
- 12日▶原子力発電会社ブリティッシュ・エナジー(BE)、2002年9月中間決算は、4億1,000万ポンドの赤字となったと発表。
- 14日▶イラク内外の反体制勢力の大同団結を目指す「イラクの民主主義と救済のための反体制派会議」がロンドンで開催。
- 16日▶首相、シリアのアサド大統領と会談。イラク問題、国際テロ、中東和平プロセスなどを協議。
- 17日▶政府、米国から米ミサイル防衛構想の早期警戒レーダーを国内に設置するよう要請があったことを明らかに。
- 17日▶国防省、対イラク開戦に備え、ペルシ

ヤ湾岸に部隊を派遣するための船舶の調達、部隊の一部や予備役への待機通告などの準備を始めたと発表。

- 17日▶国際金融街シティーの統一監督機関である英金融サービス機構（FSA）不正な資金洗浄（マネーロンダリング）の防止策に違反があったとして英銀2位のロイヤル・バンク・オブ・スコットランドに対し75万ポンドの罰金を科したと発表。
- 18日▶ストロー外相、イラクが国連に提出した大量破壊兵器に関する申告書を「明らかにならう」と断言する声明を発表。
- 18日▶ボーダフォン、クリストファー・ジェント最高経営責任者（CEO）が2003年7月に開催する株主総会で退任すると発表。
- 24日▶三洋電機、国などの補助制度によって太陽光発電システムの市場が広がっている英国とドイツで、同システムの基幹部品となる太陽電池パネルの販売を始めたと発表。
- 25日▶首相、アラブ紙アル・アラム（カイロ発行）に寄稿し、2003年1月にロンドンで開催予定の中東和平国際会議への期待を表明。

< 1 月 >

- 3日▶外相、中国の唐外相と電話会談。北朝鮮の核問題とイラクの大量破壊兵器査察問題について意見交換。
- 6日▶外相、約150人の英大使を招集した初の大使会議で、イラクや北朝鮮がテロ組織への武器の供給源になっていると演説。
- 7日▶フーン国防相、下院でイラク攻撃に備え、1,500人の予備役を動員することを明らかに。
- 8日▶みずほコーポレート銀行、老朽化したロンドン地下鉄の再建資金として総額18億ポンドの協調融資を取りまとめ。政府が進めるPFI（民間資金を活用した社会資本整備）の一環で、PFI向けの協調融資としては過去最大規模。
- 8日▶国防省、戦闘爆撃機など14機の空軍部隊を1月中にヨルダンに派遣すると発表。
- 9日▶デーリー・テレグラフ紙、英国が米国に対しイラク攻撃を2003年秋まで延期すよう求めていると報道。
- 9日▶首相、イスラエルの和平推進派であるミツナ労働党首と会談。
- 10日▶ボーダフォン、2002年10月末に欧州8カ国で始めた携帯電話からのインターネット接続サービス加入者が2002年末までの2カ月で38万人に達したと発表。
- 10日▶外相、北朝鮮が核拡散防止条約から脱退宣言したことについて遺憾の意を表明。
- 11日▶空母アークロイヤル、ペルシャ湾方面に向けて英南部ポーツマスを出港。
- 11日▶BBC放送、首相が記者会見で、対イラク武力行使を正当化する国連安全保障理事会の新決議があってもなくてもほぼ確実に戦争になると明言したと報道。
- 16日▶海軍、最新鋭大型ヘリコプター空母オーシャンをペルシャ湾に向けて出港。
- 17日▶BBC放送、国際テロ組織アルカイダに関する報道で知られるカタールの衛星テレビ局アルジャジーラとニュース提携する協定を締結。
- 18日▶首相、国連監視検証査察委員会のブリクス委員長と会談。
- 18日▶日本の厚生労働省、英国のアストロゼネカが開発した肺がん治療薬「イレッサ」の副作用で2002年12月までに日本国内で124人が死亡したと公表。
- 20日▶国防相、対イラク開戦に備え、戦車、空挺部隊など約26,000人の地上兵力を

- ベルシャ湾に派兵すると議会で発表。
- 21日▶通信大手ケーブル・アンド・ワイヤレス(C&W)、ウォレス社長が辞任すると発表。
- 22日▶通信監督機関オフトел、英国内の携帯電話サービス会社4社に対し、他社の通信網からかかってきた電話に対して徴収している接続料金を段階的に下げよう勧告。
- 26日▶反戦グループ約1,000人、英国西部グロスター州の米空軍基地のゲート前でデモ。米軍基地内の大量破壊兵器の査察を要求。
- 26日▶サンデー・タイムズ紙、約2,000人を対象とした世論調査で、国連の承認なしに英国が米国とともに対イラク攻撃に踏み切ることに反対する人が73%となったと報道。
- 28日▶外相、記者会見で、イラクが国連安全保障理事会決議1441に「重大な違反」をしたと断言。イラクに最後の機会を与えるため、10項目の公開質問を用意していることを明らかに。
- 28日▶BBC放送、外相は国連安全保障理事会での対イラク査察報告に関連して、イラクのフセイン大統領が大量破壊兵器開発計画を依然として隠し持っているとは非難。
- 29日▶ガーディアン紙、イランのハラジ外相が2月上旬に訪英し、ブレア首相と会談すると報道。
- 30日▶英ブレア首相ら欧州8カ国首脳、欧州各紙に米国の対イラク強硬姿勢を支持する声明を発表。
- 30日▶首相、イタリアのベルルスコーリ首相と会談し、イラク問題を協議。
- 30日▶国防相、イラク情勢の緊迫化に合わせ、予備役をさらに4,500人招集すると発表。7日に発表した分と併せて計6,000人の動員。

フランス

FRENCH REPUBLIC

< 12 月 >

- 2日▶BNPパリバ(銀行最大手)、第4位のクレディ・リヨネ株5.32%の追加取得を表明。
- 4日▶メール経済・財政・産業相、フランステレコム救済のため、90億ユーロの公的資金を投入すると発表。当面の資金繰り難を回避。
- 5日▶ビベンディ・ユニバーサル(総合メディア、以下VU)、44%を保有するセージェテル(通信)の株式を買い増し、子会社化すると発表。英BTグループが保有するセージェテル株を40億ユーロで取得し、2003年1月までに持ち株比率を70%に引き上げる。セージェテルの買収をめくっては、英ボーダフォンがBT保有のセージェテル株26%を取得することで合意していたが、VUはBTとの間にある優先交渉権を行使。
- 5日▶フランステレコム、2005年末を目標とする経営再建3カ年計画を発表。公的資金90億ユーロの資本注入などで財務体質を改善。3年間で2万人の人員削減も発表。
- 7日▶新日本製鉄と上海宝山鋼鉄(中国の鉄鋼最大手)が計画する中国での自動車用鋼板の合併事業に、アルセロール(鉄鋼世界最大手)が参加する見通しに。工場は2002年末にも着工、2005年に稼働する計画。投資総額は約1,000億円。
- 8日▶ラファラン首相、環境相や農水相ら関係7閣僚による会議を招集。イベリア半島沖で沈んだ石油タンカー「プレステージ」の重油流着被害への対応を協議。EUも事故の原因となった単層タンカーの重油輸送禁止を決定。

- 11日▶クレディ・リヨネ、10日時点でクレディ・アグリコルがリヨネの株式を17.4%保有していると発表。仏政府のリヨネ株を落札したBNPパリバに代わり、再びアグリコルが筆頭株主に。
- 11日▶世界最大の商業衛星打ち上げ企業である欧州のアリアンスペース、「アリアン5」型ロケットの打ち上げに失敗。仏領ギアナの基地から打ち上げ後、約3分で爆発。
- 11日▶労働審判所判事選挙。主要労組の支持順位に変動がなく、中小労組が伸長。投票率は32.7%と過去最低。
- 12日▶パリ検事局、パリ市内のVU本社や傘下のセジェテル（通信）などを家宅捜索。2001年12月決算で虚偽の情報を流した疑いがあるとして、10月末から捜査中。
- 16日▶クレディ・アグリコル、クレディ・リヨネの株式を公開買い付け（TOB）により買収すると発表。買収額は約200億ユーロで2004年末までに合併を完了する計画。成功すれば、BNPパリバに次ぎ時価総額でユーロ圏2位に。
- 18日▶VU、米エコスター・コミュニケーションズ（衛星放送）の保有株10%すべてをエコスターに売却すると発表。売却額は10億6,600万ドル。
- 18日▶政府、エールフランス航空の民営化法案を閣議決定。現在54.4%の株式保有率を15～25%にまで引き下げる。来春以降と見込まれていた民営化を前倒し。
- 18日▶電通、ピュブリシス・グループ（広告）とスポーツ関連の権利ビジネスなどを国際展開する合併会社を2003年1月に設立すると発表。新会社名はアイ・エス・イー（iSe）。
- 19日▶フランステレコム、子会社のオレンジ（携帯電話）がスウェーデン市場から撤退すると発表。経営難や競争激化に

加え、2003年末に期限を迎える第3世代携帯電話の事業免許の延長が同国当局により却下。

- 19日▶「給与・労働時間・雇用促進法」「雇用に影響する企業再構成にかかわる団体交渉に関する法」成立。
- 26日▶ナムコ、2003年3月までにフランスでのゲームセンターなどアミューズメント施設運営から撤退と報道。
- 29日▶フランスガス公社（GDF）、ドイツの観光・エネルギー大手TUI（旧プロイサク）からエネルギー部門を約10億ユーロで買収すると発表。欧州委の独禁当局による審査を経て、正式契約へ。

< 1 月 >

- 1日▶2002年11月にスペイン沖で沈没したタンカー「プレステージ」から流出した重油がフランス西部沿岸への漂着が近づく中、フランス北部沖に座礁していた貨物船に別のタンカーが衝突。欧州で海洋汚染への懸念が拡大。
- 3日▶ドビルバン外相、コートジボワールで政府軍と反乱軍との間で敵対が続き情勢が悪化している事態を受け、南部アビジャンを訪問。バグボ大統領との会談で10月の停戦合意を求め、バグボ大統領も順守を約束。
- 3日▶シラク大統領、初閣議でフランス西海岸への重油漂着について憤りを表明。被害の応急的な補償として5,000万ユーロの支出を決定したほか、刑事告発を準備。2日にも欧州委のプロディ委員長と電話で会談し、事故が頻発している船底が単層のタンカーの航行制限をEUとして急ぐよう重ねて要請。
- 6日▶1月からの紙巻たばこの増税に伴い、たばこが1箱当たり8～17%値上げ。たばこ税は国民健康保険に拠出。
- 6日▶日本エア・リキードの工業ガス部門と

Chronology

- 大阪酸素工業の統合により発足した「ジャパン・エア・ガシズ」のCEOに、仏エア・リキード出身のサルスゲベール氏（44）が就任。
- 6日▶コートジボワール西部ドゥエクエで、反乱軍と現地に派遣されたフランス軍との間で戦闘が発生。反乱軍側30人が死亡、仏軍兵士9人が負傷。反乱軍による仏軍への攻撃としては、2002年9月の仏軍派遣以来、最大規模。
- 7日▶PSAプジョー・シトロエン（自動車）、2002年の世界販売台数が前年比4.3%増の326万7,000台となり、過去最高を更新。小型車やディーゼルエンジン車に強いことが販売増の要因。
- 7日▶シラク大統領、2003年フランス東部のエピアンレバンで開催するサミットについて「(テロ対策など)治安問題と、アフリカなど途上国支援問題が主要議題となる」と発言。開催日時は6月1～3日と正式表明。
- 8日▶ドビルパン外相、ロシア、中国、韓国への歴訪に出発。国連の大量破壊兵器査察が1月中に大詰めを迎えるイラク情勢と、北朝鮮の核問題について首脳・外相らと意見交換。
- 8日▶政府報道官、欧州委が、フランスの財政収支均衡化のための経済成長予測が楽観的すぎるとの見解を示したことに對し、EUの定める財政赤字基準を達成するとの公約を順守するとの姿勢を強調。
- 9日▶東レ、2004年8月からフランスで炭素繊維を増産。欧州における生産販売拠点であるソフィカール（東レ70%、アトフィナ30%）に生産設備を増設。年産能力を3倍強、国内での炭素繊維の原料生産能力も約3割増に引き上げ。合計投資額は約80億円。エアバスが2006年に就航予定の超大型旅客機向けなどの需要増大に対応。
- 10日▶ドビルパン外相、訪問先の中国・上海で、北朝鮮のNPT脱退宣言を「重大な結果を招く」として非難。国連安保理で協議する必要が出てきたと発言。
- 10日▶国連安全保障理事会、北朝鮮の核拡散防止条約（NPT）の脱退通告を公式書簡で受領。議長国のフランス、これをめぐる非公式協議を来週にも行う方針を表明。
- 13日▶フィアット・グループ、傘下の伊イベコ（トラック・メーカー）が所有する仏フレカン（トラックリース）を8億500万ユーロで仏ユラゼオ（金融グループ）に売却したことを表明。
- 13日▶ビベンディ・ユニバーサル（総合メディア）、ポーランドのエレクトリム（通信・電力最大手）との合弁会社エレクトリム・テレコムニカチャ（ET）の持ち株全部を、ポーランドのポルサット（民間テレビ）に約6億ユーロで売却する覚書に調印。
- 14日▶シラク大統領とドイツのシュレーダー首相、パリで会談。EUにおける将来の政治枠組みについて合意。「欧州大統領」を新設、欧州議会が選出する欧州委員長と権限を分担する2頭体制を共同提案。
- 14日▶ルイ・ヴィトンジャパン、2002年の売上高が前年比15.1%増の1,357億円になり、過去最高を更新。昨秋、東京・表参道に世界最大の大型店を開業するなど積極出店が奏功。
- 15日▶内戦状態にあるアフリカのコートジボワールの円卓和平会議、パリで開催。政府側、反乱軍側など各政治勢力が出席。
- 15日▶PSAプジョー・シトロエン、スロバキアのトルナバに新工場を建設すると発表。投資額は7億ユーロで2006年から

- の生産開始を予定。トルナバ選定理由は、優秀な労働力とともに、欧州の中心に位置し、鉄道や自動車道に通じていることに加え、港湾にも近いと説明。
- 15日▶アルカテル（通信機器）のチュルク会長、「通信業界の回復はまだ」と発言。
- 15日▶フランステレコム、社債発行額を55億ユーロに拡大。
- 16日▶メール経済・財政・産業相、1月31日から2日間の日程でパリで開催が予定されていた先進7カ国財務相・中央銀行総裁会議（G7）が約2週間延期されると発言。2002年末、ブッシュ米大統領に更迭されたオニール前米財務長官の後任であるスノー新財務長官の正式就任時期が不確実なことが、延期の理由。
- 17日▶独エーオン（電力最大手）、ブイグテレコムの株式16%を売却し資本提携を解消すると発表。ブイグテレコムの親会社である仏ブイグに11億ユーロで売却予定。
- 18日▶社会党や労組など左派系団体を中心とした40団体、フランス全土でイラク攻撃反対デモ。社会党、シラク大統領に「明確に戦争反対を表明するように」と要請。国連安保理で戦争決議がなされる場合、常任理事国として拒否権を行使するよう主張。
- 20日▶国連安保理の外相級会合で、議長国フランスのドビルパン外相、対イラク武力行使を容認する新たな決議案が提出された場合には拒否権を発動する考えを示唆。
- 21日▶EU財務相理事会、ユーロ圏の財政規律を定めた安定・成長協定に基づき、2003年に財政赤字が協定の上限（GDP比3%）突破のおそれがあるフランスを「警告」。2006年までの財政均衡も目指すよう要請したが、フランスは「経済成長計画と合致しない」と反発し投票を棄権。フランスを除くEU14カ国による採択となる。
- 21日▶トヨタ自動車、バランシェンヌ工場でディーゼルエンジンの組み立て生産を開始。同工場で生産するヤリス（日本名ヴィッツ）に搭載し、欧州で需要の多いディーゼル車に対応。
- 22日▶パリ・マッチ（週刊誌）の世論調査、米国が対イラク戦争を始めた場合、フランスは「中立の立場をとるべき」が47%に上り「米国に反対するべき」（24%）と合わせて71%が対イラク戦争に反対していることが判明。米国支持は11%。
- 22日▶フランスとドイツ、第二次大戦後の両国関係の基礎となったエリゼ条約の調印40周年記念式典をパリで開催。両国の関係強化に加え、イラク問題については国連安保理で戦争回避のため協調して取り組む姿勢を鮮明に宣言。
- 23日▶政府、第3世代携帯電話の事業免許売買を解禁へ。
- 24日▶世界最大の鉄鋼メーカーである欧州のアルセロール、過剰設備を集約して競争力を高めるため、2010年までに高炉6基を閉鎖する合理化計画を発表。
- 27日▶シラク大統領とドイツのシュレーダー首相、電話で会談。イラクの国連安全保障理事会決議履行に協力との考えで一致。
- 27日▶シラク大統領とドビルパン外相、対イラク国連査察団の正式報告は査察続行の重要性を確認するものと述べ、査察の継続を主張。
- 28日▶ミシュラン（タイヤ）、戦略提携の目的で韓国の韓国タイヤの10%を取得する方針を表明。両社幹部、ソウルで提携合意に署名。

- 28日▶統一組合連盟（FSU）や全国自治組合連合（UNSA）など5労組、政府の教員配置計画に反対しゼネスト。パリで6,000人、トゥールーズで2,000人など、全国40以上の都市で合計40,000人以上が参加。
- 29日▶フランステレコム、2002年の売上高が8.4%増加して466億3,000万ユーロになったと発表。2002年通年の利払い・税・償却前利益（EBITDA）は、市場予想を大きく上回る見通しを発表。
- 29日▶パリ控訴院、エルフ・アキテーヌ（石油大手、現トタル・フィナ・エルフ）からの不正資金授受事件で、一審の実刑判決を不服として控訴していたデュマ元外相に無罪判決。
- 30日▶ドビルパン外相、英国など欧州8カ国首脳が発表した米国の対イラク強硬姿勢を支持する共同書簡について「欧州内の対立と考えてはいけぬ」と発言。「我々は国連の枠組みで解決策を探ることで合意している」と強調。
- 30日▶欧州委、フランステレコムに対する政府の支援が、EU競争法の禁じる政府補助にあたるかどうかを判断するため、正式調査に乗り出すと発表。仏テレコムは約700億ユーロの負債を抱え、2002年12月に経営再建計画を発表。その際、筆頭株主である政府は最大90億ユーロの資金援助を表明している。
- 31日▶エールフランス（AF）、パイロット組合のストで2月2～5日の運航に一部支障が出ると発表。パイロット組合SNPLが、小規模な2労組のストに参加。AFによると期間中は約85%の便が運航する見通し。

ドイツ

FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

< 12 月 >

- 2日▶アフガニスタンの復興状況と今後の国際支援を討議する国際会議、独政府主催でボンで開催。アフガン主要閣僚ほか、国連、EU、約30カ国の代表が出席。
- 3日▶政府、カブールに展開する国際治安支援部隊（ISAF）への独連邦軍派兵要員の増員（約1,200人 約2,500人）などを閣議決定。
- 3日▶シュレーダー首相、デンマーク・ラスムセン首相と12日からのEU首脳会議に先立ち会談、独仏両国が中心になりトルコのEU加盟交渉開始を後押しする考えを強調。
- 10日▶財務省と経済労働省、政府系のドイツ調整銀行（DtA）をドイツ復興金融公庫（KfW）に吸収合併し、傘下に中小企業支援を担う「連邦中小企業銀行」を新設と発表。2003年の第1四半期にも営業開始予定。
- 10日▶連邦統計局発表、2001年国内鉱工業3万8,200社の投資総額は552億ユーロ、前年比3.6%増。自動車および自動車部品メーカーの投資が116億ユーロ、23.6%増で全体の5分の1を占めた。
- 14日▶首相、シラク仏大統領と独東部シュトルコウで定期首脳会談。トルコのEU加盟促進のため会議で加盟交渉の早期開始を求めていく方針で一致。
- 16日▶首相・アイヘル財務相、銀行預金の金利に対する税率（現行最高税率48.5%）を一律25%に引き下げる方針表明。スイスなどタックスヘイブンに流出している資金の還流が狙い。最低1,000億ユーロの国内還流、250億ユーロの税収増を見込む。
- 17日▶デュッセルドルフ上級地方裁判所、欧

- 州最大のドイツの電力会社エーオンによる同国ガス大手ルールガス買収計画に対し、再び仮指し止め命令。
- 17日▶政府と各州代表者、両院協議会でハルツ案(労働市場改革案)の実施に向け、ミニジョブ(納税と社会保障費が免除になる低賃金労働)の上限所得額引き上げ(現行325ユーロ 400ユーロ)などで合意。
- 18日▶政府、2003年の財政赤字をGDP比2.75%に抑え、EUの安定・成長協定(上限同3%)を順守、2006年までの財政均衡(財政赤字ゼロ)達成目標を堅持することなどを柱にした「財政安定化計画」を閣議決定。
- 18日▶中国人民銀行、フランクフルトに代表事務所を開設。ECBとの協力関係緊密化が狙い。人民銀がドイツ国内に事務所を構えるのは初めて。
- 20日▶連邦議会(下院)、鉱油税を1リットル当たり3.07セント、電気税を1キロワット時当たり0.26セント引き上げるなどの環境税改正を可決。2003年1月1日施行。
- 29日▶首相、中国を訪問、北京で首脳会談。ドイツのコンソーシアムが上海に建設したリニアモーターカー竣工式に参加。
- < 1 月 >
- 1日▶使い捨て飲料容器への強制デポジット制導入。
- 1日▶雇用政策改革法「労働市場における近代的サービスのための法律」、施行。
- 8日▶欧州委、2002年のドイツの財政赤字がユーロ圏の財政規律が定める上限(GDP比3%)を突破した(3.75%)と正式に認定。
- 20日▶ドイツ電力業連盟、2002年に同国の再生可能エネルギーによる発電量が前年比72%増の180億キロワット時に急増したと発表。
- 21日▶EU財務相理事会、ドイツの2002年の過剰財政赤字に対し制裁措置の発動を決定。同国は2003年5月21日を期限に欧州委の赤字是正手続きに従う。
- 22日▶ドイツ風力発電連盟、2002年に同国の風力発電機が前年比20.4%の1万3,750機、発電能力は37.1%増の1万2,000メガワットとなり、同国の電力需要量の約4.5%に相当と発表。
- 23日▶シュレーダー首相、仏独友好協力条約(エリゼ条約)締結40周年記念式典(パリ)で仏・シラク大統領と共同声明に調印、外交・防衛面等で両国が協力を一層推進することを確認。
- 24日▶首相、ロシア・プーチン大統領と電話でイラク問題などにつき協議。
- 24日▶連邦銀行、財政難の地方自治体(主に旧東独地域)救済のための特別基金の財源として連銀保有の外貨準備を売却するという建設相の提案に対し、法的、金融政策的、経済的に許されないと抗議声明を発表。
- 29日▶シュレーダー首相、イラク問題は国連の安保理決議により解決すべきとの見解を改めて強調し、戦闘回避の努力を続けると表明。
- 29日▶経済労働省、年次経済報告書を提出、2003年の同国の経済成長率予測を2003年度予算の算定に用いた1.5%から1.0%に下方修正。しかし経済労働相は2003年の財政赤字のGDP比はEUの安定・成長協定が定める上限(3%)を下回ることは依然可能とした。
- 29日▶トリッティン環境相、再生可能エネルギーが同国総発電量に占めるシェアを、現在の8%から2010年までに12.5%に高める方針を発表。

イタリア

REPUBLIC OF ITALY

< 12 月 >

- 1日▶ポローニャ国際モーターショー開幕。15日まで。
- 3日▶経営危機に陥っているフィアット・グループ、ブラジルにある金融子会社バンク・フィアット（自動車ローン最大手）をバンク・イタウ（ブラジル第2の銀行）に売却することで合意。売却総額は2億4,300万ドル。
- 3日▶ユニプレス（車体プレス）、伊マニュエットグループ傘下のOSLとフランスで自動車部品生産のための合併会社設立契約を締結。2003年12月から生産開始予定。
- 4日▶豪メディア王マードック氏、伊プロサッカーリーグ・セリエAの名門「ラツィオ」買収に意欲。ラツィオの大株主で経営難に陥っているチリオ（食品）所有株51%を同氏に売却する方針を表明。
- 5日▶政府、フィアット経営陣および労組の代表、フィアット・グループの救済策を協議するためローマで交渉するが妥協点を見いだせず決裂。フィアットは最終的に国内従業員の2割にあたる8,100人を削減する計画。
- 6日▶フィアットの工場労働者ら、経営陣と労組との間で行われたフィアットアウト（自動車）再建計画交渉の決裂を受け、全国で8時間ストを決行。
- 9日▶フィアット・グループ、大規模リストラの第1弾として国内従業員5,600人の削減を開始。国内6工場のうちトリノ、ミラノ、ローマ、シチリア島パレルモの4工場が対象。特に失業率が高いシチリア島は、工場の操業停止で地元経済に深刻な打撃。
- 9日▶フィアット労組、全国で4時間ストを決行。シチリア島では、会社から帰休の通知を受けた1,800人の従業員や家族が州政府の前で抗議の座り込み。ローマでは従業員が工場周辺の道路を閉鎖したほか、トリノでは市長が参加する抗議デモ。
- 10日▶政府、97年に民営化を開始したテレコム・イタリア（通信最大手）の保有株式約4%を売却し、完全民営化したと表明。企業の重要な経営決定を政府が拒否できる「黄金株」の権利は存続。売却益は約14億3,000万ユーロ。
- 10日▶フィアット・グループ、独フォルクスワーゲン（VW）グループと提携交渉に入ったと発表。「フェラーリ」「アルファ・ロメオ」などフィアット傘下の高級ブランド車を統合して新会社を設立し、VWグループから出資を受ける構想。
- 13日▶フィアット・グループ、緊急役員会でフレスコ会長の留任と、辞任したガラテリ最高経営責任者（CEO）の後任にフィアット役員のバルベリス氏を充てる執行部人事を決定。
- 17日▶フィアット・グループ、自動車部門フィアット・アウトの増資引き受けを決定。グループ内の持ち株会社が25億ユーロを出資。資本提携先のGMは、フィアットからの増資協力要請を拒否。
- 20日▶フィアット・グループ、保有していた米GMの全株式を11億6,000万ドルで売却。巨額の負債圧縮のためで、2000年から続いてきた両社の株式持ち合い関係は解消。
- 21日▶フィアット・グループ、傘下の金融子会社フィディアスの発行済み株式51%を60億ユーロで売却することで国内大手4銀行と基本合意。
- 23日▶ムーディーズ・インベスターズ・サー

ビス（格付機関）、フィアットの債務格付けをジャンク債等級に引き下げ、営業不振と重い債務負担が自動車部門を圧迫していると指摘。

- 25日▶イタリアの「メディア王」ベルルスコーニ首相が所有する国内テレビ最大手メディアセット、スペイン最大の民放テレシンの発行済み株式52%を取得し、傘下に収めたと発表。
- 26日▶帝人、トラサルディ（高級服飾雑貨）との輸入総代理店契約と商標使用契約を年内で終結すると発表。ライセンス事業は2003年1月から三井物産が継承。

<1 月>

- 5日▶ベネトン・グループ（アパレル）、英パークレイズ銀行や米ゴールドマン・サックスなど6金融機関とともに高速道路公団「アウトストラデー」の株式公開買い付け（TOB）の実施で合意。月内にTOBを開始し、80億ユーロで完全買収する計画。
- 6日▶米ゼネラル・モーターズ（自動車）のワゴナー最高経営責任者（CEO）、経営再建中のフィアットをできる限り支援すると表明。
- 7日▶政府、2002年の国内新車販売統計を発表。フィアットグループが販売実績で前年比17.8%減少し、市場シェアが前年の34.6%から30.2%に低下するなど不振ぶりが一段と鮮明に。
- 8日▶欧州委、イタリア政府が追加的な対策を講じなければ、同国の財政赤字が2004年にはEU基準で定められたGDP比3%を突破する可能性があるとの警告。
- 10日▶ベネトン・グループ、売り上げが伸び悩むスポーツ用品部門を縮小するため、傘下のスポーツ用品事業「ノルディカ」を国内のスポーツ用品「テクニカ」に売却すると発表。売却総額は3,800万ユーロ前後。
- 13日▶ドイツポスト（独郵便・物流最大手）、イタリアのカーサ・ディ・スペディツィオーニ・アスコリ（小包配達会社）を買収すると発表。15日までに買収を完了。
- 13日▶フィアット・グループ、傘下のイベコ（トラック・メーカー）が所有する仏フレカン（トラックリース）を8億500万ユーロで仏ユラゼオ（金融グループ）に売却したことを表明。
- 17日▶八チソン・ワンポアの欧州第3世代携帯電話（3G）企業H3G、2週間後にイタリアで欧州初のサービス開始に先立ち、李嘉誠・会長らがイタリアを訪問、街頭最終テストに立ち会い。世界8カ国で3G免許を有する八チソンにとっても初の3G事業開始。八チソンのイタリア3G投資総額は、これまで総額400億HKドルを超え、2001～2005年の対内直接投資総額の40%を占有。
- 19日▶フィアット・グループの新会長は、7月をめぐりにジョバンニ・アニエリ名誉会長の弟で一族の持ち株会社の会長を務めるウンベルト・アニエリ氏が就任する見通し。ラ・レプブリカ紙が報道。
- 20日▶フィアット・グループのフレスコ会長、役員会で、主力の自動車部門フィアット・アウトのスピノフ（分離・独立）を検討していると発言。2002年通期決算で自動車部門は約14億ユーロの営業赤字を計上する見通し。
- 21日▶エディソン（エネルギー最大手）、中国で化学樹脂を生産する3工場の建設を受注したと発表。2005年までにエディソン傘下のテクニモン（建設）が施工。総工費は2億2,000万ドル。
- 23日▶ジェネラーリ（伊保険最大手、欧州第3位）、2002年決算が最終赤字に転落するとの見通しを示した上で、全従業員

Chronology

の5%にあたる2,800人を削減する計画を発表。人件費抑制などで6億1,700万ユーロを削減予定。

- 23日▶ラ・セレニッシマ（イタリア北部、高速道路運営）、ベネトン・グループなどが所有するアウトストラーデ（伊最大の高速道路運営）の買収検討を表明。株式30%を所有し、完全買収を目指して80億ユーロ規模の株式公開買い付け（TOB）を開始しているベネトンと買収合戦か。
- 24日▶フィアット・グループのアニェリ名誉会長、81歳で死去。持ち株会社を通じてグループの株式の3割を保有するアニェリ家の最高指導者を失ったことで同族経営が揺らぎ、主力の自動車部門売却の動きが加速するとみられる。
- 29日▶国営のアリタリア航空、2000年春に、同社との業務提携を一方的に解消したKLMオランダ航空に対し、2月末までに1億7,150万ユーロの賠償金を支払うよう要求。
- 30日▶インテザBCI（最大手銀）のパッセラ最高経営責任者（CEO）、フィアット・グループの再建策について、赤字の自動車部門のスピンオフを検討していると表明。同行など国内4行は、フィアットに30億ユーロを緊急融資している。

オランダ

KINGDOM OF THE NETHERLANDS

< 12 月 >

- 4日▶オランダ大手金融機関ABNアムロと英保険大手アヴィヴァ、オランダで保険事業の合併会社を設立することで合意。
- 6日▶バルケネンデ首相、米国が対イラク軍事行動に踏み切った場合、軍事的に支援する用意があると表明。

- 9日▶独立行政法人の日本貿易保険、オランダ、イタリア両国の貿易保険機関と、輸出入や海外投資のリスクを保証する貿易保険の再保険協定を締結したと発表。貿易保険の窓口の一本化を目的とした再保険協定の締結は日本初。
- 10日▶NTTドコモ、オランダのKPNモバイルが求めていた追加出資に応じないことを決定。
- 13日▶コルトハンス国防相、首相に辞表を提出。後任にカンブ住宅・国土開発・環境相を任命。カンブ環境相は兼任となる。
- 18日▶通信大手KPN、携帯電話部門でiモードの顧客数が同国内で10万人を超えたと発表。

< 1 月 >

- 22日▶下院選挙、実施。与党で中道右派のキリスト教民主同盟（CDA）が第1党の地位を維持。バルカネンデ首相、続投の見通し。
- 27日▶議会調査委員会、ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争中に起きたスレブレニツァ虐殺事件について、国連と政府が現地状況を的確に判断せず、十分な準備を怠ったと批判する報告書を発表。

ベルギー

KINGDOM OF BELGIUM

< 12 月 >

- 6日▶下院、原子力発電を段階的に廃止し、2025年までに全廃する法案を可決。
- 10日▶下院、スポーツ大会の場などでのたばこ広告禁止法の発効延期を求める法案を否決。例年夏に行われていたベルギー・フォーミュラワン（F1）グランプリの開催が不可能に。
- 11日▶アイシン精機、ベルギーの現地法人が全額出資し、チェコに自動車部品の生

産会社「アイシン・ヨーロッパ・マニユファクチャリング・チェコ」(ピーセック市)を設立したと発表。

<1 月>

- 7日▶ ネットビジネス支援のデジタルガレージ社、ベルギーの人気キャラクター「タンタン」の管理会社の日本法人サンライズライセンスカンパニーと資本・業務提携を発表。
- 9日▶ 政府、連邦議会の総選挙を2003年5月18日に実施と発表。

デンマーク

KINGDOM OF DENMARK

<12 月>

- 3日▶ 同国当局、チェチェン共和国のザカエフ元副首相を釈放。10月末にロシア政府の要請を受け同氏の身柄を拘束していた。
- 5日▶ 中銀、ECBが0.5%の大幅利下げに踏み切ったことを受け、主要政策金利の短期買いオペ金利を0.5%追随利下げ(3.45% 2.95%に)。公定歩合も0.5%引き下げ、2.75%とした。12月6日から実施。
- 31日▶ 同国のEU議長国任期(2002年下半年)終了。

<1 月>

- 22日▶ プラスチック製組立ブロック玩具メーカーのレゴ社、同社製品を模造したとして中国企業を訴えていた裁判で勝訴(北京市高等人民法院)。同社は中国の法制度で工業デザイン・応用美術の意匠権保護が認められた初めてのケースと評価。

アイルランド

IRELAND

<12 月>

- 4日▶ マックリビー財務省、2003年度予算を発表。所得税減税なく間接税を増税。
- 21日▶ 武田薬品工業、アイルランドに医療用医薬品の原薬工場を新設することを表明。総工費は約100億円で2003年1月に着工し、2004年に操業開始。武田薬品工業にとっては初の海外原薬工場。

<1 月>

- 13日▶ アハーン首相、パートナーシップ(政労使を主なメンバーとする賃金を中心とする協定)の改定交渉の場に臨み、政府案を提示。成立に向け前進。
- 31日▶ 格安航空会社ライアンエアー、KLMオランダ航空の格安航空子会社バズを買収すると発表。旅客拡大に対応してボーイング737を100機追加発注。

スペイン

SPAIN

<12 月>

- 3日▶ スペイン北部サンタンデルの駐車場で車が爆発。北部バスク地方の独立を求める非合法組織「バスク祖国と自由」(ETA)の犯行か。
- 11日▶ スペインのトリリョ国防相、イエメン沖で臨検した朝鮮民主主義人民共和国の船がスカッド・ミサイル15基と通常弾頭15発を運んでいたと発表。
- 12日▶ イベリア半島沖で沈没したタンカー「プレステージ」、現在でも1日125トンの重油が漏れつづけていることが判明。流出した重油は12月10日時点で推定1万7,000~2万トン。
- 18日▶ 訪米中のアスナール首相、米ブッシュ大統領と会談。今後もテロとの戦いで

Chronology

協力していくことを確認。

< 1 月 >

- 1日▶国連安全保障理事会、非常任理事国5カ国が交代。スペインやドイツなどが新たな理事国に。任期は2年。
- 23日▶デパラシオ外相、イラクに対する軍事行動が不可避になった場合、同盟国にスペインの基地使用を認めると表明。
- 24日▶首相、アルカイダと関係のあるテロ組織メンバーのアルジェリア人ら16人を、東部カタルーニャ地方で逮捕したと発表。
- 25日▶首相、米ブッシュ大統領と電話で会談。イラク問題やテロ対策について協議。
- 30日▶首相、英ブレア首相と会談。イラク問題について協議。
- 30日▶英ブレア首相やアスナール首相など欧州8カ国首脳、米国の対イラク強硬姿勢を支持する声明を発表。

ポルトガル

PORTUGUESE REPUBLIC

< 12 月 >

- 2日▶ポルトガル自動車販売業者協会(ACAP) 11月の自動車販売台数は1万9,819台で前年同月比23.6%減と発表。
- 6日▶欧州安全保障・協力機構(OSCE)、ポルトにて2日間に渡り開催した閣僚理事会を閉幕。「テロ対策憲章」を採択。
- 10日▶共産党系の労働総同盟(CGTP)、24時間のゼネストに突入。労働者を解雇しやすくする新法案に反発。
- 19日▶バローゾ首相、2002年の財政赤字のGDP比を2.8%以下に抑える見通しを発表。

< 1 月 >

- 3日▶ポルトガル自動車販売業者協会(ACAP) 2002年12月の自動車販売台数は2万105

台で前年同月比32.2%減と発表。2002年の販売台数は31万809台で、前年比14.0%減。

- 7日▶民間3銀行、2003年の実質GDP成長率を1.0%と予測。なお、政府の見通しは1.3%、英国のシンクタンクであるEIUの見通しは0.7%。
- 28日▶キヤノン、ポルトガルで2004年に開催される「欧州サッカー選手権」の公式スポンサー契約を締結。

ギリシャ

HELLENIC REPUBLIC

< 12 月 >

- 1日▶欧州委のデパラシオ委員(運輸・エネルギー担当) EUとしては、国営オリンピック航空に対するこれ以上の国家支援は容認できないとして、同航空は自力での生き残りが必要になると警告。
- 4日▶トルコを訪問中のパパンドレウ外相、ギュル・トルコ新首相との会談後、記者団に対して、ギリシャ政府としてトルコのEU加盟を支援する考えを表明。

< 1 月 >

- 1日▶EUの2003年上半期の議長国にギリシャが就任。2002年末のコペンハーゲン首脳会議で新加盟が正式決定された中・東欧、地中海諸国10カ国の批准など、歴史的な拡大の実現に向けた仕上げ作業が最大の任務。

オーストリア

REPUBLIC OF AUSTRIA

< 12 月 >

- 3日▶内務省、11月24日に実施された下院総選挙の議席を確定。最終議席数は、国民党79、社民党69、自由党18、緑の党17。
- 8日▶自由党、ハウプト暫定党首を正式に党首として選出。同氏は元党首ハイダー

氏の側近。国民党との新たな連立を目指す。

- 11日▶EUの臨時財務相理事会、銀行預金の利子課税における預金者情報の交換制度確立をブリュッセルで協議。オーストリアのグラッサー財務相、理事会での合意の公算は極めて小さい旨、記者団に発言。

< 1 月 >

- 7日▶テレコム・オーストリアの子会社モバイルコム・オーストリア、英ボーダフォンとの提携で合意。モバイルコムはすでにクロアチア、スロベニアで業務を展開しており、中・東欧市場への進出を狙うボーダフォンと経営戦略で一致。
- 17日▶2000年のケーブルカー・トンネル火災事故で死亡した日本人10人の遺族、米国の遺族によるケーブルカー運行会社などへの集団訴訟に参加することを決定。オーストリアの法律では損害賠償が不十分なため。
- 21日▶EU財務相理事会で合意した非居住者の貯蓄課税策、オーストリアはベルギー、ルクセンブルクとともに預金者の情報交換制度に不参加。その代わりに源泉徴収課税義務付けへ。

スウェーデン

KINGDOM OF SWEDEN

< 12 月 >

- 5日▶中銀、主要政策金利を4.0%から3.75%に引き下げ。インフレ鈍化や景気低迷に配慮。11月14日に続く利下げ。
- 13日▶中央統計局によるユーロ導入の賛否を問う世論調査、賛成39.9%、反対34.7%で賛成派がやや上回った。前回5月の世論調査では賛成が46.0%、反対30.9%。

< 1 月 >

- 3日▶民間調査機関SKOP、同国のユーロ導入の是非をめぐる世論調査（2002年12月～2003年1月）結果を発表、反対は50%、賛成の45%を上回った。2002年11月の調査では反対が49%、賛成が46%だった。
- 23日▶政府、カリニングラードでのビジネス・アドバイス・サービス（BAS）事務所開設のため180万スウェーデン・クローナの拠出決定。BASは欧州復興開発銀行下の独立プログラムで、コンサルティング業務を通じ、中・東欧の中小企業を支援する。

フィンランド

REPUBLIC OF FINLAND

< 12 月 >

- 4日▶国営放送YLEの世論調査11月で社会民主党の支持率24.1%、中央党23%。
- 9日▶リッポネン首相訪米、ブッシュ大統領、チェイニー副大統領と会見。
- 16日▶同国の輸入中古車への高額課税につき、シーリン裁判で税還付を命じた欧州裁判所判決がフィンランド最高裁で確定。
- 16日▶ハロネン大統領、タイ・タクシン首相と首脳会談、貿易および投資促進を目的に両国が合同委員会を設置することで合意。
- 17日▶IRUがロシアのTIRカルネの発給停止を条件付で回避。
- 17日▶UPMキュンメネ社（製紙）中国に4億7,000万ユーロ投資、新製紙工場の設立を発表。年産45万トン、従業員850名、稼働は2005年を予定。
- 18日▶有力紙ヘルシンギン・サノマト世論調査（12月時点）で中央党（野党）の支持率が24.6%、社会民主党（連立与党）23.5%、国民連合党（連立与党）

Chronology

- 20.3%。
- 18日▶政府と与党4党、難民や外国人離散家族の再定義などを含む入国管理法の改正案で合意。ただし今国会中の通過は微妙な情勢。
- 18日▶米ゼネラル・エレクトリック社およびゼネラル・エレクトリック・メディカルシステム社が医療機器大手のインストルメンタリウム社を20億ユーロで買収と発表。
- 19日▶航空会社フィンエアがリトアニアエアの66%株式買収に乗り出す意向を示す。
- 20日▶有力紙ヘルシンギン・サノマトのEU拡大に関する世論調査で賛成49%、反対41%。
- 22日▶ロシア、8月に禁止したフィンランドからの72時間以内のビザなし渡航の再開を許可。

< 1 月 >

- 9日▶国営放送YLEによる世論調査（12月）主要政党支持率は社会民主党24.7%、中央党24.4%と筆頭与野党の僅差が続く。
- 10日▶携帯電話の12月の月間国内売上台数が19万3,000台と過去最高を記録。年間売上台数は124万8,000台。
- 15日▶ノキア、北京モバイル通信（BMCC）から7,000万ドルのGSMネットワーク設備拡張契約を受注。
- 15日▶アウトクンプ社（金属）、ノルウェー・オッダの亜鉛プラントの能力増強に8,800万ユーロの追加投資を発表。
- 16日▶全国産業・経営者連盟（TT）のヨハネス・コロマ最高責任者、インサイダー取引で告発され、辞任。同日後任としてタルモ・コルペラ飲食産業協会会長が就任。
- 20日▶リッポネン首相、ポルトガル・バルロソ首相と会談。欧州大統領制に反対の

意向を確認。

- 22日▶リッポネン首相、エストニア・カッラス首相と会談。欧州大統領制に反対の意向を確認。
- 27日▶ヘルシンキ新聞社の世論調査（1月）主要政党支持率は中央党24.7%、社会民主党23.5%、国民連合党20.6%。
- 27日▶サンポグループ（金融）、スウェーデンの生命保険会社スカンディアの9%株を取得、筆頭株主になったと発表。
- 28日▶コスキネン農林相、EU農業大臣会合（ブリュッセル）でEUの農業補助金改革に反対の立場を表明。

スイス

SWISS CONFEDERATION

< 12 月 >

- 4日▶両院合同会議、次期大統領にクシュバン現経済相（急進民主党）、副大統領にメツラー - アルノルド現司法相（キリスト教民主党）を選出。
- 4日▶両院合同会議、ドライブス内相（社会民主党）の辞任を受け、閣僚ポストに党内のカルミ・レ現ジュネーブ州財務相を選出。スイス史上4人目の女性閣僚が誕生へ。
- 4日▶総合金融大手クレディ・スイス・グループ、経営執行役員会の拡充を決定。2003年1月1日付で6人から12人に増強し、経営体制強化を図ると発表。
- 8日▶スイス政府、EUとの自由化交渉における銀行の守秘義務に関し、EU15カ国と個別に2国間交渉を行う可能性がある旨、EU側に伝達。
- 9日▶上院、段階的に郵便業務を自由化する下院案をほぼ承認。現行の2キロ以上の小包から、2006年には書簡100グラム以上の書簡を自由化し、民間参入を目指す。実施に伴い政府からの補助金は想定されず、国内全土への配達を義

務付ける。

- 10日▶公正取引委員会、現金による支払い客へのサービス差別化を合法と判断。EUでは現金やカードといった支払い方法によるサービスの差異は認められていない。クレジットカード使用時に小売店が支払う手数料がスイス国内は1.8%と、EU域内より割高なのがその背景。
- 10日▶スイス初の仮想スーパー「レ・ショップ」、2004年の経営黒字化が困難なことを理由に閉鎖へ。親会社ボナペティの経営悪化がその要因。
- 11日▶両院合同会議、カルミーレ現ジュネーブ州財務大臣（社会民主党）を外相に選出。大統領を兼務し、内相にクシュパン現経済相、経済相にダイス現外相（キリスト教民主党）を選出。新内閣は2003年1月1日付けで発足へ。
- 15日▶ルガノ市とその周辺の8つの自治体合併に関する参考投票を実施。投票者の76.2%が合併に賛成。最終決定は州議会でなされる。実現されれば人口は4万6千人と現在の2倍規模に。なお、自治体再編はベルン、チューリヒ、ローザンヌなどでも検討中。
- 18日▶広告代理店大手電通、資本・業務提携関係にあるフランスのピュブリシス・グループと2003年1月、スイスに国際スポーツマーケティングを行う合併会社を設立と発表。

< 1 月 >

- 8日▶難民通過条約をスイス・セネガル間で調印。スイスへの難民希望者に対する審査につき、事務協力を確認。
- 8日▶クレディ・スイス・グループ、有価証券取引業務を行う米国子会社クリアリング・バンク・パーシングをバンク・オブ・ニューヨークに約25億ドルで売

却と発表。

- 9日▶通関当局、チューリヒ空港で入国者の顔写真をカメラで撮影し、識別するシステムを試験的に導入。不法入国の事務処理を軽減へ。
- 13日▶通信大手スイスコム社、1,505名の人員削減を2003年中に実施と発表。不採算の電話番号問い合わせセンター、IT、企業顧客部門の大幅削減へ。
- 14日▶連邦難民局、2002年の難民希望者は前年比26.6%増の2万6,000人と発表。一方、難民人口は前年とほぼ同数の9万3700人に留まる。
- 15日▶連邦企業登録局、2002年の倒産件数は前年比10.8%増の4,002件と発表。一方、企業の新規登録件数は30,964件で2%の増加に留まる。
- 17日▶オリンパス光学工業、フランクフルト、ユーロネクスト（パリ）、スイスの各証券取引所に対する株式上場の廃止申請を発表。上場廃止は7月に完了する見通し。
- 17日▶スイス・インターナショナル航空、2002年の乗客数は1,160万人と当初目標の980万人を上回ったと発表。欧州圏で8割、全便平均で7割の搭乗率を記録。
- 17日▶ABB社、90年に買収した米国の子会社コンバッション・エンジニアリング社のアスベスト被害訴訟につき、米国の原告グループと和解。2009年まで段階的に総額12億ドルの支払いを決定。
- 19日▶ジュネーブ州アニエール村でスイス初のインターネット投票を実施。電子投票の利用者は323名、郵便投票370名、直接投票所48名。投票率は通常より高めの43.6%。
- 21日▶クレディ・スイス・グループ、2002年の決算で34億スイスフランの純損失を発表。米国子会社クレディ・スイス・ファースト・ボストンによる破綻した

Chronology

- エンロン株推奨問題で、訴訟関連費用として7億スイスフランの計上を決定。
- 22日▶政府、下院議員の要請により過去20年間の国家財政動向を発表。GDPに対する税収入は79年10.6%、2001年9.7%と減少。一方、健康保険料収入を加味すると79年20.9%、2001年21.2%と増加を記録。
- 23日▶スイス医薬品最大手ノバルティス、2002年通期決算を発表。純利益73億1,300スイスフラン（約六千四百億円）と前期に比べ4%増。ジェネリック（後発品）医薬品部門が好調。
- 23日▶食品大手ネスレ社、ドイツ・メーベンピック社のアイスクリーム部門の買収を発表。買収価格は未公開。
- 25日▶最大手UBS銀行、800名の人員削減を2003年中に実施と発表。資産運用、法人部門の縮小を計画。合併後の98年以降の人員削減数は累計で9,000人に。
- 28日▶世界経済フォーラム（通称ダボス会議）閉幕。イラク及びデフレ問題に注目が集まる。日本からは竹中・経済財政政策・金融担当大臣らが出席。

ノルウェー

KINGDOM OF NORWAY

< 12 月 >

- 11日▶中銀、中銀預金金利および対市中銀行翌日物貸出金利を0.5ポイント引き下げ、翌12日から実施すると発表。これにより、預金金利は6.5%、貸出金利は8.5%に。
- 12日▶ボンデヴィーク首相、EU加盟を問う国民投票は、次の総選挙後の2005～2010年に実施との見通しを記者会見で述べた。国民投票では加盟の是非に加え、加盟交渉の結果としての経済・法制度上の変更点についても是非を問うべきとする個人的見解を明らかに。

< 1 月 >

- 22日▶中銀、中銀預金金利および対市中銀行翌日物貸出金利を0.5ポイント引き下げ、翌日から実施すると発表。これにより、預金金利は6.0%、貸出金利は8.0%に。

中・東欧

ポーランド

REPUBLIC OF POLAND

< 12 月 >

- 9日▶フィアット、ビエルスコ・ビャワ市で新型車「Small」用の1.3リットルエンジンの試験生産を開始。投資額は3億8,000万ユーロ。
- 12日▶ポーランド最大の石油会社PKN オルレン、BPからドイツ北部地域にある494店舗のガソリンスタンド（同地域における販売シェア7%、ドイツ全体では2～4%）を買収予定。買収金額は1億4,000万ユーロ。
- 15日▶上院、2003年の予算案を可決。
- 17日▶日本ガイシ、ポーランド南部のグリヴィツェ市に炭化ケイ素製ディーゼル・パティキュレート・フィルター（DPF）を生産する子会社「NGKセラミック・ポーランド」を2003年1月に設立すると発表。投資額は約30億円、生産開始は2005年1月、初年度は年間25万個を生産の予定。
- 19日▶会計事務所KPMG、2002年の中・東欧諸国における企業の合併・買収は前年比約30億ドル増の91億ドルの797件と発表。うちポーランドでの合併・買収は24億ドルで、前年の30億ドルを下回った。
- 20日▶ポーランド民間企業経営者連盟（PKPP）、ポーランド企業の競争力向上のため、税法の改正を要求。
- 23日▶独の電力・ガス会社RWE Plus AG、国営配電会社シュトーエン（Stoen）の株式の85%を取得。買収金額は15億ズロチ（約470億円）で、2002年で最大規模の

民営化案件。

< 1 月 >

- 10日▶政府、EU加盟交渉の終了を受けて、2006年までの「鉄鋼業の再編と発展プログラム」を採択。生産量を2006年までに99万1,000トン縮小するほか、鉄鋼部門が97～2003年に受けられる国の援助額を34億ズロチと決定。
- 17日▶共和国新聞、EU加盟交渉終了後に実施した世論調査の結果を発表。EU加盟に「賛成」は76%（「反対」17%、「わからない」7%）と、前回の調査に比べ、8ポイント上昇。また、2003年6月に実施予定の国民投票に「必ず行く」と答えた国民は51%、「たぶん行く」は19%。「行かない」は21%、「わからない」は9%。
- 22日▶サマル社、ポーランドの自動車販売市場の調査結果を発表。2002年の新車販売台数（乗用車）は前年比5.8%減の30万8,158台。
- 23日▶チモシェヴィッチ外相、ポーランドは国連の決議なしでも米国のイラク攻撃を支援する準備があると発表。
- 24日▶政府、ロシアからの天然ガス輸入協定の再交渉で、2020年までの輸入量を旧協定の2,180億立方メートルから1,610億立方メートルとすることで合意。これにより、50億ドルの歳出を節約。
- 29日▶金融政策評議会、主要金利を0.25%切り下げ。これにより、ロンバード・レートは8.5%、再割引手形金利は7.25%、短期市場金利は6.5%に。

チェコ

CZECH REPUBLIC

< 12 月 >

- 2日▶政府、2003年1月1日より最低賃金を500コルナ引上げ6,200コルナとする旨決定。
- 3日▶自動車工業会、国内で登録されている乗用車数は2001年末、52万3,000台で、国民3人に1台の割合で乗用車を所有と発表。プラハでは2.2人に1台の割合。
- 10日▶政府、重機械メーカー・シュコダ・ピルゼン社株の48.4%にあたる国家所有株を米・アピアン・グループに売却する旨決定。
- 12日▶チェコ通信の調べによると、EU加盟に関する世論調査の結果、加盟に賛成と回答した国民の割合は62.4%（反対28.7%）。ポーランド73.5%、ハンガリー75.1%に比べて低い。
- ▶民間調査会社の調べによると、チェコにおいて外国人観光客が費やす金額は1日当たり平均61ドル。観光客の国籍別で最も多いのが日本で96ドル、以下スペイン（93ドル）、ロシア（92ドル）となっている。
- 16日▶政府、公務員の賃金引上げを決定。2003年1月1日付けで平均7%の引上げ。
- 18日▶EU統計局、チェコの国民1人当たりのGDPは2001年、EU平均の59%、物価は同平均の45%と発表。
- 30日▶中銀、ユーロ導入のための政策提言を発表。2007年のユーロ導入を目指し財政改革を行う旨を政府に対して公式に要請。

< 1 月 >

- 1日▶市民法改正が1月1日、施行され消費財の保証期間がこれまでの6ヵ月から

EU法と合致した2年間に延長された。

- 8日▶米国のハニーウェル（航空機エンジン・メーカー）、南モラビアのブルノ市に数億コルナかけてR&Dセンターを設立することを決定。チェコ国内におけるR&D、戦略的サービス部門への投資としては最大規模のもので、従業員数は400人の見込み。
- 9日▶自動車輸入連盟、2002年の乗用車（新車）売上台数は147,754台で前年比2.9%減。メーカー別ではシュコダがトップ（前年比7.6%減の73,883台）、以下ルノー、プジョー、フォルクスワーゲン、オペルとなっている。
- 22日▶チェコ経済新聞、91年に440万人であった労働組合員数が、95年に230万人、現在では90万人と年々減少している旨報道。
- 29日▶政府、物品税法改正案を可決。議会が承認すれば、4月1日からタバコ、アルコール飲料の物品税が引き上げられることになる。
- 30日▶中銀、利率を0.25%引下げ。これにより2週間のレポ・レートは史上最低レベルの2.5%となった。

スロバキア

SLOVAK REPUBLIC

< 12 月 >

- 6日▶政府、「京都メカニズム」に基づく温室効果ガス排出枠20万トン分を住友商事に売却することで合意。売却額は1トン当たり3～7ドル、総額60万～140万ドルとみられる。
- 8日▶地方選挙実施。主要8都市など中道右派勢力躍進。メチアル氏を党首とするHZDS、新党Smerは先の国政選挙に続く敗北。投票率は過去最低の49.5%。
- 9日▶社会保障給付金法案可決。2003年から家族の人数に関わらず、手当ては1家

族当たり一律月額10,500SKK。

- 10日▶自動車工業会（ZAP）11月の自動車販売台数は6,278台で11月の販売台数としては過去4年間で最大と発表。ただし、1～11月の販売台数は65,277台で前年比6.7%減。
- 11日▶英国政府、アイルランド、スウェーデン、オランダ、ギリシャと同様に、2004年5月のEU拡大以降、スロバキア市民の自由移動を制限しない方針を表明。
- 11日▶ガス料金、2003年1月から平均32.7%（家庭用は43.7%）値上げ。
- 17日▶政府、EU加盟に関する国民投票を5月16～17日に実施することを決定。
- 23日▶統計局、EU加盟に関する国民投票について、12月の世論調査で62.4%（前月比6%減）が投票に行くとは回答。行くとは回答した者のうち、68%がEU加盟に賛成し、19.8%が反対。

< 1 月 >

- 14日▶自動車部品工業会（ZAP）2002年の新車販売台数について、自家用車は6万5,312台、3.5トンまでの商用車は5,621台と発表。前年の総販売数に比べ7%の減少。
- 15日▶仏PSA（プジョー・シトロエン・グループ）新工場をトルナバ（Trnava）に建設すると発表。投資額は7億ユーロ。2006年からの生産開始、年間30万台の小型車生産を見込む。3,500人を新規雇用する。
- 21日▶フォルクスワーゲン・スロバキア、2002年の生産高は、前年比23.5%増の1,096億SKK、販売台数は同24.1%増の22万5,442台と発表。
- 22日▶Pravda紙によると、フォルクスワーゲンの部品供給メーカー5社のうち、PSAプジョー・シトロエンへも部品供

給が可能な会社は4社。

- ▶統計局の調査によると、国民の71.4%がEU加盟国民投票に行くとは回答（12月時点に比べ9ポイントの上昇）。このうち、74.1%が加盟に賛成、13.2%が反対。
- ▶政府による公共料金引き上げ、VAT増税により、2003年のインフレ率は8～9%に達する見込み。前年に比べ、5ポイント以上の上昇。2003年の失業率予想は17.5%。
- 24日▶PSAとスロバキア政府、Trnava市が投資協力協定を締結。
- 28日▶統計局、2002年の貿易赤字は前年比6%減の966億SKKと発表。同年の輸出のうち、60.5%がEU、28.3%がCEFTA向け。輸入は、50.3%がEU、23%がCEFTAから。2003年は輸出環境が好調なことから年間貿易赤字を700億～780億SKKと見込む。

ハンガリー

REPUBLIC OF HUNGARY

< 12 月 >

- 2日▶政府・労働組合・経営者で構成される関係委員会、2003年の最低賃金は月額5万フォリント（Ft）で据え置くとの見通しを発表。
- 3日▶チラグ経済運輸相、日韓両国への公式訪問後の記者会見で、スズキは2003～04年に200億Ftの再投資、サムソンは今後3～5年間に7億ユーロの投資を行い、生産を拡大する予定と発表。
- 5日▶ケンウッド、セーケシュフェールバルでのカーオーディオ製造を12月18日までに中止し、生産拠点を中国に移すと発表。
- 6日▶全国労働組合連合とハンガリー経営者連合会、2003年のグロス賃金を4.7%引き上げることで合意。

Chronology

- 10日▶コバチ外相、EU加盟交渉の競争政策でEU側と合意したと発表。
- 16日▶EU、ハンガリーを含む10カ国との加盟交渉で合意に達したと発表。
- 17日▶中央銀行、公定歩合の0.5ポイント引き下げを発表。9.0%から8.5%に。
- 18日▶エレクトロラックス（スウェーデン）、2003年に冷蔵庫の製造をスペインからハンガリーに移す予定と発表。
- 20日▶車台部品メーカーのイカルス、サーブからの新規発注により、2003年の売上げは倍増する見込みと発表。
- 22日▶中央統計局、第3四半期のGDP成長率を3.5%に修正し、1～3四半期の成長率は3.2%と発表。
- 24日▶外務省、2003年1月からポーランド・ハンガリー間の農産品に関する関税を撤廃すると発表。
- 30日▶議会、2003年予算を承認。歳出5兆3,100億Ft、歳入4兆7,420億Ft、財政赤字5,690億Ft。

< 1 月 >

- 3日▶ITDH、新総裁にペーター・レデンスキー氏が就任すると発表。
- 14日▶金融監督庁、保険会社の総収入額は2002年、前年比16.8%増の4,860億FTと発表。
- 15日▶フィリップス、ソンバトヘイのCRTモニター工場を中国に移すと発表。
- 17日▶自動車輸入組合、新車販売台数は2002年、前年比16.2%増の172,338台と発表。
- 20日▶内務省、EU加盟に関する国民投票を4月12日に実施すると発表。
- 22日▶中央統計局、1～11月の実質賃金が前年比同期比13.1%増と発表。
- 23日▶ブダペスト貿易産業会議所、3月末に企業への情報提供を目的としたEUビジネス訓練センターの設立を発表。
- 24日▶ハンガリー通信協会、2002年末での携

帯電話登録件数は前年比39.9%増の686万件と発表。国内シェアは、ウェステル49.6%、パンノン38.3%、ヴォータフォン12.1%。

- 27日▶在スウェーデン・ハンガリー商工会議所副会頭のヤノスタカクス氏、過去12年間でスウェーデンは9億ドルをハンガリーに投資し、現在でも70社以上の企業が12,000人を雇用しているとコメント。
- 29日▶ラースロー財相、ハンガリーのユーロ導入は2007年ではなく、2009年の方が経済にとって好ましいとコメント。

ルーマニア

ROMANIA

< 12 月 >

- 12日▶政府、2003年の公共部門の賃金を閣議決定。2003年1月1日に6%、10月1日に9%賃上げ。年間で実質3%の賃上げに相当。
- 13日▶EU首脳会議、ルーマニアとブルガリアの2007年EU加盟と加盟準備のための援助増額を決定。
- 16日▶格付け会社ムーディーズ、ルーマニアの格付けをB2からB1へ引き上げ。外貨準備と消費者物価上昇率の大幅な改善を評価。
- 17日▶白物家電メーカーのエレクトロラックス（スウェーデン）、生産の一部をスウェーデン、イタリア、ドイツからルーマニアに移転すると発表。ルーマニアでは調理器具を生産する予定。
- 18日▶保険監督委員会（CSA）、アリアンツ、AGIなど保険会社13社に対し、2003年の自動車強制保険の取り扱いを認可。2003年の保険料は35%値上げ。
- 20日▶欧州統合省、EU加盟交渉で、「サービスの自由移動」、「農業」、「財政・予算規定」分野での交渉を開始したと発表。

これですべての分野での交渉を開始。
暫定的に交渉を終えているのは16項目。

- ▶労働移民局、2002年の出稼ぎ労働者は2万1,000人以上と発表。最大の出稼ぎ先はドイツで1万9,000人。出稼ぎ収入は3兆2,000億レイ以上。
- ▶ハンガリーの石油会社MOL、硫黄分のないディーゼル油を製造するため8,500万ユーロの投資を決定。製品の販売は2005年1月に開始予定。同社はルーマニアにガソリンスタンド50店舗を持ち、2005年には90店舗に拡大する予定。
- ▶財務省、給料と年金への課税標準を改定。個人所得の基礎控除は160万から180万レイへ、年金の非課税額は500万レイから570万レイにそれぞれ引き上げ。

<1 月>

- 1日▶政府、低開発地域での食肉輸入加工業者に対する輸入関税を無税としたインセンティブを2003年1月1日に廃止。
- 8日▶ティミショアラ工業団地、1月より造成開始。EUが300万ユーロを無償提供。2004年後半に完成予定。IBMを含むイタリア、米国、オーストリアの企業が入居を希望。敷地面積18.5haの欧州標準の工業団地になる予定。
- 20日▶政府、米国企業ノーブルベンチャーズに売却したレシタ製鋼所を再国有化。
- 21日▶公共事業省、イスラエル企業がブカレストオトペニ空港のセキュリティシステムを1,500万ドルで受注と発表。
- 23日▶政府、道交法を改正し2月1日より施行。
- 28日▶国家統計研究所、12月の平均給料はネットで前月比12.1%増の4,525,696レイ、グロスで同比14.3%増の6,521,579レイと発表。ボーナスなどが増加に寄与。
- 30日▶全国インターネットプロバイダー協

会、ルーマニアのインターネットサービス市場は2003年、前年比50%増の8,000万ドルとなる見込みを発表。

- 31日▶政府、輸出企業が輸出で稼いだ外貨を本国送金し一定期間銀行に強制的にデポジットしなければならない制度を廃止。

ブルガリア

REPUBLIC OF BULGARIA

<12 月>

- 2日▶三井物産、コパチェフ・エネルギー相に対しマリツァ・イースト第2発電所1、3、4号機の建て替え、ならびに脱硫プロジェクトへの融資に関わる趣意書(L.I.)を提出。
- 8日▶農林水産省、国有農地2万8,000ヘクタール、自治体所有農地1万3,000ヘクタールを賃貸すると発表。リース料はヘクタール当たり年9~60レバ、5年後には土地の価格とそれまでの支払い賃借料合計の差額と引き換えに、当該土地の所有権を取得できる。
- 11日▶燃料小売最大手のペトルル、2003年に約3,000万ユーロの設備投資を行うと発表。28カ所ある既存のガソリンスタンドの建て替えと近代化のほか、10カ所を新設。
- 16日▶2003年の公共社会保険予算が国会の第2読会を通過。保険料徴収ベースとなる最低賃金は職種・職分別に200~1,000レバと設定。雇用者が75%、被雇用者が25%を負担。
 - ▶法人税法を採択。「失業率が全国平均よりも50%以上高い自治体における製造業」を対象に、法人税を5年間免税。
- 19日▶2003年財政法を採択。2003年の財政赤字は20億レバ、年末時点での累積財政赤字は199億レバ、年間の国債発行額は10億レバ(相当額)がそれぞれ上

とされている。

- ▶世銀、ブルガリアに対するPAL1（第一次構造改革融資）の2003年度分1億5,000万ドル（3年間で4億5,000万ドル）の供与を正式決定。
- 31日▶コズロデュイ原発1、2号機が運転を停止。

<1 月>

- 13日▶パシ外相、EU加盟交渉の「エネルギー」分野について、2002年11月にコズロデュイ原発3、4号機を2006年中に廃止することを条件に交渉を終えており、交渉再開は不可能であるとの見解を表明。議会は原発停止に反対。
- ▶ヴァシレフ副首相、ブルガルトバックの民営化手続きを迅速に再開させると表明。
- 22日▶ヴェルチェフ財務相、2002年の財政赤字額は当初予測を2,500万レバ下回る2億3,200万レバ（GDPの0.7%）と発表。
- 24日▶経済省、フォークリフト・トラックメーカーのバルカンカー・ザリヤ社の国家保有株式を増資により全株式の28%から88%に引き上げる旨決定。
- ▶自動車販売協会、2002年の国内新車販売台数は前年比7.4%増の1万4,361台と発表。シェアトップはプジョーで17.9%、2位以下は、シトロエン、ルノーの順。
- 28日▶DSK銀行（国民貯蓄銀行）の民営化で、ハンガリーのOTP銀行、オーストリアのエルステ銀行、ギリシャのピラエウス銀行の3行が応札。
- ▶中央銀行、国内金融機関の2002年の純利益合計は前年度比10.9%減の2億6,662万レバと発表。ただし総資産は37.7%増、預金残高は18%増の112億8,200万レバ。

スロベニア

REPUBLIC OF SLOVENIA

<12 月>

- 1日▶与党自由民主党（LDS）を率いるヤネツ・ドルノフシェク現首相、大統領選挙の決選投票で女性検察官のブレジガル氏を破って当選。
- 11日▶議会、前財務相のアントン・ロップ氏を新しい首相として承認。
- ▶地方電力会社5社、電力会社のエレス社およびHSE社、共同で電話会社エレクトロTKを設立すると発表。
- 12日▶国営電話会社テレコムスロベニア、子会社で携帯電話を手がけるモビテル社への1,540万ユーロの増資を決定。2003年3月末までに実施する予定。
- 13日▶ベルギーの金融グループKBCとスロベニア最大の商業銀行ノバリュブリャナ銀行（NLB）、生命保険会社NLBビタ社の設立を発表。2003年上半年にも設立する見込み。2007年までにスロベニアの生命保険市場でシェア1位を目指す。
- 16日▶ドイツBMW、スロベニアにおける2002年1～11月の新車販売台数は前年同期比20.5%減少。
- 19日▶議会、アントン・ロップ新首相率いる新内閣人事を承認。金融相、教育科学相、地域開発相をそれぞれ一新。
- 24日▶リュブリャナ大学、世論調査を実施しEU加盟賛成は66%以上、NATO加盟賛成は50%以上と発表。

<1 月>

- 1日▶同日よりワインのVATが従来の8.5%からEU基準に合わせて20%に増税。
- ▶同日より電力の輸入が自由化され、年間消費電力の25%までを国外から調達することが認められる。

- 13日▶日刊紙ファイナスが実施した調査によると、EU加盟後のビジネス環境について、企業経営者の46%が「変わらない」、25%が「良くなる」と回答。業界別ではEU加盟への期待が最も大きいのは観光業。逆に小売業界では「不安」との回答が多かった。
- 24日▶2002年の新車販売台数は、ルノーがシェア25.2%でトップ、以下フォルクスワーゲン、プジョーと続いた。モデル別では同じくルノーの「クリオ」が1位。日本車ではスポーツ・ユーティリティ・ピックアップ(SUV)部門でトヨタ「RAV4」が1位となった。
- ▶統計局、2002年にスロベニアを訪れた観光客数は前年比3.0%増の220万人と発表。
- 28日▶国が毎月行っている世論調査の結果によると、NATO加盟を支持すると答えた人は44%にとどまり、12月より6ポイント下落した。
- 28日▶スロベニア銀行、スロベニアの2002年の外貨交換取扱高は37億ドルで、前年比17%の下落。
- 30日▶政府、EU加盟に関する国民投票を3月23日に実施すると発表。NATO加盟に関する投票も同日に行われる見込み。

クロアチア

REPUBLIC OF CROATIA

< 12 月 >

- 4日▶ミミカ欧州担当相、クロアチアのEU加盟スケジュールについて、2003年上半期中に正式に加盟申請し、加盟交渉を2004年から開始したいとの見解を発表。
- 5日▶政府、中欧自由貿易協定(CEFTA)加盟の合意文書に署名。現加盟7カ国の承認をもって正式に加盟。クロアチアにとってCEFTA諸国はEUに次ぐ貿易相手。
- 12日▶クロアチア民営化基金(HFP)、国内唯一のアルミニウム精製工場をもつTLM社の株式78.33%を2003年1月末に売却入札の予定と発表。
- 18日▶中央銀行、2003年のGDP成長率予測を4.2%と発表。
- 20日▶議会、EU加盟に向けた国家戦略プログラムについて同意。同プログラムは、政府の掲げる2003年2月の正式加盟申請に向けた改革を実施。
- 23日▶クロアチアとユーゴスラビア、両国間のFTAに調印。

< 1 月 >

- 14日▶EU議長国であるギリシアのパパンドリュー外相、「クロアチアのEU加盟について現加盟交渉国のルーマニア、ブルガリアに追いつき、2007年の加盟も可能である」との見解を示した。
- 17日▶ハンガリー、イタリア、スロベニアの3カ国の首相、クロアチアのEU加盟について今後支援を行っていくとの声明を発表。
- 20日▶ラーチャン首相、2月18日もしくは25日にEU加盟の申請を正式に行う見込みと述べた。
- 28日▶ミミカ欧州担当相、クロアチアのEU加盟の見通しについて、ブルガリアやルーマニアと同様に2007年の加盟を希望しているとコメント。さらに、「そのためにも2003年の早いうち、つまり2月に正式に加盟申請を行い、2004年より加盟交渉を開始したい」意向を表明した。
- 31日▶オーストリアの携帯電話会社モバイルコム、クロアチアにおける子会社VIPネットの保有株式比率を71%から80%に増資の決定。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1997年	3.4	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	4.0	2.0	20.8
98年	2.9	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.0	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.7
99年	2.4	2.3	4.2	3.2	0.5	11.2	2.0	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.2	2.3	15.7
2000年	3.1	2.1	3.6	3.8	1.7	9.6	2.9	1.9	9.6	2.9	2.5	10.6	4.2	3.4	13.9
2001年	2.0	2.1	3.2	1.8	1.7	8.8	0.6	2.5	9.4	1.8	2.7	9.5	2.7	3.6	10.5
2002年	1.7	-	-	-	-	-	0.2	1.3	9.8	-	2.5	9.0	-	-	-
2003年(EU予測値)	2.5	1.5	4.9	2.0	1.8	9.0	1.4	1.5	8.2	1.8	2.0	8.9	2.6	2.9	10.9
2001年 7～9月	1.8	2.4	3.2	*0.3	-	-	0.4	-	-	1.7	2.8	9.2	3.0	3.7	10.2
10～12月	1.6	2.0	3.2	*0.3	-	-	0.1	-	-	0.6	2.5	9.3	2.3	2.8	10.5
2002年 1～3月	1.1	2.4	3.1	*0.6	-	-	1.2	-	-	0.1	2.4	9.2	2.0	3.1	11.5
4～6月	1.5	1.9	3.2	*0.4	-	-	0.4	-	-	0.2	2.2	9.2	2.0	3.5	11.1
7～9月	2.1	2.0	3.1	*0.2	-	-	0.9	-	-	0.5	2.4	8.7	1.8	3.5	11.4
10～12月	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	8.9	-	4.0	-
2001年 12月	-	1.9	3.2	-	1.4	9.0	-	1.7	9.6	-	2.4	-	-	2.7	-
2002年 1月	-	2.6	3.2	-	2.2	9.0	-	2.1	10.4	-	2.4	-	-	3.1	-
2月	-	2.2	3.1	-	2.0	9.0	-	1.7	10.4	-	2.3	-	-	3.1	-
3月	-	2.3	3.1	-	2.1	9.1	-	1.8	10.0	-	2.5	-	-	3.1	-
4月	-	2.3	3.2	-	2.1	9.1	-	1.6	9.7	-	2.3	-	-	3.6	-
5月	-	1.8	3.2	-	1.4	9.1	-	1.1	9.5	-	2.3	-	-	3.6	-
6月	-	1.5	3.2	-	1.4	9.0	-	0.8	9.5	-	2.2	-	-	3.4	-
7月	-	2.0	3.1	-	1.6	9.0	-	1.0	9.7	-	2.2	-	-	3.4	-
8月	-	1.9	3.1	-	1.8	9.0	-	1.1	9.6	-	2.4	-	-	3.6	-
9月	-	2.1	3.1	-	1.8	9.0	-	1.0	9.5	-	2.6	-	-	3.5	-
10月	-	2.3	3.1	-	1.9	9.0	-	1.3	9.4	-	2.7	-	-	4.0	-
11月	-	2.8	3.1	-	2.2	9.0	-	1.1	9.7	-	2.8	-	-	3.9	-
12月	-	2.7	3.1	-	2.3	-	-	1.1	10.1	-	2.8	-	-	4.0	-

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1997年	3.6	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.6	1.6	13.3	7.3	1.4	3.3
98年	3.9	2.8	5.0	3.1	4.8	11.1	4.1	2.0	4.1	2.0	1.0	12.6	5.8	1.0	3.1
99年	3.8	2.5	4.4	3.4	2.6	11.9	4.0	2.2	3.1	3.2	1.1	11.7	6.0	1.0	2.9
2000年	3.7	2.9	4.0	4.1	3.2	11.1	3.3	2.6	2.6	3.7	2.5	10.9	7.5	3.2	2.6
2001年	1.7	4.4	4.1	4.1	3.4	10.5	1.3	4.5	2.0	0.8	2.5	10.8	3.5	2.7	2.6
2002年	0.7	3.6	-	-	3.6	-	-	3.5	2.3	-	-	-	-	2.1	-
2003年(EU予測値)	3.2	2.5	6.6	3.9	3.2	9.4	0.9	2.8	4.3	2.0	1.4	6.8	2.0	1.8	2.8
2001年 7～9月	1.0	4.1	4.0	4.4	3.8	10.0	1.1	-	1.9	0.6	2.5	11.5	-	-	2.4
10～12月	0.7	3.9	4.2	3.7	2.7	10.9	0.6	-	1.8	0.8	2.2	11.0	-	-	2.7
2002年 1～3月	1.2	3.3	4.5	4.3	4.0	10.9	0.1	-	2.2	0.3	2.7	10.8	-	-	2.9
4～6月	0.9	3.4	4.5	4.0	3.5	9.6	0.0	-	2.2	0.5	1.3	10.4	-	-	2.7
7～9月	-	3.6	5.1	3.4	3.5	9.5	0.5	-	2.3	0.9	1.3	11.9	-	-	2.9
10～12月	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	-	-	-	-	-
2001年 12月	-	3.7	-	-	3.0	-	-	4.4	-	-	2.2	10.8	-	1.7	2.7
2002年 1月	-	3.5	-	-	4.4	-	-	4.0	-	-	2.9	10.9	-	2.3	3.0
2月	-	3.2	-	-	3.4	-	-	3.8	-	-	2.6	10.8	-	2.3	2.9
3月	-	3.2	-	-	4.0	-	-	3.6	-	-	2.7	10.8	-	2.1	2.8
4月	-	3.6	-	-	3.8	-	-	3.6	-	-	1.8	10.5	-	2.2	2.7
5月	-	3.3	-	-	3.4	-	-	3.3	-	-	1.3	10.4	-	1.9	2.7
6月	-	3.4	-	-	3.3	-	-	3.4	-	-	0.9	10.4	-	1.7	2.6
7月	-	3.4	-	-	3.3	-	-	3.5	-	-	1.3	11.8	-	2.0	2.8
8月	-	3.7	-	-	3.5	-	-	3.3	-	-	1.3	12.0	-	1.8	2.9
9月	-	3.7	-	-	3.5	-	-	3.4	-	-	1.3	12.0	-	2.0	3.0
10月	-	4.0	-	-	3.7	-	-	3.4	-	-	1.3	11.9	-	2.2	3.2
11月	-	4.0	-	-	3.6	-	-	3.2	-	-	1.1	-	-	2.2	3.2
12月	-	4.0	-	-	3.4	-	-	3.2	-	-	1.4	-	-	2.2	-

(注) 1 実質GDP成長率は前年比および前年同期比。*は前期比、 は推定値。
 2 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比。
 3 英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)、失業率は失業保険申請ベース。
 4 ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、2000年まで半期(1月～6月、7月～12月)平均値、2001年より四半期ベース。
 5 ルクセンブルクの実質GDP成長率は、2001年1月より96年までさかのぼり計算方法が変更。

デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			スイス		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
3.0	1.9	5.2	10.8	1.5	9.8	1.6	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.5	1.3	4.9	8.8	2.4	7.4	3.9	0.9	7.2	2.9	0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
2.6	2.1	4.8	11.1	1.6	5.5	2.7	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.6	0.8	2.7
2.8	2.7	4.4	10.0	5.6	4.1	3.5	2.3	5.8	4.6	1.0	4.7	5.7	3.4	9.8	3.2	1.6	2.0
1.4	2.3	4.3	5.7	4.9	3.8	0.7	2.7	6.1	1.2	2.5	4.0	0.7	2.6	9.1	0.9	1.0	1.9
-	2.4	-	-	4.6	4.3	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.1	2.0	4.2	4.2	3.8	4.9	1.8	1.6	4.3	2.2	2.3	5.3	2.8	1.8	9.3	2.2	-	-
1.2	-	4.3	4.3	-	-	0.3	2.6	5.0	2.8	-	-	0.3	2.4	8.0	0.8	1.1	1.7
0.4	-	4.2	1.1	-	-	0.4	2.2	6.8	1.1	-	-	0.9	1.7	8.4	0.4	0.4	2.1
1.0	-	4.2	4.4	-	-	0.4	-	-	1.1	-	-	0.6	2.0	9.6	0.2	0.6	2.6
2.0	-	4.2	6.5	-	-	1.0	-	-	2.4	-	-	2.5	1.4	10.4	1.0	0.7	2.5
1.1	-	-	-	-	-	0.9	-	-	2.0	-	-	2.3	1.4	8.0	1.3	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	-	-	-	-
-	2.1	4.3	-	4.2	4.0	-	1.9	8.0	-	2.9	3.6	-	1.6	8.1	-	0.3	2.4
-	2.5	4.3	-	4.9	4.2	-	2.1	8.9	-	2.9	4.4	-	2.3	9.9	-	0.5	2.6
-	2.4	4.3	-	4.7	4.3	-	1.9	8.5	-	2.8	4.0	-	1.8	9.4	-	0.7	2.6
-	2.5	4.3	-	4.8	4.4	-	1.9	7.4	-	2.9	3.8	-	1.8	9.5	-	0.5	2.6
-	2.3	4.4	-	4.8	4.2	-	1.8	6.9	-	2.5	3.8	-	1.8	10.4	-	1.1	2.5
-	1.9	4.4	-	4.7	4.3	-	1.9	6.2	-	2.0	3.4	-	1.3	11.9	-	0.6	2.5
-	2.2	4.5	-	4.4	4.4	-	1.7	5.7	-	2.0	4.0	-	1.1	9.0	-	0.3	2.5
-	2.2	4.5	-	4.2	4.4	-	1.6	5.6	-	2.2	4.3	-	1.7	7.8	-	0.1	2.6
-	2.4	4.6	-	4.5	4.4	-	1.9	5.8	-	2.0	4.1	-	1.4	8.1	-	0.5	2.7
-	2.5	4.6	-	4.5	4.3	-	1.6	5.9	-	1.9	4.2	-	1.0	8.1	-	0.5	2.8
-	2.7	4.7	-	4.6	4.3	-	1.7	6.3	-	2.5	3.7	-	1.5	8.5	-	1.2	3.0
-	2.8	-	-	4.8	4.4	-	1.7	7.0	-	2.3	3.9	-	1.6	8.2	-	0.9	3.3
-	2.6	-	-	5.0	4.4	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	0.9	3.6

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チェコ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
4.7	2.6	4.1	4.6	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	6.9	154.8	8.9
2.4	2.2	3.2	5.3	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	5.4	59.1	10.3
1.1	2.3	3.2	3.6	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.5	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	3.2	45.9	11.8
2.4	3.1	3.4	5.5	5.0	1.3	4.0	10.1	15.0	3.3	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
1.4	3.0	3.6	3.6	6.7	1.4	1.1	5.5	17.4	3.3	4.7	8.9	3.8	9.2	5.7	5.3	30.3	8.6
1.1	1.3	3.9	0.25	5.2	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7	17.8	8.1
2.6	-	-	2.2	-	-	3.2	2.5	18.3	3.2	1.9	8.8	4.5	4.3	5.9	4.6	15.2	7.4
1.8	2.6	3.6	-	7.7	1.1	0.8	4.9	16.3	3.5	-	-	3.7	8.7	5.6	-	-	-
1.7	2.0	3.3	-	8.2	1.5	0.2	3.7	17.5	3.2	-	-	3.3	7.2	5.6	-	-	-
1.9	1.1	3.7	-	9.0	2.6	0.5	3.4	18.2	3.6	-	-	2.9	6.2	5.8	-	-	-
4.7	0.4	3.8	-	6.1	2.5	0.8	2.1	17.4	2.5	-	-	3.1	5.5	5.6	-	-	-
1.0	1.5	3.7	-	3.5	2.2	1.6	1.3	17.6	2.7	-	-	3.5	4.6	5.9	-	-	-
-	2.2	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2.1	3.6	-	8.6	1.9	-	3.6	17.4	-	4.1	8.9	-	6.8	5.4	-	30.3	8.6
-	1.3	3.6	-	9.4	2.4	-	3.4	18.0	-	3.7	9.4	-	6.6	-	-	28.6	12.4
-	0.8	3.8	-	8.9	2.6	-	3.5	18.1	-	3.9	9.3	-	6.2	-	-	27.2	13.2
-	1.0	3.7	-	8.7	2.7	-	3.3	18.1	-	3.7	9.1	-	5.9	-	-	25.1	13.0
-	0.5	3.8	-	7.5	2.6	-	3.0	17.8	-	3.2	8.8	-	6.1	-	-	24.2	11.1
-	0.4	3.8	-	5.9	2.5	-	1.9	17.2	-	2.5	8.6	-	5.6	-	-	24.5	10.2
-	0.4	3.7	-	4.8	2.3	-	1.6	17.3	-	1.2	8.7	-	4.8	-	-	24.0	9.6
-	1.6	3.7	-	4.1	2.3	-	1.3	17.4	-	0.6	9.2	-	4.6	-	-	23.0	9.0
-	1.4	3.8	-	3.2	2.2	-	1.2	17.4	-	0.6	9.4	-	4.5	-	-	21.3	8.5
-	1.4	3.6	-	3.1	2.2	-	1.3	17.6	-	0.8	9.4	-	4.6	-	-	19.7	8.2
-	1.8	3.7	-	2.9	-	-	1.1	17.5	-	0.6	9.3	-	4.9	-	-	18.8	8.0
-	2.1	3.9	-	2.4	3.2	-	0.9	17.8	-	0.5	9.3	-	4.8	-	-	18.6	8.1
-	2.8	-	-	2.0	-	-	-	-	-	0.6	9.8	-	-	-	-	17.8	8.1

(注)6 デンマークはEU基準。

7 アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀から中央統計局の統計値に変更。

8 ドイツのGDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

資料：各国統計による。2002・2003年の年データは欧州委員会経済・金融総局“Economic Forecasts Autumn 2002”による予測値。

中・東欧三二情報

《換金事情》

ポーランド

両替所「カントル」が普及

都市部では、街中に政府公認の両替所「KANTOR（カントル）」が点在している。たいてい「KANTOR」や「EXCHANGE」と大きく表示してあるため見つけやすい。換金レートはホテルや空港より良く、手数料は取られない。また、24時間営業の店舗もあり、旅行者や外国人ビジネスマンにとって便利である。カントルが普及しているためか、銀行での両替業務はあまり発達しておらず、街中には換金業務を行う銀行の窓口も見当たらない。

カントルでは、米ドル、ユーロはもちろん、そのほかの欧州諸国の通貨にも換金できる。旧

ソ連諸国の通貨も取り扱っているところが多い。日本円を扱っているカントルは少ないが、例えば日系企業が多く入居しているワルシャワのLIMセンター（マリオットホテルの上層階を占めるビジネスセンター。住所：Al.Jerozolimskie 65/79）のカントルであれば、日本円を扱っている。

社会主義時代や市場経済移行直後のように外貨を蓄えておく必要が薄まったこと、海外旅行の際にクレジットカード払いが一般的になってきたことから、市民の換金の機会は減っている。このため、カントルの数は年々減少しつつある。2001年には3,728店舗あったが、2002年はそのうち100店舗以上が姿を消した。

チェコ

両替はレートを見て使い分け

チェコ・コルナ(CZK)は、5,000、2,000、1,000、500、200、100、50コルナの紙幣、および50、20、10、5、2、1コルナの硬貨が流通している。このほかコルナの10分の1の単位であるハレーシュ(ha)硬貨も、50、20、10haがあるが、20、10ha硬貨は2003年6月に姿を消す。1コルナは約4円である。

数年前まで両替は銀行でというのが定番であったが、現在は街中の両替屋の手数料が下がり、レートもかなりよくなっている。中には銀行で替えるより有利なところもある。また、両替屋は営業時間も銀行より長く、土日・祝日も

開いているところが多いので便利。ホテル、デパート、商店等はレートが悪いので避けたほうがよい。

コルナへの両替は、米ドル、ユーロで持ち込むのが一般的。円も大方問題なく両替できるが、円のT/Cは法外な手数料を取られることが多い。最近ではコルナの外貨への両替もどこでも問題なくできるようになった。ただし、円への両替は円の流通量が安定していないため、希望の金額が両替できないこともある。

一方、クレジットカードは大手のものであれば、外国人が多く出入りするような店ではたいてい通用し、JCBも大抵使えるようになった。

ハンガリー

お薦めは街中の換金所

ハンガリーでは、2001年6月に為替管理制度が自由化された。しかし、換金業務は商業銀行とその系列の代理店に限定されているので、道で言い寄ってくる人と換金をすると違法行為となる。

ホテルでもフォリントへの換金はできるが、フォリントから他の通貨への換金ができないこと、手数料が5～6%と高いこと、換金レートが非常に悪いことがあるので、緊急の場合以外はお薦めしない。

市内の銀行であればどこでも換金業務を行っ

ているが、一回の取引が30万フォリント（約15万円）を超える場合には、身分を証明する必要がある。

お薦めは、街中の銀行系列の換金所である。系列銀行と同じレートで換金でき、ほとんどの場合、手数料はとられない。銀行により換金レートが違うことはある。また、換金所で働く人は、外国語の習得を含めた換金業務の訓練を受けているので、コミュニケーションの面でも安心できる。

ブダペスト市内であれば、日本円の換金も可能である。

ルーマニア

最近ユーロが人気

ルーマニアでは、主要基軸通貨への両替が可能だが、一般にドルとユーロへの両替が好まれている。これまでは圧倒的にドルが多かったものの、最近ユーロの人気が高まっている。ユーロ、ドル以外の外貨にはほとんど交換されていない。日本円の両替が可能な銀行は限られている。

中央銀行は週に5日、国内通貨レイの為替レートを発表している。ルーマニアは2007年にEU加盟を目指していることから、交換レートの基本になっているのはユーロである。なお、交換レートは中央銀行のウェブサイト (http://www.bnro.ro/def_en.htm) で公表され

ており、1月23日現在、1ユーロ = 35,859レイ、1ドル = 33,351レイである。

換金場所は、銀行、公認の両替所、ホテル、空港などである。交換レートが良いのは、銀行、両替所、ホテル、空港の順であるが、大きな差はない。街の両替所は毎日レートが変わり、両替所間でも若干の差がある。

ルーマニアでは交換手数料を取らないところが多い。銀行、ホテル、空港の場合は手数料が不要である。両替所も多くは手数料を取らないが、最近手数料を取るところも出てきた。手数料は1～2%から6～8%と両替所によって大きく異なる。

T/Cを換金できるのは銀行のみで、交換レートも悪く、手数料も取られる。

ブルガリア

両替商での交換が有利

ブルガリアの通貨レバはユーロとの交換レートが固定されている（1ユーロ = 1.95583レバ）。ブルガリアでは、2002年にエネルギー価格が4割も引き上げられたにもかかわらず、消費者物価上昇率が5.8%と比較的安定しているのはこのためだ。

ユーロ圏に接する中・東欧諸国の国境の町では、ユーロでの支払いが可能というのはよく見られる光景だが、ソフィア市内でユーロや米ドルで支払いをしようとしても、一般的には断られることが多い。筆者も夜、ホテル横の中華料理店でユーロでの支払いを断られ、夜中に隣のホテルに駆け込んでレバに交換してもらった経

験がある。

このようにブルガリアでは、レバの信任が厚く、つまり、それだけ両替商が必要とされており、街中では多くの両替商を目にする。また空港やホテルでの交換率は悪いが、街の両替商ではほぼ固定レートに近い率で交換できる。

一方で、ホテルでの支払いはレバ建てとなっていることが多く、ホテルで支払いをユーロで行うと、固定レートよりも割以上不利になる場合もある。

ソフィア空港から市内までのタクシー代は4レバ程度なので、空港での両替は最小限にして、両替は市内の両替商で行うこと、また、金額の大きい支払いをホテルで行う場合は、事前に両替商で交換しておくことが勧められる。

各国通貨交換レート

2003年2月3日現在

	国・地域名	通貨	略号 (ISO通貨 コード)	交換レート		
				1米ドル当たり 現地通貨	1ユーロ当たり 現地通貨	1現地通貨 当たり円
西 欧	ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	0.93	-	128.75
	英 国	英国ポンド	GBP	0.61	0.65	197.15
	ス イ ス	スイス・フラン	CHF	1.37	1.47	87.70
	デンマーク	デンマーク・クローネ	DKK	6.93	7.44	17.31
	スウェーデン	スウェーデン・クローナ	SEK	8.61	9.25	13.93
	ノルウェー	ノルウェー・クローネ	NOK	6.95	7.46	17.26
	アイスランド	アイスランド・クローナ	ISK	77.49	83.18	1.55
中 ・ 東 欧	ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	3.82	4.11	31.36
	チェコ	チェコ・コルナ	CZK	29.32	31.48	4.09
	スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	38.85	41.71	3.09
	ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	227.33	244.04	0.53
	ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	33,120.0	35,554.3	0.36 (100ROL当たり)
	ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGL	1.82	1.96	65.84

注：1) ユーロ圏12カ国は、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ポルトガル、アイルランド、オーストリア、フィンランド、ギリシャ

2) 小数点第2位以下で四捨五入（ルーマニアを除く）。

出所：フィナンシャル・タイムズ紙のウェブサイト“FT.com”による2月3日時点のレート。

<http://www.marketprices.ft.com/markets/currencies/ab>

<http://mwprices.ft.com/custom/ft-com/currency.asp>

JETRO ユーロトレンド

2003年3月号（NO.57） 2003年2月25日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課

〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。

本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。